

# 金 光 教 學

金光教教學研究所紀要

40

2000

金 光 教 教 學 研 究 所



# 金光教学 —金光教教学研究紀要—

2000

No. 40

金光大神の社会へのまなざしと「理解」 —明治十一年五月一日のお知らせをめぐって— ……加藤 実……	1
教団草創期における教義表明の諸相 —佐藤範雄の主祭神表明の態度に注目して— ……北林 秀生……	33
金光大神の晩年における天地書附の意義と取次の姿勢 ……水野 照雄……	80
「癡者」の金光教 —教団の成り立ちへの問いかけとして— ……児山 真生……	111
<hr/>	
講話記録 近年の学問動向と物語論 —共同体の回復のために— ……宮本要太郎……	142
<hr/>	
平成11年度研究論文概要	152
紀要掲載論文検討会記録要旨	161
彙報—平成11.4.1～平成12.3.31—	164
(第33、35、39号正誤表 p176)	
紀要31～40号掲載論文・資料等一覧表	



# 金光大神の社会へのまなざしと「理解」

—明治十一年五月一日のお知らせをめぐって—

加藤 実

はじめに

明治十一年五月一日、金光大神は、神から次のようなお知らせを受けている。

五月朔日早々お知らせ。

一つ、日柄方角、不浄汚れ、毒断て毒養生、この三つこと、理解。お上、上々、親、この三つこと守り、そむかぬように説諭をいたし。(帳三—9)

右のお知らせでは、「日柄方角、不浄汚れ、毒断て毒養生」と「お上、上々、親」とが、それぞれ「三つこと」といったまとまりをなして示され、それらを「理解」、あるいは「説諭」することが指示されている。周知の通り、金光大神は、明治六年八月十九日に「願う氏子におかけを授け、理解申して聞かせ」るべく、神から「差し向け」るとのお知らせを受け、その後の生涯を、その使命の下に生きたと解釈されている。<sup>①</sup>金光大神が参拝者へ説いていった「理解」のうち、「日柄方角、不浄汚れ、毒断て毒養生」については、それら当時の禁忌観念から人々を解き放つべく、「理解」をした主な内容であったと考えられている。この禁忌観念に関わっては、安政六年には「不浄、汚れ、毒断てなし」(帳三

—11—3」とお知らせで指示されており、安政年間から、民俗信仰の禁忌觀念に囚われない立場が信仰的に獲得されていたことがわかる。また、「お上、上々、親」といった事柄に関しても、明治四年には「親大切、夫婦仲ように、内輪むつまじゅういたし候」(帳一五—12—1)といった家族関係の宥和を指示するお知らせを受けており、また、明治六年に戸長から布教を差し止められた時には、「私は、内々ではいたしません、お上様、お役場へご心配かけては相済みませんと、世話方へ申しおき」(寛二—6—2)という「お上」への態度を示している。これらの事柄は、あるときは、実権的な力を行使するものとしての秩序関係であったり、また、無意識的に及ぼされる秩序関係の象徴的な事柄であったりして、その秩序に対してむやみに逆らうことを戒める信仰の中身として押さえられてきたと思われる。

以上のように、冒頭のお知らせにおいて指示されている事柄は、金光大神の信仰においては、体系的に定まっているとまではいえないかも知れないが、それぞれ充分に信仰的に了解されていた内容を持ち、人々に説き聞かせてきたものと考えられる。だが、明治十一年に至って、「日柄方角、不浄汚れ、毒断て毒養生、この三つこと、理解」と「お上、上々、親、この三つこと守り、そむかぬように説諭をいたし」と、並列的に示されながらも、後者の事柄を強く念を押しすかのようにお知らせでは指示されている。このように改めて神から指示されるに至った背景として、ひとまずは、次のように考えることができるであろう。すなわち、金光大神の教えを受容する側の、教えを聞き受ける社会的な文脈が、安政六年と明治十一年では異なっており、「日柄方角、不浄汚れ、毒断て毒養生」と「お上、上々、親」とが並列して示されているように、参拝者へ「理解」を伝えていく上で、相互の関係が、何らかの形で問題となり、改めて従来の「理解」のあり方を見直す必要性が浮上したのではないかということである。

このような問題関心を発端に、以下の視角から考えていきたい。周知の通り、維新以後、明治政府は近代国家を創出するために、民衆一人一人を「国民」として自覚させ、国家とのつながりを築かせるために、政治社会制度の改革のみならず、風俗改良、宗教制度の改変など人々の精神文化へも介入していった。その改革の趣旨が人々の生活の細部にまで浸透していき、文明開化の基調が人々の心を捉えつつあったのが、冒頭のお知らせが示された明治十一年前後の時代

状況である。<sup>③</sup>なかでも「日柄方角、不浄汚れ、毒断て毒養生」といった禁忌観念は、合理主義的な観点から否定されていた。また、政府は、国民教化のために、明治五年、教導職制を成立させて、大教宣布運動を推し進め、その結果、無資格者の宗教活動が取り締まられることになり、殊に警察制度の整備と相俟って、金光大神広前にも厳しい規制が及ぶことになった。このように、時期的には、金光大神が自らの信仰過程において獲得してきた神の教えと、時代思潮、あるいは国民道徳として宣布される内容とが、近い内容をもって向かい合い始めていた。

では、神の教えによって、「日柄方角」など禁忌観念に囚われることの不要性を人々に教示し続けてきた金光大神にとって、冒頭のお知らせは、いかなる意味を問いかけるものとして、受けとめられたのであろうか。ここにおいて、注目されるのは、国民国家が形成されていく中で、国民道徳、社会的価値の相貌が明らかになってくることと、金光大神の教えが一見符合しつつも、そこには「守り」「そむかぬように」という言葉の持つニュアンスから察せられるように、それは結果的な符合であっても、なにかしかの距離を有し、社会的価値とは同一に考えることはできない、信仰的に独自の価値確認の必要性が迫られていたということである。そして、このような促しは、「理解」や「説論」をする上で、金光大神にどのような態度を要請することとなったのだろうか。

以上のような問いを軸に、まず、一章では、冒頭のお知らせが、明治十一年に下った背景と理由について、具体的な開化政策によって日柄方角等の禁忌観念が否定されていくことと、日柄方角を見ることを不要とする金光大神の教えとが交錯する状況、さらには国家施策の進行と布教状況の問題から窺う。次に二章では、そのような状況下で金光大神に把握された信仰内実を、明治六年八月十九日のお知らせで神から示された「金神の地所」の理ことわりに照らし合わせながら考察していく。というのも、日柄方角等に関わるお知らせの内容が、この「金神の地所」の理と関わっていると思われる。従って、改めて日柄方角などについて「理解」がされていく際に確認された基軸が明らかになると考えるからである。

そして三章では、一、二章の考察を踏まえ、明治十一年五月一日のお知らせの持つ意味合いを明らかにしつつ、状況の中で「理解」、あるいは「説論」することが、金光大神に対して、どういう意味合いを有して問いかけられるものであっ

たのかを考察していきたい。

なお、『金光教典』所収の「金光大神御覚書」「お知らせ事覚帳」「金光大神御理解集」(以下、覚、帳、理と略記)からの引用箇所は、章(「御理解集」の場合は、分類・伝承者名へ伝承者名は教典略号表に従った)・節・項番号をもって示した。その他の資料引用に際しては、適宜旧字体を新字体に改めた。理解伝承者の金光大神広前への初参拜年については、『金光教典 人物誌』に依拠した。

また、年月日については、基本的には「お知らせ事覚帳」に使われている旧暦で表記するが、明治六年改暦以降の法令の発令日などは新暦で表記することをあらかじめ断っておく。

## 一、開化思潮と金光大神広前への規制

本章では、まず明治維新以後、文明開化の思潮によって、民俗信仰の禁忌観念が否定されていく様相を概観し、その様相を金光大神がどのように受けとめたかについて考察していきたい。

明治政府は、維新以後、旧幕藩体制を解体し「殖産興業・富国強兵」をスローガンに、資本主義を発展、定着させて、欧米列強に対抗する近代国家を建設するために、西洋文明摂取の方針を打ち出し、さまざまな改革を矢継ぎ早に断行した。特に、中央集権化をはかるために、廃藩置県が行われた明治四年以降、営業の自由、私的所有権の確立、私権領域への国家の不介入、四民平等、一元的な法支配、愛国心の涵養などの目的を持った諸政策を推し進めている。また、制度上の改革と同時に、開化を妨げる俗信陋習として、若者組、節句、念仏講、神寄せによる託宣、門松、入れ墨などの伝統的な民俗慣行が禁圧されていき、「日柄方角、不浄汚れ、毒断て毒養生」に関わる民俗的な禁忌観念も、開化を妨げる旧習として否定された。とりわけ、明治五年改暦の詔書に伴って布告された「曆本に歳徳・金神・日の善悪等の不稽の説を記載出版するを禁ずる件」<sup>⑥</sup>に基づいて、「日柄方位」説は無根拠な迷信として退けられ、金神も全くの荒唐無

稽の邪神として否定された。また、僧侶の肉食妻帯を許すなど「不浄汚れ」の忌みを否定する布告も相次いで出され、なかでも、「不浄」の行為と観念されていた肉食は、同年、天皇が初めて牛肉料理を食して以来、そのことが、宣伝効果をもたらし、人々の間に普及していった。そして、ほうそうなど疫病や産後に行われていた毒断などの食物禁忌も否定されていった。<sup>⑨</sup>このように「日柄方角、不浄汚れ、毒断て毒養生」に関わる民俗信仰の禁忌観念は、明治維新以後、開化を妨げるものとして否定されていったのである。

一方、「はじめに」でも述べたように、金光大神は、安政・文久年間には、「日柄方角、不浄汚れ、毒断て毒養生」に関わる禁忌観念を否定する指示を神から受けていた。安政六年五月に、子女のほうそう罹患における祇園宮をまつる神事を行った際には、「此方には、笹振りの不浄、汚れ、毒断てということなし」(覚七—八—9)とのお知らせを受け、その後、産穢を忌避することや、文久元年の東長屋建てかえに際しては、当時忌み嫌われた「二間に四間」という構造での建築が指示され、「此方のは何月何日ということなし、職先せれば行くがよし。いつなりとも、其方の勝手しだい、こしらえできしだいに建ててよし」(覚一〇—三—2)と日柄を見ることを不要とするお知らせも受けていた。

そして、金光大神は、参拝者へも日柄方角を見ることに関わって、「理解」を行っていたが、次にその内容について窺っておこう。例えば、金光大神は、元治元年の春、妻の「血の道」の平癒祈願に参拝した山本徳次郎(定次郎の父)に対して、次のような「理解」をしたと伝えられている。

その方の家にはご無礼しておる。家は南向き、戌亥に蔵、西に長屋、東に立ち上がり(がけ)あり、家の上に折れ回りになっておる。この折れ回り角に大便所あり、この陰で不浄の洗い物をしておる。この方角へ、この度、後産を三か所へ埋めかえておる。とにかく、曆を見て明き方という金神の留守をねろうておるが、例えにも、隣三軒は京都におる子にかえなという。一の隣でも、留守をねろうておると、つまらんようなことができる。今より金神頼むと心を改め、今より信心すれば、病人全快いたす(理一山定一—2—3)

右の「理解」の内容で注目しておきたいのは、金光大神が方位信仰や淨穢観を全くは否定していないことである。曆本に記載されている日柄方角の吉凶を見、金神の遊行している凶方や凶日を避けて、「後塵」等の不淨物を地中に埋めるといふことは、災い不幸を避けるために、当時、一般化されていた行為である。このような「日柄方位」説を遵守することに對して、金光大神は、明き方を選んで不淨物を埋める行為が、神の留守をねらう行為であると戒めている。そして、心を改めて、金神に祈願することを促している。「隣三軒は京都におる子にかえな」とは、遠くの親戚より近くの他人と同義のことわざであるが、それは普段金神への信仰を厚くしておき、いざという時には頼りにすべきであるとの譬えとして教えられている。

このように、当時の人々の心の奥深くに「日柄方位」説が浸透しており、しかも日柄方角を見て、その法則に従い行動することが、習慣となっており、その見方も固定化している実状を踏まえ、そうであるからこそ、金光大神は「理解」を人々にしていく上で、「日柄方位」説を否定するのではなく、「金神頼む」というそもそも人間が基づくべき規範を示し、その対処を教えていたのである。つまり、金光大神は、参拝者らに日柄方角を見ることよりも、金神への祈願を行い、その加護を受けることを説き、そして日柄方角を見ることは、神の留守をねらう行為であると指弾して、慣習に囚われない神の实在感を喚起させる教示を行っていたといえよう。但し、その一方で、政府の開化政策によって「日柄方位」説が全くの迷信として否定されていくが、この否定は、日柄方角を見る必要のないという点から見れば、金光大神の教えと、その方向性とは、符合していくものであった。

では、自らの信仰歷程において了解した、日柄方角を見るのが、かえって神への無礼になっているという信仰確認に立脚して、日柄方角を見ることの不要性を人々へも教え伝えてきた金光大神にとって、禁忌観念の否定という面での時代思潮との符合が、どのような意味合いを投げ返してくるものとして受けとめられたのであろうか。その一面を金光大神が、明治七、八年頃に参拝した鳩谷古市に語った次の「理解」から窺う。

汚れ不浄ということも昔はあれど、ただいまにてはお廃しとなりました。西の方から江戸まで行っても、関所といふこともなし、また総門（外回りの門）といふこともなし。日本国はあけ放しとなり、お上よりご規則が変わりたから、金神様もご規則お変えなされ、日柄方角、汚れ不浄ということをお廃しとなりました。（理I鳩古1—9）

この「理解」では、「お上」の規則変更、つまり改曆に伴う「日柄方位」説などの否定に引き寄せて、その遊行する方角に、建築をしたり、不浄物を埋めたりすることを忌み嫌うと観念されていた金神の性格について、「日柄方角、汚れ不浄」を問わないとするその性格の転換が示されている。改曆の知らせを聞いた金光大神が、曆本を神前に供え、神に感謝したとの伝えとも併せて考えると、「お上」との連関によって、自らの教えの正当性が認められたことへの自負と時機を得たことを歓迎していると受けとめられよう。あるいは、肉食に否定的であった金光大神が、「今までは、四つ足は食わぬと教えたが、お上が食わるるようになったからは、これをとめるにおよばぬ」と、開化思潮の流れに伴って肉食を許容している姿もあった。このように、開化思潮によって示された禁忌観念否定の傾向にあって、「お上」との連関で自らの教えの確かさが補われもするように、一見すればその流れを許容している金光大神の態度が窺われることも事実である。

このように「日柄方位」説の束縛からの解放を、金光大神が人々に「理解」をしていく主要な内容であったと考えると、全く日柄方角を否定した開化思潮の方向性と符合することになる。だが、先に述べたように金光大神は、日柄方角を見るのが神を欺く行為であるとして戒め、むしろ金神への加護を祈願することを教示しており、その論理には、開化思潮と根本的な相違があった。それは、金神を全く邪神として否定するか、あるいは金神を新たな守護神として迎え入れるかの違いである。この点については、二章で、さらに考察するが、冒頭のお知らせにある「日柄方角、不浄汚れ、毒断て毒養生」については、金神の神性と深いつながりがあり、金光大神がこれらを「理解」していく上で、金神の神性を確認しておくことは、重要なことであったと考えられる。つまり、金神が邪神として否定されていく時代の流れに

あつて、「日柄方角、不浄汚れ、毒断て毒養生」を「理解」するにあたり、冒頭のお知らせ後半部に「お上、上々、親三つこと、守り」と同時に指示されていたということは、社会思潮と同じ方向性を持つ「理解」をしていく上で、その「理解」が拠り所としている論拠について、その相違点に注意を向けなくてはならないという神の警鐘ではなかったかと考えられるのである。

では、以下、そのことについて、「お上、上々、親、この三つこと、守り」と同時に指示されていることに注目して考察していきたい。

そこで、まず金光大神に「お上、上々、親」との内容が、どのようなこととして把握されていたのかについて、次に挙げる明治四年に著された『御道案内』<sup>⑧</sup>の記述箇所を参考にして考えてみたい。

お道信心の平生心得の第一には、一つ、御上様へ忠義を存じ奉り、ご法度を相守り、ご年貢さしつかえなきよう家業出精し、儉約を専らにし。儉約がお道肝要なり。(理Ⅲ道案6)

一つ、父母に仕え孝行にして、何によらず心配かけぬよう安心なさしめ、家内中、一家親族、眷族にいたるまでむつまじくし、世間には信義をもつて交わり。信は神、神は信の心なり。上を敬い下を哀れみ、困窮なるを救い、また信心の者にはなきはずなれども、もし悪しき人に出会い、不慮にけんか口論いたしかくることありとも、負けて退くべし。負けて勝つのお道なり。(理Ⅲ道案7)

右の記述には、「お上」への忠義、「親」への孝行、「世間」への信義、「人」への仁義といった当時の人々が共通に観念していた道徳項目が窺え、それらを守ることが信心の心得であると論されている。冒頭のお知らせでは、三つのまとめりとして示されていたことから、「お上、上々、親」とは、道徳的つながりで維持された社会秩序、規範の象

徴表現<sup>⑭</sup>であり、しかも信仰的に守るべき重要な事柄として金光大神にも信奉者にも把握されていたと考えられる。だが、『御道案内』にみられるように、信仰に裏打ちされて、社会秩序、規範を守ることは、明治十一年に「守り」と指示されるまでもなく、金光大神の信仰世界では、了解済みのことであつたと考えられる。

では、明治十一年前後に「理解」を人々に伝えていく上で、なぜ神伝後半に「お上、上々、親、三つこと、守り」と示されることになつていったのかを、明治十一年頃までの金光大神周辺での具体的な動きから考察していきたい。

明治政府は、開化政策を推し進める一方、神社社格制度の整備、神主職の世襲廃止と精選補任、また、雑宗を取り締まることなどの宗教政策を順次実施していった。なかでも、国民教化のために大教宣布運動が展開され、各宗派は自らの教義を布教することを大幅に制限されていた。<sup>⑮</sup> また、後述するように金光大神のような無資格の民間宗教者に対しては、さらに徹底した監視が及んだのである。金光大神は、従来の神官社家をすべて廃止するという小田県布達（明治五年十一月）<sup>⑯</sup>に基づき、明治六年一月二十二日には戸長川手堰から神勤差し止め・神前撤去を命じられた。その後、戸長の内済処置によつて再び神勤を許されたが、明治九年七月一日、行政区分の改編に伴い、金光大神の神勤行為を黙認していた川手堰が戸長職を解職され、金光大神の無資格による神勤活動が、改めて問題として表面化するに至つたのである。<sup>⑰</sup>

そして、八月二十九日、邏卒（警察官）が二名、金光大神広前を訪れ、「神のこと」（帳二〇―20）について尋問した。

この警察官の来訪は、金光大神の非合法的な神勤行為について、大谷村内での内済処置だけでは治めきれない事態を象徴的に示している。さらに、一週間後の九月七日に別の警察官二人が訪れ、明治九年四月五日に、旧小田県布達の内、岡山県布達に抵触する布達がすべて取り消されたことを根拠に、祭神の問題、無資格者の神勤行為の違法性を指摘し、医薬妨害の嫌疑で金光大神を取り調べている。<sup>⑱</sup> 続いて、十二日にも、警察官二人が訪れ、「供え物、初穂取るな」（帳二〇―24―1）と指示して帰っているが、同じく十二日の項には、次のような記述がみられる。

十二日、岡山願い書付下がり。氏子はよいと思い、神の喜ばんこと、と仰せられ。大神宮まつると申して願い、下がり。(帳二〇—23)

「岡山願い」とは、伝承によれば、金光大神の無資格の状況を打開するために、世話方らが、岡山県に対し布教公認を求めて提出した「敬神教育之義二付御願(以下、「敬神教育願」と略)の<sup>22)</sup>ことである。そして、その願書に対して県当局から「指令書」<sup>23)</sup>が下付されるが、「指令書」では、教導職に紛らわしい行為はしない、人々が混乱するような内容を説いてはいけないなどの条件が示され、「己レ一箇」の信心、信念を「説論」することに限定して許可された。<sup>24)</sup>この許可書を受けた後、さらに警察の監視は一層強まり、金光菽蒺は、玉島の三か所の役所に「指令書」についての説明を受けに赴いているが、その際も「指令書」に掲げてある条件を厳守するように強く指示された。

このような動きの中で、世話方らの布教合法化のための画策と「大神宮まつると申して願い」という天照皇大神を祭祀することを条件に、「敬神教育願」が許可されたことについて、「神の喜ばんこと」と不快感を表すお知らせを、金光大神は受けている。「大神宮まつる」という条件付きで布教が許されたことは、それまで表面化していなかった金光大神広前の祭神が、初めて問題として浮上してきたことを意味している。周知のように、祭神は由緒正しき「<sup>25)</sup>記紀神話」に連なる神々、あるいは天皇、皇族、忠臣の御霊でなければならなかった。当然、改暦と共に邪神として否定された金神を祭神としてまつることは許されるはずもなく、金光大神広前は、明治十一年八月、素盞鳴神社として県から認可されて以降、天照皇大神の掛け軸、素盞鳴神社の札をかけ、<sup>26)</sup>表向きは由緒正しい祭神を並べざるを得ない状況に追い込まれていった。また、「金神お廃し」(帳二—4—2)という役所の指示を受けて、「天地書附」の下付もできなくなつたのである。

明治六年に、戸長から布教を差し止められた時には、無資格者の神勤行為のみが問題となっていたが、明治九年六月二十四日のお知らせに「金神をどうなりともしてみい」(帳二〇—16—3)との神の強い怒りの言葉が発せられたことか

らも裏付けられるように、祭神のことが問題視された状況があり、また、神拝が禁止され、「説諭」のみが許されるなど布教形態にまで干渉が及んできたことは、金光大神広前の布教の上で、新たな困難な事態の到来を意味していた。

以上のことから、冒頭のお知らせにおいて、「日柄方角、不浄汚れ、毒断て毒養生」と「お上、上々、親」という二つの事柄が並べられて「理解」、あるいは「説諭」することが指示された背景としては、まず、二つの事柄に関わって、金光大神が従来説いてきた「理解」内容と時代思潮とが交錯しつつ、その根拠について対立する状況が生じてきたこと、そして、警察制度の整備と相俟って、開化を妨げる旧慣と見なされた邪神金神をまつる金光大神広前に、厳しい「お上」の迫りが寄せられ、「説諭」のみ許されるという厳しい状況に置かれつつあったことが考えられる。つまり、冒頭のお知らせは、それまででは意識されなかった、金光大神の許に強圧的に迫りくる時代思潮との関係、しかも神の教えと近い相貌を持った社会的価値観との関係を、人々に「理解」をしていく上で意識するように、とのお知らせであったと考えられる。

## 二、金神の神性と近代的衛生観念

前章では、開化思潮によって「日柄方位」説が否定されていくこととの相即関係で、金光大神が自らの教えの正当性を捉え直している一面を窺ったが、そのことは、逆に社会的規範の自明性の中に信仰が解消されてしまう回路ともなりかねなかつたことと裏腹であつたと思われる。時代状況的には、改暦に伴う「日柄方位」説の否定と同時に金神が邪神として見なされたが、それは、とりもなおさず金光大神が把握していた金神の守護性が消し去られることを意味していた。そのことが金光大神に迫りつつあつたときに開示されたのが、冒頭に掲げたお知らせであつたと考えられる。

金神の守護性について、例えば、一章で取り上げた山本徳次郎に対して、金光大神は次のように説いている。

神様に一心におすがりしていくがよい。方位方角に迷い、神様のご地内に忌み汚れなどと言って、ご無礼をしてはならない。ご地内にできた物をありがたくいただいたおれば、心配はない。(理Ⅱ山定1—6)

右の「理解」には、「方角」を見ること、あるいは「汚れ」を言い立てることを戒めることが教えられ、そして食物禁忌を相対化するような内容が示されており、これらの戒めと、「神様のご地内」という「地」に対する神聖性との間に関連性が窺われる。また、「日柄方角、不浄汚れ、毒断て毒養生」についての「理解」の内容を見ると、それぞれ三つの禁忌観念を不要とする信仰的な論拠として、「地」の何らかの働き、力のようなものが関係しているようである。

ところで、「地」と金神との関係が明確にお知らせと示されたのは、明治六年八月十九日のものにおいてである。同お知らせには、方角を巡る遊行神金神の姿ではなく、「神仏の宮寺社、氏子の家宅、みな金神の地所」と「地」を差配する神性が示され、その神性に照らして、日柄方角を見る人間の所業が「無礼」であると告げられていた。<sup>27</sup> これまでの先行成果では、「金神の地所」の意味は、人間生活を成り立たせている働きの象徴、あるいは生の拠り所として解釈されている。さらには、人間の難儀の原因として「前々の巡り合わせで難を受け」と示されており、その言葉の背後には、安政五年十二月二十四日のお知らせによって明らかにされた金光大神の養家川手家にまつわる「四つ足埋もり」との関係が論究されている。<sup>28</sup> つまり、同お知らせでは、川手家始祖からの「地」への無礼の積み重ねが、「前々の巡り合わせ」として噴出し、難儀の原因となっていることが明らかにされている。そして、そのことが、信仰的な意味として人間世界一般へと敷衍され、「金神の地所」の理を知らずに難儀に陥っている人々に「理解申して聞かせ」ることが、神から「差し向け」られた金光大神の使命であると確認されている。このお知らせ全体の意味合いについては、今後さらに追究されねばならないが、本稿では、明治六年のお知らせで開示された、「地」を差配し、人間の生活を支える金神の守護性が、「日柄方角、不浄汚れ、毒断て毒養生」に関わる「理解」の信仰的な根拠として把握され、それを人々に伝えていくことが金光大神に委ねられたことを確認しておきたい。

このような金神の守護性が明らかにされる一方で、明治六年前後には、「地」をめぐっての人々の意識に大きな変革をもたらす出来事が起きていた。明治五年二月には、「地所永代売買解禁」(太政官布告第五十号)が布告されており、土地売買の自由化が許された。近世農民の土地所有の根柢は、土地を開墾した先祖以来の家の系譜に連なるものであり、それゆえに自由に処分してはならないと觀念されていた。<sup>⑬</sup>そのことからすれば、農民と土地の結びつきを大きく揺るがせる出来事であった。さらに、明治六年七月に地租改正条例が發布され、旧来の農民保有地に私的所有権を認めて地券を発行し、金納による地租が課されることになった。このような土地に関わる改革は、農民だけでなく、誰でも土地所有が自由となる道を開いたが、一方で、一律的な土地所有の自由化は、一部資本家に土地が集積し、地主的な土地所有者を生み出すことになっていった。その背後で没落してゆく農民の姿が新たな難儀の相の現れとして金光大神には見据えられていたことが、先行成果では明らかにされている。このことは、人間生活の場であり、生の拠り所である「地」と人間との結びつきが希薄化していく様の一つの例として、金光大神に受けとめられていったのではないだろうか。

このような人間生活の場である「地」をめぐる新たな觀念が、近代移行期に伴って現れ出てくる状況下において、金光大神は、冒頭のお知らせを受ける。そのお知らせには、「日柄方角、不浄汚れ、毒断て毒養生、この三つこと、理解」と「お上、上々、親、三つこと守り」と並列として示されており、その意味合いは、近代移行期にあって、金神の守護性について「理解」していく上で、社会秩序、規範との関係を意識しなければならぬという指示であったと考えられる。だが、自らの教えと社会的価値が符合していく時代の流れがあり、社会的価値に信仰的価値が回収されてしまいかねない状況になりつつあった。既に、明治六年のお知らせでは、金光大神は金神の守護神性を教示され、「金神の地所」の理を「理解申して聞かせ」ることを使命として神から委ねられていた。その「理解」を人々に伝えていく過程において、冒頭のお知らせがあり、改めて「金神の地所」の理を「理解」として伝えていくための信仰確認が社会的価値との関係を視野に入れて求められたと考えられる。

それでは、「理解」を伝えていくにあたって、金光大神は、その確認をいかなるものとして受けとめ、神の指示を果

たしていこうとしたのだろうか。そのことについて、具体的な例として、コレラなど病氣と「地」との関わりを教える「理解」を取り上げて、以下考察していきたい。

近藤さん、広いことを教えてやられたのう。土をもって病を治すことを教えたかのう。それでは、神からも一つ教えておいてやろう。土でも水でも病が治るといえば、人間は薬の上におけるようなものじゃのう。(理Ⅰ近藤37)

病は地から起こるものである。四百四病のもととは冷えである。時として変更して、コレラ、赤痢ともなる。天地の四季が巡ってくる。季節が変わって病が出るのである。節句というのは、その四季の変わり目のことである。それをお上は廃止するなどと言う。(理Ⅱ市光12)

冒頭のお知らせを受けた翌明治十二年には、全国的にコレラが大流行し、甚大な被害が出て社会問題化していた。当時、コレラは、まだ病原菌が発見されておらず、伝染力が強く、死亡率の高いことで、人々に畏怖された病氣であった。政府は、その防疫と社会秩序の維持のために、「虎列刺病予防仮規則」(明治十二年)、「伝染病予防規則」(明治十三年)などの規則を公布し、避病院設置による隔離、消毒薬散布などの予防対策を強制的に行った。この時に実行された行政側の威圧的で強権的な態度と患者を隔離する「避病院」での扱いの酷烈さは、人々の反発を招き、全国各地でコレラ騒動が起きた。政府の強圧的なコレラ予防対策は、伝統的な医療観や死生観、あるいは人々がもつ民俗信仰の世界との間に葛藤を引き起こし、人々は、近代的な対策よりも、例えば、コレラ避けに靈験があるとされた木野山神社を勧請したり、「コレラ祭」を執り行い、平癒祈願を行った。金光大神広前でも、コレラに関する祈願が多くなり、明治十二年に大阪に布教した白神新一郎の広前には、コレラからの救済を求める人々があふれたと伝えられている。このように、人々はコレラ流行に言い知れぬ恐怖を覚え、その恐怖を癒すために神仏祈願したのである。

一方、政府の進めたコレラ予防では、避病院への隔離の他に、徹底した消毒薬の散布が行われたが、その近代医学の立場は、土地を「不潔」と見なす観点に立っているとされている<sup>④</sup>。このような「地」に対する新たな観念に当面して、またコレラ流行に苛まれる人々に直面して、金光大神は「理解」の処し方として、どのような信仰的基軸を示していたのであろうか。

近藤藤守（明治十四年初参拜）が伝えるような「理解」<sup>⑤</sup>は、衛生観念の普及と近代的医療制度の整備を急務としていた当局から見れば、解釈によつては極めて問題視される内容のものであろう。すなわち、土を患部につける、あるいは水を飲むことによつて病気を治癒させようとする行為は、全くの「迷信」であり、不衛生で愚かな行為に他ならなかったろう。しかしながら、金光大神は、明治十二年一月二十四日には、「医師、法人、方角のこと申すにおよばず。此方は氏子に信心の道教え、理解だけでよし」<sup>⑥</sup>（帳三三二）とのお知らせを受けており、さらに同年七月二十二日には、自らの病氣回復に関して「よそにはコレラと申す病氣はやり、みな心配いたし。此方には神様のおかげ受け」<sup>⑦</sup>（帳三三―17―4）と述べ、医師による病氣治療と、神のおかげを蒙り、病氣が癒されることとの違いを強調している。そのことは、近藤の伝えている「理解」に述べられている「人間は薬の上におけるようなもの」という教えに象徴されていると考えられる。その教えは、「地」が人間の生を支える場であるという明治六年のお知らせに開示された金神の守護神性に依るものであろう。しかしながら、一方で市村光五郎が伝える「理解」には、「病は地から起こる」と言明されており、コレラも「地」から生じるとされている。この教えと近藤の伝える「理解」と合わせて考えると、「地」は病氣を引き起こし、病氣を癒すという相反する性質を持つことになる。

では、「病は地から起こるもの」と「人間は薬の上におけるようなもの」との相反する教えについて、相互の関係をどのように考え、その関係をどのような意味合いを持つものとして、金光大神は「理解」をしたのだろうか。

市村の伝える「理解」には「天地の四季が巡ってくる。季節が変わって病が出るのである」という病因論が述べられている。先にもみたように金神は、時空を越えて遊行し、方角を循環している。また、金光大神は、神命により三十日

周期での、いわゆる「末暦」を付けているが、そのように時間も周期的に循環していく、あるいは、枯れかけた竹の中から新しい枝が伸びるように、生命がまた新しい生命を生み出すという循環構造を神から教えられている。<sup>④</sup>このようにみると、「天地の四季が巡ってくる」という言葉も、また循環的な時間の流れとして捉えられよう。陰陽五行説では、金神の性である「金気」は、万物が枯死に向かう「殺」であるが、その後、新たな生命を生み出す働きも同時に存在すると認識されていた。<sup>⑤</sup>万物を生み育むという「地」の神性了解は、<sup>⑥</sup>そのような陰陽道的了解の意味づけにも及び、金光大神には、金神が「創造—破壊—新生」という生命の循環を司ることさえなす神として捉えられていたのである。病を起すのも、病を癒すのも「地」によるという「理解」内容にみられる両義性も、生命の循環を司る「地」の神性の中的なことであろうと了解される。

だが、このような陰陽道的な了解を、金光大神が「理解」によって人々に知らしめるとしても、そのこと自体は、人々に神の力や威厳、人知の計り知れない闇と光との世界を伝えしめるに、陰陽道的世界が、金光大神自身を含め、当り前の如く当時の人々のイメージを充たしていたからにすぎない。

けれども、「地」に込められた神の働きの意味を「日柄方角、不浄汚れ、毒断て毒養生」に関わって、改めての確認が要請される中で、説き続けなければならない事柄として、金光大神は認知しなければならなかったといえよう。市村の伝える「理解」には、節句が廃止されたことへの批判が述べられているが、それは、暦の上での節句を復活させようとする主張ではなく、自然に感じられる四季の移り変わりに神の働きを見出すことに重点が置かれて説かれたのである。すなわち、金光大神の「理解」は、近代以前の神人関係に戻すことに主眼があるわけではなく、明治政府のコレラ対策が、循環構造を断ち切るということでは、陰陽道的了解を切り崩すものであり、「地」が病を引き起こし、病を癒すという把握を持った金光大神へ新たな認識を迫りくるものであったがゆえに、「地」の神性が持つ意味合いを、改めて把握した上で、語り出されなければならなかった。とすれば、明治六年のお知らせで開示された「金神の地所」の理は、「方角日柄ばかり見て」神へ無礼を犯し続けた人間への警鐘であったが、それは、未だ民俗的な「日柄方位」説を

相對化する信仰論理として開示されたに止まる過渡的なものであったとみるべきではないだろうか。

「金神の地所」の理を「理解」として人々へ語り出していく時に、その理を把握させることが神と人間との関係を成就させていく上において重要な事柄であった。しかしながら、近代移行期における社会的な価値変動に伴い、近代的な観点から金神が差配する「地」と人間との関係が遮断されていくにつれて、その解決も「理解」に付して説いていくことが、意識すべき問題として浮かび上がってきたと考えられる。それゆえに、「理解」内容が、冒頭のお知らせで「お上、上々、親」に象徴される社会秩序、規範にも応え得るものとして、これらを「守り」「そむかぬように」と「説論」することが、指示されたと考えられる。

信心さえ篤くしていたら、医者や薬の手の切れた時がおかげの受け時である。医者にはついておけ。それがお上の規則である。(理II石友?)

石田友助(明治十一年初参拜)が伝えた右の「理解」には、病氣などに際して、医師に掛かることを「お上」の規則として守ることが説諭され、社会秩序、規範との関係が意識されていることが窺われる。だが、「信心さえ篤くしていたら」という言葉には、信仰によって開かれた神の「おかげ」は、社会的価値観を越えていくものとしてあり、またその価値観は、「医者や薬の手の切れた時」という人知の限界としても金光大神には見据えられていたと考えられる。

### 三、「上下立つ」世界と「理解」の意義

本章では、一、二章の考察を踏まえ、金光大神が「理解」をしていく上で、同お知らせが持つ位置について、とりわけ、「お上、上々、親」などに象徴される社会秩序、規範との関係で考察していきたい。

金光大神は、明治六年八月十九日のお知らせにおいて、「願う氏子におかけを授け、理解申して聞かせ」ることを神から使命として与えられて以来、明治九年六月二十四日のお知らせにも「難渋な氏子助かること教え」(帳二〇―16―2)と指示されているように、布教困難な状況においても、教えを伝えていく姿勢の堅持を求められてきた。その過程において、冒頭のお知らせでは、「日柄方角、不浄汚れ、毒断て毒養生」についての教えが基づくべき金神の神性の再確認と共に、「お上、上々、親」に象徴されるような社会秩序、規範への注視が促されていた。明治十一年に至って、この二つのまとめりが同時に示されたのは、金光大神が「理解」をしていく上で、開化思潮の論理や国民道德の論理をも含め意識されて、人々に「理解」することが求められたからであると考えられる。それらのことから、「理解」を伝えていくことが、近代移行期の社会的価値変動の影響を受けつつも、その時代の人間の生活、処し方にまで及んで注視されており、再度「金神の地所」の意味とは何であったのかと、金光大神へ問いかけてきたお知らせの意図が浮かんでくる。

ところで、厳しい布教規制にあつて、金光大神は「お上へ忠義いたし、上ことそむかず」(帳二―2―2)と申し立て、指令書に従つて、「説諭だけいたし」(帳二―4―2)と許された範囲での活動に止める態度を示している。このような「お上」への態度は「御道案内」で明らかにされている基本的な信仰姿勢と受けとめられよう。だが、この態度は、神前撤去の時に示した、条件さえ整えば、戸長の言を受け入れ、神勤を再開する時に言明された「お上出ても、実意を立てぬき候」(帳一七―8―5)といった態度とは、微妙に異なり、ひたすら無条件に「お上」の言いつけを守っていく態度である。とすれば、明治九・十年における一連の出来事は、金光大神にとって、「お上」に対するあり方が問い直される契機となつたのではないかと思われる。

このことを考える手がかりとして、岡山県に提出した「敬神教育願」に注目してみたい。その内容を窺うと、教導職が説諭すべきものとして定められた「教則三条」<sup>④</sup>に準じて起案されていることがわかる。

信ノ心ヲ専務トシ、敬神愛國ノ旨ヲ奉戴シ、諸々ノ神明ヲ崇敬シ、上ハ政府ノ御布令ヲ守リ、下ハ衆人ニ接シ廉直和親、一家至睦スレバ、則、人タルノ道ナリ<sup>50</sup>（句点―引用者）

願書には、「説諭」すると約束した信心教育の内容が示されており、それは、「敬神愛國」の趣旨を体して、諸神を敬い、法令の遵守、隣人との親睦、家内での宥和というものであった。これらの項目は、先にみた『御道案内』に示された徳目と大きな差はない。しかしながら、「敬神教育願」の基礎となつてゐる「教則三条」の趣旨は、「敬神愛國」「天人人道」「皇上奉戴・朝旨遵守」を人々に周知させ、天皇とのつながりを制度的にも情緒的にも深めさせ、文明国の国民としての意識を植え付けさせようとするものであった。しかも天皇と国民とのつながりは、天照皇大神や「天子様」への人々の素朴な信仰感情を取り込んで結びあわされたのである。つまり、「敬神教育願」に説明されている内容は、「大神宮まつる」というような皇祖神天照皇大神への尊崇と天皇への忠節といった国民道徳とが結びつけられて語られており、『御道案内』で示されていた金神の加護の下に形成されている社会秩序とは、その認識の根底において大きな差異があることが窺われるのである。

では、神の守護性についての改めての確認が、「お上、上々、親」などに象徴される社会秩序、規範との関係において、金光大神が「理解」をしていく中で、どのように果たされていったのかを考察していきたい。

神様があつてお上ができたのである。それであるのに、お上ができたら、神様がお上の支配を受けることになる。

（理Ⅱ近藤48）

19 右の「理解」には、政府が目指した上からの、つまり天皇を頂点とした日本の支配秩序体制に対して、その枠組みを越え出た、天地金乃神の守護性から把握された視点が窺われる。但し、近藤藤守の伝える右の「理解」は、金光大神広

前あるいは出社布教者に対する圧迫状況が背景としてあり、その緊張関係を前提として神に対する「お上」の政治的尊大を問題にするべく語り出されたものであろう。その意味では、天地金乃神を中心にした秩序体系に基づけられながらも、「お上、上々、親」などに象徴される社会秩序、規範との緊張関係が強く意識されて語り出されているものと思われる。

また、同じく神の守護性と社会秩序をめぐって、次の山本定次郎が伝えている「理解」からは、右に述べたものとは、また異なる意味合いが窺えよう。

山にも種々の物ができ、川にもいろいろの魚がおる。海にも種々の魚がおる。これを漁師が取りて商人が売買し、何人にも、好きな物を買ひ求めて食い、体を丈夫にして国のために働くように天地の神様がお守りくだされてある。何でも世の中の実物に当たつて考えれば、しだいにありがたいことがわかる。(理I山定5—1)

明治政府が標榜する「敬神愛国」の趣旨は、皇祖神天照皇大神の恩恵と、天皇の慈恵によって「国民」の生命や生産の豊穰性が保証されるという神話的な「敬神愛国」論であった。それに対して、右の山本定次郎(明治九年初参拜)が伝えている「理解」には、素朴な語り口ながら、天地金乃神の守護性を言い表し、その守護の中での人間の生活のあり方が示されて、「国のために働く」ことが説かれている。このような「理解」の中にも、「国のために働くように天地の神様がお守りくだされ」ているという「敬神愛国」の影が現れている。先にみた近藤の「理解」では、具体的な布教圧迫状況に対しての「お上」との緊張関係が、強く意識されて語り出されていることを窺ったが、一方、山本の「理解」では、「お国のため」という言葉が、「民」の立場で自然に語り出され、社会秩序との調和が説かれている。ここに取上げた二つの「理解」に語られている「お上」への認識は、一つには、「お上」との対峙の姿勢が窺われ、もう一つには「お上」との融和が説かれており、一見矛盾しているようにみえる。しかしながら、その違いは、それぞれの場面

での社会的価値が、金光大神の信仰的価値から見てどのように意識され、その意識から抽出された信仰の発露のあり方が反映されていると考えるべきではないだろうか。

そこで次に、このような様々な場面での「お上、上々、親」への注視の内実について考察を進めたい。  
明治十年に、金光大神は、次のようなお知らせを受けている。

二月二十五日、一つ、早々お知らせ。火船（汽船）、電信機速し。上下立ち繁栄。神国立ち行き無事長久。

（帳二一六）

右のお知らせにある「火船」、「電信」ともに開化の象徴である。「速し」という開化がもたらした恩恵が、「上下」つまり日本の社会全体の繁栄を導くというお知らせである。これまで、金光大神は、文明開化に対して鋭い批判の目を向けてきたことが明らかにされているが、しかしながら、文明開化によって、国家が繁栄していく姿も一方では見据えられており、しかも「神国立ち行き無事長久」とその安泰の永続性が希求されている。これまでの文明開化思潮を金光大神が批判的に捉えたという解釈だけでは、社会的価値への対抗軸として、信仰的価値が存在することになり、それは、かえって信仰的価値の矮小化につながるものになる。むしろ、金光大神に求められようとしていたのは、社会的価値観の変動やその結果に対して、批判的な「理解」をしていくことではなく、陰陽道的了解に対する「金神の地所」が示されたように、近代移行期にあつては古い言葉となりつつあつても、新しい意味を再生し、「理解」していくことではなかつたのだろうか。それゆえに、社会的価値の言語と金光大神の言語が交錯しても、金光大神の説こうとしている信仰的価値は、常に社会的価値を超えていき、そこに埋没することもなかつたと考えられるのである。

また、明治十一年五月一日のお知らせの後、明治十二年九月二十四日のお知らせでは、人間社会の秩序のみならず、神仏をも含めた世界像が、「理解」を通じて世に伝えられていくことが求められている。

生神金光大神、天地乃神は、お上、神ほとけ、人民、上下立ち行くように理解申して聞かせ、お知らせあり。

(帳二三―23―5)

「上下立ち行く」とは、明治六年のお知らせにある、「願う氏子におかけを授け、理解申して聞かせ、末々まで繁盛いたすこと、氏子ありての神、神ありての氏子、上下立つようにいたし候」というお知らせの趣旨に照らして考えると、第一義には、神と人が共に立ち行くとの意味であろう。だが、従来は、明治六年のお知らせを出社らへ向けての布教の拠り所を示したものと解釈する立場から、「上下立ち行く」は天皇を中心とした政府、行政機構つまり「上」から、被治者つまり「下」までの社会秩序が整うとの意味でも解釈されている。

数人連れで参詣した時、その中の一人が、税金を納めるのに困ると申しあげたところ、「たとえて言えば、戸長役場や郡役所は手足で、警察署は鼻、裁判所は目、県庁は耳、大蔵省は口のようなもの。その口に税金というものが納まらぬ時は、四分板張った戸一枚で寝てはおられまい。どこの太郎やら次郎やらわからぬようになるぞ」とみ教えくださった。(理Ⅱ桂松?)

右の「理解」を伝えた桂松平は、明治十六年に初参拝している。この時期は、明治十四年のいわゆる松方デフレ政策以降、増税となり、人々の生活は困窮を極めていた頃である。だが、金光大神は、納税の義務を果たすことを強調している。その意味合いは、行政各機関がからだの器官に例えられ、「四分板張った戸一枚で寝てはおられまい」あるいは「どこの太郎やら次郎やらわからぬようになる」に表明されているように、一人一人が社会的な義務、責任を果たすことが秩序の混乱を防ぎ、社会を形成していくことにある。この「理解」には、信仰的な意味合いがはつきりとは示されていないが、このような「理解」をしている背景には、「お上、上々、親、この三つこと守り、そむかぬように説いたし」というお知らせの趣旨が反映され、守られていると思われる。

しかしながら、以上みてきたような考察からすれば、さらに次のような点での金光大神の「お上」との関係のあり方について、新たな意味が付与されることになる。それは、桂へ説いているような「理解」の処し方は、「上」から一元的に秩序を形成していくことを宣伝するものでなく、山本が伝えた素朴な「お国のため」といった「民」の立場の信仰に支えられての、つまり金光大神の許を訪れる参拝者への「理解」を通しての、「上下立つ」世界が創建されていくことを願うことであり、やがては、その「理解」の心が社会全体に広がって行き、日本の社会全体が繁栄に導かれることを期待するものであつたらう。

それでは、冒頭のお知らせは、金光大神にどのような問題を投げかけてきたのであろうか。自らの信仰体験から得てきた「日柄方角」など民俗信仰の禁忌観念に囚われることの不要性が、文明開化といった時代思潮と符合していくことは、金光大神にとつては初めての経験であつた。これまでのように、民俗信仰の禁忌観念の相対化を人々へ「理解」していったが、教えと時代思潮が符合していくという新たな局面にあつて、「理解」を伝えていく上での、社会秩序、規範への注視が促された。その促しは、たとえ「理解」の言葉が、社会的価値に近しいものであつたとしても、信仰によって開示された神の世界の豊かさは、社会的価値を凌駕していくものとして、金光大神には感得されていったのではないだろうか。

そのような意味では、冒頭のお知らせは、それまでには経験し得なかつた、信仰的価値が社会的価値と符合していく状況を金光大神に気づかせ、「理解」を伝えていく上では、社会的価値との間で葛藤し揺るがされる経験をしたが、人々に「理解申して聞かせ」る使命を導く新たな指示であつたという点で、一つの画期となつたお知らせであらうと考えられる。

## おわりに

本稿では、明治維新以後「文明開化」の時代思潮とそれを普及啓蒙していく諸改革の施行の影響が、大谷村など末端にまで浸透してきた明治十一年頃の社会状況と金光大神の信仰との関係を窺ってきた。さらには、日柄方角をみることの不要性など民俗信仰の禁忌観念を相対化することを人々に教示し続けてきた金光大神にとって、このお知らせは、いかなる意味合いを問いかけるものとして、受けとめられたのかについても考えてきた。

時代的にみると、国民国家が形成されていく中で、国民道徳、社会的価値観の相貌が明らかになってくることと、日柄方角を見ることの不要性を説く金光大神の教えが、改暦に伴って示された「日柄方位」説の否定と符合していくことに直面させられた時期であった。また、明治政府の宗教政策によって、布教活動が大幅に規制され、警察の監視も強まるといふ布教困難な状況に直面し、金光大神は「理解申して聞かせ」る道を顕現する使命の実現を模索していく過程を歩まされていた。その過程の中で、金光大神は、冒頭のお知らせを受け、「日柄方角」など「三つこと、理解」に関わって「地」の神性の改めての確認が求められることになった。金光大神の教えの方向性と時代思潮とが接近・交錯する状況にあつて、より厳然たる信仰確認が神から求められた、ということである。

また、同時にお知らせによって、社会的価値観へ信仰の論理が取り込まれることなく、改めて社会秩序の枠組みの中の理も、信仰確認として極めて重要な事柄ではあつたが、近代移行期では、さらに近代的価値との関係をも視野に入れなければならないことが、冒頭のお知らせの指示には、含み込まれていた。それは、「お上、上々、親」に象徴される社会秩序、規範との関わりを意識して、「理解」内容を意識しなければならぬということであつた。このような「理解」の処し方は、金光大神の許を訪れる参拝者への「理解」を通して、「上下立つ」世界が創建されていき、それがやがては、日本の社会全体の繁栄に結びついていくことを期待する姿勢であつたらう。

さて、今日、現代社会への積極的な布教展開が望まれているが、信仰的価値と社会的価値との差異は、教祖時代以上になくなりつつあると思われる。そして急激な社会の価値変動に目を奪われすぎて、社会の用意した枠組みを吟味すべき信仰の根源を希求する努力がおざなりになれば、社会的価値観と迎合してしまい、真に時代が要求している救済の求めに応じることができないし、またその力も生まれてこなくなるのでないだろうか。金光大神が「理解」していく上で社会秩序、規範との関わりを意識し、むしろ、金光大神の言葉と社会の言葉が交錯しても、金光大神は「理解」において、社会的価値を超えて新たな信仰的な意味を再生していき、それを信仰の発露として参拝者に示していった姿勢を見つめ直す必要がある。

(教学研究所員)

(注)

① 福嶋義次「死を前にした金光大神―『身代り』考―」紀要『金光教学』二八号、一九八八年、参照。

② 岩本徳雄「金光大神における食の教義」紀要『金光教学』二四号、一九八四年、五四頁。「不浄汚れ」に関わる金光大神理解の教義的解釈については、岩本徳雄「不浄・汚れ」に関する金光大神理解―その背景と意味について―」紀要『金光教学』二六号、一九八六年、参照。

③ 牧原憲夫「文明開化論」(『岩波講座 日本通史 第16巻 近代Ⅰ』岩波書店、一九九四年)二七七頁、他に、明治初年から十年前後の時代状況と文明開化論については、次の文献を参考にした。安丸良夫「一八五〇―一七〇年の日本―維新変革」(同、鶴巻孝雄「民衆運動と社会意識」(同)、安丸良夫「近代化」の思想と民俗」(『日本民俗

文化大系1 風土と文化 日本列島の位相』小学館、一九八六年、奥武則「文明開化と民衆」、新評論、一九九三年、ひろたまさき「明治政府の文明開化政策」(『日本民衆の歴史。国権と民権の相題』江村栄一・中村正則編、三省堂、一九七四年)、ひろたまさき「文明開化と民衆意識」青木書店、一九八〇年等参照。

④ 注3参照。これら諸政策を具体的にみると、明治四年には、身分制度の撤廃、四民平等、そして「穢多・非人」を廃称して身分・職業ともに平民と同様にする「解放令」(『平民廃止令、同年八月二十八日、「天政官日誌」第26号布告」が公布された。また戸籍法が制定され、宗門人別帳が廃止された。同五年には、土地永代売買解禁、職業移住の自由、人身売買禁止、八月には学制が公布された。また太陽暦が採用され、同六年には徴兵令・地租改正条例等が施行されている。

⑤ 前掲安丸『近代化』の思想と民俗」四六二頁。

⑥ 明治五年十一月二十四日、太政官布告三六一号。

江戸時代に最も普及した頒曆は、全国を巡る伊勢御師によつて配布された「伊勢曆」であつたが、曆首と呼ばれる曆本の冒頭には、吉神とされる歳徳神や、悪神とされる金神、大將軍などが遊行する方が示され、曆神のいる方角への旅行、建築、結婚、葬式などについての吉凶が記されていたが、それらの記載が禁止された。

⑦ 「神社・仏閣の女人結界の地廢止、登山參詣自由たるの件」太

政官布告第九八号、明治五年三月二十七日、「僧侶の肉食妻帯蓄髮勝手たるべき件」太政官布告第一二三号、明治五年四月二十五日、「死葬に預りしもの神社參詣はその当日のみ憚らしむるの件」太政官布告第一七七号、明治五年六月十三日、「服忌令、武家の制を用い、京家の制及び産穢混穢廢止の件」太政官布告第六一六号、明治五年三月二十日

⑧ 教賀県(現福井県)では、肉食は滋養食であり「汚穢ニ属シ相喫ト候ヘバ神前等可憚杯無謂儀ヲ申越レ、却テ開化ノ妨碍」になると、県庁から説論があつたと、明治五年十月、新聞で伝えられている(明治五年十月「新聞雜誌六四」)「新聞集成 明治編年史 第一卷」五〇二頁。肉食に関わる触穢觀念は、福沢諭吉がいうような「人身の榮養一方に偏り、自ら病弱の者多」くなりという合理的な榮養学の側面から克服されていった。(上垣外憲「西洋化とそのデイレシマ」講座・比較文化 第一卷 日本列島の文化史 研究社出版、一九七六年

⑨ 渡辺実『日本食生活史』、吉川弘文館、一九六四年、二九四〜二九六頁。

⑩ 文久三年二月十一日には、妻とせの出産に際しても、産穢として忌むべき、井戸を意味する「水神社広前」で水を汲むことを許され、さらに竈の神とされる「土公神」にご膳を供えることを指示されている(帳七二)。さらには、「一つ、女の身上ごと、妊娠、つわり、腹帯、腹の痛み、よかり物、頭痛、血の道、産前産後、平日のとおり相成ること」(帳七三)との、産にまつわる習俗を否定する神伝が下げられている。

⑪ 『金光大神』一八四頁、並びに『研究資料 金光大神事蹟集』一、二〇八。(美知乃教「八木守正記」)

一、(明治五年の改曆の詔勅が下ったことに対して) 偕、此曆を戸長事務所より配布せり。教祖神之を御覽ありて宣はく、「此方は神教に依りてせしに、朝廷は、難有時節来れり。」と喜びて神様に御礼を申し上げられたり。

⑫ ○教祖は、「信心する者は四つ足類は食わぬがよい」と教えられたりしが、小田県となりて、役人らみな牛肉を食うようになると、「今までは、四つ足は食わぬと教えたが、お上が食われるようになったからは、これをとめるにおよばぬ」(理一佐範 1)

○「毒忌みは言わない。また、神様は好き嫌いはない。自分

がよいと思えば神様にもよいのであるから、何でもお供えせよ。

人間は好き嫌いがあるから、嫌いな物は食べなくてもよい。四つ足だけは遠慮せよ。魚も多いし鳥もたくさんいるから、そう無理に四つ足を食べなくてもよい」と言っておられた。その後、小田県と変わり、諸事改正とともに神前の模様もいろいろと改められた。その折、「今までは、四つ足は食べなくてもよいと言ったが、時勢が変わって、僧侶でも肉食ご免の世となったから、頑固なことは言わず、嫌いでない限りは四つ足も食べてよい」と言われるようになった。牛乳については、「親の乳が十分にあれば、それを飲ませよ」と言っておられた。(理Ⅱ金光教)

⑬ 福嶋真喜一「御道案内」について「紀要『金光教学』」六号、一九六三年、一五〇〜一五一頁。

⑭ 「上々」が指し示す内容については、今後もさらに追究されなければならぬが、本稿では次の「理解」の用例にある、社会秩序・規範の一端を形成していた県庁などの上級の役所とその役人を指し示していると捉えておきたい。「神様へ近いようになるもの、お上の役人へ近いものになるのも同じことである。村役場、その上々の役所、役人と懇意の人は、万事の事柄がよく知られておるから願ひ事も早く聞きずみになるようなもので、神様のことは、この広前の手続きで拜んでおる所や、また手厚い信心の氏子の手続きで願うてもらえば、早くおかげを

受けられる」(理Ⅰ山定69頁)。

⑮ 羽賀祥二「明治維新と宗教」筑摩書房、一九九四年、一九一〜一九八頁。

⑯ 「金光教教典 お知らせ事覚帳注釈」三六八頁。明治四年五月十四日、「神社は国家の宗祀につき、神社の世襲神職を廢し、精選補任の件」(太政官布告第三三四号)が布告、同日に「神官職員規則」が公布され、金光大神は幕末神道宗家白川家より取得していた神主職を失う。さらに七月四日には「郷社定則」(太政官布告第三二二号)が定められ、幕末に布教方途を合法化する目的でその名目を取得した「金神社」も存立が危うくなった。

⑰ 明治九年十月三日、元の大谷村庄屋であつた小野慎一郎は、岡山県庁に出張している。「事務日誌」(小野家資料、明治九年)には、「金光大陣義談判」と記録されていることから、公的資格を持たない金光大神の神勳の取扱いについて、県の官吏と協議したのではないかと推察されている。(金光和道「教祖広前周辺について」小野家資料から窺える事跡を中心に)「紀要『金光教学』」三三三号、一九九二年、一〇二頁。

⑱ 甲第四十八號 四月五日「旧小田県限り布達ノ内本県布達ニ抵触ノ件ハ総テ取消候条此旨布達候事」岡山県布達全書「明治九年乙ノ部」第三、大島勝海編「岡山県布達全書」全十冊、一八七九年、弘文社。

⑲ 「禁厭祈祷をもって医業等を妨ぐる者取締の件」(明治七年六月

七日、教部省達二)

⑳ 九月七日、一つ、同じく代わりた人二人みえ、同じくたずねられ。小田県のこと申しあげ。小田県ことは今はいけん。ご規則変わり。神を拜む者が白き物(白の衣蓑)とはなんのことならと言われ、医師のこと言い立て、神のことむつかしゅう言われ。提灯、品物、さい銭びつ、みな取りあげ。(帳二―21)

㉑ この時期の世話方が誰であつたかは完全には特定し難いが、川手保平、森田八右衛門が初期の頃から世話方を勤めている(金光教典 人物誌 参照。他に、藤井駒次郎、藤井きよの夫妻も挙げられる。また、明治十年に神社社建築再開を持ちかけてきた川手直藏、与次郎親子など村内有力者も、広前合法化に関わつていたと推察される。

㉒ 佐藤範雄『教祖立教と制度の沿革史要』(金光大神資料442) 一八頁。

敬神教育之義ニ付御願

備中国第十七大区浅口郡十二小区大谷村

金光大陣

一 私義従前神官相務居候処去ル明治五壬申年一般御廃シニ相成其以來神務之義ハ一切相止居候得共在職中特別ニ天照皇太神宮ヲ奉崇敬信仰スル処ヨリ庶人其加護ヲ受ント欲シ来人ニ接シ説諭スルニ今神明ニ対シ其加護ヲ受ントナシ稽首百拜スルトモ人道ニ悖戾スルトキハ如何程祈願ストモ其効曾テ有可ラス信心

トハ何ゾヤ信ノ心ヲ専務トシ敬神愛國ノ旨ヲ奉戴シ諸ノ神明ヲ崇敬シ上ハ政府ノ御布令ヲ守リ下ハ衆人ニ接シ廉直和親一家至睦スレハ則人タルノ道ナリ悪事ニ交ラス誠心ヲ起シ信仰スルモノハ神明ノ加護ヲ受自カラ病患諸ノ災厄免ルヘシト説諭施行仕候処放職ノ後ハ断然棄廢ト雖前条廢職ノ事実知ラサル処ヨリ遠人時ニ慕来モノアリ依テハ前頭ノ如キ信仰教育ヲナサハ人民保護ノ一端ニモ可相成ト奉存候間素ヨリ神官僧侶之教導ニ紛敷義且ハ金銭貪欲等之義ハ曾テ不仕候各人民ヘ対シ唯信心教育ヲ施候義奉願上候間此段御採用被下度只管奉懇願候以上

右

明治九年十月十九日

金光大陣(印)

岡山県令 高崎五六殿

前書奉願上候処相違無之候ニ付奥印仕候也

副区長

牧 文平(印)

同

田村護三郎 齋

戸長

荒木耕四郎(印)

㉓ 前掲佐藤『教祖立教と制度の沿革史要』二二頁。

(指令案)

九年十月二十六日 十四等出仕 伊東与一郎

第一課

令 御上京中

参事 代理 西毅一

六百六十二号

即日済

敬神願之件

右者別紙之通願出候ニ付檢問候処穿考候得者到底医薬之妨ヲ為シ且教導職ニ紛敷所業ニ立至ラントモ難見切候得共願文上ニ由レハ斯迄見認候程不正之所業ニモ無之且先日髣髴タル出願者へ御指令ノ次第モ有之候ニ付一先左案之通御指令相成置若シ教導職ニ紛敷所業或ハ愚民ヲ惑乱致ス等不正之挙動有之節ハ直ニ御差留之御沙汰相成可然因テ御指令案左ニ奉伺候也

御指令案

書面願之趣訪人ニ対シ己レ一箇信仰崇敬之旨意相語り候迄ノ義ハ間置届候へ共信心教育施行教導職ニ紛敷所業ハ不相成候事

②④ 「敬神教育願」が認可された時代状況については、敬神愛国などを説く大教宣布運動が仏教界などから反発を受け、宗派独自の宗教活動がやや緩和されてきたという当時の政策の変化が、認可を受け得た背景として説明されている。(早川公明「金之神社」

考」紀要『金光教学』二三号、一九八二年、五―六頁

29 ②⑤ 前掲佐藤『教祖立教と制度の沿革史要』二五頁。

②⑥ 例えば次のような金光大神理解がある。

○方角日柄のこと。方角日柄は忌まれぬ。何となれば、もし用事ができた時には、方角日柄を見ずに行かねばならぬ。(中略)

井戸の水をくみに行くのに、忌日をよけて行けるか。また、井戸を掘るにも方角日柄を見るが、死人を葬るのには方角日柄を見ぬ。井戸と死人と、どちらが汚いか。(理I石銀2-1-4)

○「地の神は昔から汚い物ばかりかぶつておるぞ」とお話しあり。「きれいずくのできぬが、お医者と金神」ともお話しあり。

(理I市-2-4)

○神信心をしておれば、氏子の進む物を食べますがよいぞ。あれは毒じゃ、これは薬じゃと、選るにはおよばぬ。すべて、天地金乃神の土地には毒は授けてないと心得よ。(理III尋求165-1)

②⑦ 天地金乃神と申すことは、天地の間に氏子おつておかげを知らず、神仏の宮神社、氏子の家宅、みな金神の地所、そのわけ

知らず、方角日柄ばかり見て無礼いたし、前々の巡り合わせで難を受け。氏子、信心いたしておかけ受け。今般、天地乃神より生神金光大神差し向け、願う氏子におかけを授け、理解申して聞かせ、末々まで繁盛いたすこと、氏子ありての神、神ありての氏子、上下立つようにいたし候。(寛二-21-3-17)

例えば次のような「理解」も残されている。「宗派は何であろうとも、大地の上に生きている者は、みな

氏子である。また、金神の障りのない宅地は、一つもない。〔理  
 Ⅱ金萩1〕

- ②⑧ 澤田重信「金光大神における出社の意義―明治六年八月十九日のお知らせの一解釈―」紀要『金光教学』一二号、一九七二年、八頁。
- ②⑨ 瀬戸美喜雄「神の怒りと負け手―明治六年十月十日の神伝をめぐって―」紀要『金光教学』一七号、一九七七年、四六頁。
- ③⑩ 福嶋義次「安政五年七月における精霊回向の事蹟解釈―伝承の世界と信仰の世界―」紀要『金光教学』九号、一九六九年、八六―八九頁。
- ③⑪ 丹羽邦男『土地問題の起源 村と自然と明治維新』、平凡社、一九八九年、四〇―六五頁。
- ③⑫ 竹部弘「近世農民の世界観と金光大神の信仰」紀要『金光教学』三八号、一九九八年、六一―六四頁。
- ③⑬ 明治十年八月二十七日、内務省「虎列刺病予防心得」が布達されている。後、明治十二年「虎列刺病予防仮規則」、明治十三年「伝染病予防規則」が施行された。
- ③⑭ 前掲奥『文明開化と民衆』九四―九八頁。
- ③⑮ 前掲奥『文明開化と民衆』八五―一一七頁。
- ③⑯ 『岡山県史 近代Ⅰ』七五〇頁。「多くの民衆は木野山神社の狼様のお札を戸口に貼ったという。トラ（虎列刺）より強いオオカミ様にこれらを退散させ」ようにした。

③⑰ 前掲奥『文明開化と民衆』九九頁。

③⑱ 「教祖御祈念帳」明治十二年の項には、「これらノかれ」といった祈願内容が散見される。（小開照謹「伝前歳書帳（教祖御祈念帳）について」紀要『金光教学』二七号、一九八七年、一三九頁）

③⑲ 佐藤薇洞（佐藤金造）『初代白神新一郎師』金光教大阪教会、一九六二年、二七頁。この他、佐藤範雄は、明治十三年七月に「虎列刺病退大祈念」を行っている。この祈念は、信奉者にも案内を出して呼びかけ、九十日間にも亘る祈念であった。（信仰回願六十五年（上）三九―四一頁）

④① 「土地ノ不潔ハ伝染病ヲ蔓延セシムルノ媒介タリ」〔伝染病予防法心得書〕明治十三年九月十日、内務省達乙第三六号）

④② 他にも、次のような理解が残されている。

○土と水とは、どこのも同じである。けがをすれば土をつけ、正気を失えば水を飲ませておけ。（理Ⅱ浅喜7）

○火急の場合には、被じゃ経文じやいうて手間取っておつては、間に合わぬ。田んぼにある時は、田の水でもつけてやったり、また土のない所はないのだから、土をつけてやっておかげを願えば、すぐおかげをくださるぞよう。（理Ⅰ萩須11）

○金光大神は、もとは百姓であった。その方も百姓をしておおかげをいただくがよい。金光大神は、まむしにかみつかれた時、お土をもつて安心を得た。みなのも、お土でもお水でも、おかげが受けられるから、不自由はない。医者に行き薬を塗って

も、難儀をする者も多い。(理Ⅱ塩茂<sup>4</sup>)

④② 病気やけがの時に土や水をつけたり頂くことの教義的意味合  
いについては、前掲福嶋『人代』——その神の忘却と隠蔽につ  
いての素描—金光大神理解研究ノート—、四九〇—五一頁。

④③ 帳一七—32—2。

④④ 帳二〇—18。

④⑤ 吉野裕子『陰陽五行と日本の民俗』、人文書院、一九八三年、  
三五頁。

④⑥ 例えば次のような「理解」が残されている。

その時また、「人はみな、金神様を崇り障りをなさる恐ろし  
い神様のようにばかり言うが、それは間違いである。天地を回  
り巡って万物を守り、生かしてくださっている神様である。此  
方は、日天四 月天四 金乃神様と申して拝礼し信心している  
人間はみな天地金乃神様から人体を受け、御霊を分けていただ  
き、日々天地の調べてくださる五穀をいただいて命をつないで  
いる。昔から、天は父なり、地は母なりというであろう。天地  
金乃神様は人間の親様である。此方の信心をする者は、一生死  
なぬ父母に巡り会い、おかげを受けていくのである」と教えて  
くださった。(理Ⅱ福儀<sup>2</sup>)

④⑦ 他にも市村光五郎は次のような伝えを残している。

四季節句、五節句ということがあろうがな。それを今は、は  
や廃しておろうがな。そこで、金神の祭り事を失うておる。神

の祭り事を失えば、人へも礼儀なし。そこで、子孫がみてる繩  
えることになる」金光様が巳の年をご説得あり。「これから  
は四季を五節句と改め、信心を家の内でいたし、仲人に心を届  
け、その身の信心、子孫が続くなり」(理Ⅰ市<sup>2</sup>)

④⑧ 前掲竹部『近世農民の世界観と金光大神の信仰』七〇頁。

④⑨ 『明治以後宗教関係法令類纂』、監修文部省文化局宗務課 第

一法規出版社、一九六八年、五二頁。

教部省達(明治五年六月九日)

教導職へ教則三条(三条の教憲) 交付

教則

第一条

一敬神愛国ノ旨ヲ体スヘキ事。

第二条

一天理人道ヲ明ニスヘキ事。

第三条

一皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムヘキ事。

右ノ三条兼テ之ヲ奉体シ説教等ノ節ハ尚能注意致シ御趣意ニ不

悖様厚相心得可申候事

壬申四月

輔 卿

権少教正宛各通

(各請書差出)

教導職へ

⑤⑩ 注②参照。

- ⑤1 安丸良夫『近代天皇像の形成』、岩波書店、一九九三年、二二三～二三三頁。
- ⑤2 近藤藤守は、明治十六年五月十三日、無資格のため警察に拘留されている。(『金光教典 人物誌』一八一頁)。
- ⑤3 前掲羽賀『明治維新と宗教』二八七頁。
- ⑤4 福嶋義次「維新时期における金光大神の視座」、紀要『金光教学』一、二二号、一九七二年、並びに瀬戸美喜雄「維新时期における金光大神の信仰―政治に対する態度と思想―」、紀要『金光教学』一、六号、一九七六年参照。
- ⑤5 前掲澤田「金光大神における出社の意義―明治六年八月十九日のお知らせの―解釈―」一四頁。

# 教団草創期における教義表明の諸相

—佐藤範雄の主祭神表明の態度に注目して—

北 林 秀 生

はじめに

本稿では、金光大神最晩年の明治一〇年代半ばに教団組織化に向けた動きが胎動する中で、それと連動して行われた教義形成やその表明が、近代国家形成過程に生起する諸動向との関わりで、どのような様相を見せるものであったかを追究する。その際に、組織形成過程で教義的変相が見られる時、教政においては、時々の社会・教団動向がどのように視野に収められ、どのような信仰的自覚や態度のもとにその変相の必然性が見いだされたのかを考察する。

ここではこの課題を、布教公認、一派独立という教団草創期の中心課題に深く関わった佐藤範雄による主祭神表明の変遷の問題に注目して、それを公認教団としての組織確立過程との関わりから追究する。そこでまず、本稿の視角を示すにあたって、佐藤の後年(昭和七—一九三二)年の本教主祭神についての認識を確認しておく。

∴教祖御礼拝場なく無資格の御身を以て、御開道に如何に御苦勞遊されたるかを窺ひ奉り、殊に奉教主神が我が国神典中の御名ならずして天地金乃神なる一神教の体を立て給ひしにより、世人容易に之を理解せず。

佐藤は、「御開道」が困難であった大きな理由が、奉教主神の特異性にあったことを強調する。天地金乃神は、記紀(『古事記』『日本書紀』)に登場しない前代未聞の神であるがゆえに、「世人容易に之を理解」しなかったという。これは、戦前期、本教が編入を余儀なくされていた教派神道体制、つまり、造化三神や天照皇大神を中心とする神体系で構成され

た神道の範疇からの逸脱の自覚に基づく主張といえるものであった。その一方で、佐藤が「一神教の体」として天地金乃神の唯一性を強調することは、現在の『金光教教典』に収録された「覚帳」「覚書」「理解集」で、天地金乃神と記されながらも、金乃神（金神）、日天四、月天四等の神名も散見する事実とは異なっているかのようでもある。このように本教主祭神が「一神教の体」であることを強調する佐藤の主張は、多神教的な神体系を持つ神道や、金光大神在世時の原初的神表明との違いを明示するものであった。

しかしこの佐藤の主張は、神観、すなわち、神性や神の働きの普遍性への言及を意図した立場から発せられたものではなく、あくまでも教団組織化を念頭に置く中で神表明に関わつての主張として確認されなければならないのではなからうか。本稿で表明の問題に注目するのは、教義や主祭神の像に関わつての佐藤の表明に、時代状況の変化に伴う変相が認められるからであり、佐藤がその必然性を何との関わりで確認したのかを窺うためである。そして、佐藤のそのような表明には、「世人容易に之を理解」しない信仰的意義の發揮を、国家・社会との葛藤の中で模索した姿勢や、金光大神の「御開道」の「苦勞」を我が身に引き受けつつも、その信仰的意義をもって時代状況に向き合おうとした態度が現れていると考えられるからである。こうした視角からこの課題を問うことは、本教信仰の固有性・独立性が、教義の普遍性や神観の究明という本教信仰の根拠の確認としてではなく、佐藤による教祖に把持された信仰發揮の内実から求められることとして捉えることができるだろう。そしてそのことは、現代という時代性を視野に収めた信仰表明や信仰態度のあり様を模索する上での何らかの手がかりとなるのではなからうか。

そのような確認から、以下の構成で稿を進めたい。第一章では、明治一五（一八八二）年、佐藤が「慎誠神訓」の編纂を行つていく中で、金光大神の信仰態度をどのように感受したのか、そしてそれは、佐藤にどのような教団構想を抱かせるものであったのかを見ていく。第二章では、神道事務局傘下での神道金光教会として公認教団化を果たす中で、「慎誠神訓」の受容のあり方や布教公認の意味合いをめぐって教団中央と布教現場に生じた相克の問題を論じる。第三章では、宗教概念の転換期に別派独立を果たす中で、新たに生起する教義表明の動きとの関わりで、改めて問

われてくる教団と教義の關係性を考察する。

なお、本稿末尾に「慎誠神訓」を付したので、適宜、参照されたい。また、煩雜を避けるべく「日々信者心得の事」を、便宜的に、明治一八年六月の神道金光教会設立以前では「慎誠」、同教会設立後は「慎誠」と表記上の区別を設けた。引用資料は、旧字体を新字体に、変体仮名を平仮名に改め、適宜、句読点を付した。

## 第一章 「慎誠神訓」の編纂

明治一〇年代半ば、非公認のままに救済行為を行っていた多くの出社は、その所業を官憲や既成教宗派から問題視されたため、布教資格取得に奔走しなげなかつた。彼らが布教合法化のために教宗派に帰属したり、神社を創設したことにより、各地にはさまざまな組織形態の地方集団が林立していた。一方、神宮派と大社派の対立關係を孕みつつも神道事務局主導の合同布教体制の確立を目指していた神道界では、祭神論争（明治一三―四―一八八〇―八一―年）により、その挫折を余儀なくされ、組織分化の氣運を高めていた。そして明治一五（一八八二年一月、神官教導職分離策の施行に伴い、同年五月、神宮派、大社派等計六派が神道事務局から独立する。教勢拡大の方途を模索していた各教派は、出社の公認願望を積極的に受容する受け皿となっていた。<sup>②</sup>）

このような中で佐藤範雄は、明治一五（一八八二年八月、金光大神没後の本教信仰への憂慮を抱きつつ、一派独立の大願を抱き、その方途を沼名前神社宮司吉岡徳明に尋ねる。吉岡から「信条という教義の書いたもの」の提示を求められた佐藤は、金光萩雄と共に翌年九月までの一年余り、金光大神から教えを聴取し、それを信条の形式に整序した「慎誠神訓」編纂に着手する。<sup>③</sup>この作業経過は、翌一六年六月一〇日、二代白神新一郎、近藤藤守が広島県安那郡御領村の佐藤の自宅を訪れ、布教公認に向けた協議を行ったことにより、関西圏の布教者の知るところとなる。これによって、個別的なレベルで取り進められていた佐藤の動きには、より広い地域での問題克服も視野に収められつつ始動すること

になる。

過般照会及候節、四十ヶ条、二十ヶ条共至急ノ調査致、授与方取斗申ベク約諾候之処、其後又々神明江打誓ヒ十二ヶ条ヲ書取候ニ付、不計日ヲ過ギ候。併シ該十二ヶ条ハ、日々信者心得ノ事〔慎誠〕一引用者〕ト題シテ、其旨ハ吾靈ヲ鎮メ当道ニ入ル人ハ、邪心ヲ不起、愛国ヲ專ト記ルシタル書ナリ。次ニ廿ヶ条ハ、道教乃大旨ト題シテ、其旨ハ、神国神道ヲ不迷、金乃神ノ功德ヲ專ラト記シ、総テ道教方ノ必用成ル書ナリ。四十ヶ条ハ御覽ノ通り、御道ノ難事ヲ免ル書ナリ。仍テ右三卷ノ書ハ道ヲ務ル人ハ、必ズ所持スベキ書ナルニ仍テ、何レ一日九月内ニハ授与方執行致度心組ミニテ、勉強致居候間、他人ニ授与セザル内ニ貴君御三人(二代白神新一郎・近藤藤守・福嶋儀兵衛)引用者)ニハ授与申ベク都合ニ候。実ニ右三卷ノ書能々勉強候得バ御道ヲ務メ何ゾ教方ニ於テ心勞無之書ナリ。―後略―<sup>④</sup>

これは、佐藤範雄が「三卷ノ書」からなる「慎誠神訓」(卷末参考資料参照)編纂の作業経過を、大阪在住の布教者二代白神、近藤、福嶋に伝えた書簡である。この文面からは、先の協議において「信心の心得」「道教之大旨」について、今後の「授与方取斗」が三者で議論されていたこと、また佐藤が新規に「日々信者心得の事(慎誠)作成に取り組んでいた、という協議後の編纂状況が窺われる。この書簡では、「三卷ノ書」のそれぞれの性格が規定されており、このうち「慎誠」「道教之大旨」は、「邪心ヲ不起、愛国ヲ專ト記ルシ」「神国神道ヲ不迷、金乃神ノ功德ヲ專ラト記シ」と、対句的修辭による基準からそれぞれが区別される構成となつている。このような対称的基準の意味合いを明らかにすべく、「慎誠」「道教之大旨」それぞれの構成に金光大神の信仰内実がどのように反映されていたかを示しておきたい。

この書簡によると「慎誠」は、「神明」への誓約、すなわち政府の宗教政策の核心に据えられていた天照皇大神・伊勢神宮への崇敬という姿勢のもとに、「愛国ヲ專」らとする内容に相応しい教条を集めようとした意図が示されている。「愛国」とは、維新政府の祭政一致の理念として教部省が明治六(一八七三)年に打ち出した三条教憲の奉戴、ひいては祭政一致、天皇親政を基本理念として成立した維新政府への恭順につながるものであった。「慎誠」第一条は、「愛国」が特に意識された条目であったが、それ以外の条目の、孝行、教え(法規)の遵守、誠実、品行方正、時節への委

順、勤勉等の諸徳目は、三条教憲第二条（天理人道の明示）、第三条（皇遵尊主・朝旨遵守）の内容に概ね対応するものである。このようなことから、「慎誠」では三条教憲への照応が非常に強く意識されていたと見ることができよう。

それに対して、「道教之大旨」における「金乃神ノ功德」という語は、そのような「神国神道」の中にあつて、金光大神の信仰内容に基づく主祭神の神性が示される項目として、自ずと「慎誠」との対照的な関係にあることを示している。まず「道教之大旨」で留意すべきは、神道教義を念頭に置いた神名の統一的表記である。金光大神が参拝者への理解で示してきた金乃神（金神）、日天四、月天四、天地金乃神という神名は、金乃大神、日乃大神、月乃大神、天地の神とそれぞれ表記される。また、「道教之大旨」では、金乃大神の神性が垂加神道等の既成神道の用語である「金気」によつて説明されているところから、この項目の編纂基準である「金乃神ノ功德」とは、外部の神道説の取り込みによつて設定し得るものであつた。このような形で神性が示されるのは、記紀に記述されていない金乃神や天地金乃神が、改暦の詔勅の渙発（明治五（一八七二年）以降、いよいよ奉斎不可能になるといふ背景に基づくものであつた。神道教派のもとでの教団組織を志向することは、これら神々を記紀に登場する神としてどのように翻訳し得るかが必然的に焦眉の問題となる。そのために佐藤は、神道思想の援用による金乃神像の描出を試みると同時に、同様の理由から日天四・月天四という呼称の仏教的色彩を払拭して「日乃大神」「月乃大神」へと、天地金乃神が天神地祇を想起させる「天地の神」へと、神道の解釈の可能性を持った呼称の統一を試みたと考えられる。<sup>⑧</sup>

しかし、神名表記における神道思想の説明概念の援用を必然化しながらも、それら教条の趣旨に注目した時、むしろその内容には、金光大神の理解に現された内容が反映されている。例えば、「金気」という語を援用しての教条は、「道教之大旨」<sup>⑩</sup>巻末参考資料参照 中、1・2・4であるが、1・2については、現行教典に収録されている「理解」に共通性が認められる。そして、この「金気」を基盤にして「道教之大旨」の前半部分（1〜13）には、「金乃大神」「日月の大神」による、金（土）・日（火）・月（水）という属性を分掌する協働関係と、三神と人間（身体・魂）との関係構造、金神と金乃神との同一性、悪神として捉えられる金神の福神性、方位を見ることの否定性、「日月の大神」の「御照」

の遍満性という、日々、金光大神が参拝者に教示してきた事柄が反映されていた。

以上のことから、「慎誠」「道教之大旨」両者には、編纂基準に関わつての性格的差異が存在していることがわかる。すなわち、「慎誠」には、宗教行政上の理念的支柱である三条教憲に照応することにより、各教宗派全般にも適応されるべき通有性を持った内容が、さらにまた「道教之大旨」には、本教信仰の固有性や独自性を国家・社会に対して明示すべき内容が、それぞれ収録された、<sup>⑩</sup>というものである。しかしながら、「慎誠」の多くの教条が神道教派全般に適應される通有性を持つていても、第二条で強調される「地の恩」は、金光大神が常に説いてきた大地の主宰神である金乃神の存在意義を想起させる点において、本教信仰の独自性を表明するものであると考えられ、一概に「慎誠」全体が通有性のみで構成されているとは考え難い。むしろ「慎誠」には、通有性だけではなく、その通有性自体も金光大神の固有な信仰内実として把握されるべきもの―恐らくそれは信仰者としての態度とでもいうべきもの―が記述されていると考えられる。以下、次の引用から金光大神の「お上」に対する態度がいかなるものであったのかに注目したい。

警察からさしとめられ、大阪布教が困難となり、その後をどうしようかということがあつて、近藤、前田、森田諸師とともに、白神先生のお供をして参り、お伺いしたことがあつた。その時、ご裁伝の際、「森田、森田」と二度仰せられて、驚いていると、「お上へは忠義を尽くせ」と仰せられた。(「理解」Ⅱ岡繁蔵3)

これは、白神新一郎(初代)による大阪府下での布教が発行状況を呈していた明治一三―四年の出来事であると考えられるが、この時期、白神は布教資格を有していないがために数度にわたつて警察に召喚され、布教停止を命じられたために、その都度、合法的布教の用途を模索しなければならなかつた。<sup>⑪</sup>この裁伝は、そのような中で白神が信者を伴つて、この問題の打開策を講じるべく大本社に参拝した時のものである。連日、顕著なる靈験に浴する者達を目の当たりにし、白神が著した『御道案内』に記される天地金乃神を中心とする世界の構成原理への確かさを感得していたであろう彼らにとつて、自らの信仰の正しさは疑うべくもないことであり、それだけに官憲の圧力は、承服できかねるものであつたらう。この不服は、自らの信仰への絶対性の確信のあまり、「お上」への「忠義」が二義的なものとなり、結果

として官憲との対立意識を増幅させることにつながる可能性を有するものであると考えられるが、それは、結果的に、現実社会に存在する諸々の難儀に対して開かれてあるべきはずの救済営為を、内閉的なものへと退化させ、現実からの遊離を生み出しかねないものであったと考えられる。この裁伝はそのような信者達の情動がかえって逼迫をもたらす可能性に対しての警句であった。

すなわち、金光大神においては、「お上もかみ、神様もかみであるから、お上の規則に外れたことをしたら神様のおかげはない」（「理解」Ⅱ河本虎太郎10）と、語呂合わせ的に両者の性格の対照性を確認するように、「お上」への「忠義」と神への信仰とを異なるベクトルに見るのではなく、両者を並列的な関係から把握しており、いたずらに現実世界から隔絶した理想郷的な信仰世界を設定するものではないことを示している。しかし一方では、金光大神自身が「羅卒」や「警察官吏」の度重なる来訪で、非公認かつ無資格の身分での「拝む」行為を差し止められ、「説諭」へと神勤の内容が後退させられても、なお自らの資格取得には固執しなかったのであり、「お上」へ闇雲に随順しない姿勢も同時に保持していた。すなわち、金光大神においてはこの二つの融合し難いものにあえて対峙し、いかに現実の状況が苛烈に金光大神や出社に圧迫を加えるものであろうとも、信仰の営みはそこから遊離しては決してあり得ないという、布教態度に関わつての戒めとして金光大神が神から要請されるものと共に、そのことは出社や信者にも伝えられ、把持されるべきものであったと思われる。

このことから「慎誠」は、三条教憲への照応によって取り纏められた教条ではあったが、その内容には、神が金光大神に要請した態度が第一条・第二条の並立的な記述に反映されていると見なし得るのであり、それ以外の教条の諸規範もまた、天地金乃神への信仰の圏内から捉えられたものであると考えられる。それゆえに「慎誠」は、従来なされてきたように、公認化のための教義的捏造や国家への迎合、あるいは擬装的方便の側面から評価されるべきではないと考えられる。また、「道教之大旨」においても、「慎誠」第一条との関わりを持つ教条（巻末「道教之大旨」14）や、末尾部分に神国に生を受けた者としての「道の本末」を弁えるべきことを示した教条が示されているところから、単に主祭神

に関わる本来性のみが抽出基準ではなかったことを窺わせている。このことは、「道教之大旨」が「慎誠」とは対称的に、金乃神（天地金乃神）への信仰から「愛国」観念を関連づけようとする意図のもとに取り纏められたものであることを示している。このことから、先の書簡に示されていた「慎誠」「道教之大旨」をめぐる「愛国」「金乃神の功德」という対称的基準とは、「慎誠（公認性）／「道教之大旨」（独自性）」という単なる対比的な関係ではなく、それぞれがこの二つの要素の両面性を持ちながらの対称性であったと考えられるのである。その意図とは、換言すれば、本教信仰に根ざした布教実践において問われるべき内実を反映した編纂者佐藤の問題意識として確認できるものである。

ところで、入信から「慎誠神訓」編纂に至るまでの佐藤の諸神道思想の学習遍歴に注目する時、各項目での教条の整理の仕方は、佐藤の信仰的自我の生成過程と密接に関わると考えられる点を指摘しておきたい。佐藤の学習遍歴を辿る際に留意されるのは、それが単なる神道の知識の修得に止まらず、破邪学的傾向を持つ平田篤胤の著作に傾倒し、黒住教、仏教、キリスト教の教義に対しての本教信仰の優位性・独自性を確認する手段を学習していくことであつた点である。佐藤に破邪学的関心を抱かせたのは、彼自身が他宗、特に黒住教の布教活動とのせめぎ合いのただ中に身を置いていたからであろう。⑩このような他宗との摩擦から生じる自我は、佐藤一人に認められるものではなく、金光大神においても信仰の意義確認を迫るものとして存在したのであるが、特に佐藤のこのような自我形成は、組織化・独立運動を推進した人物の特性として特筆されてよいだろう。「慎誠神訓」が神道的説明概念を援用しつつも、金乃神を始めとする神々の神性は、あくまでも金光大神の信仰内容を反映させながら、本教信仰の独自性として表明されていくのであつて、諸思想との接触は、そうした課題性が差し迫つた中で学習された側面を持つている。しかし、そのような知識の蓄積、教義的探求の進展は、佐藤に疑念を呼び寄せることにもなり、そのことを金光大神に吐露することになる。

伯家神道と称せられたる白川家の神道が本教には入つておる。ある時には白川流の神道のお話がある時もあり、ある時は仏教流のお言葉がある時もある。お祭り日をご縁日と申されたり、あるいは線香もたかれておるので、ある日、私参りたる時、他に参詣者のなき時、「金光様、あなたの教えなざる道は唯一神道でありますか、両部神道で

ありますか」と伺い奉った。金光様は、「そうじゃのう」と仰せられ、御領辰の年の氏子（佐藤範雄）参詣の旨お届けあり、

「御領辰の年の氏子、此方は唯一神道も両部神道も知らぬ。ただ、天地の道理を説いて聞かせておる」とのご裁伝あり、いたく感じた。ご祈念すみて、ご理解となり、「此方は何も知らないでも、神様はあのように教えてくださる」と仰せられた。——中略——

このご裁伝、ご理解を拝するまでは、不徳にして、お道の本体についてもいろいろ疑うところがあった。どこを本体として向かったらよいかと。ところが、これとともにいっさい万事晴れてしまって、さっと心中が晴れてしまった。うれしいともありがたいとも申しようがなかった。青年として、疑いの晴れた時ほどうれしいものはない。その時の感じ、この道は、まったく世に伝えのなき天下無類の神の伝えをお聞きなさる神聖なる道であるという気がした。それ以来は寸分も迷いがおこらぬようになり、一段階、神の方へと進ませていただいた。（「理解」Ⅲ内伝5）

時期は不明だが、佐藤には、「お道の本体」をどう確定し得るかという問題に直面し、その困難さに当惑すると共に、神仏混淆とも映じる金光大神の言動から「お道の本体」の存在にも疑念を抱いた時期があったことがわかる。金光大神には、「伯家神道」の許状取得の事実や、「唯一神道」「両部神道」あるいは仏教といった諸宗教の要素が混在する言動があり、それに対して佐藤は、先行宗教のカテゴリと自らの信仰を比較・対照することの困難さに当面していた。そのような中でこの裁伝は、佐藤をして自身の拘泥を解消せしめ、それによりさらに自らの信仰の「天下無類」性を感じ得せしめたことがわかる。金光大神は「天地の道理」という信仰の本質をいい当てるために、神仏混淆的所作・言動という世俗的な思考・行動形態を借りなければならなかった、という事実佐藤は気づかされたのであった。すなわち、金光大神の「教え」とは、主に農民的世界観の中での経験的な内容によって構成された言語を基盤としながらも、いい当てるとしたものは、それまで言葉化されていなかった「天地の道理」そのものであったということである。それは、佐藤にとって教団組織設立以降の近代国家の展開に伴う価値観の変動の中にあつての、「天下無類」の信仰発揮のモ

チーフともなり得るものとして確認されるものであった。佐藤は、これによって初めて「お道の本体」としての「天地の道理」へと志向する金光大神の信仰の根拠への気づきを得ると共に、その志向性に根ざした「慎誠神訓」の編纂を意図することができたと考えられる。

しかしながら、佐藤の疑念は、彼自身に固有なものではなく、誰もが抱く可能性を持っていたものであり、事実、その疑念に端を発するような事件を彼自身が大阪府下で目の当たりにする。これによって、佐藤は常に本教信仰が、先行宗教や既成価値の形式に還元され、その本質が雲散霧消しかねない中に辛うじて存在していることを改めて体認する。佐藤にとってこの事件は、常に「利れる刃は毀れるぞ。此方は利れず曲らずで立つて行くのぞ」という金光大神理解によつて導かれる布教禁圧時の布教姿勢と併せて回顧されていた。<sup>⑭</sup>つまり、佐藤においては、「慎誠神訓」編纂にあたって、信仰の本質を先行宗教の範型に即して整序しさえすればそれで良しとする姿勢が断固斥けられるべきものとして確認されたが、かといって、プリミティブに信仰の独自性を強調させることによって、「お上」との対抗が先鋭化してしまふことも意識されなければならなかった。こうした対極にある二つの姿勢の合一化への意識が「慎誠神訓」には反映している。本来、「綾詞も敬語もいらぬ。神に直覚して拝めばよい」という言葉の埒外にある天地金乃神への信仰を、一派独立の前段としての布教合法化という目的のために、あえて言葉化して国家・社会に対して表明したものが「慎誠神訓」であつたといえよう。

次章では、佐藤による「慎誠神訓」の意義確認が、神道金光教会の設立以降、いよいよ独立教派たるべき内実形成が目指される中で、いかに問われることになつたのか、布教現場での「慎誠神訓」の受容のあり方との対比から捉えることにする。

## 第二章 「神訓」の実践論理と教団課題

「慎誠神訓の拝記」を終えて一年半余りが経過した明治一八（一八八五）年六月二日、神道事務局（明治一九年、神道本局と改称）傘下の神道金光教会が設立された。神道金光教会では、「神道金光教会規約」「講社結収手続大意」「職制表」の制定という制度的整備を進める一方、その設立直後から、佐藤が近畿・山口県周東地方の既成布教圏に精力的に向き、諸規則に則した教団の実質的な内容整備（教勢の確保・統一的教務体制の確立）の方途としての講社結収に取り組むことになる。このような体制整備が進展していく神道金光教会では、組織設立請願時に新規に編纂された『金乃神靈續考』（以下、靈續考）『教会神徳大意』に加えて、『慎誠』『御道晰略記』をもって公的な教義典籍と位置づけることによつて、公認教団としての教義的体裁の整備も図られていた。ところで、組織設立後の教団での「慎誠神訓」の位置づけについて触れておくならば、「慎誠」に正典としての位置づけが与えられる一方で、「神訓」にはその位置づけが与えられなかった。しかし、正典とならなかった「神訓」も含めた上で「慎誠神訓」は、教団中央・布教現場においてそれぞれのように活用されたのか、また、「慎誠神訓」から両者がどのような独立性の必然性を読みとるのか、をまず示しておきたい。

『靈續考』<sup>①</sup>は、設立願書提出直前の明治一八年二月、大阪の神道家大原美能理（神籬教会長）が金乃神の神性を考察したものである。恐らく教団組織者の求めに応じて書かれたのであろうこの書は、国典中に存在しない金乃神を神道教団傘下での公認教団の主祭神に相応しく、神道的文脈で説明するという意図のもとに作成されたと考えられるが、そこに「慎誠神訓」編纂時の問題意識がどのように継承されていたのかをまず確認しておきたい。

『靈續考』冒頭では、金乃神の由来が古事記における「神生み」の事跡に即して示され、末尾には、当時、社殿もなく有名無実とはいえ、社号が岡山県から認可されたばかりの金之神社が美濃国の南宮神社等との由縁のもとに記されている。この一連の記述によって金乃神は、たびたび、擬装的奉斎の方途とされてきた金山彦神の別名であることがほ

めかされている。<sup>②①</sup>その一方では、「神生み」以前から、造化三神の「奇靈によりて」「幽」界にあり、「神生み」の際に初めて「現出」した神であったとされ、幽界にあった時に、伊邪那岐命、伊邪那美命の「国生み」で、「金気の御祖なる真鉄の瓊茅（高天原に生じる靈草―引用者）、すなわち、国土を凝固させる働きを二神に対して授けたとされる。このような金乃神についての記述のされ方からは、金乃神を伊邪那岐命、伊邪那美命や天照皇大神に先行する、国典の神話世界での根元的働きをなす神として位置づけ、それにより記紀の神々の序列の中での優位性を強調しようとした意図が窺える。ここには、神道教派の傘下教団の奉教主神としての正当性を示そうとする意志の現れを見ることができよう。

このように金乃神の出自が国典の文脈から説き起こされながらも、次のような神性が同時に記述されることによって「道教之大旨」との脈絡も保たれている。それは、「真鉄の天の瓊茅」（金気）が、天地を支える「骨」「柱」の働き、「小天地」たる人間の成立に関与しているという点、金乃神の支配領域が日本を越えて、世界の大地全体を支配するものとして記されている点、また、暦法や陰陽道の国内への流入に伴う金神忌避や金神崇りの理が定着する経緯が示される点に見ることができると、これらのことから、『靈續考』に記された金乃神像には、金山彦神と金神との二重の像―公認性と独自性といえるもの―がこぼせられていたことがわかる。

また、『神道金光教会規約』〔M18・6〕21・3〕等の設立認可出願時の添付書類の一つである『教会神徳大意』<sup>②②</sup>では、「道教之大旨」や『靈續考』の内容を継承し三神の関係性が概略的に示されつつ、「教祖」が、これら三神の総称として「天地金乃神と奉称」したと示され、初めて天地金乃神が教団の主祭神であることが表明されることになる。制度的に天地金乃神は、『神道金光教会規約』でこそ表記はされないが、直轄教会昇格に伴ってこれを改正した『神道金光教会条規』〔M21・3〕33・6〕では、『教会神徳大意』同様に「此三柱の大神を天地金乃神と奉称す」という文言が条文に付け加えられている。このことにより、天地金乃神は、制度上での位置づけを得ることになる。<sup>②③</sup>このような形で天地金乃神が奉斎可能になるのは、『靈續考』等の教義テキストによる金乃神の公認性の明示に基づいてのものであった。すなわち、天地金乃神は、金乃神の奉斎が認められることによって、初めて三神の総称形として認められることになる

という、あくまでも金乃神に重点が置かれる中での奉斎資格の獲得のプロセスが見受けられるのであり、そこに神道事務局の傘下教団としての固有な様相を見ることができよう。

それでは布教現場において、本教主祭神は、どのような神性把握のもとに表明されていたのであろうか。そして、佐藤は、そのこととどのような問題を見いだすことになるのかを、佐藤が長年の懸案にしてきた神道金光教会学問所設立の動きと関わらせて見ていく。

神道金光教会学問所は、明治二七（一八九四）年二月一日に開設された。それに先だって佐藤は、二一年から二三年までの間、大谷村で私塾を開設し、黒坂昌芳、三上一彦（神道広島分局長）を聘して『古事記』『源氏物語』『古今和歌集』等の講義を行っていた<sup>②</sup>。塾生は、本部教会所職員であった古川才吉、藤井広武を含む四名であった。佐藤は私塾を拡張した学問所設立を金光大陣（萩雄）、金光四神（宅吉）、二代白神、近藤に提案したが先送りとなっている。神道金光教会が直轄教会への昇格を果たしたばかりの明治二〇年代初頭に、佐藤が国典の学習による教師育成を構想したのは、学問と信仰の関係、すなわち個々の信仰に学問は不要であるとしても、教導の場においては学問を背景とする教義認識が不可欠であるという、組織体制の確立にあたって対外的な交渉を一手に引き受けてきた彼自身の経験に基づく実感ではあったろう。しかしこの時点では、そのような育成構想よりも、霊験の顕現にこそ教師の使命を認める大方の意見のために実現を見なかつた<sup>③</sup>。しかし、そのような路線によって教勢がいよいよ全国的に拡大するに伴い、学問所設立は、教団存立に関わる根本的な問題打開の方途として改めて現実的に捉え始められる。

その問題の一つは、大阪・難波両分所間での布教をめぐる軋轢や難波分所部下による手続変更問題といった講社結収の展開に伴って顕在化してきた内紛である。佐藤は、分所長と専掌との二重の職権を行使し、教務処理面での紊乱を招いていた二代白神・近藤に対して「照議書」を発し（明治二七年一月二三日）、両分所手続間の対抗関係の中での教勢拡張路線を再考し、特定手続の恣意性を廃した公正なる教務機構の確立を迫った。それに伴って、両分所を頂点とする師弟関係が基盤となった教師育成のあり様も、打開が目指されることになったと考えられる。

もう一つは、両分所を中心に展開された新規布教地を求めての伝道活動が、官憲、マスコミ、既成宗教の淫祠邪教棍を喚起させていたことである。当時、「神訓」は、正典ではなかったが、実際には明治一六年の編纂時点で佐藤が位置づけたような「道を務める人は、必ず所持すべき書」として各地の多くの布教者、特に難波分所門下の布教者に教祖遺訓として受容され、救済実践の根拠となっていた<sup>②</sup>。多くの布教者達は、参拝者に対して、自らのおかけ体験、師匠からの教え、教祖遺訓等によって構成された教導を行いつつ、「御神酒」「御神米」「御神水」の下付によって靈験を授けていたが、一部には、土の塗布や入浴を救済実践としていた者も存在した。土の塗布は、「金気の凝るもの」の塗布であり、人体は「土より生じ」ていること、さらに「大地は金を以て骨となし」、「人の体に於ても骨は金気の性、則金廻大神の大徳に拠る所」だという、大地（土）と人体を金乃神の徳によって連続的に捉える「道教之大旨」の内容とも共通する実践であり、入浴は、金乃神（風呂釜）・日乃神（火）・月乃神（水）という三神の協働関係になぞらえられたがゆえの実践である。

このように「神訓」の内容は、ここに掲げた救済実践に教義的根拠を与えるもの一つとして見なし得るが、そのような実践によって靈験に浴した者が新たに教師となり、その実践が新規の布教地で再生産されていくことは、官憲、マスコミ、既成宗教との摩擦の拡大を引き起こした<sup>③</sup>。摩擦の原因の多くは、医薬妨害の嫌疑をかけられやすいような布教実態や、「金神」という神名の邪神的イメージにあった。

例えば、当時、一般的に行われていた神水の下付は、コレラの度重なる流行や西洋医学の普及による近代的衛生観念の浸透と共に、「清潔」と相反する非衛生的行為として把握され始めており<sup>④</sup>、衛生観念に馴致されていく参拝者の目にも、水の聖性を説くことが愚昧な所行と映じる場合すらあった。

また、注9に示したように、神道金光教会設立以前から、大阪府下での布教公認に便宜を図り、明治一六年には大本社に來訪した神道大阪分局員亀田加受美が、「我輩ノ耳朶スル所実ニ聞ニ不忝数條アリ」と、明治二五（一八九二）年に「金光教賛成監督」土屋正義宛てに「金光教祭神外二條併質疑」<sup>⑤</sup>を提出している。それによれば、亀田自身が見聞き

する教導の場での神性の説明の実際と、かつて大本社で聞いた内容との齟齬が問題視されている。亀田が問題にしたのは、金乃神を「全ク支那曆神ノ金神ナリト誇説」したり、「金光教ニ立ル処ノ日乃神日宮主宰ノ神ニテ四海万国ヲ照ス大神ナリ。天照日神ハ我国朝廷ノ祖神ニシテ狭ク大ニ違フ」とする、神道教義との異質性を強調する教導のあり様である。神道事務分局長として布教上の便宜を図ろうとしていた亀田においては、あくまでも記紀に由来する「我国ノ金乃神」として把握しており、来訪時の「議論の外ぢや。大神徳ぢや」という彼らの賞賛もこうした神把握に発していると考えられる。

この亀田の「質疑」に端的に示されるように、これまでの教義テキストで公認性・独自性の二重の意味合いの發揮が期待されていた金乃神であったが、在野の神道家が評価する金乃神像とは、あくまでも公認性が大きな比重を占めるものであった。それに対し、布教現場では、自らのおかげ体験、師匠からの教導、教祖遺訓から構成されていた教導のあり様が、結果的に独自性のみを強調するものとなっていたことにより、両者には齟齬が生じていた。すなわち布教現場では、組織の公認という事態が信仰の本来性の發揮として理解され、それには、公認ゆえに何らの制限もなくなつたと受け取られる場合が往々にしてあつたことを示していよう。白神、近藤連署で差し出された回答では、建前上、「御疑之条件ハ我統御中ニハ万々無之答ト相考候」として、「今回ヲ期シ部下講師共へ一層注意ヲ促シ可申候」とせざるを得なかつたように、布教現場では、神道教派傘下での公認教団としての教義的自覚が問題化され始めていた。<sup>⑧</sup>

いかに記紀との間で便宜的な折り合いをつけ、公認性を獲得したとしても、本来的な「金乃神ノ功德」を示そうとする時、近代的観念と衝突し、あるいは、金神という神の非神道性や邪神性が指弾されることによって、社会教化という公認教団ゆえの責務を視野に収めた問題克服が急務として把握され始める。このような中で、教務感覚や教義的自覚を弁えた教師育成という佐藤の問題意識が教団施策として実現されていくことは、一定の必然性を持つものであつたと考えられる。

ところで先に述べたように明治二七年に設立された学問所は、明治三〇（一八九七）年四月に神道金光教会中学部と

改称、その翌年三月、金光中学と改称、九月には私立学校として認許されている。また、明治二九（一八九六）年には生徒、教師・信徒を対象に「秀真会」<sup>⑭</sup>が結成され、同三二（一八九八）年四月、会報「ほつま」が創刊された。発刊当初の論調は、本教教義の闡明や表明という性格よりも、神道家の克己奮励を説く等、神道本局傘下教団としての自覚を有した発言が多くを占めている。金光中学教師川合萬吉が執筆した発刊趣意では、近い将来に実施される内地雜居を目前にして、それに伴って進行するであろう「自国固有の元氣」が衰滅することを憂慮し、国粹護持の立場から発刊に及んだことが示されている。<sup>⑮</sup>川合は、仏教、キリスト教が、天皇を頂点とする「倫理的家族を以て成る国家」という固有の「国体」に対して相容れない「危害物」であると述べる。そして、これらの教義的欠陥を神道的国粹論から指摘し、神道こそが日本固有の「宗教」であると論じる。<sup>⑯</sup>同じく金光中学教師であった山本豊も、漢学、洋学に対する「我が国固有」の学問（皇学・実用学・言詞学）の優位性を論じる等、この時期の『ほつま』の論調は、神道家としての立場からの排外主義的・国粹論的な色彩を強く持つていた。特に明治三一、二年は、不平等条約改正に伴う内地雜居問題に関わる論説が多く掲載される。<sup>⑰</sup>内地雜居に対する国民的関心は、その施行が直前に迫る中で高まりを見せていたが、『ほつま』の論調は、『内地雜居論』<sup>⑱</sup>（井上哲次郎、明治二二（一八八九）年）での排外主義的な影響を多分に受け、神道家として国体・国粹の永續のために断固たる態度をとることを促すものであった。

このように『ほつま』では、金乃神の独自性や信仰の意義を教示するような論調は見受けられず、神道家としての姿勢を問う内容が論じられていたが、これらの言説と趣を異にし、金乃神把握を基盤に論じられたのが、『ほつま』巻末に付録として掲載された「吾教の清潔法」<sup>⑲</sup>と題する佐藤の講演記録である。そこでは、「御地内を濫りに穢すなよ」という教祖理解を冒頭に掲げた上で、「土地は金の大神様の御稜威の充満渡らせらるる処」であるので、「邸宅内」を床下に至るまで「衛生」的「清潔」に保つことが信仰実践としてなされるべきであるという論旨が強調される。そのことがひいては、伝染病予防、「政費」の節約、「富国強兵」につながり、「教祖の神の…神と皇上との大恩を知れ」との御神意にも叶う」という結論を導く。このように「大地」への信仰が「衛生」「清潔」という近代倫理観念と結合し、

新たな信仰実践を促す教義として紡ぎ出されていく。

神道家的立場からの国粹論的主張や、近代国家形成過程で生成されてきた諸規範に対応する信仰実践を促そうとする論調は、明治憲法公布、教育勅語渙発以降に具体的に形をなしつつあった宗教の名分を、神道傘下教団としての責務や制約として引き受けていかざるを得ないものとして、この時期、認識され始めていたことを示している。こうした言説が教師育成の機関誌上で流通する背景にある教政判断とは、「慎誠神訓」との連続性を持った布教実態が喚起させる似非神道視の回避を、言説レベルにおいて実現しようとする意図に基づくものであつたろう。それに加えて、近代的諸観念を視野に収めた次世代教師の育成と布教実践の創出による、布教実態の超克も併せて願われるという、教政判断も存在している。宗教という枠組みが、常に新たな規範性を取り込みつつ相貌を変えて、日常の信仰営為を外側から規範づけるべく立ち現れてくる以上、表明される教義もそれに連動していかざるを得ない。明治三〇年代初頭の『ほつま』はそのことを如実に示している。

またこのように表明される教義の変容の状況は、佐藤が明治一九一二（一八八六―一八八九）年にわたって、『慎誠』に逐条的に解説を加えた註釈書として編纂した「慎誠正伝之弁」（未刊行）の改稿内容にも窺える。この書は、独立直後に改稿されて『神誠正伝』として公刊に至る。『神誠正伝』では、他の条目に比しての改稿の度合いから考えるに、第二条に改訂の主眼が置かれていた。両テキスト間の変更点をめぐる検討は次章に譲るが、大略その変更点を挙げるならば、「慎誠正伝之弁」では、「道教之大旨」「靈續考」との連続性を持って金乃神の神性が記述されているが、『神誠正伝』では、その記述が天地金乃神に差し替えられている。<sup>46</sup>このように、神道金光教会と独立教派となった金光教との間には、主祭神表明上の位置づけをめぐる転換が認められるのだが、その意味合いがいかなるものであるかは、次章、独立請願の動きと合わせて論じたい。

以上、見てきたように、公認教団化を果した神道金光教会は、神道教派の傘下教団としての公認という枠組みを自認しながらの独自性表明を一連の教義テキストによって試みる。その試みは、対社会との関わりで本教信仰の存在意義を、

公認性・独自性の両側面にわたって教团的に自覚しようとする営みであったと一応は見なし得よう。しかし、布教現場においては、公認という事態が無制限な信仰の本来性・独自性の發揮と理解され、本来の編纂意図からすれば恣意的といえる「慎誠神訓」理解に基づく布教実践をもたらし、それが社会との間で摩擦を生み、周囲の淫祠邪教視を喚起させることになる。「慎誠神訓」編纂に携わった佐藤にとつて、こうした布教現場でのあり様は、編纂過程で感得されていた金光大神の「お上」と「信仰」を合一的な視点から把握しようとした態度から離反するものとして把握されるものであり、この問題克服のために表明されるべき教義の創出が改めて目指されねばならなかった。教派独立の一つの要件であった教勢の拡充が克服され、いよいよ独立請願への取り運びが現実的なものとなりつつある中で、布教現場における公認解釈の是正と公認教団としての自覚促進の方途の模索という課題は、独立のもう一つの要件である教義的体裁の確立―近代宗教としての教義的普遍性獲得とそれに基づく実態形成という課題―という問題に移行して取り組まねければならなかった。

### 第三章 独立請願と天地金乃神

明治三二(一八九九)年五月、神道金光教会が神道本局の別派独立の出願許可を取り付けたことによつて、佐藤は請願に関わる「全権委員」を委任され、畑徳三郎(東京分所長)と共に教規教則の起草を始めとする出願準備に着手し、以後、本格的な請願運動に奔走する。同年七月一〇日、神道金光教会は金光大陣(萩雄)以下教団幹部の連署による「別派独立願書」を内務大臣に提出した。この願書に添付された「別派独立請願理由書」には、独立の必然性が次のように記されている。それは、「神道本局は本来持得の教義を有」さないので対し、「我教は教祖の立教せる信条教典を有し、純然たる教法的性質を具備」していること、「教祖の定めたる奉教の主神あるにも拘わらず、神道教規第二條の祭神を第一に奉斎しなければならぬと規定されたがために、「本教の主神は却りて其客神として合祀せらるるが如き境遇

に陥」ったというものであった。<sup>④</sup>

請願運動自体は、紆余曲折を経ながらも明治三三（一九〇〇）年六月一六日、「金光教の通りにすれば何時でも認可になる」との当局者の好意的な評価を受けて、異例の早さで内務大臣の承認を得るに至るのだが、独立請願の根拠とした先の二点は、主務省である内務省にどのように受け容れられたのであろうか。その内容を、明治三三年三月三日、請願書類に添付された教義テキスト（「道乃教乃大旨」『金乃神靈續考』「慎誠正伝之弁」等）を対象に、荻野仲三郎（内務省考証官）が佐藤に対して行った質問を見ていきたい。中でも特にこの質問を経て、改めて佐藤に把握される独立の意義が、前章であらかじめ触れておいた「慎誠正伝之弁」から「神誠正伝」への改稿内容にどう影響しているかを見ていくことにする。

まず質問の冒頭で荻野は、「完全ナル宗教ハ宗教ノ要素トシテ必ず完全ナル世界觀ヲ要ス、金光教ノ世界觀ハ如何」金光教ハ神ニ対シテ一神教カ多神教カ万有神教カ」宗教ハ其目的トシテ安心立命ヲ説キ、必ず救済還没ノ方法ヲ教ユ、今金光教ノ帰著ハ如何」(質問要項一―三)と、「完全ナル宗教」としての教義の完結性を問い質している。

前章でも触れた通り、『神誠正伝』では「慎誠正伝之弁」において金乃神の神性が強調されていた第二条の記述が全面的に書き改められているが、このことは、荻野の質問が密接に関わりを持っていてであろうことが、改訂内容と荻野の質問との比較から窺える。以下の引用は、「慎誠正伝之弁」第二条に関わつての質問事項である。

一四 同「慎誠正伝之弁」―引用者 第二条弁註「天トハ日月ノ大御神」トアリ、何ノ神力、又本教ノ主神及神道普通ノ神トノ關係如何

一五 同、日月ノ大御神ハ共ニ陽ナルヤ、又天ハ単ニ物ヲ恵ムノミカ、万物生々ノ因ハ単ニ地二期スルヤ  
又陰陽合成ノ理ト儒家及陰陽道ノ説トノ關係如何

一六 地球ノ真機トハ如何

一七 金乃神ハ神典中ノ何神カ

一八 地球ノ回轉ハ物理学ノ原則以外ニ金乃神ノ勢力ヲ認ムルヤ

一九 「大地ハ金氣力即チ金乃大神ノ大徳ニ因ラサレバ一日一夜モ立タズ」云々ト云フ此金氣力トハ如何、又地球構成ノ理ハ、地質学ニ説ク所以外ニ、金氣力ヲ立ントスルカ

二〇 方位方角ノ事ハ神教ニ依ラズトモ理学ニテ排スベシ

二一 靈魂ノ本所トハ如何、又靈魂ハ天ノ付与力分出力將タ一体トスルカ

二二 肉体ノ本所トハ如何、肉体ト靈魂ノ關係及人生死後ノ觀念如何

この質問に添つて両書を比較すると、『神誠正伝』では、天と地や金乃神を始めとする三神の協働関係についての一連の記述がなくなる。荻野は、金乃神を記紀との関係、物理学・地質学といった自然科学、あるいは陰陽道との関係から問いに付しているが、これらにも言及されない。さらに荻野は「方位方角の事は神教に依らずとも理学にて排すべ」きことを指摘したが、これについても『神誠正伝』では、明治五年の改暦の詔勅に先立つて、金光大神が「何事にも方位は忌まず」と主張したことが示され、その先見性や詔勅との整合性のみが強調され、金乃神と「方位方角」との関連は一切言及されない。このように荻野からの指摘は、「道教之大旨」以降、主張されてきた金乃神の神性を否定するものであり、それに対応する形で『神誠正伝』が改稿されている。この変更は、『神誠正伝』のみに止まらず、前章で触れた「神訓」の一部の条目の差し替え（注46参照）や、『靈續考』の典籍からの除外にも及ぶものであった。

また、金乃神に関わる記述の削除に伴つて、『神誠正伝』では「天恩」に対する「地恩」の重要性が強調されなくなり、「天地は万物の生出づる本源」「天地の大理」「天地の真正の真理」「天恩地恩のあるを知らざれば」というように、天地の相即不離の關係が強調される。その際、「天地金乃大神」が「大天地」の主宰神として、かつての三神の総称ではなく、一神教的体裁から明示される。これは、金乃神が主祭神の位置を失い、代わつて三神の総称形としての天地金乃神とは異質な天地金乃神がその位置に据えられたことを示している。

このように金乃神の神性は内務省考証官という立場にあつた荻野から徹底的に否定されたが、荻野は、交渉直後に「立

派な新進宗教ぢゃ」と金光教に対して好意的に評価を下している。<sup>51)</sup>これは、否定された部分に代わって、荻野の視点から別の側面が評価されたことを意味しているようだが、それは、改めて時代性を伴って明治一六年時点とは異なる相貌で立ち現れていた近代宗教としての可能性が見いだされていくものであったといえよう。すなわち、荻野が主祭神に關して金光教に突きつけたのは、神道の教義体系では一般的であった多神教的神觀に基づく金乃神（金神）の否定であると共に、キリスト教教義にも比肩し得る可能性を持った唯一絶対的、かつ一神教的な天地金乃神への評価であった。そのような評価を受けた佐藤は、「慎誠神訓」以降、神道本局からの独立の根柢として強調してきた「金乃神ノ功德」を天地金乃神の「功德」へと表明の仕方を変える。そして、この変更の過程は、それまでの「金乃神ノ功德」を基盤としていた信仰実践の克服を企図させられていた中で、そうした問題自体も包摂し、解消し得る可能性を持った神性が感受されていくものでもあつたらう。

しかし、佐藤がそのような感得に立ちつつも、むしろ、神道教派としての独立という形態を採らざるを得なかつたという制度上の限定が、次のような事実にも伏在していたことは注目しておきたい。すなわち、荻野が先の贅辭に続けて「併し奉齋主神の事だけは書いてくれ」と述べ、佐藤は『神誠正伝』の内容とは正反対の、「此の神の神号みまなは記紀二典に顕れ給ふ所の天津日大神及び月ノ大神と国常立神との御功德を尊崇して御神伝によりて教祖がかく天地金乃神と尊号を合称せられる所なり」として説明している事実である。そしてそれは、独立時に制定された『金光教教規』においても、『神誠正伝』の記述からすれば、天地金乃神のみが奉齋主神となるべきはずのところだが、次のような規定となっている。

## 第二条

本教は教祖生神金光大陣立教の主旨に則り左に掲ぐる神を奉祀し礼典を修行し信神の正理を講し天地の大理を明にし愛国心を養ひ顕幽一致死生の安心を宣伝するを以て目的とす。

月乃大神

日乃大御神

此三柱神を天地金乃神と奉称す

## 金乃大神

右天地金乃神の外に教祖神を奉祀す

すなわち『神道金光教会条規』での「神道教規第二条の祭神を奉戴し」という部分が削除されている点と「教祖神」が奉斎の対象とされている点を除いて、従来と表記上の違いは認められない。つまり、神道的擬装に用いる神が金山彦神から国常立神に変更されたこと以外は、主祭神の位置づけは、規定上において変わらなかった。しかしながらこのような「神誠正伝」と「教規」に認められる主祭神奉斎の違いには、次のような佐藤の思惑をそれぞれに孕むものであると思われる。

『教規』での主祭神奉斎のあり方は、当時の宗教的枠組みが、神仏基によって構成され、それ以外のものが認められない以上、神道教派たらしめるために擬装的に記紀に基づく三柱の神を奉斎するが、それは現在の宗教制度の不備でそうせざるを得ない、と。一方、『神誠正伝』では、主祭神奉斎を制度的に神道の枠組みに収めることを強いられるが、本来、金光教は、天地金乃神という他に類例を見ない神を奉ずる神仏基いずれの枠組みにも属さない宗教である、というものである。すなわち、両者の奉斎の違いは、請願書提出時での神道本局からの教派としての独立という意味合いが、この萩野との交渉によってそれまでとは異なる意味合いを浮上させることになったことを示している。それは、神道という既存宗教の範疇からの独立といえるものであった。現実には神道教派としての別派という形での独立を余儀なくされたが、そこで自覚される独立性とは、従来の神道を本位とはしない、「天下無類」の「文明教」たる本教である、との自己認識のもとに確認されるものであったのである。

主祭神奉斎をめぐるこのような独立性の認識を獲得することになるのは、請願運動が行われた明治三二―三三年という時期が、宗教認識に関わつての転換点にあったゆえに生じたものである。この時期にそれがもたらされるのは、明治二〇年代から国内の宗教学者を中心に論議されていた「文明教」待望論の生成状況や、キリスト教布教公認問題や内地雑居問題という国内のみならず国際的な政治状況とも関わっていた宗教法案の上程と関わっている。

「文明教」待望論は、西洋宗教学の国内への定着により生成したものであり、金光教に対する考証を行った荻野も、比較宗教学会に名を連ねる待望論者の一人であった。<sup>55)</sup> 佐藤との交渉から約一カ月後の四月一三日に実施された金光中学視察時の講演に、待望論者としての主張内容を認めることができる。荻野は、宗教を多神教／一神教、国民的宗教／世界的宗教、教祖の無／有、現世的宗教／来世的宗教に類型化した上で、各類型の前者に属する神道の世界布教の可能性の低さを指摘する。荻野は神道の成立期にあつては「宗教の発達上一度は必ず経過せなければならぬ路であつて、其時代に相当した宗教ちゃと思ふ」としながら、国内の現状においての神道の後進性と、先の類型の後者に属する「文明教」の優位を結論づけていた。<sup>56)</sup>

このような宗教をめぐる学問動向とも相俟つて、明治三二年一二月、宗教法案が貴族院本会議に上程されている。明治三三（一八九〇）年、神官教導職分離の反対運動に関わつて以来、「宗教条令」制定を熱望していた佐藤は、当初、賛成の立場を取り、賛成運動を起こすことを計画していたが、貴族院議員千家尊福（元大社教管長）からの忠告により、断念させられている。<sup>57)</sup> 結局、法案は、同三三（一九〇〇）年二月、内閣総理大臣山県が当初目していた可決への樂觀視とは裏腹に貴族院で否決された。この宗教法のもとで内地雑居が実施された場合、キリスト教の勢力伸張は必至であるという懸念や、神仏基を並列的に扱うことに不満を抱いた多くの仏教宗派が猛烈に反発したからである。<sup>58)</sup>

このように、宗教概念と宗教法規とは、近代国家形成の展開状況と軌を一にして近代化の様相を呈してはいたものの、両者は歩みを共にするものではなく、むしろ跛行的といえるものであり、それゆえに、何からの、どのような独立であるかが改めて強く意識されることになってきたのである。宗教法廃案以降も佐藤が、神道教義の援用を必要としない天地金乃神像を『神誠正伝』において表明したのは、こうした宗教行政の転換の可能性の余韻が残っていたことと無縁ではなかった。佐藤は宗教法の実現を他日に期して、次のように天地金乃神奉斎の可能性に思いを寄せる。

扱て独立にあたり宗教学者と大研究して、苟やしくも一教独立する者は一の宗教を発見した者で無之ては独立の価値がない。神を社から出して来たのは真正の宗教とは言はん。といふに付き願出たる処、政府では天地金乃神では

いかんと云ふたから独立教規の上によつて不止得御三神を立て教規によつて現れてある通り、遺憾ながら教規、教派は独立したれ共、教祖の御神意の通りには未だ時節が来らるので、成らんのが残念至極であるが、之は時節を待つより外は無いのである。是は政府の規則と神理と突衝して居るからである。今後、宗教の進歩と社会の進むに従ひ、吾教にも努力出来たなれば、他日教祖の御神理ある処が明に独立する事もあらん。亦宗教法案が議会に通過すれば教祖の御神意明にする時節も来るならん。(傍線引用者)

佐藤は、「神を社から出して来たのは真正の宗教とは言はん、すなわち、従来の神道教派とは異なる金光教という宗教の存立の可能性を示した宗教学者の助言に力を得て、請願運動を行い、独立を勝ち取つたにも拘わらず、「教祖の御神意の通りには未だ時節が来らん」と先の独立の不完全さを嘆じている。しかし、その嘆きには、「宗教の進歩と社会の進むに従」つて、現在の「政府の規則と神理と」の衝突が解決に向かうであろうとの期待感を含むものであった。このように佐藤においては、神道という範疇の中で別派独立という問題が、従属を強いられていたその範疇自体からの独立という問題へと展開し得る状況の中で、「教祖の御神意」、すなわち、いかなる先行の諸宗教・思想にも還元できない「天地の道理」を開示する時期が目前にあるとの予測に立っていた。つまり佐藤にとつて宗教法の成立は、国家・社会における近代化の進行への樂觀視のもとで、より金光大神の「お上」を視野に収めての信仰態度が、さらに理想的な形で実現されていくものとして思念され、金光大神の信仰を反映させ得る独立のあり方をも構想させることになつていたのである。<sup>⑤</sup>

さて、独立から五年後の明治三八(一九〇五)年七月一〇日、日露戦争のただ中、佐藤は、「未だ意に充たさざる所多きも大方の督促」に應えるべく『天地の大理』を執筆・公刊した。「第一章 立教沿革大意」では、独立によつて初めて天地金乃神という国典にない神を奉斎することが叶つたという経緯が示され(21、25頁)、以下第二章「天地の大理」では天地金乃神の神性が示されている。このように国典にない神を奉斎することが可能であることを宣言するのは、まさに時代への感得から裏づけられる、自らの信仰に対する独立性の自負に基づいてのものであった。そして天地金乃神

の神性の記述に先立って、天地についての一般的説明とは異なる観念を提示する。天地は、顕幽関係に見立てられ、その働きは「一切万有は顕幽相合し相応じて現れたるものにして、この顕幽は猶物の二方面の如く遂に本体に帰一す」としている。そして、この天地を天地の大理(天地根源の道理「宇宙の道理」「一切万有を統治せる道理」)に基づき統理するのが、天地金乃神であるとする(25-32頁)。これは、「完全なる世界観」や「救済還没の方法」という宗教(文明教)の資格を提示した荻野の質問に応えるべく記述された『神誠正伝』の内容を、近年の社会動向をさらに踏まえて発展させた提示であり、この働きの根源神、天地金乃神の表明されるべき神性が近代的文脈に相応しい形で捉え直されていく過程でもあった。

このように天地金乃神の神性は、今後の宗教法案可決を見込みながら、宇宙の根源神として、神道教義との差異を鮮烈に示しつつ表明される。表明上の「進化」を意図的に遂げた本教は、天地金乃神の唯一絶対性の標榜によって、キリスト教・仏教教義にも比肩し得る教義整備を急速に進行させることはおろか、その教義に相応しく、いよいよ自律的に真の宗教の役割を模索しなければならなかった。

『天地の大理』刊行の約一カ月後の八月一七日から二週間にわたって、「時勢の推移と共に、教導上の指針を示すべき必要」性から全国教会長講習会が本部で開催され、一五〇名余りが受講した。講師として壇上に立った佐藤は、「迷信」視を喚起する布教実践の克服と、時代状況の推移を弁えた教導の姿勢が求められていることを訴える。例えば佐藤は、土・水を救済の媒体に用いる行為を、教祖理解にも通じるものであることを認めながらも、その行為を日常的に行うことは「迷信妄信の極致」であり、「今後社会に立ち行く事が出来ぬ」と指弾し、独立の意味を教会長に突きつける。十年以前の吾国の状態も未だ開けず。夫が為、本教も幼稚であったが、世の文明と共に本教も愈々社会に頭を出すことと成りたれば、決してかかる国法を犯す事は無いと立派に弁明したる故に許されたるなり。

そこには、「未開」と位置づけられた国家の宿願であった不平等条約撤廃が、「文明」への「進化」により達成されたという事実と適合すべく、布教実態も「進化」を遂げるべきだという佐藤の意識が反映されている。旧態の布教実践に

固執することは、「進化」を続ける社会状況からの遊離を意味するものであるだけに、佐藤はそれぞれの地で取次に従う教会長にその是正を訴え、「進化」の過程で新たに生起し続ける難儀の諸相に向き合う態度を求めた。そうでなければ、金光大神が広前で維新期という激烈な社会変動の中で生み出されてきた諸々の難儀に対峙したという事実が発する教団の意義や、常に教団を意義づけるものとしての信仰の独立性は、容易に現実から遊離する出世間的なものへ変質すると危惧していたからである。佐藤が社会進化の論理のもとに布教実態の変革を促し得たのは、「今後社会に立ち行く事が出来ぬ」という危機感に根ざしたものではあったが、このことは単なる消極的な状況対応のみに還元して理解されるべきではない。なぜならば、佐藤が金光大神に見た「天地の道理」の発現とは、世俗的な思考・行動形態を借りずにはあり得ないものであり、状況が変動を来す時、それに伴ってその現れも変動を余儀なくされるものであったからである。その具体的な事柄が「慎誠神訓」「神誠正伝」等の教義テキストでの改編であったが、そのことと同様の意義から新たな布教実態の創出がなされなければならないものと佐藤には認識されていたのである。

## おわりに

以上、教団草創期における主祭神表明の諸相を、佐藤範雄の態度への注目という視角から考察した。以下、その内容を取り纏めておきたい。

金光大神に把持された信仰態度を公認教団の設立という目途との関わりで表明した「慎誠神訓」には、公認性・独自性という、一見相反する二つの要素が複雑に絡み合っていた。しかしながら、それは、金光大神の「お上」と「信仰」を合一的に把握しようとする態度や、その態度の基底に存在する「天下無類」性の根源としての「天地の道理」への感得の上に成り立つゆえのものであった。そのような佐藤の感得を基盤として成立した神道金光教会は、神道教派の傘下教団としての公認という枠組みを自認しながらの独自性表明を一連の教義テキスト編纂で試み、本教信仰の存在意義を

教团的に自覚し、社会に対してその自覚内容の表明に努める。しかし、布教現場では、「慎誠神訓」が公認性よりも独自性から読みとられ、その内容の表明や布教実践によって、淫祠邪教視を喚起させる。佐藤にとつては、この状況が金光大神の態度からの離反として把握され、近代宗教としての教義的普遍性獲得とその実態形成という課題として、その克服が目指されることになる。

近代宗教としての教義的確立は、独立請願運動に伴って、金乃神から天地金乃神という主祭神表明の展開に象徴されるように従来の教義表明を近代的な思考体系のもとに再編する中で進められる。その確立が進展する中で、改めて、それに見合った布教実態の「進化」が目指されることになる。明治四〇年前後から宣揚される「迷信打破」は、金光教の教義的「進化」の過程で、教団実態の「進化」への促しをも視野に収めながら、さらに社会全般をも「進化」に導くべく、新たに見いだされた実践論理であった。そこでは、「旧弊」としての金神信仰が当然のごとく否定されるが、それは独立という事態が、「進化」、すなわち文明国という国家的目標を達成する上での具体的方途を自らに引き受ける中であつての然るべき帰結であつたといえよう。

そのような姿勢が本教の先の戦争への関与―それは金光大神の信仰態度に発したあくまでも信仰的な関与の問題として―を必然化する回路をも呼び込んだことは否定できないものの、しかしながら、佐藤の表明の根底には、個々の布教現場で向き合う難儀の様相が、近代国家の構築過程に呼応して新たに生起し続けるものである以上、そこでの救済論理をどのように再構築し提示し得るか、という問題意識があつたと考えられる。すなわち佐藤にとつて表明されるべき教義とは、「慎誠神訓」編纂の中で感得した信仰態度が、変化し続けている社会状況に対してどう発現可能であるのかという問題意識を基盤にして、その時々を生み出されるものであつたと考えられる。その意味を敷衍するとすれば、現代社会においての信仰表明とは、かつての戦争への関与という問題も堆積している歴史的地層の上に立っていることを自覚しつつ、その自覚が現代的な難儀の様相に向き合う態度を、改めてどのようなように要請するものであるのかをまずもって問われなければならず、そのこととの関わりで、言葉の埒外にあるものとしての「天地の道理」に思いを致さねばなら

ないといえよう。

佐藤は、本来的に言語化し難い「天地の道理」であることを自覚しながら、その自覚とは裏腹に、「慎誠神訓」「神誠正伝」「天地の大理」によって神の像を明確にすべく常に言葉化し続けた。しかし、それらは結局のところ、その時々々の状況の中で相応しい神や道理の像が記述され、確定されざるを得ないからであり、従って固定された表明物としてではなく、その背後には常に混沌とした何物かが同時に潜んでいることに留意しなければならないだろう。すなわち、佐藤にとつての表明という営みは、宗教という枠組みによつて構成される限定性を持った空間を常に意識しつつも、不可知かつ無限なるものとの往還によつて構成されていたともいえよう。佐藤にとつてこの二つは、そのいずれかに傾くことを決して許さないものとして把持され続けたと考えられる。信仰の独立性とは、そのことによつて常に時代状況に対して遊離することのない発現を可能にするのではなからうか。

(教学研究所所員)

《参考資料》 「慎誠神訓」

※ここに掲げた「慎誠神訓」は、近藤藤守の筆写によるもので、桜井教会資料「慎誠」を典拠とした。原本の冒頭には、三条教憲が記されているが、ここでは省略した。便宜的に各項目別に通し番号を付し、適宜、句読点を付した。

日々の心得十二ヶ条〔慎誠〕

- |    |                          |    |  |
|----|--------------------------|----|--|
| 1  | 一 神国の人に生れて神と皇上との大恩を志らぬ事  | 2  | 一 大地は金を以て骨となすものぞ、人の体に於ても骨は金気の性、則金廻大神の大徳に拠る所也 |
| 2  | 一 天の恩を知て地の恩を志らぬ事         | 3  | 一 大地の内にて金乃大神の大徳に漏るる所はなき事也                    |
| 3  | 一 幼少の時を忘れて親に不孝の事         | 4  | 一 日本魂の勇氣なるも全く金氣の大徳に拠る所也                      |
| 4  | 一 真の道に入て真の道を履ぬ事          | 5  | 一 人の魂は天津日乃神の靈を受、体は土より生じ、則天地の神の恵に依て人とは成もの也    |
| 5  | 一 口に真を語りつつ心に真のなき事        | 6  | 一 人の出来始る時、月の留るとも、日の延たと云も全く日月の大神の分靈を受まもる故也    |
| 6  | 一 我身の苦難をしながら、人の身の苦難を志らぬ事 | 7  | 一 中昔より何事も外説に雜り、貴き我大神等の神徳をも忘る事とはなりたるもの也       |
| 7  | 一 腹立は心の鏡の曇る事             | 8  | 一 今より何事も方位は忌まず我教の昔にもどれよ                      |
| 8  | 一 我心の角で我身を討事             | 9  | 一 いかに方位を改るとも、地震の時は其方位も及ばぬ事也                  |
| 9  | 一 人の不行状を見て、我不行状になる事      | 10 | 一 金神を金神と唱へて、悪神と思ひ恐れな、金の神は福ひの神也               |
| 10 | 一 物事に時節を待せず苦をする事         | 11 | 一 清所も穢るる所も、隔なく日月の大神は御照あるぞ、我心に不浄を犯すな          |
| 11 | 一 無病の時家業に怠り物毎に驕る事        |    |  |
| 12 | 一 信心する人の真の神徳を志らぬ事        |    |  |

右條々能く々慎みて相守事

道之教之大旨〔道教之大旨〕

1 一 抑此大地は金氣の大徳に因るものぞ、土は則金氣の凝る

11 一 清所も穢るる所も、隔なく日月の大神は御照あるぞ、我心に不浄を犯すな

- 12 一 神は昼も夜も、遠き近きも間はざるものぞ、信の頼心に隔てなく祈れ
- 13 一 食物は皆人の命の為に天地の神の造り給ひて与へ給ふもの也
- 14 一 我身は我身ならず、皆神と皇上との身と思ひ忘れよ
- 15 一 神信心して靈験あるを不思議とは云まじき事ぞ
- 16 一 信心しても靈験のなき時は是ぞ不思議なる事
- 17 一 天が下の人に他人と云こと重々なきものぞ
- 18 一 我信心する神ばかり貴て、他の神をあなどる事なかれ
- 19 一 天地の事は知て知がたし、四季の時は人力の及ばぬ事
- 20 千はやぶる神の御國に生れ来て道の本末ふみなまとひそ天地之体者土也 性者金也
- 右慎而莫怠  
明治十六年未  
旧九月十六日 藤守
- 1 信心は家内に不和のなきが元也
- 2 一 真の道に入れば第一心の疑の雲を払へよ
- 3 一 真に難有と思ふ心、直ちに靈験の始也
- 4 一 神徳を受けて人徳を得よ
- 5 一 いきたくば神徳を積て長生をせよ
- 6 一 我心にて我身を救ひ助よ
- 7 一 信心する人は、何事にも真の心になれよ
- 8 一 真の道を行人は肉眼をおきて心の眼をひらけよ
- 9 一 神の恵を志らざる人、親の心子志らず
- 10 一 神信心なき人は、親に孝行なきも人の道をしらぬとおなじこと也
- 11 一 我情我欲を放れて誠の道を忘れよ
- 12 一 我心で我身を活す事もあり、ころす事もあり
- 13 一 大酒大食するは絶食の元となる事
- 14 一 食物は心にて毒にもなり、薬にもなるものぞ
- 15 一 何を喰ふにも飯たべるにも、難有頂く心を忘れなよ
- 16 一 神酒神水を頂いて、軀の毒を洗流せよ
- 17 一 急時には瓶の水を汲ても、頂く心になれば神酒神水もおなじことになるぞ
- 18 一 やれ病やと云心で難有、今靈験を云心になれよ
- 19 一 心配する心で信心をせよ
- 20 一 障子一重がままならぬ人の身ぞ
- 21 一 天に任せよ、地に縫れよ
- 22 一 信心は我本心の玉を研くものぞや
- 23 一 若き者は本心の柱に虫を入らせな
- 24 一 慢心は大怪我のもと也
- 25 一 要心せよ、我心の鬼が我身を賣るぞ

- 26 討向ふものにはまけて、時節に任せよ
- 27 過たる事を思ひ出して腹を立苦をするな
- 28 悪い事を云てまつな、先を樂しめよ
- 29 心にてにくみて口で愛すなよ
- 30 信心する人は常に守を心にかけて居よ
- 31 心にかくる守は穢るる事はなきものぞ
- 32 我子の可愛さを知て、神の氏子を守り被下事をさとれよ
- 33 信心してまめで家業を務よ、君の為也、国の為也
- 34 不浄のある時は先に断置て、願ある事を信頼よ
- 35 人の身が大事か我身が大事か、人も我身も皆人
- 36 蔭と日表のころを持なよ
- 37 縁談合性を改見合すより信の心を改め見よ
- 38 家がら人がらを改るより人情がらを改よ
- 39 子を産は我力で産と思ふな、皆大祖神の恵所ぞ
- 40 懐妊の時、腹帯をするより心に誠の帯をせよ
- 41 出産の時、よかり物によかるより神に心をまかせよかれ
- 42 疑を去て信心して見よ、靈驗は我心にあり
- 43 我身が我自由にならぬものぞ
- 44 忌穢は我心で犯す事もあり、弘ふ事もあり
- 45 祈て靈驗の有も無も我ころ也
- 46 要心は前からたおれぬ内の杖
- 47 一 まめなとも信心の油断をすな
- 48 一 神の教も真の道も志らぬ人のあはれさよ
- 49 一 神は声もなし像もみえず疑へば限なし、恐るべし、うたがひをされよ
- 50 一 真心の道をまよはずうたがはず、末のすえまでおしへ伝へよ

右条々堅く相守事

明治十六年末

旧九月

藤守

## 注

- ① 佐藤範雄述「教祖立教と制度の沿革史要」昭和七（一九三二）年、四一頁。
- ② 拙論「神道金光教会における講社結社の展開とその特質」紀要『金光教学』第三六号参照。
- ③ 佐藤範雄「信仰回顧六十五年（以下、信仰回顧）」上巻五六～五七、六六～六七頁。
- 「慎誠神訓」は、後に設立される教団において正典として位置づけられ、大量の金光大神理解が収録された現行教典（昭和五八（一九八三年）の刊行まで教義の所依の根幹をなしてきた。「慎誠」が正典に位置づけられるのは、明治一八（一八八五年）六月の神道金光教会設立によってであり、「神訓」がその位置づけを得るのは、一部の教条の差し替えという改編を経た明治三三（一九〇〇）年六月の別派独立以降である。
- ④ 「慎誠神訓」編纂経過につき書簡（控）神徳書院資料七一〇。また、「慎誠神訓」編纂の動きについては、畑愷「金光教典の成立過程について」紀要『金光教学』第四号、渡辺順一「信忠孝一本」教義の成立とその意味」同第三〇号、加藤実「迷信打破」教義の成立と展開―近代化と信仰のはざままで―」同第三四号において論及されている。
- ⑤ 神明の語義には、神祇（神々）と、天照皇大神あるいはそれを祀る社（伊勢神宮）との二種類があるが、「慎誠」第一条の文言

を考慮する時、ここでの神明とは、後者であると見て相違ないだろう。

- ⑥ 当時の宗教界において「愛国」解釈は、国家体制と自らの信仰を関係づける上で不可欠な要素であったが、「慎誠」のように三条教憲を前提とした解釈に限られるものではなかった。そのため、「慎誠」での「愛国」観は、その中での選択肢の一つであった。

例えば、島地黙雷（西本願寺派）がヨーロッパ及びアジア諸国の宗教動向を視察する中で政府に提出した「三条教則批判建白書」によって国内に波及する政教分離論・信教自由論の影響は、その後の政府の宗教政策の方向を大きく転回させる内容を含んでいた。島地は建白書で、三条教憲第一条の「敬神愛国」について、「政教の異なる固より混淆すべからず。政（愛国―引用者）は人事なり、形を制するのみ。；教（敬神―引用者）は神為なり。心を制す」ものであるとして、政教を混淆することは誤りであると主張した。また、第三条の「皇遵尊王」についても、「尊王は国体なり、教にあらざるなり」として宗教性を否定し、政治と信仰との分離を政府に迫った。この主張は、「真俗二諦」という真諦（出世間的、究極的な立場での真理・信仰）・俗諦（世俗的、相對的な立場での真理・政治）による仏教固有な政教の二元論的把握と西洋での宗教視察で知得した政教分離の理念を背景になされたものである、とされている。この運動は、同年に施行されるキ

リスト教の国禁の高札撤去、真宗四派の分離許可という、宗教政策に大きな転換をもたらすものであり、三条教憲での宗教一致の理念を相対的に捉える視角を一定程度の政府官僚が受け容れる端緒を開かせることになる。

しかし、宮中の元田永孚を始めとする天皇側近は、そうした近代的政教理念の導入に強硬に反発しており、国家中央での三条教憲をめぐる見解は決して一枚岩ではなかった。

政教の分離か、一致かに関わる大きな流れの中で、佐藤のいう「愛国」とは後者を自明としたものであったと考えられる。伊藤友信「廃仏毀釈論争」今井淳・小澤富夫編『日本思想論争史』ペリカン社、昭和五四（一九七九）年、藤井健志「真俗二諦論における神道観の変化―高地黙雷の政教論のもたらしたものの―」井上順孝・阪本是丸編著『日本型政教関係の誕生』第一書房、昭和六二（一九八七）年、副田義也『教育勅語の社会史―ナショナリズムの創出と挫折―』有信堂、平成九（一九九七）年、鈴木正幸「近代日本における皇・官・民」鈴木正幸編『王と公』柏書房、平成一〇（一九九八）年。

⑦ 三条教憲

- 一 敬神愛国ノ旨ヲ体スヘキ事
  - 一 天理人道ヲ明ニスヘキ事
  - 一 皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムヘキ事
- ⑧ 前掲加藤一四三頁。

⑨ 明治一五年頃の大坂府下では、布教公認を得るにあたって、天地金乃神を奉斎することは許されずに「天地の大神」とすることで、「中教院」との折り合いをつけざるを得なかったという。

武津八千穂は、その（布教公認の）引用者「道がないことはないが、なんとしても「天地金乃神」だけを祭祀するというのでは、とても許されるはずがない。表向きだけでも祭神を変えするか、他の神と共に祭祀するかしなければなるまい。そしてどこかの神社なり講社なりに所属する一方、中教院（神道大阪事務分局か）引用者に交渉して、その派出説教所という名義にすればよいという見解であった。：初代白神先生は、どうしても承知されない。：色々と相談して、「天地金乃神」を祭祀して布教できる道はないものかと、幾度も武津八千穂と交渉し、武津も中教院の意向をただすということを重ねた。中教院でも種々研究した結果、「天地金乃神」を祭祀するというのは許されぬが、神名を「天地の大神」とするならばよろしかろう。：（近藤藤守先生伝記（第一部）稿本）八〇～八二頁

そしてこの問題は、明治一六（一八八三）年七月九日、近藤、二代白神新一郎の案内により、神道大阪事務分局員吉本清逸、亀田加受美の金光大神広前への来訪時にも持ち越されていることが、亀田による「金光教祭神外二條併質疑」〔大阪教会資料5-2〕という質問状での回顧から窺える。

先年阪地ニ初メテ金光教擴張ノ義ニ付、大阪神道分局ニテ  
 議論百出其可否決シ難ク、之レニ因テ吉本教正ト我輩同行ニ  
 テ大谷ニ下リ、教祖金光大人並ニ佐藤川手ノ両氏ニ付テ是ヲ  
 聞キ其弁明スル処、日乃大神月乃大神金乃大神ノ三柱ヲ内務  
 官許ノ金乃神ノ社ニ合祀シテ此社号ヲ表稱シ、天地金乃神ト  
 稱スル旨詳細確答之レ有ニ因テ是レヲ信受シ埽坂ノ上、全分  
 局ニ復報シ、局中二三ノ異議者有シモ終ニ拡充ノ緒ニ付。

これまで、彼らの来訪は金山彦神の勧請を勧めに来たとい  
 う点が佐藤範雄の回顧（前掲『信仰回顧』上巻六〇～六五頁、佐藤範雄「内伝」）  
 等から注目されてきた。しかし、亀田が回顧するように、彼ら  
 の来意には、大阪府下での天地金乃神奉斎をめぐる問題の打開  
 を目指しての「詳細確答」を得ることも含んでいた。これらの  
 点を鑑みた時、この動きと同時代的に編纂作業が行われていた  
 「道教之大旨」中での「天地の神」は、神道大阪事務分局との  
 折衝の経験が反映されているのではないかと推測することがで  
 きる。

⑩ 以下に、1・2と対応する理解を示す。

1 ○金乃神様がおられるから、地が締まっているのである。  
 それはちょうど、豆腐を作る時、にがりを入れるよう  
 なもので、神様がなかつたら、のどろ（締まりのないさま）  
 になる。（「理解」Ⅱ佐藤光治郎一）

2 ○人の魂は日乃大神の分霊を受け、体は土より生じて、

みな、天地の神の恵みにより人とはなるものぞ。（理  
 Ⅱ柏原とく5-1）

○体は土から生じたものである。土に納まつてお世話に  
 ならねばならぬものである。（「理解」Ⅰ佐藤範雄21-29）

○死ぬというのは、みな日のもとへ帰るのである。仏で  
 いうのも神道でいうのも同じことである。魂は生き通  
 してであるが、体は死ぬことがある。体は土から生じて、  
 もとの土に帰るが、魂は天からお授けになって、また  
 天へ帰るのである。（「理解」Ⅰ難波幸13-2）

ちなみに、2に対応するこれらの理解は、5の教条とも対応す  
 る内容を含んでいる。

⑪ 前掲渡辺五四～五五頁。

⑫ 大阪教会「初代白神新一郎師」昭和三七～一九六二〇年、三  
 一～三六頁。

⑬ 「お知らせ事覚帳」には、折々に「お上」の意向に随う姿勢  
 を要請する神からのお知らせが次のように記述されていること  
 からも、このことは、金光大神が神から常に確認を迫られる問  
 題であったと考えられる。

○お上出ても、実意を立てぬき候。以上。（「覚帳」17-8-5・

明治六～一八七三〇年）

○なんにも（何事も）お上任せにいたせい。（「覚帳」17-14-6

・同年）

○お上ご変革に相成り、此方も天地乃神も変革。(「寛帳」18  
—13—4・明治七(一八七四)年)

○此方にはお上願ひ、ご指令下がり。お上へ忠義いたし、上  
ことそむかず。(「賞帳」21—2—2・明治二〇(一八七七)年)

○人様ごやかいかいならず、今のとおりに説論できればよし。

お上より説論もできんと申されれば、いたしかたなし。(「寛  
帳」21—26—2・同年)

○お上、上々、親、この三つこと守り、そむかぬように説論  
をいたし。(「寛帳」22—9—2・明治二一(一八七八)年)

○生神金光大神、天地乃神は、お上、神ほとけ、人民、上下  
立ち行くように理解申して聞かせ、お知らせあり。(「寛帳」

23—23—5・明治二二(一八七九)年)

⑭ 佐藤が垂加神道の思想について学習したのは、明治一一(一  
八七八)年一〇月から一六(一八八三)年一月までの間、小寺清  
之、大國隆正の門人であった神道家黒坂昌芳の下で、皇典の講  
義を受けたことに始まる。佐藤は、『日本書紀』の講義を垂加  
神道流、『古事記』の講義を津和野派流で受けていた。その学  
習成果は、神道教説の援用による説教という具体的な形となつ  
て結実する。佐藤は、明治一三(一八八〇)年の晩夏、岡山県浅  
口郡六条院西村、高橋富枝の広前、続いて大本社の敷地内の東  
長屋において説教を行っている。東長屋での説教の際、「天地  
之体者土也性者金也」と揮毫された軸を掲げ、それを演題とし

ており、佐藤はこの時、既に垂加神道の内容と本教信仰との教  
義的親和性を見いだしていた。

また、佐藤は、同年二月、教導職試補を受験の際に懇意とな  
つた神道広島事務分局福山出張所長中島年光から、「霊の真柱」  
を始めとする平田篤胤の蔵書を借用する機会を得ている。前掲

『信仰回顧』上巻一二—一四、三三—三四、三八—三九頁。

⑮ 明治九年ごろは黒住教が盛んで、大谷の近傍などではなかな  
か勢いがあつた。そのころ私は信心を始めて間もないことで、

黒住教のことなどについて、金光様のみ前で他の人々と共にあ  
れこれと議論ばかりしていた。明治十四年ごろから平田篤胤の  
書を好んで読むようになった。「医者、医道を知らず、神道者、  
神道を知らず。われ、その真を講ぜん」という書き出しで、仏  
教のあらを拾つて書いてある書物であつた。それを読んだもの  
だから、金光様のみ前でキリスト教や仏教の欠点を探し出して、  
あれこれと申したこともあつた。(「理解」Ⅱ佐藤範雄4)

⑯ 明治九年、黒住教独立教となり、其の十二三年の頃は其の勢  
天に冲す。然るに、金光教は未だ教会の組織さえ成らざる時な  
れば、黒住教の教師といふ小野スエシ(文字不明)なる者、金神  
退治と豪語し、西六広前、入田広前等に来り、「黒住教に入る  
か。入らねば拜む事を差止める」などと脅したり。仍て、入田  
瀬戸先生は同村神職關藤務氏の手によりて黒住教教外三等教徒  
とならる。

かくては本教信心の故障となるを以て、余は教祖に願ひし  
て、瀬戸先生を案内し、旧五月二十五日、備中吉備津神社社務  
所内に在る、神道備中分局に出頭し、試験委員大藤紀一郎氏に  
つき受験せられ、先生は「一試済」の證書を受領せられたり。

(前掲「信仰回顧」上巻三六―三七頁)

⑰ 例えば、黒住教との比較で自らの信仰確認を行っている様が  
窺える理解を掲げておく。

○「宗忠の神(黒住教祖)はご神文(起請文)を取っておろうが  
な。金神はご神文は取らん」と申され。(理解「市村光五郎」  
63―1)

○宗忠の神は発明なものである。七か条(黒住教神誠)はよく  
作っているけれども、七か条ではとまるまい。金神のおか  
げをいただかなければ、どうしてもとまらないところがあ  
ろう。(理解「市村光五郎」)

○神様から、「備前御野郡中野という所に、宗忠の神という  
人がいた。その人は自分の身の難儀の折に、一心に天照皇  
大神宮を拝みすがっておかげを受け、天の理を人民に諭し  
ている。けれども、それだけでは人民が安心することには  
なっていない。(理解「大喜田喜三郎」3―1、2)

○信心するのに、黒住の道ではお祓をあげる。金光大神の道  
は、むずかしくしなくても、みやすく言って頼んでおけば  
よい。無学の者でも、信心すれば治る。また遠方まで参ら

なくても、わが家でおかげが受けられる。(理解「伍賀慶春  
12―1)

○黒住にはお水をいただくけれども、此方には、金神の地か  
ら生じて、日月の雨露によって実る米をもつて造るお神酒  
をいただきます。どこの神々でも、お神酒を供えない神はな  
い。(理解「高橋富枝」32―1)

⑱ 明治十八年の秋の様に思うが、初めて視察として上阪した  
時、中西嘉七と言う床屋が御広前を建てておつたが、小賢しい  
者で、金光様には拝詞が無いと言うて、武津八千穂(当時、博労  
町の浪速神社の祠官である)に中西は頼んで日々の拝詞を書いて貰  
つておつた。余が行つて見ると、玉串机の上においておつたが  
『掛巻も畏き天地金乃神能大前仁言々』と奉書一枚にしたため  
たものを拝みておつた。

…綾詞も敬語もいらぬ。神に直覚して拝めばよいのである。

教祖は「まさかの折には天地金乃神というに及ばぬ金光大神  
助けて呉れといえはおかげを授けてやる」と御教え下されてあ  
る。

神と人との間に紙一枚も隔たりを入れずというのが御神意で  
ある。

…中西嘉七という者が明治一五年の夏の様に記憶するが教祖に  
宛てて「難波村に近藤与三郎という狂人ができて、金光大神の  
道を汚すから取調べよ」と電報をよこした。その時余が丁度御

前にいて、教祖御覽になり余に見せられてからその電報を神様にお届けになりましたが、御機感にかなわぬことであつた。その時の御裁伝は語る事が出来ぬ。中西はつぶれたが、近藤氏は大先生となつたのである。これによつて、神意と人意との違つ所がわかるであらう。(佐藤範雄『記念の神語り』金光教徒社、昭和九(一九三四年、三五、三九頁)

①9 前掲『信仰回顧』上巻五〇〇五二頁。

②0 「神道金光教会講社結収手續大意」第一八条。

②1 平安教会資料七五。『靈續考』は、他教会でその存在が確認できず、この平安教会所蔵の資料も稿本の写しであり、各教会に配布された形跡が認められない。恐らく刊行物として教内にその内容が公表されるべき性格のものではなく、あくまでも神道事務局に対する金乃神の擬装的表明のために作成されたものであると考えられる。

②2 金乃神はしも伊邪那美命の火之夜芸速那男神(ひのやぎはやお)を生み給いて御含炙忌懊惱し坐せし時に生坐したる神にましますとも其本津大御魂の神は天之御中主高皇座靈神神皇靈神の奇靈によりて化りませる神にて疾くに幽にましますしけるを伊邪那美命の御含焼ゑの契機によりて現出ましたるにならん。

②3 今金神の鎮り座す御社を伺ひ奉るに

大和国吉野郡金峰神社：美濃国不破郡仲山神社(南宮神社の別名)  
 一引用者：同国加茂郡中山神社尾張国山田郡金神社：美作国苦

東郡中山神社：対馬国下縣郡銀山上神社：越前国金山産神社：陸奥国小田郡黄金金山神社：催馬楽古歌に真金吹吉備の中山とあり。吉備は今の備前備中備後の国なり此国は金神の幽契神縁の深き土地なること知るべし。今亦備中国浅口郡大谷村鎮座金之神社官令により何月日村社に例す。嗚呼尊哉。金神の神徳敬ふべし。拝祭るべし。

②4 金山彦神を祭神として布教合法化を模索する試みは、大阪市内において明治一三(一八八〇)年から取次を開始した白神一郎やその信者、近藤藤守の広前等ですでになされていた。白神の広前では布教を開始して間もなく、既成教団(神道中教院所属八重垣講社)に属しての布教公認の取得を余儀なくされた。その際、祭神を天照皇大神、素盞鳴命、金山彦神とせざるを得なかつたように、大阪市内に限らず各地の布教者達は、もはや、天地金乃神(金乃神、日天四、月天四)の公的奉斎が困難な状況にあつた。

また、金光大神婦幽後の大本社では、明治一七(一八八四年)三月に至つて、「社号復旧願」が金光萩雄等によつて県に提出され、五月一四日、出願通りに認可されたことによつて、金山彦神、大日靈貴命、素盞鳴命、思金命を祭神とする金之神社が成立していた。このように、金山彦神は、金乃神を記紀神話の系譜へと位置づけるべく、たびたび利用されてきた神であつた。佐藤光俊「擬態としての組織化―神道金光教会設立とその結取運動―」紀要『金光教学』第一八号六二―七〇頁。渡辺順一「天

地の規範と生神の道伝え―『覚帳』の向明神、白神についての記述内容をめぐって―同第三三二号二八―二九頁。早川公明「金之神社考」同第二二二号一六―一八頁。前掲「教祖立教と制度の沿革史要」三〇―三四頁。

㉕ 教祖金光老師の教訓に、至尊の御照し玉ふ程の処は、里は素より山川野海天の下は金神の物なりと示し玉ふは、此以所なり。然して彼の瓊茅は天地の御柱にて、天地は人類万物の生育する一大神舎なり。屋舟は人類の住所にして、仮天地とし、この屋舟の舟は骨にし骨即ち真柱なり。此御柱によりて船の全形を保ち、全て骨と云柱と云ども同じものにて、即ち金氣の原質なる真鉄の天の瓊茅ぞもとなりける。偕て人の世に生出て成長るも骨を原とす。骨は即ち人の柱にて瓊茅の金氣なり。(古史伝に細しき説あり)そは人も小天地にして即ち天地の修理固成と同一理にて肉体生成は五行の神氣に因るものと雖も、筋骨丈夫にて身軀の健康寿命長生なるものは専らと金神の靈機たまごに關ることなり。(細しき事は教会大意に述べたり)されば寿命の長生は身の健康にはり。其健康を保つは筋骨の丈夫なるに基す。其筋骨は真鉄の瓊茅にして、金神の御徳なれば、常に此神の幽護を仰ぎ其御威徳を敬い拜がまざらめや。方監枯義に陰陽の二氣五行氣徳具らずして何ぞ父母の子体を結ぶべけんやと実に然り。抑も金神は人体固結の軀要筋骨の神にましく造化三神に次いで奇徳の神にましますを、曆法家は此神を恐れ避け忌み嫌ふ事、蛇神毒鬼の如く

するものは神徳正伝のあらざる外国より舶来せる曆法なればなり。若し其怒り給ひ罰め玉ふ事のあるは、此神を敬はず拜まらず、却つて神恵を忘れ無礼ごとを行ひ御心をも穢し奉らんとする如き、醜業を仕向くるが故に懲し罰め玉ふならん。

㉖ 管長家資料20―8―1。

㉗ 参考までに、この二つの制度での「主神」の表記の違いを示しておく。

「神道金光教会規約」

第二章 主 神

第一条 月乃大神

日乃大御神

金乃大神

右三柱の神を主神とし、左右相殿に、産土神、教祖神靈を

鎮祭す

「神道金光教会条規」

第二章 主 神

第二条 神道教規第二條の祭神を奉戴し、殊に

月乃大神

日乃大御神 此三柱の大神を天地金乃神と奉称す

金乃大神

右三柱の大神を表名祭祀し、左右相殿に、産土神、教祖神

靈を鎮祭す

⑳ 佐藤範雄述『金光教教学講演』昭和二一（一九二七）年（明治三六（一九〇三）年述、五四～五五頁、前掲『信仰回顧』上巻二五二頁。

㉑ 前掲『金光教教学講演』五四～五六頁、前掲『信仰回顧』上巻二九一～二九二頁。

㉒ 事実、講社結取の積極的な推進によって教勢を伸張させていた神道金光教会は、神道本局内での地位を四等直轄（明治三年、三等直轄（明治四年）と着実に上昇させていた。神道金光教会の講社員数は、明治二四年時点で約一〇万人に及んでおり、講社員数に限れば、一等直轄教会（神道本局「教会条例」の規定では六万人以上）へと昇格できる教勢を有していた。また、教勢の進展への制度的対応を企図して、神道本局からの直轄教会認可（明治二〇年）以降、「神道金光教会条例」明治二年、「神道金光教会事務条例」明治三年を制定し、組織内での事務処理上の統一基準が整備されていく。拙論五三～五九頁。

㉓ 拙論五九～六一頁。

㉔ 「神訓」の流布状況については、「教祖遺訓収集の達示」(明治七年六月)に対する回答からある程度窺うことができる。「教祖遺訓収集の達示」に対する回答〔管長家資料27-18〕において確認できる回答者は、七三名である。しかし、恐らくこの資料群には一部の欠漏があることが予測され、回答者の全体像を網羅するものではないと思われる。

回答の形態には、①金光大神・金光四神の裁伝や理解（又聞きのものを含め）、②「神訓」、③金光大神の遺訓を守り正しい布教を行っている、という自らの布教態度報告、という三種の傾向がある。もちろん、複数の形態を併せ持つ回答もある。また、「神訓」の記述の形態もまちまちである。例えば、「神訓」を順序通りに筆写しているものや、その順序が乱れているもの、さらに一部だけのもの、といったようにさまざまである。②を回答した者は、回答者総数の約三分の一を占めると同時に、難波分所、真砂支所の手続に属する者で占められていることが、次に示した表から窺うことができる。このことから、「神訓」が特定の手続内で流通する傾向があったことが認められる。②の回答者の多くは、金光大神没後の入信者であるが、教祖体験を持たない彼らにとつて、「神訓」は、「金乃神の功德」を了解し、「道教」を行っていく上で不可欠なものとして把握されていたであろうことはもちろん、「教祖遺訓」すなわち教祖の教えそのものであったと考えられる。特に、教勢を全国的に拡大させる要因となった難波分所部下の「藤守組」で「神訓」が広く流通していることは、その内容が反映された布教実践が各地で行われていたとも考えられよう。

## 教祖遺訓収集の達示に対する回答者中の「神訓」回答者

氏名	住 所	役 職	手続
1 阪井安治郎	大阪府東成郡	東堀支所長	難波
2 平尾恒治郎	大阪府東成郡玉造村	玉造事務所担当	真砂
3 高野常太郎	兵庫県加古郡高砂町ノ内田町	加古川において布教	難波
4 松井 ツル	東京都日本橋区本銀町	日本橋支所担任	難波
5 大橋龜次郎	京都府南桑田郡龜岡村	龜岡支所長	難波
6 星山徳次郎	三重県津市南堀端教導職試補	津市において布教	難波
7 杉原 功	兵庫県神戸市	神戸支所長	難波
8 西村菊三郎	兵庫県西宮町之内浜東町	西宮支所長	難波
9 宮下為太郎	大阪府東成郡平野郷町	平野事務所担当	真砂
10 伊藤金五郎	東京府浅草区象潟町	浅草支所詰合員	難波
11 虎谷吉兵衛	東京府浅草区象潟町	浅草支所長	難波
12 山森 新助	兵庫県宍原郡御影町	御影支所	難波
13 桜井秋太郎	東京府	浅草支所講長	難波
14 塩崎栄次郎	大阪府讀良郡寢屋川村字堀溝	堀溝事務所担当	難波
15 八木栄太郎	大阪府	難波分所職員	難波
16 橋本松之助	福井県敦賀郡敦賀町天満	敦賀事務所担当	難波
17 福嶋儀兵衛	大阪府北区真砂町	真砂支所長	真砂
18 藤田 辰造	大阪府三島郡茨木町茨木	茨木事務所担当	難波
19 石塚 友助	兵庫県川辺郡尼ヶ崎町	尼崎説教所担当	難波
20 森田富三郎	大阪府北区紅梅町	天満支所長	難波
21 浜田安太郎	大阪府豊島郡池田町	池田支所長	難波
22 川西徳次郎	大阪府豊島郡池田町	池田支所	難波
23 矢代幸次郎	北海道函館区青柳町	函館において布教	難波
24 北川 伊助	〃 (矢代幸次郎と連署)	〃	難波

③③ 例えば大場吉太郎(芝支所長)は、生水を「いきみず」と読み、「下痢患者でも寝小便の子」にも与え、土をけがの患部に塗り、入浴を金乃神(風呂釜・金・主)日乃神(火)月乃神(水)の霊徳が凝集したものに浴することと捉え、芝支所内の浴場に信者を入浴させる等の病氣治癒行為をしていた。こうした行為は、人間の身体が、三神と同源であると共に、それらの威徳なしに成り立ち得ないという「神訓」の実践のあり様であったと考えられる。また、高橋論文においても、東京府下の畑徳三郎が土や御神酒を用いての布教を行っていた様子が紹介されている。芝教会『みちしば』、高橋晴江『家』『稼業』の変容と信仰―長谷川まついに見る明治期東京布教の側面―』紀要『金光教学』第三九号。

③④ 現代の信仰実践のあり様からすれば特異な印象を与える土の塗布という救済行為は、金光大神理解、金光四神理解、初代白神新一郎が著した『御道案内』においても、この行為を靈験を授ける行為として把握している内容が認められる。そのため、これに類する実践は、広範に波及していたものと考えられる。

明治二〇(一八八七)年一月二十四日、大阪市南警察署が、金銭の詐取、医薬妨害の廉で近藤藤守を拘引、一〇日間の拘留に処した。近藤はこれを不服として、裁判を仰いだ結果、無罪となった。この判決の「言渡書」を見ると、本教奉斎神を「金神」と表記していることや、「洗米及神酒」の下付行為については

証拠不十分である、としていることから、彼らは、当時の宗教制度上、奉斎を許されないはずの金神を祀り、「禁厭祈祷」を行い、「洗米及神酒」の下付を行う極めて胡散臭い祈祷者であるに違いない、という根底の疑念を払拭したわけではなかったものと考えられる。『史伝近藤藤守』一七〇～一七二頁。

こうした官憲を始め、マスコミや仏教等の既成の教宗派に属する宗教者が布教活動を擬似的宗教行為として捉える視線は、各地の布教者達に対しても向けられており、医薬妨害の抵触による拘留や、「金神退治」「金光退治」等と称する反対運動や、新聞への誹謗記事の掲載が相次ぐ等、さまざまな形で圧迫が加えられることになる。以下にその例を掲げる。

○静岡県藤枝で布教を行っていた川西清太郎は、信者を入浴させて病氣治癒を願ったところ、凶らずもその信者が死亡してしまったことよって、医薬妨害の罪に問われ、拘留された。『静岡県地方の初期布教についての聴取記録』笹間教会資料 八二。

○近藤藤守のもとで修行していた増田誠元は、近藤の留守中に「医薬をやめて」「お洗米」を頂くようにと医薬妨害に抵触する内容の指導を行ったことが原因となって、大阪朝日新聞に「南区に於ける金神狩り」と題した中傷記事が掲載された。前掲『史伝近藤藤守』一七一頁。

○沢井光雄（和歌山支所長）は、明治二三（一八九〇）年の春頃、「酒

や煎じた米を飲ませて」病氣治しをしている評判を立てられ、僧侶、医師、売卜者が警察に捜査を促す投書を行うと共に、僧侶が幾度も「金神退治」と称する演説会を市内の劇場で行っている。和歌山教会『沢井先生』三六～三八頁。

○西村菊三郎（西宮支所長）のもとでは、西宮支所の正面の「寿座」という劇場を会場として「金神征伐」とか「金光退治」と称する演説会が行われ、その翌日になると参加者が「直談判をする」と称して布教妨害を行うことが十数回にも及んだ。鳥村嘉孝『金光教西宮教会史』三七～三八頁。

○東京では、新聞紙上に誹謗記事が掲載されていたことを窺わせる金光四神理解が残されている。資料『金光四神言行資料集』岡本駒之助の伝え」六六。

○明治二七（一八九四）年七月、岡山県上道郡九幡村で布教を開始した角南佐之吉の広前には、この年コレラで多数の死者が出た理由が、金神が来たため、すなわち角南の布教開始にあるとして、布教中止の談判に来る者があった。『金光教教典人物誌』二四〇頁。

○加藤熊治郎が仙台での布教を開始した当初（明治二八（一八九五）年、新聞に「邪神を祭る者が来た」という風評を立てられたことよって、支所設置認可が難航した。『先覚二十師』教徒社一二四頁。

○明治一九年（一八九六）、福島市内で布教に従っていた樋口友吉

は、突如警察から、酒、生水、生米をもって病氣治療をしたという医薬法違反を理由に連行されたが、これは樋口の布教を淫祠邪教視する者が警察に告発したことがその理由であった。

樋口寅「金光教福島教会七十年略史」二四—二六頁。

③⑤ 成田龍一「帝都東京」岩波講座『日本通史』第16巻 近代1、

岩波書店、平成六—一九九四〇年、波平恵美子『病氣と医療の文化人類学』海鳴社、昭和五九—一九八四〇年、川村邦光『幻視する近代空間』青弓社、平成二—一九九〇〇年。

③⑥ 例えば、桂松平は、「この神様はひなた水でも薬になる」といったところ、ある信者が「ひなた水とは衛生に関わる」と反論したために、失言を悔いるということがあった。資料『金光四神言行資料集』岡本駒之助の伝え「二〇八。桂の発言は、恐らく「信心の心得」(急時には瓶の水を汲むも、頂く心になれば神酒神水もおなじことになるぞ)の教条等を背景に、水の聖性を教示すべく語り出されたものであろうが、信者においては、その教導よりも衛生意識を上位に位置づけたがゆえの反論であった。

衛生を始めとする近代的思考と信仰との相克ともいうべきこの問題は、神道金光教会での布教実践だけに局限されるものではなかった。明治二七年二月、『萬朝報』が蓮門教に対する排撃キャンペーンを開始したことに端を発する蓮門教事件は、宗教の淫祠性、迷信性をめぐって世論を高揚させ、大きな社会問題を形成させていたが、ここでは、同教団が行っていた神水下

付と衛生観念との関わりが大きな論点になっていた。奥武則「蓮門教衰亡史—近代日本民衆宗教の行く末—」現代企画室、昭和六三—一九八八〇年。

注32に示した「教祖遺訓収集の達示」に対する「神訓」回答者には、「信心の心得」中、「急時には瓶の水を汲むも頂く心になれば神酒神水もおなじことに相なるぞ」の教条を除外した者(森田富三郎、八木栄太郎、橋本松之助、石塚友助)や、「急ぐ時は釣瓶の水も神酒神水と戴けば同じ事ぞよ」と書き換えている者(阪井安治郎、塩崎栄次郎、松井ツル)がある。こうした「神訓」の教条の削除・変更が行われていくのは、衛生観念の定着と大きく関わったことであろう。近代的思考のもとでは非衛生極まりないものとして捉えられる「ひなた水」ですら救済の媒体となり得た水は、「釣瓶の水」といういい換えによって井戸水として限定された意味合いで了解されることになり、清潔なイメージを伴って了解されることになるが、「神訓」編纂時点で把握されていた救済世界からの後退を余儀なくされたことを示している。

③⑦ 前掲「金光教祭神外二條併質疑」。

③⑧ 前掲「信仰回顧」上巻六三頁。

③⑨ 謹啓 陳者、先般亀田教正ヨリ貴殿へ対シ我教会ニ係ル質疑書写シヲ以テ拙職へ御問合相成了承致候。右質問中ノ条項一トシテ了解難致。如何ナレバ元来当教会ハ御案内之通、内務省官許ヲ経タル神道金光教会条規ヲ標準トスル外無之、若シ之ヲ条

規外ニ出ルトセバ畏クモ朝旨ニ背キ加之宣布大教ヲ奉守スル我々職務上大イナル罪ナリ。依テ御疑之条件ハ我統御中ニハ万々無之筈ト相考候。併御目撃之通、本教会ノ開進路ハ日二月ニ盛ナリ。随テ事務モ頗ル多忙ニ付、部下講師共ハ充分ノ伝習行渡リ兼候廉モ可有之為ニ多人数中二三之誤解候者モ又保難シ。果シテ然ル時ハ国安暴害ノ恐れアレバ、今回ヲ期シ部下講師共へ一層注意ヲ促シ可申候。尚將來途モ異教異聞等御耳朶ニ解候節ハ貴殿ハ勿論亀田教正殿ニ於テモ乍御手数、拙職迄密ニ御一報ヲ煩シ度、当教全般ノ幸福不過之先ハ御答旁及御依頼候也。

明治廿五年六月 日

神道金光教会大阪分所長 白神新一郎

神道金光教会難波分所長 近藤 藤守

神道金光教会協賛員 土屋正義殿(前掲「金光教祭神外ニ條併置疑」)

- ④0 川合萬吉「秀真発刊の趣意」『ほつま』第一号(明治三二〜二八九八)年一〜三頁。

- ④1 川合青滿(萬吉)「神道家の任務」『ほつま』第二号(明治三二〜二八九八)年一〇月二六日。「神道家の任務」第二回「ほつま」第三号(同年一月三〇日)四〜六頁。

- ④2 山本豊「日本人の学問」『ほつま』第三号、六〜八頁。

- ④3 例えば、雑報「大に決心を要す」『ほつま』第三号(明治三二年一月三〇日)、山下石太郎「新年のことば」『ほつま』第四号(明治三二〜二八九九)年一月二五日等が挙げられる。また雑報「神道大

演説会」『ほつま』第六号(同年六月二〇日)では、本教者(佐藤範雄、大本藤雄、倉田新助、倉田吉兵衛、小林徳三郎)や在野の神道者の内地雑居に対する具体的行動として六月三・四日に開催された神道大講演会に関する記事が掲載されている。この講演会には佐藤も弁士として参画していた(演題「第一日」警戒せよ内地雑居後に於ける東西道徳の一大衝突、「第二日」内地雑居後に於ける同化作用奈何)。この記事は、

「檄文の主意を賛してか、諸官衙役員、僧侶、諸学生等、傍聴陸統として来り、両日共各二千人劇場に押し寄せ、八時頃に至れば場内立錫の余地なきに至り猶場外にて聴きしもの二百有余人もありたりとぞ。或翁評して曰く度々当市にて演説会ありたれど、当度の如く多数の傍聴者ありし事は未曾有の事なり」と、その盛況ぶりを伝えている。しかし、こうした反対運動は、明治三二年六月三〇日、条約改正施行の詔勅渙発に合わせて収束し、『ほつま』の論調も、条約改正実現を祝するものへと転換していく。

- ④4 佐藤範雄「吾教の清潔法」『ほつま』第四号付録、明治三二〜二八九九)年一月二五日。

- ④5 同右。

- ④6 両テキストに見られる差異と連動するように、独立以降、『靈續考』が正典から除外されている。また、神道金光教会期の正典ではなかった「神訓」は、教条の差し替えが行われて、初めて正典の一つとして『金光教教規』(M33・6)に位置づけら

れている。前掲渡辺論文（紀要『金光教学』第三〇号）五五―五六頁。渡辺は、「道教之大旨」において金乃神を始め三神の具体的神性に関わる計八か条が、そうした具体性を伴わない抽象的な教条に、「信心の心得」で神水下付を必然化させる二か条（16、17）が差し替えられていることを指摘している。

- ④⑦ こうしたテキスト上の転換が具体的に施策面に反映されるのは、明治四〇年前後から教団的啓蒙運動として立ち上げられる「迷信打破」教義の宣布によつてである。それは、別派独立以降の教義テキストでの主祭神表明で金乃神が排除されるのと軌を一にして、この宣布運動において金神信仰が厳しく否定されることになるからである。陰陽道において悪神として人口に膾炙されてきた金神は、「道教之大旨」『靈續考』『慎誠正伝之弁』で、福神金乃神と連続的に捉えなければならないことが記述され、このことが神道金光教会期の主祭神の独自性表明ともなり得ていたのだが、独立以後、陰陽道を基盤に定着する日柄方位の禁忌を迷信として排撃の対象としたことに伴って、金神も連動的に迷信の範疇に組み入れられることになる。
- ④⑧ 「別派独立請願理由書」神徳書院資料七四九。
- ④⑨ 前掲『信仰回顧』上巻三四六―三八八頁。
- 所聞、近年政府ハ教宗派ノ独立請願ニ対シテ、其教義及宗教行政法独立ノ理由等ニ付、非常ナル調査ヲ要スル方針ヲ執リ、既ニ仏教各宗ヨリ独立ヲ請願セルモノ十有余、神道各教ヨリ請

願スルモノ六教派ノ多キニ及ビ、中ニ八十数年間之レガ運動ニ熱中奔走セルモノモアリト。然ルニ本教ガ新タ別派独立出願ニ及ビシモノナレバ、其如何ニ困難タリシカハ言フ俟タズ。：カ、ル時ニ方リ、一人本教ガ卓然トシテ独立ノ許可ヲ得シハ、前例ニ徴シ未ダ嘗テ聞カザル所ノ大幸ナリ。（金光教会別派独立請願復命書）

：同時に上京出願せよと天理教会にも云はれたので、願書は本教より三十日程後れて差出したのであるが、未だ今日に至るも認可にならぬ。先方では早くも金光教の認可になったのを見て、大に運動に取りかかり今に奔走中である。嘗て或時当局者の話を聞いたが、金光教の通りにすれば何時でも認可になると言ふ事であつた。その意味は、金光教の如く教師を養成するには学校あり、事務の順序が立ち、社会の批難がなければよいといふ意味なのである。それで明治二十八年頃、天理教会の当事者に向かつて、日進月歩の今日の社会に立つて道を説くには、その人物を養成せねば行かぬ。そのためには学校を設ける必要があると忠告した事があるが、当時いへるには、君の方は教祖の道の建て方がよいから可いが、当方のは教祖の道の立て方が異うて居るので仕方がない。学校など建つれば道が立たぬと皆がいふから止むを得ぬと嘆息して居つた。（前掲『金光教学講演』八七―八八頁）

- ⑤⑩ 「金光教会調査事項質問要領」前掲『信仰回顧』上巻三六六

三七二頁。

⑤1 前掲『信仰回顧』上巻三六六頁。

⑤2 同右三七二頁。

⑤3 宗教学が国内に持ち込まれたのは、明治一〇年代後半、自由キリスト教（普及福音教会・ユニテリアン・宇宙神教・ユニバーサリスト）の国内布教の開始に伴つてである。とりわけ普及福音教会は、宗教学をキリスト教の伝道のために利用価値が高いものとして位置づけ、積極的に採用した。それは、多神教、国民宗教である神道に対して、一神教、世界宗教たるキリスト教の優位性が学問的立場から導かれるからであつた。宗教学が国内に定着する中で、すべての宗教に適合されるべき普遍性を帯びた宗教進化的論的命題が語られることになる。

例えば、国内宗教学の先駆者の一人、岸本能武太は、『宗教研究』明治三二（一八九九）年の中で、「第六章 宗教の進化」の項目で「将来の宗教 其の五資格」(科学的・道徳的・哲學的・世界的・理想的)を示し、単に宗教の学問的研究にとどまらず、進化を前提とする近代宗教の方向性も打ち出していた。こうした進化論的宗教理解は、文明―未開―野蛮という文明階差の論理で国家を類型化して、文明国標準という規範を採用することによって、国際社会を成立せしめていた万国公法の論理と随伴関係にあつたことを示している。そのため条約改正によって日本が未開国から文明国へと階級を上げた時、必然的に宗教の質もその文明

性から問われることになつていた。鈴木範久『明治宗教思潮の研究―宗教学事始―』東京大学出版会、昭和五四（一九七九）年、赤司繁雄『自由基督教の運動―赤司繁太郎の生涯とその周辺―』朝日書林、平成六（一九九五）年。

⑤4 この時期に宗教法案が上程されるのは、キリスト教の布教公認の明文化をめぐる浮上した、宗教（教派・宗派を含む）の統一基準での法的統制の必要性が政府で認められたからであつた。政府は、日英通商航海条約施行（明治三二（一八九九）年七月）による内地雑居の実施以降、キリスト教が国内で教勢を拡大させるとの予測を立てていた。当時、キリスト教は、明治憲法発布以降、「信教自由」の原則によって、明文化されないままにその存在が認められていたが、これに法的な管理基準を設けようとしたのが宗教法構想であつた。高橋昌郎『明治三十二年改正条約実施とキリスト教界』中央大学人文科学研究所研究叢書9『近代日本の形成と宗教問題』中央大学出版部、平成四（一九九二）年、大江志乃夫『一八八〇―一九〇〇年代の日本』岩波講座『日本通史』第17巻近代2、岩波書店、平成六（一九九四）年、山口輝臣『明治国家と宗教』東京大学出版会、平成一一（一九九九）年、二五一―二五四頁。

⑤5 前掲鈴木二六八頁。

⑤6 荻野伸三郎述「神道の研究に就て」上『ほつま』第一一〇号（明治三三（一九〇〇）年七月三〇日）、同『下』『ほつま』第一二二号（明治

三三二一九〇〇年二月九日。

57) 前掲『信仰回顧』上巻三六二―三頁。また、神官教導職分離反対運動以降から宗団法制定に至るまでの法制史的側面に注目した研究成果に、大林浩治「一教独立とその課題―佐藤範雄の宗教法制度化要求―」紀要『金光教学』第三七号がある。

58) 前掲大江四一―四二頁、前掲山口二六一―二六二頁。

59) 「教会長講習会筆記録」(明治三八・二九〇五)年、安濃津教会資料一九。

60) しかしながら、次の引用に示すように、このような佐藤の期待が単なる絶対神たる天地金乃神のみへの信仰につながるものとして考えられていたわけではなく、従前通り、「国家の宗祀」への崇敬をも前提とするものであったことが留意されなければならぬだろう。このことは、佐藤において『慎誠』第一条に端的に示される「慎誠神訓」編纂時に感得した金光大神の態度を常に意識しながら、未来に向けた教団のあり方を構想し続けていたことを示している。

天地金乃神金光大神の外は敬神及奉する外はないと之を信じて居る。神に敬を捧げて吾人は外を信じては居らぬが、御前を通れば敬礼して通る。世に功ある神を敬ふなり。神明を尊敬するは神国民の義務なり。天満宮八幡宮様は幾ら高貴の位あり共、死生の安心を託する事は出来ぬ。吾は此神に信心せんから不敬してもよいと云ふ事はいけむ。国の神としては

不敬することは出来む。其神を尊敬するけれども死生を託する事はせむ。敬神は自ら神社といふ事になって居る。神社は国家の宗祀なり。宗教は国家が祭らむ。信者が祭るとなつて居る。我心は他の神を尊敬せんとすると門徒の如き誤り起り、耶蘇の如き弊が起るなり。(前掲「教会長講習会筆記録」)

61) 教祖は急ぐ時は井戸の水を汲みて吞ましても御蔭は頂ける。又コケタ時は其場の土を付けても痛みが治りて御蔭が頂けるといふ事を皆の人は承知するならむ。田の泥水を其俣呑んで倒れた人治りたる例もあり。此等の教へは皆非常の場合なり。願に教会に参る者もなく医師を迎へるに呼びに行く人なく、ホウタイするに晒木綿なき非常の時にして、水といふても御神水と云ふことにすれば、ア一難有と感念が起るからである。倒れた時、土附ければ治るから何時も尋常の時に之を教へたならば大に間違が出来る。教祖の奥城の土を持って帰り非常の場合に応用すべきを、尋常の時に遣ふから間違ひが出来て、本教の実態になき事をやる者あり。実に迷信妄信の極致の間違ひである。此等の人々はよく／＼注意せねば今後社会に立ち行く事が出来ぬ様になるから決して教祖の神は、そのこともせずして、願ふて置けばよいと教へられたにはあらず。為し得べき上にも人力の及ぶ限り尽くして、人力の及ばざる処を神に願へと教へられたのである。夫を非常の時の事を教へられたるを尋常の時、即ち得手に解して、其内容をも得悟らずして、妄に教へをする者

あり。故に往々間違も出来、遂に警察沙汰となる処なり。人身の精神を養成すべき責任ある教会長が政府の丁稚如き人等に注意を要す教師では社会に立てん。能く／＼注意せねばならぬ。

(前掲「教会長講習会筆記録」)

⑥ 前掲「教会長講習会筆記録」。

# 金光大神の晩年における天地書附の意義と取次の姿勢

水野照雄

## はじめに

一つ、書付やるを見合わせ。書くことは兩人に書かせ、ためおき。ほか守り札、無理から言う者には金光明神に出させ。萩の所へ行けと申し。此方には、氏子の身信心の話だけいたし、聞かせ。天地へ身を任せば、難なく安心のこと。(覚帳25—36)

右は、金光大神が、明治一四年一二月二日に受けたお知らせである。このお知らせがなされた頃、金光大神の周辺では、明治一〇年に戸長や村の有力者によって持ち込まれた社殿建築の動きが進められていた<sup>①</sup>。明治一四年には、その建築予定地が、紆余曲折の末、決定を見ているが、それは、金光大神の意に反して、戸長らの意向に押し切られた形によってなされたものであった。また、このお知らせ中で名指しされている金光明神こと萩雄は、明治一一年以来、大谷村氏神、賀茂神社の祠掌の職にあった<sup>②</sup>。

ここに示されている「書付」とは、明治六年、「神前撤去」を経る中で、神命によって書き記され、後に参拝者に配布されることになった天地書附であると考えられる<sup>③</sup>。このお知らせでは、その天地書附の配布を中断することが命じられ、「兩人」つまり萩雄と宅吉に書きたためおかせることが指示されているのである。そして、天地書附の配布中断が守

り札の配布との何らかの対比の中で示されており、さらにそれらを受けて「此方」すなわち金光大神のなすべきことは「氏子の身信心の話」のみでよいとの促しへ導かれている。「天地へ身を任せば、難なく安心のこと」とは、その「身信心の話」の内容とも考えられようが、そればかりでなく、お知らせ文全体との関わりからすると、ここに示された、天地書附の配布中断と守り札の配布、「身信心の話」への限定という指示内容に関わって、金光大神に求められた態度や姿勢についての教示であるとも思われる。

本文でも述べるように、天地書附は「信心の目当て」「心の守り」<sup>④</sup>など様々な意義付けをもって説かれ、参拝者に配布されてきた。一方、守り札については、金光大神自身、かつて金光大神広前において配布していた時期、それを止めるに当たって、守り札を出すことの問題性を指摘するお知らせを受けていたことに加え、再開を求めてきた周辺者に対しても、金光大神のもとでは天地書附をこそ出すべきであるとするお知らせがなされていた。<sup>⑤</sup> それに対し、この度は、天地書附の配布を差し控え、「無理から言う者には」との限定付きではあるが、守り札を出すという、ともすればこれまでは反対の内容となつて示されているのである。

天地書附と守り札についての、お知らせによるこのような指示は、これまでの研究では、それぞれ次のように解されている。天地書附を中断することについては、「木札等守り札の類と、書付類との発行・下付を区別せしめる」との意図を読み取り、「書付に示された神が氏神の配下に属する神ではないこと」を示すためであったと指摘されている。<sup>⑥</sup> また、守り札の配布を荻雄のもとで容認することについては、金光大神の跡を襲うべき荻雄への期待が込められているとの見解がある。これらは、社殿建築をめぐる諸々の動きの一つの経過点として状況の進展に即応したものととしてこのお知らせを見ているといえよう。

しかし、先に述べたように、それまでのあり方を覆すような指示がなされているところからすれば、このお知らせは全体として、天地書附や守り札といったそこに示された事柄や、巻き込まれていた社殿建築という出来事のあり方を問い返し、状況を貫く問題を照らし出すものとも解されるのである。そして、このことは、具体的なそれぞれの事態の

あり方についての指示にとどまらず、金光大神その人に投げ返されつつ、振り返りと展望を同時に促したのではないだろうか。

本稿では、そうした金光大神の晩年における広前周辺の様相から、守り札や天地書附の配布をめぐる浮上する問題を捉え、そこから明らかになる人々のあり方について問題を提起する(第一章)。そして、天地書附の中断と守り札の再開によって「身信心の話」が促される事態を見、「身信心の話」に限定されることが金光大神にもたらす意義について考察していく(第二章)。さらには、そうした具体的な事柄について示される「天地へ身を任せば、難なく安心のこと」が如何なる意味喚起をもたらすものかを論じていく(第三章)。このことは、天地書附と「身信心の話」という、取次にも関わる問題について問われた金光大神の体験に鑑みて、今日の我々にとって、置かれた状況の中で、なし得ることとなすべきこととの関係は如何にあるのか、また、何に依拠してなされるべきか、との問いをもつて追究していくことである。また、それと同時に、この考察は、信仰的に価値あるものに、信仰ゆえに却って囚われてしまいかねない人間にとって、正しく依拠すべき在所を求めていくことが、如何にして可能かという問いを問うていくことでもある。

なお、『金光教教典』からの引用は略号をもって示し、日付表記は原則的に「お知らせ事覚帳」(以下「覚帳」と略記)に従って旧暦を用いた。

## 一、天地書附と守り札の配布

本章では、天地書附と守り札について、それぞれ配布開始当初にまで遡ってその経緯を押さえつつ、金光大神と、それを受容していった参拝者たちの双方の意識について窺う。それらに照らして、明治一四年二月二日のお知らせで指示されていることが、どのような意味を持つことになるのか、確認していく。なお、ここでは、お知らせによって、守り札同様の問題性が天地書附についても指摘されているとの観点から、お知らせ文中の順とは逆に、まず守り札につ

いて見ていくことにする。

金光大神のもとで、守り札の類が配布されるようになるのは、萩雄が賀茂神社の祠掌に就任した明治一一年であった。そのことについて、「覚帳」には左のように記されている。

むかい恒治郎、札の板取り寄せ、本家光太郎けずらせ、北川手与次郎札書き、調べ。八月十七日、恒治郎持つて出。十八日、お広前木札出し、備え。

二十二日、紙札、はじめ願ひ、備前上道郡兼基村氏子。

二十四日、木札、同行、同じく西大寺村同じく。(覚帳22―19)

このように紙札・木札の配布が始められていくことになったことは、「広前歳書帳」(以下「歳書帳」と略す)にも記録されている。<sup>⑧</sup>「覚帳」には、藤井恒治郎や光太郎、川手与次郎といった具体的な名前と役割が逐一記されているが、それは、彼ら広前の世話方たちや村方といった金光大神の周辺者の主導のもとに、事が行われたことを示しているといえよう。<sup>⑩</sup>

ところで、守り札の配布がもつ問題性について、金光大神は以下のように説いている。

神様はありがたいのであるが、守り(神職)が商法腹で、お札を売って金銀をためることばかり考えて、氏子を苦しめている。此方にはそういうことはしない。お札やお守りはない(理Ⅱ市光5―1)

病気になる、銭もうけはできないのに、ご祈祷、まじないに行き、お札やお守りをたくさん買って来る。金持ちは、ご祈祷料やお札料を納めても、まだ後に金があるが、貧乏人で、毎日稼がなければ食べられない者は、参詣すると後に食べる金はない。気の毒なものである。

神様は、だれにでもおかけをくださるのであるが、拝む者が分けへだてをして、金が先で真は後になる。それでは、拝む者のおかげではないか。(理Ⅱ国三6―1―2)

このように、守り札の配布に金銭の授受が伴うことは、金光大神の目には、端的に「お札を売」る商行為と映ったのであり、それは、助かりたいという願いに付け込んで、貧困者から金を搾り取ろうとするかの如き行いでしかなかったのである。それゆえ、金光大神のもので札の類を出さないことが経済的な面から理由付けられ、逆に他の神社などでのあり方について、神は「ありがた」く、「だれにでもおかげをくださる」のに対し、「守り（神職）」「拝む者」が儲けを企むことが批判されねばならなかった。<sup>⑩</sup>

右の理解伝承においては、他所での守り札の配布を批判しつつ語られているが、それにもかかわらず、明治一年の金光大神広前では、前述の通り、実際に守り札が配布されていたのである。しかし、守り札の配布は、その準備に携わった当の与次郎から中止の要請を受け、そのことを好機とするお知らせにより、中止されることになる。<sup>⑪</sup>

その後、守り札の類を出すことで、「小の、こまい氏子」と呼ばれる貧しい人々が経済的な負担から助からないことになるという金銭に絡む問題を指摘するお知らせがなされる（覚帳22―34）。つまり、守り札の配布に関わって先に挙げた理解で指摘されていたことと、まさに同様の問題状況が、金光大神広前においても、引き起こされていたと思われる。このような問題の露呈を経て、明治一年の守り札の配布は中止されたのであった。

しかしながら、右のような経緯にもかかわらず、明治一四年一二月二日のお知らせの後、守り札の配布が、今度は菟雄のもとで再開されていくことになる。その要因としては、札を求める人々と、それに応じて札を出そうとする周辺者の存在が考えられる。このお知らせの約一カ月後の明治一四年一二月二九日（大晦日）から、守り札の配布が菟雄のもとで再開された記録が、「須佐之男神社 御神霊志願者授給記」（以下「御神霊授給記」と略記）に残されている。これは、守り札の配布についてとりまとめた帳面であり、一年毎に調えられている。「社務所」と銘の入った野紙に、日付、下付した札の種類、枚数、下付した相手を示す地名や氏名等が記されており、明治一五年、一六年、一七年の三冊が残されている。<sup>⑫</sup>

数種類の札の配布が記録されているが、最も一般的でよく出されているのは、「霊代」と「御社号」である。「霊代」

とは、神靈の依代、つまり神体のことであろう。「天地金乃神」と神名の記された紙札が残されており、これを指すものと考えられる。また、「御社号」は文字通り、「須佐之男神社」等と社号を記した紙札のことであろう。明治一五年の帳面を見ると、それぞれ一、〇〇〇体以上が下付されている。一〇体あるいは五〇体とまとまった数を受け取っている参拝者も少なくない。⑬その他、「大木札」が年間五一、〇〇〇体以上が四一体下付されている。⑭守り札の配布が、菘雄のもとで再開されるや、一年間で二、〇〇〇体以上の守り札の類が配布されること自体、需要の大きさを窺わせる。⑮明治一四年一二月二日のお知らせを経て、守り札が実際に配布されるにいたるには、このように守り札を求める多数の参拝者の存在が背景にあったと思われる。

そして、守り札の配布再開にいたる、もう一方の要因は、求めに応じて積極的に配布していかうとする周辺者の動きである。それは、明治一一年の場合と同様、あるいはそれ以上であったと思われる。⑯また、守り札の配布が、前回は金光大神前においてであったのに対して、この度は、菘雄のもとでなされており、そのことも、金光大神にとって、一層自らの意向を反映させにくくする要因であったろう。金光大神が、不本意ながら、守り札の配布が再開されていくことに抗い得なかったのだとすれば、明治一四年一二月二日のお知らせ中の、菘雄のもとでの守り札の配布容認についての指示内容は、既に配布再開に向けての動きが既成のこととして押し止め難くなっている状況を、やむを得ぬこととして追認するものであったかもしれない。しかしながら、お知らせに「無理から」とある如く、守り札の配布は、あくまで、神意に反することとして示されねばならなかったのである。

一方、天地書附は明治六年三月一五日のお知らせによって定まり、金光大神に書きためておくことが指示されたが、⑰それ以前、明治五年七月二八日に、金光大神は、左のお知らせを受けていた。

一つ、天地乃神の道を教える生神金光大神社立てぬき、信者氏子に申しつけ。金光大神社願ひ、一心に。拝むと言ふな、願ひ届けいたしてあげましょうと申してよし。頼む氏子の心で頼めいと申して聞かせい、わが心におかげあり。明治五壬申七月二十八日。

時節待ち、おいおいには、金光、神より許し、信者氏子。同じく。メ(覚帳16―19)

このお知らせの「金光大神社願い、一心に」頼む氏子の心で頼めい」わが心におかけはあり」との内容が、後に天地書附に改めて示されることになると思われる。このお知らせと前後して、笠岡出社・斎藤重右衛門が、お上より拝むことを差し止められたことを、金光大神は聞き及んでいた。<sup>26</sup>この時、斎藤は、再度拘禁されかねないところであったが、「先非を悔い、神棚一切を取り除き、参詣人もことわって家業に出精する」ことを「嘆願書」として小田県に提出し、あやうく難を逃れたという。<sup>27</sup>金光大神自身の許に実際に布教上の制約が及ぶのは明治六年になってからのことであるが、既に身辺に穏やかならぬものを察知していたであろうことは想像に難くない。「拝む」ことを問題にされ、圧力をかけられ、その断念を余儀なくされた斎藤重右衛門の報に接する中で、金光大神はこのお知らせを受け、参拝者に「頼む氏子の心で頼めい」と説き促していくことを、「信者氏子」に対して求めていくことになった。このことは、参拝者にとつては、「頼む氏子」つまり自分自身の「心で頼む」ことが求められていくことでもあった。

明治六年、金光大神自身のもとに布教差し止めが及び、その最中の三月一五日、天地書附が現在の形に定まった。このような経緯を考えた時、天地書附は、まずもって、金光大神自身が願う者に代わって「拝む」ことができなくなり、その代わりに、参拝者自身が自らのもつて「一心に願う」<sup>28</sup>「今月今日で頼む」ことを呈示し促すものであったといえよう。<sup>29</sup>その後、遅くとも明治七年からは、参拝者に日常的に配布されていくことになった。その年の一月二四日、天地書附を萩雄と宅吉の兩人に書きためることを指示するお知らせがなされ、同時に、「当年より戌、亥、子まで三年の辛抱、総方へも此方へも」(覚帳18―3―3)とされている。このように「辛抱」との促しがなされていることからすると、「神前撤去」は解除されていたとはいえ、このころの状況が、必ずしも安定的に神勤や布教がなされ得るものではなかったと想定される。いわば潜在的には布教困難な状況にあったと思われるのである。そのような中で天地書附は、再び同じような困難な状況への揺り戻しが訪れたとしても、そのことに左右されないために、参拝者たちにとつての信心の仕方を示したものとして、先に述べた意義を伝えるべく配布されていたと考えられよう。その後、明治一〇年一月には、

玉島の地方官庁に出頭を命じられた萩雄を通じて、「人を拝むこと」と同時に天地書附の下付をも見合わされる。<sup>⑧</sup>そこでは、「金神お廃し」というように、淫祠視されかねない「金神」という神名を捉えられ、天地書附の配布さえ中断せざるを得なくなつたのであつた。ただし、その直後の二四日には、「天地金乃神書付、せがれ二人へ、書きためおき」(覚帳21—5)とのお知らせを受け、天地書附の配布再開に向けての準備が始められる。そして、数日後から再開され、以後継続的に配布され続けていく。<sup>⑨</sup>

ところが、天地書附が配布されていく中での、その受容のあり方は、当初の意義に必ずしも添つたものとはならなかつた場合もあり、そのことを金光大神も問題にせざるを得なかつたことが窺われるのである。以下、そうした問題を窺わせる様相を見ていく。

明治一二年の元旦、天地書附を二〇体授けられた参拝者が、金光大神から「信ある氏子に分けてあげよ。これは、言うまでもないが、守り札ではない。心の守りである。売り物ではないから、人がどのように言つて来ても、銭金で受け渡しをしてはならない」と諭されたことを伝えている(理Ⅱ福儀17—1)。<sup>⑩</sup>このような戒めがなされねばならなかつたということは、裏を返せば、そのように金銭で受け渡しをされている、あるいは、されかねない状況が既に金光大神に捉えられていたということの意味しているだろう。金光大神は、守り札の類の配布が金銭の授受を伴つて行われることを戒めていたが、天地書附も、それと同様の問題にさらされていたことが指摘されていると思われる。<sup>⑪</sup>

また、金神講では、講の結成にあつて天地書附の下付を求めたり、神名書付と共に天地書附を厨子に納め、祀つたりする場合もあつた。<sup>⑫</sup>このことは、天地書附が、生神金光大神の、また、天地金乃神の徳の込められたものとして扱われていたことをも意味していよう。それゆえ、神の依代として祀られたのであり、あるいは、その加護を受けることができる<sup>⑬</sup>と観念され求められもしたであろう。

このような天地書附の受け取られ方を、金光大神も目にしていたと思われる。それゆえであろう、天地書附が守り札ではないことを諭す、例えば左のような理解が少なからず伝えられているのである。

お書下について仰せらる。「これは、けっして守りではない。朝夕によく見える所へ張っておくのじゃ。そして、これを忘れぬようにしておればよい。これはまあ、そろばんの玉と同じことじゃ。二一天作の八と置いたら合わぬが、二一天作の五と置いたら合うのじゃ。この書付もそのとおり、書いたとおりを忘れずにおいたら心配はない。

おかげは受られます」(理Ⅰ近藤18)

ここでは、天地書附を「よく見える所へ張っておく」こと、そして「書いたとおりを忘れずに」おくことが説かれている。つまり、信心の「目当て」(理Ⅱ福儀6—2)とも説かれるように、そこに記された「天地金乃神」「生神金光大神」という神名と「一心に願」「今月今日で頼」という内容を目にする事によって、神に向かう信心の仕方を意識に喚起し、その実践へと人々を動かすものとして、天地書附に込められた願いが表明されている。天地書附について「心の守り」(理Ⅱ福儀17—1)とする理解も、まさにこのような、神に向けて一心に願う心のあり方を映し出すものであることを説いているであろう。しかし、先にも指摘した通り、天地書附が守り札と同様に受容されかねなかった可能性も否定できず、この理解において「けっして守り札ではない」と敢えて強調されねばならなかったのも、それゆえと思われるのである。それでは、天地書附が守り札のように受け取られていくことが、どのような意味で問題となるであろうか。先に、守り札の配布にまつわって金銭の授受が生ずることの問題、また、天地書附についても同様の可能性があったことを指摘しておいた。それにとどまらず、そのような具体的な場面の背後にあり、問題を引き起こす本質の所在を確認しておく必要があるだろう。

守り札の問題性といえながら、金光大神は、しかし、その価値を全面的に否定していた訳では、必ずしもなかったことを窺わせる伝承がある。守り札を求めた参拝者に対して、札を出さない理由を、「信心している間はもつたいたいと思ひ、お札を大切にするが、信心がすたと粗末になるから出せない」(理Ⅱ吉芳1—3)と、金光大神が語ったことである。ここでは、札が「粗末になる」ことが問題にされており、裏を返せば、その「大切」さを認めての言葉であると思われる。そうとした時に、守り札の価値とは、また、問題とはどのように捉えられるだろうか。このことについ

て以下の伝承が示唆的である。「お札はない。あれは人間の目当てにするもので、お札からおかげが出るのではない」(理Ⅱ津治3)「心で信心すれば、お札はあってもなくても同じことである」(理Ⅱ佐彦1-1)。いずれも、守り札の下付を願う参拝者に金光大神が説いた内容であり、文面上は札を出さない理由を説いたものである。しかし、右に見たように、金光大神自身、札の「大切さ」を認めていると思われる点を考え合わせた時、守り札について「人間の目当てにする」限りにおいて、あってもよいものとの位置づけを与えた理解とも考えられる。一般的には、守り札は神の靈力の宿るものと観念されていたが、金光大神においては、むしろ、札がその延長上に神の存在や働きを指し示すという「目当て」であれば、神に願う心を促し、その心に応じた神の働き・顕現を実現するものと捉えられていたと思われるのである。

しかし、守り札を求める人々は、救われたい・安心したいという心情から、往々にして「目当て」以上でも以下でもないはずの守り札に、そこから「おかげが出る」もののような期待を抱いてしまうのが実状であった。それは、守り札の自己目的化であり、それへの依存を生むことになるであろうし、「目当て」であれば指し示し得ていた神の働き・顕現への通路を遮ってしまうことにもなる。このように、守り札がただしく「目当て」であることがなされ難かったことを窺わせるものとして、明治一四年一二月二日のお知らせよりは後のことであると思われるが、天地書附と守り札の内容を同時に伝えている伝承がある。その中で金光大神は、「目当て」として天地書附を授け、天地書附も守り札も「金神が下げるといえども、氏子、目当てに迷うて拝み信心はならず。それでも、一心と拝めば、おかげもある。拝まねばほうぐ(反故のこと―引用者)も同然」と説いたという。「目当てに迷う」とは、神仏へすがろうとする心から守り札を求めておりながら、しかし、その思いゆえに却って札に心を囚われてしまう人々のあり方を指し、そうしたあり方に終始することが「拝み信心」として戒められている。このように、「目当て」であるべきものが、「目当て」であることを超えた価値を持たされ、信仰心から求められたものによって信仰に惑うという、いわば信仰による価値の転倒が生じかねないことが、守り札についての問題の根として捉えられよう。そして、天地書附も、このような守り札と同様の問題にさらされていたのである。「一心と拝」むことを促し、そのことによって「おかげもある」ことを伝えるべき天地

書附であるが、そのことが果たされなければ「ほうぐ」に過ぎないとされる。天地書附が守り札同様に受け取られていくことの問題とは、このような自己目的化と依存によって、信仰を伝えるために配布されるものが、配布すればするほどその意義を覆い隠してしまうことである。

ここまでに見たように、守り札の配布は、金光大神にとって本意なことであつたが、それに抗いきれぬほどに守り札への需給両面からの要求は強かつたものと思われる。そして、その要求の強さによって、守り札が抱える問題と、その問題を引き起こす人々の問題の根の深さが確認させられることになり、天地書附も守り札と同様の問題状況にさらされていくことが発見されていくことになる。明治一四年一二月二日のお知らせにおいて、天地書附の配布が一時中止させられるのは、金光大神にとつて、それがそもそも何であり、何のためのものであつたのかを、問われることだったのである。それは天地書附の意義の取り戻しであると同時に、その状況におけるあり方を問い直すことでもあらう。

## 二、「身信心の話」への限定と金光大神のあり方

明治一四年一二月二日のお知らせにおいて、前章で見た、天地書附と守り札についての内容に次いで示されているのが「此方には、氏子の身信心の話だけいたし、聞かせ」という指示である。「話をする」ということは、金光大神の信仰において主要な位置を占める當為と考えられてきている。教学研究においても、「話を聞いて助かる」という理解形式への移行が、祈念祈祷形式への囚われの克服としてなされていったことが指摘されている<sup>④</sup>。また、「話をする事」が中心になっていくについては、変化が外圧によつて引き起こされつつ、信仰的に意味付けがなされていくという流れをたどってきたものとされている。このお知らせにおいて示された「身信心の話」についても、「話」ということでは、この流れの中に一応は位置付けられよう。しかし、このことが、天地書附・守り札についての指示と対置される

かの如く示されている点、また、外的状況にそのような迫りが見当たらない中で「身信心の話だけ」と限定されている点からして、この「身信心の話だけ」が、どのような問題状況を指していることであるのかを確認しておく必要がある。前章でも触れたように、明治一〇年、萩雄が地方官庁に出頭させられた際に、金光大神が拝むことを問題にされ、天地書附の配布も一時中断させられ、それに代わって「説諭でよし」とされてきた経緯があった(覚帳21―3―4)。いわば、天地書附を出すことや祈念はできないが、説諭ならばできるという形で制約として課せられ、それへの限定を余儀なくされたものだったのである。その後、同年九月、社殿の建築を勧められた時に「今のとおりに説諭できればよし。：説諭もできんと申されれば、いたしかたなし」(覚帳21―26)とお知らせを受けている。ここでは、限定されながらであれ、「説諭」していくことに、既に積極的な意義が置かれ、重心が移されているといえよう。

その後、話すことに重心を置き、あるいは限定するようなお知らせが、左に示すように、度々なされるようになる。明治一一年五月 六日「理解がおも。朝晩の礼は軽うてよし。」(覚帳22―11)

明治二二年一月二四日「医師、法人、方角のこと申すにおよばず。此方のは氏子に信心の道教え、理解だけでよし。」

(覚帳23―2)

明治一三年三月二四日「一つ、五月より理解がおも。

一つ、願ひ届けせいでもよし。

一つ、八日より願ひ改めよみいたし。

一つ、信者氏子のところも同様。」(覚帳24―4)

右の明治一一年、一三年のお知らせでは「朝晩の礼」「願ひ届け」に対して、「理解がおも」とされている。つまり、祈念すること、願うことを否定してしまうのではないが、ただし、あくまで中心は「理解」であるとの指示内容であり、そのことの意味が大きく伝えられるものとなっている。また、明治一二年の場合は、「医師、法人、方角のこと」に対して「理解だけ」とされる。こちらは、参拝者に説き聞かせる内容について、願う者の具体的な願ひ事に呼応してなさ

れるような、単なる働きかけや示唆を与えることなく、「信心の道」を教えること、つまり願う者のあり方や、問題に処さねばならない人間の身の備え方にも及んでいくものとしての理解であり、そのことだけと指示されていく。これらは、明治四年「理解でよし」(覚帳15―7)とのお知らせを受け、一章で述べた明治五―六年の状況を経て、以来求められて来た流れの上に位置付けられるものである。明治一四年一二月二日のお知らせで、「身信心の話だけ」とされることも、ここまでの理解に重点が置かれてくる連続性の上に位置付けられ、より積極的な意味をもたらすものでもあっただろう。そうとすれば、それは、状況を乗り越えることの可能性を開かせる上での限定を金光大神に促すものであったといえる。

ところで、第一章で見たような、天地書附が守り札の類と同様視される問題を背景として、天地書附の配布を中断し、それに代わって「話」への限定がなされていくという事態は、金光大神自身に求められるあり方として振り向けられるならば、次のようにいえるであろう。すなわち、天地書附の成立も、祈念から理解への移行も、金光大神が布教上直面した同様の事態が発端としてあったのであり、それに対応すべく模索され生み出され、ここまでの歩みを重ねて来たものであった。そして、それらは、共に金光大神にとって容易ならぬ状況の中で、ようやく取り得る手立てとして選び取られてきたものであったということである。それに対し、詳しくは次章で述べるが、このお知らせがなされた当時、金光大神の周辺では、戸長らを中心に社殿建築の動きが押し進められていた。それは、金光大神広前の布教に制約が加えられたかつての状況とは対照的に、そこでの営みを保全し助長する向きの圧力としてあったと思われる。従って、このお知らせによる指示は、いわば布教困難とは逆の状況におかれた金光大神に対して、むしろ、かつての困難な状況への対応を想起させるものであったといえよう。それは、「神前撤去」という困難の中で、天地書附が生み出されることになったかつてのあり方を振り返らせることにより、明治一四年当時の状況とそれへの対応を問い返すものであった。その意味で、ここで天地書附を出さぬようになることは、単に、天地書附の問題を明らかにするばかりでなく、金光大神のあり方にとって、いよいよ「身信心の話だけ」とされることの限定の意味を深めることになるだろう。

このように「身信心の話だけ」と限定されたことの意味を考える上で、とりわけ、「此方」すなわち金光大神と萩雄の所との対比において、示唆的なお知らせが、このお知らせの前年、明治十三年六月二五日になされている。

総氏子のこと、素人、玄人と申すことなし、大人、子供、鳥畜類にいたるまで、人間が無礼いたす、当たり前だし。同じく氏子から断り申すこと天地乃神が教えてやる。取次が生神金光大神、教えそむく人はしようもなし。

教導職ではいけん。教導にまぎらわしきことせず、まじないもせず、説教も。出て歩く道でもなし。内で説論とも理解とも話をして聞かせ。末を樂しみ。(覚帳24―5)

詳しい文意はなお究明の余地があるが、人間一般について、無礼を指摘し、詫び断ることを促すことが、「天地乃神」の名のもとに示されているものと解してよいだろう。その際に、生神金光大神がその仲を取り持つ「取次」として名指しされている。

ここで注目すべきは、教導・説教というお上から認められ求められたことではなく、また、それと対置されるべき、お上からも咎められるようなまじないでもなく、金光大神がなすべきは「内で説論とも理解とも話をして聞かせ」ることであるとされていることである。

明治一三年、おそらくこのお知らせがなされる直前であろう、佐藤範雄が社務所を会場に説教を行っている。佐藤によれば、金光大神は、高橋富枝の六条院広前で佐藤が説教を行ったことを聞き及び、萩雄が教導職であるから説教がなされるべきであったのにこれまで行われていなかったと伝え、そのことによって説教が実現したという。そして、金光大神は、このことを「此所で初めて説教が出来た」と喜んだという。

しかし、この伝承とは対照的に、お知らせでは、教導・説教はむしろ否定され、また、出て歩く道ではないとの言明もされる。金光大神自身、このお知らせによつて、それらに問題性を指摘されることになり、それに対し、「内で説論とも理解とも話をして聞かせること」が改めて求められていくことになる。教導・説教にしても、教えをする、話をすることともいえるのに、それが否定されるのは、大々的に「出歩いて」人を集めてなされるような説教のなされ方が問

題にされてのことではないだろうか。それに対して、「内で」話し聞かせること、個別の日常的な営みとしてなされる理解・話こそが金光大神にとって、なすべきこととして確認されていると思われるのである。それは、お上によって認められ制度的に可能であることであつても、それがなされるべきことであるかどうかは別であることを、金光大神にも厳しく示した内容でもあろう。

「身信心」について、「自分一人の身を修めるための信心」(理Ⅱ佐範5―2)とする理解伝承も、この延長上に解釈して大過ないだろう。それはまた、明治一三年のお知らせにおいて、金光大神のなすべきこととして確認された、一人一人に教えを説き、話をしていくことの、具体的な実現でもあろう。そうとすれば、このお知らせの指示には、周囲がよかれと思つて進める説教のような活動に対しての自制を促す意味も込められているであろう。明治一四年一月二日のお知らせに示された「身信心の話だけ」という限定は、社殿建築運動の進展や荻雄の祠堂職取得によって守り札を出すことをはじめ、表向きになし得る事柄の範囲が広がつていくことと、反対の向きを志向することにおいて、明治一三年の場合と共通する。ただし、明治一三年のお知らせでは、そのような神意は、金光大神以外にも視線を向けて発せられているが、ここでは「此方には」という限定で、独り金光大神のみに孤墨に立つ覚悟が促されている<sup>⑤</sup>。

また明治一三年のお知らせでは、「教えそむく人はしようもなし」とされている。ここでの「教え」とは、生神金光大神を「取次」として、人間の無礼を神へ願い断りしていくことを指す。お知らせにおいては、それを理解し得ず、無礼にも気づかず願い断りもなし得ない人々が「教えそむく人」と捉えられ、「しようもなし」とされることになったのである。ここまで「理解」「説論」に中心を置いて来、つまり、話をし、教えをすることに重心を置いて来た金光大神は、そのような人々の存在を目の当たりにし、そのことを「しようもなし」とするお知らせによって、無礼のためにみすみす難儀を受け、しかし、教えをそむくから無礼に気づき得ず難儀から逃れ得ない人々への悲しみをすら呼び起こされたのではないだろうか。その意味で、「しようもなし」とは、なぜ分かってくれないかという意味での金光大神自身の嘆息でもあろう。

そのような金光大神の思いは、翌一四年二月二日のお知らせによって、ますます凝縮されていくことになる。つまり、金光大神にとっては、「話」を聞き取り得ず、「教えそむく人」の存在が意識されていないが、「身信心の話だけ」への限定を課せられていくのである。ここに及んで、このように指示されるのが、どのような問題を映し出すだろうか。かつてのように、「説論」することしかできないというのではなく、また「理解」することが中心ということに変わりはないとしても、「しようもなし」とされる人のあり様は、金光大神にとって、自らのこれまで行ってきたことが、どれほどにも浸透し得ていないという状況を照らし出している。そして、「教えそむく人」の存在それ自体にも増して、その人々を如何様にもなし得なかったという、金光大神にとって自らの無力感こそが抱え込まれていくことになっただろう。

翻って、明治一三年のお知らせで、金光大神の「取次」たる役割が向かうべきは、「総氏子」という広がりをもって指し示されていた。そのような広がりに対しつつ、かたや金光大神に求められるのは、説教も出て歩くこともせず、ただただ一人一人に話をするだけの、しかもその内に「教えそむく人」を抱え込んだ、いつ果てるとも知れぬ営為である。このことも、明治一四年のお知らせの「身信心の話」に流れ込むであろう。しかし、明治一三年のお知らせの最後に「末を樂しみ」と示されているように、教導・説教に比べて地道な「話をして聞かせる」ことによってこそ、金光大神の無力感も、解消され得るとして、期待のもとに、そこへ沈潜していくことが求められている。

以上見てきたように、「身信心の話」への限定は、金光大神にとっては、何をなし得るかではなく、何をなさねばならないのかという、そもそものところへ立ち返りつつ求めさせられていくことであった。金光大神にとっては、自ら説き続けてきたことが理解されてこなかったという、そして、人々にとっては金光大神の教えに沿い得ないという意味で、両者にとつての限界性が露になっっている直中に、このような「身信心の話」への限定がなされていることは、金光大神にとって、それこそを自らの使命として担わされていくことであつたらう。それは、金光大神にとつても、前年のお知らせで「取次が生神金光大神」と告げられたままに、そのことしかできない、しかし、そのことをこそせねばならぬと

いう決意を促されていくことであった。

### 三、天地へ身を任せば、難なく安心のこと

本章では、ここまでの論述を踏まえ、明治一四年一二月二日のお知らせが全体として「天地へ身を任せば、難なく安心のこと」との教示に結ばれるとして、当時の金光大神の体験に照らしつつ、それが持つ意義を究明していくことになる。

社殿建築に関わって、萩雄が戸長川手与次郎と建設地をめぐる重ねていた交渉が大詰めを迎えたのが、この頃である。広前の敷地内及び西側を拡張して社地にあてようとする金光大神と、それに対して川手家の所有であった金光大神家の東側の山地を境内地にしようとする川手側の思惑が食い違い、紆余曲折を経たが、結局押し切られる形で東側の山地に決定を見ている。それに際し「氏神のように思えばどこへなりとも宮建て。神と思えば此方地内建ててください候。よそへ建てても此方には行かんぞと申しおき」(覚帳25―21)とお知らせがなされ、神意に叶わぬことが、あくまでも示された。

そもそも、この動きは、明治一〇年に川手直藏・与次郎父子が社殿建築のことを萩雄を通して金光大神に持ちかけて来たこと<sup>④</sup>に始まったものであった。そして、そのことが現実化していくために不可欠だったのが、萩雄の祠掌職であった。萩雄は、明治一年五月に賀茂神社の祠掌に就任しており、同社の付属社との名目で、金光大神広前が「素盞鳴神社」として認可されることになったのである。萩雄の祠掌職就任について、金光大神は、「覚帳」に「十三年ぶりに、岡山県より、萩雄、祠掌申しつけられ」(覚帳22―22)と記している。「十三年ぶり」とは、この年から遡って、慶応二年のことである。その頃には神道の家元である京都の白川家との折衝の末、「信者氏子」に神拝式の許状が与えられ(覚書14―5)、翌三年には金光大神自身「金神社神主 金光河内」を許されていた(覚書15―2)。この一連の出来事を「十三

年ぶり」として、萩雄の祠掌職をそれとの対応で捉えたものであろう。とすれば、かつて自らが神主の資格を得て神勳・布教をなし得ていたことと重ね合わせつつ、「祠掌職を得た萩雄への期待が込められているものと考えられる。それゆえであろう、萩雄の祠掌職就任は、宅吉の結婚、萩雄の長男・桜丸の誕生と、あわせて「三度の吉」(覚帳22—22)と祝い、感謝すべきこととされていた。

しかし、社殿の建築は、金光大神自身の思惑とは異なる形に進んでいく。また、萩雄の祠掌職も、問題性を伴って析出されていくことになった。明治一年、前述のように守り札の配布が二カ月程で中止になってからも、藤井きよのは、金光大神のもとに再三守り札の再開を勧めにきており、それに対して、「無理にすすめれば祠掌ゆずりてやり。此方には拜まいでもかまわん」(覚帳22—34)とのお知らせがなされた。ここでは、守り札の再開を断ることから、更に進んで、守り札を出すことの資格を保証する萩雄の祠掌職が、札以外の面で支障を生じることになるとしても、手放すべきものとされている。社殿建築や祠掌をめぐるこのような動きは、広前の世話方や藤井きよのあるいは萩雄といった、金光大神にとって極く近い間柄の周辺者によって引き起こされたことであり、世間的価値観に基づけば、よかれと思つてなされたことともいえる。しかし、そのような動きは金光大神にとっては問題として浮かび上がらされていくことになったのである。

そのような中で、守り札の配布が実際に再開されていくことになる。しかし、その実施は、状況的には可能であり、その需要もありながら、金光大神には、先述のお知らせや理解に見られた問題視に加えて、次のような意味でも、ためられることであった。それは、明治一四年閏七月二四日に、金光大神にとっては内孫である、萩雄の長男桜丸が急逝し、そのことと、萩雄が祠掌であることとの関わりを示唆する以下のようなお知らせがなされていることによる。

二十七日早々、一つ、祠掌五年。お上でも見せしめ、回し俵といふことあり。神と上とのこと。神はもの言わんから知れん。桜丸寅の年男四歳、内二十三日お広前にて遊び、同じく二十四日七つ時病死仕り。同じく、これにつきてのこと、祠掌。(覚帳25—22)

金光大神は、このお知らせを受けて、「覚帳」に、まず「祠掌五年」と記している。つまり、萩雄の祠掌としてのあり方を問われたお知らせとして受けていたのである。金光大神にとつても、二四日に急死した桜丸のことは心を占め続け、その意味が問われ続けていたであろう。それゆえ、このように振り返って記されたものと思われる。そして、二七日にようやく明かされた意味は桜丸の死を萩雄が祠掌であることへの「見せしめ」とするものであった。<sup>④</sup>

また、桜丸の死と守り札の類を出すこととの間に、金光大神が関連性を感じ取っていたことを窺わせる伝承もあり、金光大神は、そのことについて「神の仰せに逆らうから、逆さ事(子供の葬式を親が出すこと―引用者)に遭う」と言つて悲嘆したという。桜丸の死は、金光大神にとつて、数え年四歳の孫を失わねばならなかったという祖父としての悲しみに輪をかけて、「神の仰せに逆らう」ことへの畏れを呼び起こしたであろう。このお知らせで問われようとしているのは、直接には萩雄の祠掌としてのあり方であり、具体的にはこの直前の社殿建築の動きに関わつてのことであろうが、ことは萩雄にとどまらない。というのは、かつて萩雄の祠掌職就任にあたって吉事としていたのは他ならぬ金光大神であり、とすれば、萩雄ばかりでなく、金光大神も、この「見せしめ」ということについての責めを逃れ得ないということになるからである。

桜丸の死と萩雄の祠掌職との間に関連を窺わせるお知らせがなされた翌月、八月二日には「金光桜丸、父三十三歳厄晴れ、父の身代わりに立ち。なんと神というものはこういうものか、えらいものじゃのうと申すように、先を樂しみ」(覚帳25―23)とのお知らせがなされ、萩雄の厄晴れが桜丸の死によって担われたかのように示される。それは、単に三十三歳の厄年のことだけでなく、右に見たような「神の仰せに逆らう」ために引き起こされることの重大さについて、そのことが桜丸の「身代わり」によって贖われることをも示している。そして、そのような事態が、「なんと神というものはこういうものか」という予想もつかない事柄でありながら、「えらいものじゃのう」というように了得させられる日の来ることを、神への畏怖と信頼を伴いつつ「樂しみ」にすることが促されていると思われるのである。<sup>⑤</sup>

前述のように、守り札を出すことが可能であり、その需要が大きかったという状況の中、金光大神も、配布再開への

動きに抗い得なかつた。しかし、そのことは不本意であるばかりでなく、右のような躊躇させられるべき十分な理由もあつた。それに対して、既述の通り明治一四年一二月二日のお知らせによつて、天地書附をも一旦中止し、金光大神自身には「身信心の話だけ」に立ちきることが求められることになる。それは、「無理から言う者」への対応から考えた時、押し切られつつも、そうすることによつてのみ、辛うじて自身のあり方が確認できることとして示されたものと思われるのである。

これまで述べてきた状況や経験、及びお知らせの指示に関する考察を踏まえると、お知らせの最後に示された「天地へ身を任せば、難なく安心のこと」との一句は、どのように解されるであろうか。このお知らせの中で、それまでの書附・札・身信心の話に関する指示が具体的であつたのと比べて、この一句は一見唐突であり、抽象的で、それらの指示から遊離しているようにも思える。しかし、前章までに述べてきたように、天地書附の問題、身信心の話への限定に立ちきる覚悟という、容易ならなさに対する「難なく安心」であり、金光大神への促しとして示されたものと解すべきである。この「難なく安心」ということについて、金光大神は、ここから遡ること一四年、慶応三年に「心、実意をもつて神を頼めば、難なく安心のこと」(覚帳11-7-4)とお知らせを受けていた。そこでは、実意なる願いに感応し計らいをなしてくれるであろう神が「難なく安心」を保証していた。それに対して、この明治一四年の場面では「天地へ身を任せば」と示されることになる。この「天地へ身を任せば」という、何をどうすると指示するでもない言葉によつて照らし出されているのは、まずは、お知らせの指示に向き合う金光大神の姿勢であろう。様々な制約の中で、そして、桜丸の死の意味付けにも見られたような、自らの計らいの及ばない所での事柄の展開を含蓄しつつ、周囲に流されるように身を置きつつも、「身信心の話」への限定に端的に示されることになる、神から与えられた取次の使命を果たすことに身を委ねることが金光大神に促されていると思われる。

それは、どこまでも自らの担いゆかねばならない覚悟をともなつてのことでありながら、その姿勢については「任せらるることとして促されているのである。それは、いいかえれば、自らが担うということと、任せるということの、逆方

向を指向していると見えるあり方が、実は表裏一体のことであると明かされることである。そして、覚悟という面からいえば、自らの計らいを超えて与えられたものを担っていくこととして、一層の決意の深さを促すことでありつつ、同時に、そのことが、「任せる」こととしてあり得る天地を指し示し、「難なく安心」へと導いていくことでもあるだろう。

「天地へ身を任せば」は、金光大神に対しての促しであると同時に、そのように委ねることが何において可能であるかという意味で、より広く、信仰についての問いかけでもある。天地書附や守り札が問題にされざるを得なかったのは、それらが、信仰心から求められながら、却ってそこへの依存と自己目的化を生じかねないという、人々の囚われを露にしたからであった。それに対して、「天地へ身を任せば」が「難なく安心」に導かれることとして、ここに示される。天地の営みは、善悪・好悪あるいは生死をもそのままに内包して人間の都合を超えて行われよう。しかし、そのような「天地」へ「身を任す」ことが「安心」を指し示す。それは、天地書附や守り札によっておかげがもたらされるとするような「安心」のあり方を根底から覆すことであり、たとえ信仰において必要とされ大切とされるものであっても、それに関わる人間の状況次第では信仰を阻害しかねない働きをなし得ることはないのか、信仰を支える確かさは何であるのかを問い質すものであった。

### おわりに

以上、本稿での考察を踏まえ、このお知らせによって照射される金光大神の晩年のあり方が、我々に何を問いかけるか、ということを示しつつ結びとしたい。

明治一四年一二月二日のお知らせに見られた天地書附の中断、「身信心の話」への限定の指示は、金光大神に、それらがそもそも何であったか、何のためであったかを問わずにはいなかっただろう。そして、そのことは、それらがどの

ように生み出され選び取られていったか、当初にまで遡って金光大神に意識させたと思われる。天地書附の配布が始められ、あるいは、説論・理解に重心が置かれていくことになったのは、明治四〜六年頃の布教困難な状況に発することであり、とりわけ明治六年の神前撤去という、それまでできていたこと、なし得ていたことをすべて奪い取られた中で、生み出されていったものであった。そのような状況の中で、金光大神自身、どのようなあり方をしてきたかを見つめさせられたことが、振り返られつつ、その意味が確認されていっただろう。そして、そのことを通して、対照的に、明治一四年当時の社殿建築の動きや萩雄が祠堂であることといった状況のあり方に対して、布教可能な中であつて、却つて不自由な信仰状況が生じるという問題が露にされていったと思われる。

天地書附は、この後、配布が再開されていくことになる。<sup>51</sup>それは、単に状況が整ったとか、要請があつたとかいうことによるのではあるまい。天地書附は配布が可能な中で、神命によつて中断させられたのであり、状況的要請による再開が可能なほどには、守り札を通して見せられた問題の根は浅くなかつたと思われる。その再開は、天地書附の本来の意義とその意義を信じ求める人間のあり方との関係を問い直すことを通じて、従前以上の意義が開かれることも含んだ、信仰の可能性を湛えたものであると考えられる。そして、そうした再生の回路も「天地へ身を任せば、難なく安心のこと」によつて示されているであろう。

現在我々のもとに届けられている天地書附はこのような経緯を歩んできていたのである。それは、金光大神の晩年において、何をもち得ない中で辛うじてその意義をこそ伝えんとして生み出されたものでありながら、配布されてゆく中にその意義を見失わされていったものであった。金光大神がその中断を指示されたのは、そのことによつてこそ、その意義が保たれ得るといふ選択であつた。「身信心の話だけ」という限定が、端的に金光大神に取次としての覚悟を促しつつ与えられたのも、それゆえであつた。そして、天地書附のそのような中断による確認とそれを経ての再開が、金光大神の自らの限界性を生きききうとする態度によつて、ようやく可能になつたことであり、「天地へ身を任せば」という回路を経ての再生であつたとしたら、我々はそこから何を受け取らねばならないだろうか。

(教学研究所所員)

## 注

①「覚帳」には、川手側から萩雄に対してこの件が持ち込まれたことが記されている。

九月二十九日、一つ、川手保長、萩雄へ申しつけられ。宮のこと、お上へ神田豊の手続きで願えばらくと言われ。(覚帳21—26—)

九月小二十九日、一つ、ばん刻に川手直藏様此方へおいで、私に理解あり。(覚帳21—27—)

大谷村の金神社と申して氏子中願い。祠掌神田豊に取次ぎ願い。なんでも神とあれば豊の構い(担当)。また村方氏が帰依すればどうでもなること、まあ任しておかれと申され。(覚帳21—27—)

この動きは、早川公明『金之神社』考』紀要『金光教学』第二二号に詳しい。早川は、このことを、明治政府の宗教政策との関わりで、布教に支障が生じかねなかった金光大神広前にとつての、布教合法化運動の一環として捉えている。

②このことについて、「覚帳」には「一つ、十三年ぶりに、岡山県より、萩雄、祠掌申しつけられ(覚帳22—22—)」とある。

③明治六年一月二日から翌二月二日までの約一カ月間、戸長の命により神前を片付けることになり、一切の神勤行為を禁じられた。この出来事を「神前撤去」という。天地書附の原型と考えられる、「天地金乃神 生神金光大神 一心に願 おかけ

はわが心にあり」という書付をしたために、とのお知らせがなされたのは、この期間中であつた(覚帳17—5—)。

澤田重信は、布教を禁じられた「神前撤去」の出来事において、金光大神は、自らの布教意識を問い直されることになり、信心を伝えなければならぬというきめこみが、心の奥のひずみとして気づかされたとしている。それは、自分自身が信心をより深く求めることを忘れて、伝えることに力点を置いていたという、金光大神自身の信心のあり方の問題として自覚されたことであるという。そして、そのような中で示された、天地書附の原型と考えられる「天地金乃神 生神金光大神」という書付は、金光大神に、生神金光大神の自覚を促すものであり、それは、「布教ができるかできないかということではなくて、布教とはなにかを根本的に問い直す」ことであつたとしている(澤田重信「信心・布教・政治——金光大神御覚書、明治六年「神前撤去」の解説——」紀要『金光教学』第九号、九八—一〇二頁)。

④天地書附について、例えば、金光大神が「これを目当てにして信心せよ(理Ⅱ福儀6—)」、あるいは「守り札ではない。心の守りである(理Ⅱ福儀17—)」と説き論じたという伝承が残されている。

⑤「覚帳」には、守り札の再開を求めてきた向明神こと藤井きよのについて、厳しい調子で批判しつつ、金光大神のもとで出されるべきは守り札ではなく天地書附のみとする、という以下のお知らせが記されている。

同じく十七日早々仰せつけられ。一つ、木札、守り出すな。小の、こまい氏が助からん。向明神は神のひれい立たんと申し。またこんどすめたら向明神とは申さん。無理にすめれば祠掌をゆずりてやり。此方には拜まいでもかまわん。守り札出さん。書付だけ出せ。同じく晦日夜、向明神まいり、札こと申し。神様よりおとめになりたと申し聞かせ。

(覚帳22—34)

⑥前掲早川論文。しかし、なぜ、ここで、あえて守り札を出すことが指示されるのか、については触れていない。

⑦岡成敏正「金光大神における代替わりの問題に関する一考察

—「覚帳」に綴られた次男菘雄の祠掌職に関わる記述内容をめぐって—」紀要『金光教学』第三四号。岡成は、「金光明神」との菘雄の呼称に注目し、そこに金光大神の代理としての期待が込められているとする。そして、菘雄に守り札を出させることは、長男・桜丸の急逝という、菘雄にとつての「心の傷を配慮した現実的対応の一環」としている。しかし、天地書附が中断させられることの意味合いについては言及されていない。

⑧教祖御祈念帳のこと。これは一年毎に綴られた帳面で、参拝者名や干支、地名、願い事等が記されている。明治六年を除く、明治二年から一三年までのものが現存している。

⑨「歳書帳」によれば、兼基村からの参拝者が記録されているのは八月二二日である。四人の参拝者に、それぞれ「守」と付記

されており、守り札が下付されたことが分かる。また、西大寺村から三人の参拝者があるのは八月二三日であり、いずれも「覚帳」の記述とは一日のずれがある（小間照雄「広前歳書帳」教祖御祈念帳）について「紀要『金光教学』第二七号、注四九参照。ただし、この西大寺村からの参拝者には「守」付が付記されている。「大札」「札」と見えるのは、それぞれ、翌二四日に記された大内村と西吉井からの別の参拝者であり、「札」を下付した日付としては、「覚帳」の記述と一致する。また、兼基村からの参拝者については「うえとまり」と記されており、二日間にわたって参拝したのとも考えられる。

⑩この場面での守り札の発行について、社殿建築のための資金調達の手段であったとする説がある（渡辺順一「天地の規範と生神の道伝え—「覚帳」の向明神、白神についての記述内容をめぐって—」紀要『金光教学』第三号、一六頁）。

⑪天地書附についても、同様に、売買を戒める理解が残されている。

：お書付を五枚お下げになり、「これを目当てにして信心せよ。金銭でこれを売買してはならない」とのお言葉を添えてくださった。（理Ⅱ福儀〇—と）

「売り物ではないから、人がどのように言つて来ても、銭金で受け渡しをしてはならない」(理Ⅱ福儀17—)

など。

⑫守り札の配布中止要請について、「覚帳」には、「議員お廢しつき、議員また札入れになり。…わけ立つまで、此方札、延引（中止）するようにと申し越し」(覚帳22-31-2-1-3)と記されており、それは、戸長選挙を控えた与次郎の事情によってなされたことであつたと考えられている(前掲早川論文二〇頁)。

⑬「幸い出すな、小紙札も出すな、とお知らせ、二十一日早々」(覚帳22-31-4)

なお、前掲小関論文では「守」の事例が見られる期間を八月二二日から一月一七日までの期間としているが、「歳書帳」に窺うと、実際、一〇月二〇日に「守」と「付」の両方が記されているのを最後に、以後「守」や「札」といった記入は見られなくなり、二二日のお知らせをもって、札の類が下付されなくなつたことが分かる。また、「歳書帳」の一〇月一七日には、同日の「覚帳」のお知らせと同内容の「今日御四らせ札ヲたすな小氏子がたすからん」との記述がある。

⑭「覚帳」には、翌明治一五年二月九日に「一つ、新田中島漱吉、親類見舞いに祈念札願ひ。萩に書かせ、やり。その日より紙札も出しはじめ、総方へ」(覚帳26-1-4)とお知らせがなされており、以後、一般に広く配布されていくことになつたものと思われる。

⑮札を受け取つた人達は、備前上道郡、備中庭瀬、備後福山、あるいは安芸、伊予、讃岐といった瀬戸内地方、摂津、播磨、周

防まで広範囲に及ぶ。

⑯各件毎に通し番号が振られ、確認印と思われる「金光」「霊」という判が押されている。また、札の種類毎の集計が月毎にまとめられ、特に明治一五年のものは年末に一年分の集計もまとめられている。集計の際には、割印が押されている。表紙には、明治一五年のものは「神官 金光家」と、一六年・一七年のものには「社務所」と記されている。

⑰「近藤別荘探訪記」(奉修所〇)によれば、近藤藤守は「御霊代」と記された上包みを残している。上包みには「此中之御守ハ御本社ニテ度々カワリシ御守也 但シ内包之紙ニ御霊代拾鉢トアルヲ 管長山乃神様之御染筆也」と記されている。その中に、後述のものも含めて六種の札が納められており、「天地金乃神」と朱書した紙札も含まれている。

⑱「近藤別荘探訪記」(奉修所〇)によれば、近藤藤守は、「須佐之男神社」と朱で記された札を残している。包みの表には、八ツ波の紋と、その下に「須佐之男神社乃印」と朱印がある。裏には「明治十五年一月十日より此御守初り。御下ケ被下候事 明治十七年旧五月一日より此御守御取(リ)ケシト相成金乃神社ト改候事 乍恐藤守書ス 明治十七年新六月九日書ス」と近藤自ら書き込んでいる。

ただし、札が始まつたとされる明治一五年一月一〇日という日付は、伝聞が書き記されたのか、あるいは、日付の記憶違い

の可能性もある。というのは、「御神靈授給記」によると、この日、近藤は札を授けられておらず、また、右に示したように、明治一七年になってからなされた書き込みである上に、「御神靈授給記」はかなり正確を期して調べられたものと思われるからである。

また、社号札は明治一七年五月一日から「金乃神社」に改められたとあるが、これは新暦では五月二十五日に当たる。「御神靈授給記」の明治一七年の帳面(菅長家<sup>184</sup>)には、新暦五月一九日の欄に「是ヨリ金乃神社ト改正神靈授之」と朱筆で書き込まれている。これは旧暦では四月二四日に当たり、近藤の書き込みが裏付けられる形となっている。

⑭ 10～19体：白神組、北国屋吉兵衛、近藤与三郎、北国屋才助、

吉田アヤ等、二三件

20～29体：近藤与三郎、白神新一郎(信吉、福迫アカカベ、

内山徳太郎、西木利右衛門等、九件

30～39体：多和力三郎、北国屋才助、明田角太郎、和田房吉等、

六件

50～59体：白神妻キク、北国屋才助、才木文治郎(佐伯か、住川

敬太郎等、六件

100体以上：北国屋吉兵衛(100体)、唐樋常藏(200体)

⑯ その内二五体は一月二日(新暦)、「例祭典二付相撲人」に二体と世話人たち(天世話栗尾馬平 川手伊八 栗尾久四郎、右小世話芳連

中)に二三体、それぞれ下付されている。相撲人にはこれに加えて「大木札」四体、金幣(辰八寸)も下げられている。

なお、「例祭相撲取」といった記述は、翌一六年にも一〇月二三日(新暦)に、一七年にも一月九日(新暦)に見られ、それぞれ札や幣などが下付されている。この日付は旧暦になおすと、一五年一月二日(新)が九月二二日(旧)、一六年が九月二三日(旧)、一七年が九月二二日(旧)にあたる。従ってこの「例祭典」は、年に一度、旧暦九月二二日・二三日に行われていた天地金乃神の祭り(九月祭り)のことを指す可能性がある。

⑰ その他、特別な意味を持って下付されたと考えられるものが「祭典神靈」である。これは、九月一四日(新)、「第一号 丙一号 一月十日」と近藤藤守に授けられたのを最初に、以後、通し番号、「甲、乙、丙」の記号、日付を付して記録されている「御神靈授給記」によれば、明治一五年に「祭典神靈」を授与されたのは以下の五名である。近藤与三郎(丙一号 一月十日、軈屋長左衛門(乙一号 一月二十二日)、寺田茂兵衛(甲一号 一月二十四日)、白神新一郎(甲一号乙二号丙二号 二月十日二十四日九月二十二日)、和田安兵衛(乙三号 二月二十二日)。

「近藤別荘探訪記」(奉修所<sup>180</sup>)によれば、近藤藤守は「祭典神靈」を二体残している。包紙の表に「祭典御神靈」(赫入)と朱筆、裏には「明治十五年一月十日」と朱筆がある。いずれも赫雄の筆であるという。中の札の表には八ツ波の紋が朱印、木版

刷りで「祭典」、文様化した「金光」、中央に「金光大神御霊」と記してある。中には「金乃大神」と記されている。もう一体は、裏の日付のみが「明治十七年五月廿四日」と異なる。

「祭典神霊」は、一六年以降も時々下付されているが、同じ日付のものは一つずつしかなく、甲、乙、丙の記号はそれぞれ、二四日、二三日、一〇日の祭り日に相当するものと考えられる。また、明治一六年四月七日(新)に、約一年前の日付の「丙三号 祭典御神霊 明治十五年三月十日」「乙四号 同 明治十五年三月廿二日」(それぞれ日付は新暦)がそれぞれ(高畑弥吉、徳太郎)に下付されていることからすると、祭り日・縁日に供えた神霊を授けたものであろうか。

②②ちなみに、明治一三年の「歳書帳」の総記述件数は九、四三〇件(前掲小冊論文二六頁)であり、天地書附の配布数は六八八である。また同年下付された洗米(神米)の数は一四、二二二であった(「金光大神」縮刷版三七頁)。これらと単純には比較できないが、翌明治一五年の守り札の二、〇〇〇体という数字はかなりのものであるといえよう。

②③時期・事柄は異なるが、次のような理解伝承がある。

ある日のお参りの時、お広前の周囲の壁にたくさんのお寄付札がかかっているのを見て、「金光様、ご普請ができますようですが」と申しあげると、金光様は、「寄付札をかけることは神様のご機感(みこ)にかなわないが、世話人衆がああ

うなことをする」と仰せになった。(理II土庫1-1)

金光大神は、このような寄付札のあり様が、「神様のご機感にかなわない」ことを知りつつも、「世話人衆」に逆らわずにいる、あるいは、逆らえずにいる。そのような周辺者との関わりで、必ずしも金光大神自身の信仰によってのみ広前の運営ができていた訳ではないことを窺わせる。この度の、札を出すという場面でも同様のことがあったと思われる。

②④「覚帳」には左のように記されている。

十五日仰せつけられ。

生神金光大神

天地金乃神 一心に願

おかげは和賀心にあり

今月今日でたのめい

書きつけはじめいたし、ためおき候。(覚帳17-11)

②⑤「覚帳」には、左の如く、齋藤重右衛門の伝言を、軈屋喜三郎

が伝えたことが記されている。

宮地末年(齋藤重右衛門)五十歳よろしゅう申しあげ、軈屋寅年

男(喜三郎)まいり、重右衛門伝言いたし。七月二十七日。お

上より同人拝むことおとめに相成り候。八月八日。のちに沙

汰を聞き。(覚帳16-18)

②⑥金光教笠岡教会『笠岡金光大神(改訂版)』平成七年、一二二頁。

②⑦左の伝承が示すように、官憲の手が笠岡に次いで金光大神広前

にも及ぶとの風評が立っていたと思われる。

小田県時にて笠岡が牢へ入られたる時、大谷が此次じゃと云う風にて：(研究資料 金光大神言行録 一三六一、高橋富枝。

⑳「信者氏子」については、「安政七庚申正月、信者氏子、拍手お許し。国所歳名覚つけ、神門帳こしらえ、とお知らせ」(覚書10—)との記述もある。単に参拝者というよりも、特に「拍手」を許された、篤信者・出社という意味合いが込められていると思われる。

㉑天地書附については、神の名とその神の教えが併記されるという「三社の託宣」の形式を踏襲したものであり、天地金乃神の名を世に伝えると同時に、「信者の一本立」を促すべく、信心の内容を明らかにし、信心の仕方を知らせていくためのものであったとする説がある(澤田重信「天地書附」について『金光教報』昭和四年九月月号)。

それに対し、その配布は、「生神金光大神」「天地金乃神」という、そこに記された神名の浸透が図られることであり、それは、「天地金乃神」という神のもとの信仰の独自性の表出であると同時に、出社たちに対しての、金光大神が「大本社」であるとの表明に他ならず、また、参拝者に対して、「生神金光大神」へのつながりを意識させていくことであったとも考えられる。

㉒「歳書帳」には、「守」という記号が、明治七年正月一日に初

出以後、随時見られるようになるが、これが天地書附の配布を示すものと考えられている(前掲小関論文)。ただし、明治六年中の配布の有無は、「歳書帳」が現存しておらず、確認できない。その後、九月六日に「付」という記号が現れ、以後一三年まで見られる。従って、天地書附は当初「守」と記され、後に「付」に移行していったと見るのが妥当であると考えられ、また、日常的に配布されていたことも分かる。

㉓一つ、天地書附のこと、萩雄、宅吉兩人へ仰せつけられ候。きようより書きはじめ、ためおき。同日。(覚帳18—3—2)

㉔同じく(新三月)三日、十九日(旧一月)より、一つ、説論だけいたし候。金神お廢しと申し、天地金乃神書付出されんと萩雄申し候。書付延引いたし。(覚帳21—4)

「歳書帳」にもその二日前の一七日までは、毎日数件記入されていた「付」が見られなくなっており、このことを裏付ける。「歳書帳」にも、同日の「覚帳」と同内容の「今日よりせつ江(説論引用者)たき 願とどけやめ」との書き込みがある。

㉕「歳書帳」には、「付」の記号が、二七日に五件、その翌日には二件というように、それ以後継続的に記されるようになる。

㉖他にも、天地書附について「これを目当てにして信心せよ。金銭でこれを売買してはならない」(理Ⅱ福儀6—)とする金光大神の言葉も伝えられている。

㉗文字通り、神名を書き付けた紙片。現存するものは、長さ三〇

cm程度のもの、1mを超えるものとに大別できる。中央に「日天四 月天四 丑 寅 鬼門金乃神大明神」等と神の名が記され、その右側に少し下がって「金光大明神」「金光大権現」「生神金光大神」等と金光大神のその時の神名が、そして左側に「二上八小八百八金神」「のこらつ金神」「大志やうくん不残金神」等と記されている(研究資料 金光大神事蹟集(第三卷)所収 一九八―二〇五)。

「神名書付」を指すものは、「覚帳」には、「金光大神直筆」と記されており(覚帳18―3―1、覚帳24―29―1)、天地書附とは區別されていたと思われる。

③6 鈴木義雄『広前歳書帳』に記された『講』について「紀要『金光教学』第二九号、四〇及び四八頁。

③7 大病回復を願って、金光大神に祈念を請いつつ、「神札」の下付をも求めた明治一三年一月一五日付の左の如き手紙が残されている。それは、向明神・藤井きよの宛の手紙であり、大阪の白神広前に参拝していた「戌年男四十二才」なる人物が、「大田津弥」及びその娘「さく」の病氣のことを、金光大神に取次願い、加えて「神札」の下付をも求めた内容である。

時候の挨拶、「生神金光大神宮様始メ向御明神様」に機嫌を伺い、白神広前の盛況ぶりを伝えて、次の如く続けている。

然而八当処大坂北堀江式番町処八千代先橋東詰東へ入辻少シ北へ入西側 大田津弥亥年五十三才 同人娘さく事辰年二十

五才大病に取合 此度戌年男四十才我ヨリ御取次 御神様  
江厚御願申入故 何卒以此上御祈念之処専一二奉祈上候 尚  
又甚々申兼候得共 金光様江御願被下候而 御神札之処も御  
受為成被下、且又ハ我ニも御授被下

そして、金快の上は、札参拝をする旨記し、結んでいる(菅長家その他(5) 3―3)。

明治一三年当時、金光大神広前でも萩雄の所でも守り札の類は出されていなかったから、「神札」とあるのは天地書附のことを指すものと考えて差し支えないだろう。しかし、手紙の主にとつては、まさに「神札」なのであって、それが天地書附というものであるということさえ意識されていなかったものとも思われる。

③8 金光大神は天地書附の配布について、当初は「守」の記号をもつて「歳書帳」に記していた。このことから、少なくとも当初は、守り札についての評価が必ずしも否定的ではなかったことが窺われる。

③9 理工市二57―3。なお、市村の初参拝は明治一五年であるから、明治一四年一二月二日のお知らせの後、天地書附の配布が再開されていることが分かる。

守り札を扱う人々の在り方の方を問題にする理解である点では、売買を戒めるものと同じ向きであるが、こちらでは、守り札が「粗末になる」ことが問題にされ、その「大切さ」が認め

られてもいる。

④福嶋義次「慣習世界と信仰形式——金光大神理解研究ノート——」紀要『金光教学』第一五号。

④金光大神は、明治六年に左のお知らせを受けていた。

天地金乃神と申すことは、天地の間におつておかけを知らず、神仏の宮寺社、氏子の屋敷家宅建て、みな金神の地所、そのわけ知らず、方角日柄ばかり見て無礼いたし、前々の巡り合 わせて難を受け。氏子の信心でおかけ受け。今般、天地乃神 より生神金光大神を差し向け、願う氏子におかけを授け、理解申し聞かせ、末々繁盛いたすこと、氏子あつての神、神あつての氏子、上下立つようにいたし候。(覚帳17―25)

ここでは、人間が知らずに無礼を侵していることを指摘され、そこで難儀をしている人々に対して天地乃神から差し向けられた生神金光大神としての自覚を促されていたのであつた。その際、理解をして聞かせていくことを、その手立てとして示されていた。明治一三年のお知らせとの内容的な近さを感じさせていた。「素人、玄人と申すことなし」を、教えをすることに關わつて

の公的な資格についての言及とし、「教導職ではいけん」になつて読む解釈もある。(「お知らせ事覚帳」明治十三年旧六月二十五日のお知らせについての見解二例「金光大神」)

④社務所とは東長屋、つまり萩雄の所である。当時「説教」とは、国家神道的理念による国民教化の施策として教導職によつて行

われるべきとされたものであつた。

④佐藤は、五月二三日、自らの広前で祭典後に説教を行い、二五日に岡山で、その後、六条院広前でも行つたという(佐藤範雄「福

御回顧六十五年」上巻、三五―三八頁)。

④「身信心の話だけ」が意味することは、まずもつて天地書附を出さないことに対して示された、なすべきことについての指示であると同時に、萩雄の所で守り札を出させることに對しての「此方」における限定でもある。前者については、願う者自身の信心によつておかけを受けていくべきことを伝えるという天地書附のそもその意義を十分に果たし得るのは、むしろ「身信心の話」をしていくことによつてであることが、お知らせによるこの限定に込められた意味であるといえよう。また、後者については、教導職であり、また守り札の配布も行うことになつては、萩雄との対照において、金光大神のなすべきことが確認されているであろう。それと同時に、守り札の持つ、自己目的化の問題性を、金光大神のもとで解決していく手立てとして示されたものともいえよう。

④覚帳21―26―27。このことについて、布教困難な状況下にあつて金光大神広前と金光大神の神勳行為を保障するために選ばれた手段であること、川手父子の「大谷村の金神社と申して氏子中願い」「村方氏子が帰依すればどうでもなること」(覚帳21―27)という意識からして、村の為政者として「金神社を氏神同様の

祭祀組織のもとに位置付ける」ことにより村内の治安を図るためのこと、との両面が指摘されている(前掲早川論文)。それに對し、多数の参拝者が大谷村にもたらす経済上の波及効果を期待したものであったとする見解もある(渡辺順一「諸人救済の視座——差別・暴力を視点とした『生神の宮』試論」紀要『金光教学』第三八号、注29)。

⑦藤井きよのは、社地選定の動きに関わって、「此方子供の飯の種こしらえてやるのじゃ」(寛帳24―27)と言ったという。このことは、「神の道を勤め、神を知らず、ふらちを申し」(寛帳24―28)とされてしまうことになるのだが、きよのの動機の面に、村内で金光大神やその子供たちの置かれた立場や、その後の成行きについての思慮があったであろうことまでは否定できないだろう。

⑧そこでは、「見せしめ」「回し俵」という、お上の処罰を思わせるようなこととして示されねばならなかったのである。「回し俵」とは、年貢米について、任意の俵を選び取って検査することであるとの説がある(『金光教教典 お知らせ事寛帳注釈』二二七頁)。「回し俵」にそのような意味があるとすれば、桜丸の死は、萩雄が祠掌であることよって浮上した問題性を糾す出来事でありながら、桜丸は任意に選ばれた「見せしめ」であり、彼でなければならぬ必然性はなかったということにもなる。このことは、それならばなぜ桜丸が選ばれねばならなかったのかという悲痛さを深めもしたであろうし、逆に、それならば他の誰かであり得

たかもしれないという不安をも金光大神にもたらしたであろう。⑨守り札を求めた参拝者に対し、金光大神が左のように語ったという伝承がある。

「神の仰せに逆らうから、逆さ事に遭う」と言つて悲嘆された。そのご意味は、神様がお札を出すなど言われるのに萩雄様が出されるから、息子の桜丸様が死ぬということであった。

(理II吉芳―1―2)

⑩福嶋はこの内容を、金光大神に「思い分け」を促すものと捉え(「死を前にした金光大神——「身代わり」考」紀要『金光教学』第二八号、岡成は「見せしめ」との神意は保持しつつも神がジレンマを抱え込んでまで将来の展望を抱かせようとしたものと解釈している

(前掲論文)。

⑪注③⑨参照。

## 「癩者」の金光教

—教団の成り立ちへの問いかけとして—

児 山 真 生

はじめに

本稿では、「癩者」から本教信仰とその歴史を見、今日、われわれが理解している信仰、さらにはその信仰を求めることで成り立っている教団のあり方の捉え直しを試みたい。従って、『癩者』の金光教」と表題するのも、「癩者」のために信仰がどうあったかではなく、「癩者」において見据えられていた信仰が、本教の歴史にどのような意味を投げかけていたのかについて究明することを意図したがゆえにである。

本論で見ていくように、「癩」は、罹患者に忘れられず、言葉にもならない、所謂「トラウマ」を抱え込ませる。その体験は、苦悩の出来事であり、言葉にもならないのであるが、しかし、時として言葉を与えられ、われわれに発せられてきたのも事実である。こうしたトラウマを抱える個々に出会ってきた教団は、本人が抱えた出来事を十分に語り得ぬからという理由で忘却するとすれば、信仰に救いを求めて来た人間の苦悩の歴史への責任を回避することになるだろう。本稿は、「癩者」に現れた人間の苦悩の記録を介して、本教の信仰、教団の歴史を、どのように見つめ直すことが出来るかを課題とするものである。<sup>①</sup>

一般的に言えば、ハンセン病とは、らい菌による感染症であり、今日では治療方法が確立されている。しかし、かつてらい菌は、手、足、耳、鼻などの比較的体温の低い部位で増殖して、末梢神経を冒し、冒された部位は、栄養素の欠

乏による脱疽や、痛覚の麻痺による怪我の発見の遅れによって、化膿し、場合によっては部位を切断することになった。このような病気の性質によって、次第に人間の姿態を崩すハンセン病は、「不治の病」であり、「遺伝病」と考えられてきた。<sup>②</sup>また、その遺伝病的通念や外見的症状の異様さゆえに「天刑病」「業病」と呼ばれ、病者は、醜い、穢れている者として、人々から忌避された。<sup>③</sup>

もともと、今日、ハンセン病が感染症であるという認識は社会的にも一般化されているが、かつて、病者とその家族が被った差別、偏見による悲劇は現在も解消されておらず、今なお差別、偏見を再生、助長する危険性が問題にされている。<sup>④</sup>本稿で対象とする「癩」及び「癩者」の名辞には、こうした悲劇が記憶されつつも、その悲劇の多くは未だ語り得ず、歴史の片隅にとどめられているのである。今日、その病名自体は「ハンセン病」と表現されて来ているが、一般諸学においては、「癩」という歴史的用語に含意されている差別、偏見やそれを生み出す社会構造が問題にされている。<sup>⑤</sup>本稿において、敢えて「癩」という用語を用いるのは、ここで取り上げる人物が、逃れられず、向き合わざるを得なかつたのが、単に「ハンセン病」という病ではなく、「癩」という事態であつたからであり、彼等が抱えた問題へ迫ろうとする試みにおいて、「癩」をめぐって生起した問題を正面から見据え、その全体を問いとす他はないと考えるからである。

本論でも見るように、「癩」という対象は、単に療養所への収容による社会との断絶・隔離や肉体の醜状に起因する社会的差別、偏見のみならず、生きることへの希望を断たれた人々の状況を問題化させている。患う者を痛めつけ、そこから人間性を奪い取っていく事態として生起したのが「癩」であつた。従つて、肉体的精神的苦痛を被る「癩者」が、どのように信仰を要請し、かつその理解を研ぎ澄ましていくことになるのか、「癩」という事態を理解するにあつた一つの間口になると考える。そして、そうした視角から垣間見られる事柄や難儀の様相と本教がどのように関わを持ち、彼らに何をもたらし、逆に、本教は彼らから何をもたらされることになつたのか。このことの究明は、今日われわれが本教信仰として了解してきた内容を揺すぶりつつ、われわれに多くの問いを投げかけるものと思われる。

戦後、本教においては、教団的社會活動として「救らい活動」が行われ、現在も療養所入所者によって信仰が求められ、本教教師による療養所訪問は継続されている。<sup>⑥</sup>ところが、こうした事実がありながら、時としてわれわれは、彼の信仰を求める情念を埋没せしめ、あるいは忘却することによって、教団という共同体の物語を都合良く語り出しかねなかったのではなからうか。ここで、本教にもたらされた「癩」の事実に向き合うことは、自らが所属する教団の歴史の実在としてのより確かな根拠へとわれわれを導くことになるのではなからうか。

以下、本論においては、引用資料については、旧漢字は新漢字に、旧仮名遣いは現代仮名遣いに、片仮名表記は平仮名表記に改め、適宜、句読点を付した。また、引用文内括弧は、筆者によるものである。なお、今日にあっても「癩」にまつわる差別・偏見が完全に克服されていないことから、人物名、地名等の表現は、刊行物等で本人が明かしている範囲に止め、それ以外のものについては直接表現はしなかったことを予め断っておきたい。

## 一章 本教における「癩」の諸相

### 1 大島療養所慰問の開始

本教において、「救らい活動」が教団的活動として位置付けられるのは、戦後になってからであり、その様相については、本論第三章で述べることにして、本章では、教団的「救らい活動」以前における、「癩」と関わった本教教師の営為について見ておきたい。

明治四十一年、日露戦争後の人心の廃退や自由主義的傾向の蔓延を憂慮した明治政府は、「戊申詔書」を渙発し、国民意識の矯正・統合を目指していく。本教教団においても、政府からその趣旨の普及要請を受け、各教会所に対して「聖旨奉戴」の通牒（同四二年）を発している。また、同年二月には翌年の教団独立一〇年記念祭を目前に控える中で教師

に対して「益々奮つて教運の発揚に努め」る旨を記した「教書」を通達し、布教の拡充、展開を指示した。<sup>⑦</sup>

こうした国家的要請と教团的要請を受けて、本教教師たちが取り組んだ活動内容は、「感化救済矯風教育等に関する事業状況報告」(大正三年)に取りまとめられている。これらの社会事業の内実と評価については、先行成果で触れられてきたところであるが、そこには、高松教会所須崎如水(一八四三—一九三二)の大島療養所(香川県庵治町)慰問報告もなされている。当時、須崎は生活困窮者の救済を目的にした「高松養徳婦人会」(明治四三年結成)の活動に続いて、大島療養所慰問(同四四年二月一七日実施)<sup>⑧</sup>を行い、その模様は教内紙「大教新報」(旬刊)でも「大島療養所慰問」として掲載され、全教的に知られていたようである。

そこで、慰問当時の「癩」の様相を概観した上で、須崎の慰問の企図を見ていくことにする。

明治四〇年三月、政府は、近代国家建設の一環として法律第一一号(癩予防ニ関スル件)を制定し、予防、救護と称して、都市部において徘徊する病者を療養所に隔離・収容すると定めた。この制度化は、身体醜状を布や薦で隠して徘徊する病者の存在が、「世界の一等国」を自認する国家の体面を損なうものと考え、外国人の眼に触れないようにするためだったともいわれている。法制定の時点では、公の収容施設がなかったことから、法施行までに二年の猶予を設け、その間に全国五カ所に収容施設を建設した。その一つが、中国、四国地方(但し、鳥取県を除く)連合県立として高松沖に浮かぶ大島に建設された大島療養所であった。

療養所は、隔離された環境の中で入所者に積もる不安や不満を、篤志家や宗教者による演芸、講演等の慰問によって緩和、慰撫することが、施設の運営上不可欠と考え、開設当初から慰問を受け入れており、須崎の慰問もそうした慰問の一つであった。

では、改めて須崎の慰問の意図を、彼の「老後の思出―癩療養所慰問の目的―」と題した一文から窺うことにする。

…此所で身の不徳を顧みず、実は今四、五十日すれば私も愈々七十という歳、老後の思出に大胆な事を思い付いたのです。対手の信仰の有ると無いとは関わらず、目下百四、五十人ばかりの患者が収容せられてあるそうですが、

今回の慰問を皮切りに神様の御力に縋りて只の一人たりとも助けたいと思うのです。夫れで、私の望みは、先ず同所（大島療養所）に行りて彼等の眼前で祈願祭を行い、大いに彼等に慰安を与うると共に、一面に於ては神徳の尊きを知らし、而して吉備樂によりて其の心耳を慰め彼等を助けたく、御道に対しては御奉公の万一を致し、之を土台に金光教たるものを尚も社会に知らせ、一人でも多くお蔭を頂かせたいと思つて居るのであります（『大教新報』明治四四年一月二四日号）。

これは、彼の布教当初の状況や、最近、彼の周囲に現れた狎（犬の種類）と金魚のおかげ話に触れた後、新たな発意として療養所慰問への願いが述べられたものである。ここには、須崎が、「大胆な事」として慰問の対象に「癩」を選び、救済を施そうとしたことが記されているが、それは、当時、人から忌み嫌われる「癩」と関わることの特異性を伝えるものともなつていよう。須崎自身も「癩者」と関わることを特別なこととする感情を示しており、「癩者」の救済を承知している者としての決断が述べられている。またその決断には、須崎が「只の一人たりとも助けたい」との救済実現に鼓舞されつつ、その追求に生きようとした「人生の総決算」にでもするようないが重ね合わされ、表現されていることが確認されよう。

須崎の発意は、その眼差しが右に見たような時代社会的な差別的意識を脱していないながらも、彼らと直接関わりようとするものであり、その関わり如何によつては、差別意識を解き、それまでの認識をも改めさせ得る可能性を有するものであつたろう。須崎が未だ救済に与っていない「癩者」を看過し得なかつたのは、金光大神の教え（天が下に他人という事はなきものぞ）に基づく世界の実現を担おうという自覚に立つ中で、社会的通念や価値規範を越え出た救済位相を見出していたからであるといえよう。

このように、彼の療養所慰問の発意には、難儀、苦悩からの信仰の要請に応えることで、教師としての生き様を関わりせよとする、救済に向けての内在的な必然性が認められるのである。そのことが後に見るような「救らい活動」の端緒として、教団的社会活動へと関連させられていくのであるが、彼の意図からは、社会活動の範疇を越えた、信仰的

情動に促された実践の側面を多分に有しているものであったことが窺えるのである。そこで次節では、実際に教師が「癩者」と関わる場面での救済実践を見ていくことにする。

## 2 教師に迫る「癩」

本教において「癩者」との関わりを示す最初のものは、『觀金光大神言行録』にあり、そこには次のように記されている。

医者、修験坊主太夫等皆敵分にて、医者はきらう。医者が手をはなしたるものも助かる。一心に頼めば助かる。何処の人なるか、癩病にて眉のなき人が広前に坐りて、なおる迄辛抱出来たり。何病にて、教祖の教にては一心になれば治る。<sup>17)</sup>

ここには、世間で忌み嫌われる「癩者」を受け入れ、人間を「神の氏子」として捉える教えを体現した金光大神と、その救済力が語られている。それは、「癩」を「不治の病」のメタファーにして、「癩」さえも治癒するという、いわば救済の絶大性と、その救いに浴しているという事実から語られたものといえよう。こうした出来事を伝えるものは、他の教内紙誌にも散見する。<sup>18)</sup> むろん、これらの物語において「癩者」は、教師の救済営為や、神から与えられた救済の使命の厳しさなり、信仰世界の深遠さを伝える事例として登場することが多い。

今日に残る記録として、「癩者」との関わりを伝えている記録が必ずしも数多く残存しているわけではないが、有効な治療薬がなかった時代に、「癩」が治癒したという風聞が広まった教会には、多くの「癩者」が寄り集ったとも伝えられている。従って、記録としては残っていないなくとも、神に縋ろうとする「癩者」が本教の広前に辿り着くことは、むしろ自然な出来事であったと考えられ、「癩者」からその名が語られる、本教教師奥田四郎右エ門（一八四七—一九二七）はその一例である。

そこで、その「癩者」の一人である、太田垣益一（一九〇〇—一九六五）の病氣平癒の願いを受けた奥田が、その実現に向けて取り組む様子を考察していきたい。ちなみに太田垣は、大島療養所での「金光教求信会」結成（昭和四年）において中心的役割を担い、長らくその会長を務めた人物である。彼については本稿第二章で詳述するが、ここでは彼が本教と出会う経緯を簡単に述べておきたい。太田垣は大正八年秋に「癩」を発症した。彼は「この病氣になつて、お金では治らないと思ひましたから、信仰によつて助かつていくより方法がない」と思い、靈験を求めて神仏に詣でるようになったという。そうして発症から約半年が過ぎた大正九年四月に近所の人に誘われて参つたのが、奥田の奉仕する教会であり、これが本教との最初の出会いである。なお、太田垣が奥田から教導を受けるべく参拝したのは、彼が大島療養所に入所する大正一四年までの約五年間である。

既に述べた「癩者」を取り巻く時代思潮の中で、参拝者であるにせよ「癩者」と関わりを持つことは、教師はもとより教会自体が社会から指弾される危うさを抱えることであつたといえよう。そうした状況の中にあつて、奥田は太田垣を追い払うのではなく、逆に、周囲を気にせず生活出来る場所として、教会への寄宿を勧めている。この勧めに従つて太田垣は、入信後間もなくの大正九年四月から九月までの間、教会に寄宿していた。また、大正一三年五月、再び奥田は寄宿を勧めたが、この時は太田垣が断つている。彼はその理由として、前回寄宿していた際、「何の資格があつて教会に住み込んでゐるのか」と周囲から非難を受けたことを後に記している。<sup>②</sup>

このように、生活の心配までをする奥田の姿について、太田垣は『金光教青年会雑誌』に投稿した一文で次のように記している。

：私が煩悶して居ます折柄、御神縁あつて入信のおかけを頂き、親先生（奥田）の御導きにより諸先生の御教を承り、今日迄信心を続けさせて頂く事が出来ました事を有難く存じます。別けても、親先生の御骨折はなみだいでいではありませんでした。何時もなみだを流して「お前を助けてやり度く思い、老体を忘れて御祈念させて頂くのであるが」と仰せられます。斯程迄に私を思うて御苦勞下さる親先生に対して、御心を休め奉る事が出来ざりしは、

我が身の不信心からとは言いや、全く相済まぬ事と何時も御詫びさせて頂くのであります。<sup>②</sup>

ここからは、太田垣の助かりを願う奥田の懸命な祈念の姿を窺うことが出来る。太田垣の苦悩の内実を聞き及ぶ毎に、奥田は彼を救うべく祈念に駆り立てられていたのであるが、しかしまた、その結果として、奥田の眼前に突き付けられてくるものは、未だ救われない太田垣の姿であった。太田垣から、「御骨折はなみたいではありません」と言わしめるほどに、奥田は「癩」によって苦悩する太田垣を救い助けることの困難さに当面させられていたのである。

太田垣の教会への寄宿や参拝の受け入れは、奥田や教会自体が指弾される可能性を予測させ、このことから、却つて本教信仰はいかなる人間の苦悩をも救えるとの確信を奥田が有し、また救わなければならぬ信仰的責任を担おうとしている姿が浮かび上がってくるであろう。さらには、様々な難儀を抱えて来る者全てに開かれていなければならぬ場として教会を考えていたことも想像される。救済の見定め難い「癩者」を受け入れるということは、いかなる難儀をも救済に導くことが出来るという信仰に対する確信であったが、それが結果的に、救済し難い局面に立たされることで自らが思いなしてきた「救われる」という信仰の事実や、教師、教会の存立をも根元から問い直さざるを得ない契機となつていくものであったといえるのである。

このように、救済を見定め難い「癩」、あるいは「癩」というメタファーで語られてきた「不治の病」の救済の場面では、教師に本教信仰がいかなる難儀をも救うものであるという信仰的実存を自覚せしめると共に、その信仰を有する立場や既存の価値を、改めて成り立ちから問うことになつたのではなからうか。

以上、本章では明治末期から大正にかけて、「癩者」が社会活動の対象であり、救護の対象として見受けられていく中であつて、本教が「癩」と出会う、その様相や意味を窺ってきた。須崎、奥田等に見る「癩」との関わりは、一見、当時の社会の要請を帯びた実践の様相であつたり、救済への先験的自負から関わりが求められたといえよう。しかし、その内実に注目する時、逆に信仰の本来性として理解してきた内実を問う位置に自らを立たしめることでもあつたらうし、こうした、「癩」を対象とする救済実践とその展開が、改めて信仰の自己理解のあり方を決定付けるものであつた

といえよう。

次章では、奥田によって信仰に導かれた太田垣が、その後「助かり」を追求する過程において、信仰をいかなるものとして見出しているのかを、太田垣が高橋正雄（一八八七—一九六五）に宛てた書簡（太田垣書簡）から見ていきたい。

## 二章 太田垣が抱える問題と金光教求信会

### 1 太田垣における発症とその意味

大正九年秋、太田垣は地方巡教で本部から訪れた高橋正雄の話聞き、説教終了後、会話する機会を得ている。その時、太田垣は高橋に、自らが発症に至った経緯を打ち明けたという。

太田垣が語った発症の経緯は次の通りである。大正七年、「癩」を患っていた太田垣の父親が死去した。その時、彼も含め息子兄弟たちは、誰が父親の湯灌をするか、という問題に当面したという。当時、病者の家族は、湯灌を忌避することが多かったと言われる。というのも、湯灌をした者がその病気を引き継ぐといわれ、「癩」が同じ家に続く原因がその行為に見られていたからである。今日でこそ、これは誤伝であるといえるが、当時、その言い伝えは説得的なものだった。いやがる息子等を見て、「何人も子供がありながら、誰にも湯灌をして貰えないとは、お父さんは可哀想だ」と悲しんだ母親の姿を太田垣は語っている。そこで彼は、「自分が犠牲になっても、子供としての務めを果たしたい」<sup>②</sup>病気を自分一人に引き受けて、それ限りで根切りのおかげを頂こうとの思いから、父親の湯灌を行ったというのである。

右の次第を物語る太田垣の言に、高橋は「深い感銘」を受けたという。<sup>③</sup>それは、太田垣が選んだ行為を、自らに置き換えることが出来ない程、人間として到底選び得ないものを、選ばしめられている太田垣とその事態に対して抱いたものであり、それはまた、太田垣の「記憶されず、語り得ぬ」トラウマが偶然にも開示される出来事であったからである。

時と場と相手によっては、突如として鮮やかなまでの「記憶」として言葉が与えられる機会であったが、同時にそれは苦悩の開示が、あらゆる人間に及ぼされる可能性を有しているということである。こうした機会に高橋は偶然にも接し、太田垣の湯灌した出来事が語られることによって切開される苦悩に瞠目させられているのである。その時高橋は、太田垣に対して「あなたは別になんにも外の仕事はしなくても、只その病気を担うてそれを一代持ち続けて行くだけで大仕事を成し遂げる事になる」という言葉を告げている。②③当時の高橋は、大正六年以来、「自我の破綻」を抱えその信念模索の歩みを辿っていたが、それは、教祖体験の模索でもあり、「立教神伝」の出来事の受け止め難さを、「関門」と見、それを通り抜けることによって信仰的な魅力を果たそうとするものでもあった。この高橋の精神経過については先行成果に詳しいが、金光大神が出会った出来事によって、高橋自身が助けられたという事実と同様、未だ十分な理解の言葉が見つからない苦悩を抱えた太田垣に、その出来事を抱えることでの信仰的転回の可能性を高橋は見ていたと思われる。そして、太田垣に発症事実を見据え続けることを求めているのも、自らの彷徨と、そこからの魅力の確信が、自身と同様の姿を太田垣に見ることになったからであるといえよう。太田垣と高橋との問答と交流は、以後太田垣の死まで四十五年に亘ることになるが、太田垣からすれば、高橋の挫折とその苦悩を知ること、彼自身の苦悩の向き合い方に導きを与えるものとして受け止め得たのかもしれない。④ともあれ、高橋から投げかけられた、発症の事実をいかに受け止めるのかという問題が、太田垣の中でその後の中心的な問いとなったと思われる。

そこで、次にこのことを、大正一三年四月三日の「太田垣書簡」に辿ってみよう。この書簡は、最初の出会いから約二年半後の大正一三年三月、太田垣が「精神作興詔書普及講演会」のために訪れた高橋正雄と再会した後に認めた書簡である。

先日は、浜坂にて誠に宏<sup>くろ</sup>大なるおかけを頂きまして御礼の申し上げようも無い程であります。私は、今迄人の心をあてにして居りました。

其れは、私の此の病は、自身及び親兄弟のめぐりを神様からの御命として受けさして頂いて居るのであると思ひ

ます時に、他の兄弟が只外面の病氣丈を見て、私の心の内を覗て下さらない時は、何だか物足りないような感じがしました。たとえ、此の<sup>(マ)</sup>死んで、他の兄弟から身<sup>(マ)</sup>変りに成つて居て呉れるのであると思つてもらわにや、何だか犬死になる様な感じが始終したのです。

先日、浜坂の浜辺を歩みながら、先生（高橋正雄）のお話によりまして、もう一段進まして頂いた様に感じます。其れは、人は何に思つて居てくれようとかまわない。只、吾が心さへ神様に向かつて居れば、其処に無限のものがあらわれて居るのであると言つてを、分<sup>(マ)</sup>からして頂きました。最早、人の心をあてにする必要がなくなりました。

右のような心持ちで居ります。間違つておりましたら、御指導を願います（太田垣書簡「大正一三年四月三日」）。

ここでは、太田垣が行つた父親の湯灌を、人間的な行為として認めてもらおうとしてきたことの問題が語られている。この内容は、かねて太田垣が高橋に告げた事柄でもあったが、ここではその行為を改めて自分の問題にしようと言葉を紡ぎ出している。しかもそれが、家の「めぐり」の取り払いであり、兄弟全員の生活、生命の保全に関わることであったにも拘わらず、病氣への氣遣いはなされても、その行為の意味を慮つてくれない周囲に対して不満を抱いていたことの自戒として述べられている。

また、ここで振り返られた内容には、彼の感情が確認出来るのであるが、例えば「身変り」「犬死」には、それまで自らの存在感を言葉に出来ないもどかしさと自己実現への欲求不満を伝えるものがある。発症の事実は、「癩」に苦しむ者とそれを免れている者との立場の裂け目ともなり、自らの存在の卑小性を味わせるものだったろう。そして、その裂け目に架橋する意味として見出されようとしてきたのが、湯灌の行為であったと考えられる。ところが、そのことへの顧慮のない兄弟を見て、苦しみを免れている者への声になぬ憤激が見られる。そしてさらには、「人の心をあてにしない」という辛うじて見出した境地を述べる言葉には、その一縷の希望に確信を持ち、安んじる心を得たいとする切迫感を感じさせる。それはまた、彼にとつて「癩」が、どれほどに重圧となつていたかを示してもいよう。その上での、「人は何に思つて居てくれようとかまわない」という心の翻りは、改めて自らの使命として「癩」を生きようとする決

意でもあり、その確証を高橋との問答の中で発見しようとする希求していたといえるのではなからうか。

太田垣は、こうした「生」の自覚に立って「癩」の事実を直視し、その現実にあつての安心と充足の思いを獲得しようとしていくのである。それは、「何故罹ってしまったのか」と、常に発症理由の分からなさで覆せない事実で煩悶してきた一人の人間が、まさに「癩者」としてその生き方を引き受けようとしたあり方であつたらう。

太田垣は、このような決意に立たしめられつつ、その後、大正一四年六月、高橋から「皆のためにも、自分のためにも、療養所へ入ることが大切なこと」と、療養所入りを勧められ、入所の決心をしている。当時の療養所については、一般的に「救護」施設を表看板としつつも、実質は隔離した環境の中で「癩者」が息絶えることを待ち望む「遺棄」施設との見方が大勢であつたようである。このことは、おそらく高橋も伝えているのであろうが、太田垣が訴えてくる窮状を見かねて勧めざるを得なかつたのであろう。太田垣が入所する朝、高橋は「病気を背負っていく、それだけで大仕事であり、誰もそれを知らないかもしれないが、それで死んでおいでなさい」という内容の言葉を贈っている。それは、太田垣に抱え込まれてきた絶対的な「めぐり」の事実を、取り払いではなく、それとの対峙によって信仰的転回がなされたことの再確認を迫り、そして死ぬまでそのことから逃れてはならないことを求めているのである。そして太田垣はそれを受け止めて入所したのであつた。

## 2 療養所生活と金光教求信会の意味

さて、太田垣が入所した大島療養所では、衣食住の最低限の支給、設備はなされているものの、日用品並びに嗜好品は個人的に調達しなければならなかつた。資産を持つ者や島外からの援助に頼り得る者は、そうした物資を容易に入手出来たが、こうした者たちも長い療養所生活の中で、やがては資産を遣い果たし、援助が途切れたりした。このことから、多くの入所者は、篤志家によつてもたらされる援助物資などの慰問品に期待を寄せざるを得なかつた。宗教団体に

よつては慰問に際し、物資を持参する場合も多く、物資の入手によつて生活に充足を感じる者にとつて、宗教とは物資の供給源として期待され、了解されていく側面があったことも事実であろう。

また、今日のような職員による看護体制の実施以前には、「患者看護」<sup>⑩</sup>が行われていた。「太田垣書簡」では「信者の方で不自由な方、又入院した人を世話させて頂く事にして居ります」とあり、こうした「患者看護」を同信の者が受け持つ場合も見られ、そのため、自らが病氣した際の保障として、宗教団体に加盟している者さえあったという。

こうした入所者の実状や宗教の必要性を認識しつつ、太田垣は高橋に宛てて次の書簡を認めている。

：わずか十人程の小さいついでであります。団体も小さく、従つて物質方面の力もないので、外の団体の様に手当をしてあげることが出来ません。其の点はキ教（キリスト教）は力があります。其の為に他宗の人々はどしどし其の方へ走ります。彼等は何を信じて走るのか、私は考えますと淋しい様な感じが致します。私等一人（太田垣益一、塚本孝次郎）の生存中に、しっかりとした団体にして置きたく思いますが、智も力もなき為に、何うする事も出来ません（太田垣書簡）昭和三年二月二日。

右において、彼が入所者たちの信仰や帰依の実情を捉えて「淋しい様な感じが致します」と言うのは、まずは、自らの帰属集団との比較で、入所者が、現実の苦悩と向き合う手だてとして宗教を受け止めず、生活の具体的欲求を充足する方便として、その現実的意義を了解している現状に向けられていよう。さらには、諸宗教による慰問が、入所者に一時的な欲求充足を与えるのみで、現実の困難に本質的な解決をもたらしていない実情にも向けられていよう。

太田垣は、入所後間もなく療養所内の金光教縁者に呼びかけを行い、小さいながらも集まりを開いていた。もつともこの集まりは、療養所から承認を得た正式な集団ではなく、仲間との交流の場として開いていたものである。その太田垣が、ここで団体結成への願いを述べるが、ここで言う「しっかりとした団体」の内容とは、療養所の状況と関わらせて考えるならば、団体自体の組織的結束力や、援助基盤の強固さを求めているのではなく、前節で見たように、信仰を手がかりとして「癪」を引き受ける生き方を中心にした信仰団体を結成しようとするものだったろう。ここで、彼が信

仰として見据えている内容の一端が、団体結成の思いを披瀝した前掲書簡に記されている。

生きられて居る事の偉大なる事、其れが何物よりも尊い事、其れが教祖の御教えである事を分からされ、苦しみの中よりは是を分からされました事は幸せであります。此の喜びを分からして頂き度き為(ママ)には、一生をとおして死にがけに分かつてよいと思いました〔太田垣書簡〕昭和三年二月二日。

ここには、真に教祖が分かり、信仰に通じることが、生死の問題と同等、あるいはそれ以上の求めとしてあることを窺わせている。そこでの信仰は、教えの字義的な確認ではなく、「生きられて」とあるように、信仰していることをありのままの生活の中で体得させられるあり方であった。単に信仰への参入によって救いを与えてもらおうとするものではなく、自らの計いも放棄することによつて、救いが得られることを実感していることが窺える。こうした金光大神の教えを体得していくことから、「癩」を生きようとする集まりを意図しているものの、他の人にその意図を伝える難しさが予想されることが、結成の方策の覚束なさとしての「智も力もなき為とに、何うする事も出来ません」という表白になつていたのであった。

そうした期待の高さと困難な現実を抱え、「癩」を介した信仰の意義確認と団体結成への意欲とが交錯する中で、翌昭和四年、太田垣を中心とする「金光教求信会」が発足した。次の書簡には、太田垣が「癩」の現実を引き受ける決意の下にあつて、何を信仰の意義と確認するかを窺わせている。

：私もおかげさまにて、今是という身心の苦しみはありませんが、よく気を付けて見ますと、四季の変わり目位には、身体の変化を意識致しますが、そんな事はあまりもんだいではありません。肉体はくさつても信の世界に生きたいと胸いっぱいでありませう。しかし私は体欲の世界にこびり付いて居る我が身を思ひまして、信の世界が見えて居るのに、此の体欲の世界からぬけ切る事が出来ないのか、此のせつなさを神様に祈ります。うったえます。信の世界にあこがれて、体欲の世界に別れを告げたい。先生（高橋正雄）の仰せられる弱さにてつすれば強くなると、てつする事の出来得ざる悩みがあります〔太田垣書簡〕昭和五年五月一五日。

「信の世界が見えて居るのに」とは、自身の不甲斐なさの吐露であったとはいえ、その世界が揺るぎなく現前している様をいおうとしたものである。ここでの不甲斐なさには、「信の世界」の確証を手に行っていないながら、なお「癩」の重圧に埋没しかねない存在の危うさが含意されており、それは「癩」を引き受けて生きようとする上で避けられない問題であった。こうした現実から彼が発している「肉体はくさつても信の世界に生きたいと胸いっばいであります」という言葉は、信仰によって「癩」を超脱していこうとする決意の表明であるといえよう。「弱さにてつすれば強くなる」とは、おそらく高橋が書簡に書いていたものだろうが、この「てつする」ことで「癩」をも超脱する信仰の意義が、彼のみならず、入所者にも共有されていくことの願いが、求信会に焦点化されていくのである。

こうしたことから、求信会は、団体の結束の中に活動の意義を見ようとしたのではなく、「癩」という逃れられない現実に生きようとする者が、信仰を手がかりにして、その構えや生きることそのものを自らの生命の姿として受け止めていく願いの場所と見られていたのである。

これまで見てきたように、「癩」を引き受けて生きようとする太田垣は、様々な出来事に出会う中で、信仰をただ救いを与えてくれるものとしての理解に止まるのではなく、生きるということに関わる事柄全てが不安定なものとして現前する中であって、生きる指針やその確かさを信仰に求め、金光大神に現れた生き方を、人間にとつての確かな事実として見出すことになっていったのである。そして、そのことは高橋を通じて本教信仰が、生きる上での意欲を喚起させたことを物語り、また、「癩」というへ生を抑制するものに対峙して立ち上げられた求信会が、個々に抱えている苦悩の交感によって、いわば非「癩者」であるわれわれの許にも届けられる出来事となり得ることを示しているよう。

以上、本章では、太田垣の書簡を中心に論述してきたが、こうした太田垣の「癩」を介し見出された信仰の内容は、本教においてどのように見られていくのであろうか。そこで本章では、戦後、本教教師を派遣して展開した「救らい活動」を通して、教団において「癩」に関わった内実を見ていきたい。

### 第三章 戦後「救らい活動」の展開とその意義

#### 1 「救らい活動」への着手とその問題

まず、戦後における「救らい活動」着手当時の、「癩」を取り巻く状況と展開に至る経過を一瞥しておきたい。活動に着手される昭和三〇年頃ともなると、治療薬プロミンの出現によって、病の進行は次第に食い止められていく。これは患者にとっては朗報であったが、治療薬は「癩者」の全てを救ってくれたわけではなかった。欠損した部位は元に戻らず、また精神に刻まれた様々な苦悩は癒されていないからである。このことから宗教には、未だ救われぬ精神の救済が求められた。また、このような医学の進歩とは裏腹に、昭和二八年には、療養所入所者等の反対の中、懲戒検束を明確化した「らい予防法」の「改正」が行われたが、この「改正」が行われた背景には、医学的進歩が認められている中にあってもなお病気に對する差別、偏見が横たわっていたことが指摘されている。こうした社会的偏見の中にあつて、療養所に関わりを持つ宗教に對し、入所者は、社会的な啓蒙活動の展開も期待していたのである。<sup>⑤</sup>

昭和二八年六月、大島青松園、邑久光明園（岡山県邑久町）の二つの金光教求信会において、それまでは求信会長を中心に営まれていた大祭が、初めて本教教師の派遣によって執行された。その大祭の折に求信会員から「将来は月一回でも先生方のお話が頂きたい」と、定期的な訪問の要望が出されることになる。この要望に込められた期待の内容は、昭和二八年の大祭執行後に認められた「太田垣書簡」において、次のように記されている。

：此の度の御祭りに御来園になりました四国教区の先生方が、月に一度位は御話に来て下さるような口ぶりでありましたので、御指導が頂けますことを有難く存じて居ります。：御神前のお守りと御信者のお世話をさせて頂いて参りましたが、ただ仕事の面のお世話だけで、教えの方のお導きが出来ませぬ事を残念に存じております。此の方面の仕事は、此の後は四国教区の先生方をお願い致し度く思つて居ります（太田垣書簡）昭和二八年六月七日。

太田垣が求信会において信仰を手がかりに「癩」の中に生きる道を求めようとしたことは既に述べてきたが、右書簡ではさらに、教師の関わりによって、「癩」を生きる出来事一つ一つが、今後より確かなものとされていくことが願われていたといえよう。それは会員たち相互の声にならぬ思いを受け止めることから始まった求信会が、療養所を越えて、教团的な意味へと展開していく契機でもあった。

こうした大島青松園求信会の要望に、香川県教師会の有志が、月々、月次祭を奉仕することで応えていく。そして、昭和二九年には「教主御取次のもと、全教一新、全教一家、新教規によって生神金光大神取次の道の実現体」としての教団の体制化が打ち出された。このことを受けて、中国、四国教区では、教区活動の展開、充実の具体的内容として、昭和三〇年から療養所での月次祭奉仕を開始する。

このように、戦後、「救らい活動」が教務の取り組みとして着手されることになるが、同時にそこには「救らい活動」を教区活動とするにあたっての、「癩」に対する認識の問題が浮上していた。差別・偏見が社会に根強く残っていたことは先でも触れたが、例えば四国教務所からは、「なんとといっても、国家が伝染病として隔離しているのだから、そこに行ってくれ、ということとは強制できぬ。従って今後管内の出張は手弁当で行ってもらうことにしているが、青松園だけは手当も出したい」と、「癩」に対する恐怖心が拭い難く、それが実施の障害となっているため、派遣者への優待によって奉仕を促そうとする発言がなされている。求信会側からは定例の訪問が強く要望されながらも、訪問する側においては、差別・偏見の解消し難い問題に当面していた。さらに典型的な発言としては、「らい患者は国家負担において、日常生活に事欠かない。世間にはもっと困った人がいることだから、その方に力を入れたい」と「救らい活動」自体への反対意見も出されることになる。このような反対意見は、社会的差別・偏見の問題がそのまま教団内に伏在していたことを露呈しつつ、「救らい活動」の信仰的、教团的意義さえ、明確にされていないという問題への逢着であった。そして、ともすればそうした活動意義の不明確さが、活動そのものを頓挫させかねないものであったことを物語っている。戦後の教团的「救らい活動」は、こうした課題と危うさを抱えながら着手されていくのである。

月々の訪問においては、まず月次祭を行い、その後には教話、並びに求信会員との懇談が持たれている。本部に提出された「月次教話奉仕報告」<sup>④</sup>には、その様子と共に、奉仕者の感想が記されている。そこでの感想の多くは「奉仕して有り難かった」というものである。けれども、中には「お茶を出されても飲みたくない」「伝染病であるということの恐怖が、常に脳裏から離れず、言動が不自然になりがちである」等の、不安感や受け付け難い思いの吐露も見られ、病に対する先入観や奉仕活動で目にする状況と活動の願いとの間での葛藤が披瀝されている。

他方で、求信会員の中には次のような所感を記す者もあった。「金光教である程度は救われてきましたが、宗教はあまりに美し過ぎて、俗人の私には疑いやら悩みというか……」<sup>⑤</sup>というものである。この言葉は、所詮会員たちの苦悩の埒外にある教師の対応が、深層部に及ぶものでなかったために、彼らには絵空事にしか響かなかった一面を示すものであらう。

また、その反面で、「園におられる方々の道を求めてやまぬ気持ちに打たれました。身におい持つ病をこえて、喜びの生活を求めている。また、道の事を真剣に考えて居られる」というように、療養所を訪れて初めて求信会員の姿に触れた感動を率直に記した教師がいたことも事実である。これは、入所者の信仰の現実に瞠目し、同じ信仰を求める者同士として催される信仰的感銘ともいえる言葉であらう。「癩者」の苦悩の内奥への参入は、教師にとって、救いを与えることの困難さを実感することと共に、会員の生活の中に現れている真摯に救いを求める姿勢を目の当たりにすることであった。会員に接することが、教師たち自身の先験的な「癩」への認識を問うものとなり、彼らの体験的表白への感銘と共に、自らの信仰が、彼らの苦悩に接して問われることによって、そこに新たな信仰世界への展望を切り開く可能性を胚胎するものであったのである。

## 2 「救らい活動」の意義

前節では、主に戦後の教団的「救らい活動」に携わった教師たちが、求信会員の苦悩を介して自らの信仰が問い直される契機を見たが、本節では、実際に「救らい活動」に携わった教師の経験が、教団として取り組む「救らい活動」の意義にどのような現れ方をするのかについて見ていくことにしたい。

本部による、「救らい活動」に関する会合は、昭和三十一年、四〇年、四四年、四七年の都合四回開催されている。これらの会合では、「活動精神」「活動意義」の明確化が図られ、一貫して本教が「救らい活動」を行う意味、換言すれば、何故、活動対象に「癩」を選ぶのか、という問題が協議会全般を通して表出している。ここでは、特に三十一年と四〇年の協議会を見ていくことにする。

昭和三十一年五月に開催された「救らい活動関係者協議会」の中心テーマは、教団的社會活動として着手して間もない「救らい活動」の精神を明らかにし、それをもって、この時期に進められていた他の教団的社會活動全般の意義に繋げていくことを目的としていた。こうしたテーマに沿って開かれた会合の話題は「何故救らい活動なのか」という問題に集中した。当日、司会を務めた社會課長杉本光夫（一九二二—二〇〇〇）は、「人が助かりさえすればよい」という取次の実現のため」と活動の意義を述べているが、参加者からは、「敢えて救らい活動だけではなく、難儀な人を助ける働きは他にも道がある」と、却って「救らい活動」に注目すべき理由のなさを指摘する声が挙がっている。

これに対して杉本は、「らしいは世の中で最も不幸な状態にある人達である。そこに取り組んで道を現す。自分でも助かる。そういうことを救らい活動ということを通してやっているのだ」と応えている。これは協議会の開催趣旨を踏襲した発言でもあるが、このように応える杉本の意図やその当時の心境については、邑久光明園の入園者・千島染太郎に宛てた書簡によく現れている。なお、この書簡は、千島から送付された大祭奉仕（同年五月一〇日実施）についての礼状への返信である。

：日氏病（ハンセン氏病）を病む人達に対して、どのようにお役に立ち得るか、そしてこの問題は直ちにわれわれの考え方が、人間の世界にどのようにお役に立つかということと、その中味を同じくするものであり、それは皆さんをお慰めするとか、お導きするとかの問題を超えて、われわれ自身がどう助かるかという問題であるからです。私はこの面の御用をさせて頂くことになって、最初につかつた問題が即ちそういうことであり、この御用の存する限りどこまでも続く問題だと考えさせられております…<sup>④</sup>

ここで杉本は、「癩者」と「われわれ」と区別しながらも、「癩者」の存在とその苦悩が、それを患っていない者にとつては「他者」の問題でありながら、単に「他者」として退け得ない、むしろ相手との距離を感じるからこそ余計に関わらざるを得ないとする思いが滲んでいる。このように述べる杉本は、「癩」の中に、社会の難儀に向かおうとする教団的社会活動をはじめ、信仰の営み一切を意義付けなければ、何をもつて本教の活動といえるのか、という問いに当面しており、それが「救らい活動」に即して明確に答えられねばならないと考えていた。教務施策を担う杉本が見ているのは、「癩者」のトラウマに出会って来た経験を、忘却するのではなく、彼らの難儀の記憶を介して語り出される苦悩とその克服の様相を、教団存立の歴史性として見出し、それを根拠に、将来の教団をいかに展望するかという問題であり、「他者」である「癩者」との間に繋がりをみていくことが教団の存立の根底や根拠も確認し得るのだという、信仰への確信を有した「救らい活動」への眼差しとなっている。その意味で「癩者」は信仰にとつて「不可欠な他者」として捉え直されているのである。<sup>⑤</sup>

三一年の協議会を経て、教区から出された要望等においても、やはり活動の意義の明確化が求められている。ただ、「教区と致しまして従来救癩活動をかなり活発に展開実施してきた様でありましたが、これはただ社会活動という美名によって踊っていただけで、本質的なものは捉えて居ない極めて浮いたものであった」と活動を行ってきた経験を反省的に振り返り、活動の本格的な展開に向けてその意義を活動に即して把握していこうという志向性が芽生えようとしていた。このように、活動の意義の明確化が求められる中、昭和三十三年には菊地恵楓園（熊本県合志町）<sup>⑥</sup>と駿河療養所（静

岡県御殿場市<sup>⑧</sup>で、金光教求信会が結成され、求信会は全療養所一五カ所の内、四カ所に生まれ、これに伴い活動は各々当該教区が担うことになった。

昭和三〇年代後半に至って「癩は治る病」という認識が遅々としてではあるが、社会に広がり始める。このことは、本教が戦後「救らい活動」にあたって掲げた「社会を啓蒙する」という目的の一部と合致するものでもあったが、認識の変化に伴い、「救らい活動」に取り組み意義の明確化を改めて求める声を受けて、昭和四〇年に協議会が開催される。この協議会の参加者たちは、教団が掲げる条目だけの活動方針<sup>⑨</sup>では、入所者の求めに応じた活動にならないことを実際の場面を通して痛感していた。この協議会では当初、太田垣を招聘し、「救らい活動」に対する意見聴取を行う予定であった。<sup>⑩</sup>この意図は、教師の定期的訪問を要請した当人である太田垣から、今一度その願いを聴取し、求信会としての本来の願いに即した活動内容を検討することであった。しかし、この企画は太田垣の死（昭和四〇年三月二〇日）によって実現には至らなかった。

太田垣の計報に接しながら、協議会の趣旨を布教部長杉本光夫は、以下のように述べている。

…本教の働きというものはどうであるのか。相手方のところに生きる問題を問題とすることが、そういう苦悩の中にも起きていくという。それは、そのぎりぎりのところにおいて、この道の、難儀が助かるということが、はっきりと浮かんできている。それが相手をどうこうするというのではなくて、そのことに当たらせてもらう自分のところ、そこにそれがひびいてくる。…そして、その事実をいくつも見せてもらい、味合わせてもらっているが、その筋合いをもっとわからせてもらいたいと思っているのである。<sup>⑪</sup>

ここで言われている「それが相手をどうこうするのではなくて、そのことに当たらせてもらう自分のところにそれがひびいてくる」という言葉は、太田垣という人間がいたことで救われた自分があることの気付きから発せられた言葉である。この太田垣との関わりや、ひいては「救らい活動」を通して、自らが助けられてきたという確認は、「難儀の助かり」の事実を「癩」という対象において見えているからこそこの言葉である。このように述べる杉本には、太田垣

の生き方が、どのようにして営まれてきたのか、という「筋合い」や理路を見出そうとする情念を見ることが出来よう。不確かですら恐ろしい「癩」によって、自己の存在や信仰の不安定という問題と直面しつつも、人間の苦悩に接して来た事実こそが教団の根柢たり得ることを確信した者の言葉となつていよう。

また、同協議会に教監として出席していた高橋正雄は次のように発言していた。

：私の生き方も、問題ももの心がついてから変わらぬが、百余年前にできた金光教祖のところ働きがはじまった生神金光大神取次の道こそ、生きるということのいよいよのところを問題にされているのであるとわからされ、：救らいのことは、太田垣さんのところで、それが生き生きと具現されてきた。それは、太田垣さんがただ一人の生き方をされたというだけではない。生き生きと縁ある人々のところに働きを生み出しておられ、それが生きていくことを問題にし通している私のところに生き生きと四十幾年働きをしてくれているということは、百余年前、教祖のところ働きをはじめた生神金光大神取次の道というこの道がそういう道であった。<sup>53</sup>

ここで、高橋は、生きるということを問題にした金光大神の働きが、太田垣において現れ、そうした生き方が広がりを持つていったことを述べている。高橋は、金光大神が難儀な事実をそのまま受け止める中で、道の働きを現しているたとするが、こうした金光大神の信仰姿勢を太田垣の生き方そのものに見たのであった。このように語る高橋には、「癩者」をも救う金光大神の生き方であったとして記憶されていたであろうし、共通性を見せる二人の生き方が展開したものと見て、それが太田垣にあつては求信会であり、金光大神にあつては「生神金光大神取次の道」といわれる教団であると見えていたに違いなかった。

## おわりに

おわりにあたって、本教が「癩」と関わったことは、改めてどのように確認出来るであろうか。

本論において見たように、「癩」という一般には忌避されるような問題に立ち向かう信仰者の実像は、その取り組みが、「不治」であるという事実から、ともすれば救済の不可能性をさらけ出すことにもなりながらも、そこに信仰ゆえの必然的な要請があることを示している。それは、自らの存立を脅かされかねないものでありながらも、そこには新たな信仰世界に出会う可能性が秘められていたからである。そしてこのことが、太田垣という人物を通して確かに現れてきた助かりの事実であり、彼を中心として結成された求信会の求めで始まった戦後「救らい活動」でもあった。

こうした「癩」に関わる一連の歴史は、存立の危うさ、不確かさを教団に抱えさせる経験であり、しかしまた、教団はそれを自らへの問いとして来た歴史でもあったことを眼前に突き付けてくる。教団とは何であるのかは、こうした事実を通して確認させられてきたのであるといえるだろう。

(教学研究所所員)

## 注

①「トラウマ」とは、肉体と精神に激しい衝撃を被る体験（戦争、災害、虐待等）をした人の、心に受けた傷（心的外傷）のことである。そうした衝撃の出来事は、言葉にならないまま、記憶に留められる。近年、言葉にならないことを理由に、その傷の存在を取り上げない回路を作ってしまう社会体のあり方を、トラウマの症状と見なして歴史への視点を問い直す試みが行われている（下河辺美知子「歴史とトラウマ―記憶と忘却のメカニズム―」作品社、二〇〇〇年）。トラウマを語ることは、言語に絶する体験に言葉を与える苦衷を意味する。本稿で取り上げる「癩者」の書簡では、例えば発症や療養所入所のことの繰り返し記されているが、それは当人にも表現出来ない体験に言葉を与え、乗り越えようとしている苦悩の現れであろう。

一九九七年八月に教学研究所の聴取調査で訪ねた大島青松園では、ある入園者が「らい予防法」の廃止（一九九六年）によって、身も心も軽くなつたが、法廃止以降話題になつていないのは、どのように平等を実現するかといった現在の問題でしかないんです。われわれは、無理矢理連れて来られたのだから、今後の医療、生活全般に亘る保証はしてもらわなければならぬ。このことは法が終わったからのことなんだが、けれどもそれだけでは心の傷は治らないんです。全ては元に戻らないんです」と、語っている。現在、各地の入園者五四七人が「ハンセン病人権

侵害謝罪・国家賠償請求訴訟（一九九八年七月）を提訴し、患者の人権侵害を続けたハンセン病政策の過ちを明らかにし、国に謝罪とその保障を求める裁判を行っているが、その中であつてもなお、彼らが受けた「心の傷」が解消されていないことがこの言から窺われる。本稿では、トラウマを用いた考察を参考にしつつ、こうした苦悩を抱えた「癩者」からの問いかけと共にあつた本教の歴史を明らかにしたい。

②長らく遺伝病とされてきたのは、感染経路が不明であつたからだが、今日では次の見解が示されている。「多菌型未治療患者の鼻粘膜には多数の菌の存在が認められており、この菌を含む鼻汁が飛沫となり上気道、呼吸器系を通り、感染するという考え方が主となり、現在ではこの考え方が世界的に支持されている」（牧野正直他編著「ハンセン病について―医療従事者のために―」国立療養所 邑久光明園、八頁）。

③島田等「病棄て―思想としての隔離―」ゆみる出版、一九八五年、二五、二六頁参照。

④かつては、罹患者と共にその家族も社会から忌避された。家族は罹患者の事実を伏せるために、病者を生きていながら死んだこととし、屋敷内に幽閉したり、家から追放した。明治末期以降、「国辱」存在とされた「癩者」は、療養所に収容、隔離されるが、療養所では、多くの者が偽名を名乗り、自らの過去を封印したという。それは、残して来た家族を守るために、身元を隠

すためといわれている。また、療養所内での結婚は、男性の断種手術後に許可された。それは、子孫を残すことを許されない結婚であった。家族と断絶し、子孫にも恵まれない入所者は、孤独に生きることを強いられた。また、昭和四〇年代からは、

外見の後遺症が少ない回復した者の社会復帰が行われた。しかし、中にはその後再発し、病名が知られることを恐れて、一般の病院に通院出来ないために、再び療養所に戻らざるを得なかった者も少なからずいるという。今日、全国には一五カ所の療養所（私立を含む）があり、五〇〇〇余名が暮らし、平均年齢は七〇歳を超えている。現在、入所者の多くは、家族との断たれた関係の修復をはじめ、心中に蟻つている過去を取り戻そうとしているが、今なお解消されていない差別、偏見によって、沈黙を破れないでいる。さらに、孤独を強いられてきた彼らの死後の弔いを、誰が引き受けるのが問題となっている。

⑤ 藤野豊は、日本においてファシズムが形成されていく過程とその特質を、優生主義の試金石とされたハンセン病施策の変遷から論じた（『日本ファシズムと医療―ハンセン病をめぐる実証的研究』、岩波書店、一九九三年）。澤野雅樹は、明治末期に「国辱」存在として見出され、様々な隠喩に彩られていく「癩者」の処遇に、日本近代化の権力構造を捉えようとした（『癩者の生―文明開化の条件としての』、青弓社、一九九四年）。また、荒井英子は、キリスト教における「救癩」事業の歴史とその思想的背景を、「救う側」からだけでなく

「救われる側」からの視点を交えて論じ、ハンセン病に関するキリスト教の教理の問題を別出している（『ハンセン病とキリスト教』、岩波書店、一九九六年）。

⑥ 全国一五カ所の療養所で、「金光教求信会」が結成されたのは、大島青松園（昭和四年、現在二名、近年は会員の高齢化によって自主的活動は行われていない）、邑久光明園（昭和四年、現在八名、菊地恵楓園（昭和三年、現在二名、駿河療養所（昭和三年、昭和五年解散）の四カ所である。ここで示した現在員数は、帰属宗教として「金光教」を療養所に申告している人数である（療養所は、入所にあたって、宗教を申告させた。理由は葬送のためだったと言われており、殆どの入所者は、いずれかの宗教に所属している。なお、入所後に所属の変更は可能である。四カ所の求信会中、会堂を有するのは、青松園、光明園である（恵楓園、駿河療養所では、療養所施設である宗教会館に神前を設けている）。会堂は、青松園においては、「大阪求信会」の発願によって昭和七年に建築され、光明園は、全教からの献納金によって昭和二九年に建築された。

⑦ 坂本忠次「戊申詔書下の金光教団―地方改良運動との関連を中心に―」紀要『金光教学』第二六号、一九八六年、六―八頁参照。

⑧ 大林浩治「明治末から大正にかけての本教社会实践―佐藤重助・片島幸吉の活動を中心に―」紀要『金光教学』第三三三号、一九九三年、特に一章を参照。この論文は、実践を担った個々の

経験から、本教社会実践の意味を問うたものである。なお、この論文では、明治末期において、金光大神の教えに基づく平等観から、ハンセン病にまつわる差別が問題視されていたことが指摘されている。

⑨昭和一六年七月の連合県立から国立移管に伴い、施設名が「青松園」となる。本稿では、扱う時期との関係から、一、二章では「大島療養所」三章では「大島青松園」と表記する。

⑩本部への報告書には記載されていないが、須崎はこれらの活動以外にも、高松市役所からの要請を受けて、葬儀費用に窮する者の葬儀を行い、その霊を教会に祭っていたことが『大教新報』で報じられている（『大教新報』明治四四年二月二四日）。

⑪須崎は同年一月二九日、香川県警察部衛生課から、同所慰問の許可を得ている。須崎の慰問計画は、高松教会所布教二〇年記念祭翌日の二月一六日、本部からの大祭派遣講師八木栄太郎を同道し、病氣平癒祈願祭、吉備舞、講演を行うというものであった。一六日は天候不順のため渡船が出ず、一七日、八木をはじめ谷村卯三郎、吉備楽手、近隣教会長及び信者、総勢四〇余名の団が慰問した。

⑫『大教新報』第三〇〇号（明治四四年二月三日）。なお、同紙では、慰問の様相を伝える記事の他に、慰問に同行した記者が、第三〇〇号から第三〇二号（同四五年一月五日）に亘って、「大島慰問記」と題し、一般に知られていない大島療養所の様子（施設規模、

月例行事、入所者の日誌）を報じている。

⑬このことは、明治三二（一八九九）年から「外国人内地雑居」が始まることと関わっている。また、日露戦争後、国威発揚がなされる中で、新聞紙上でも「我邦は癩病患者の数に於いて印度に次ぎての多数を有し、人口の割合を以てすれば世界第一の癩病国なり、此事実に国家の恥辱なり」と「癩」を文明国家の指標とする論陣が張られ、メディアが媒介となつて恥辱意識を流布させた（前掲藤野『日本ファシズムと医療』二二頁参照。ちなみに、明治三九年の全国の患者数は、二三八一九人で、その後、患者数は減少していく（前掲牧野『ハンセン病について―医療従事者のために―』二二頁参照）。

⑭「癩予防二閣スル件」第四条において「主務大臣は二以上の道府県を指定し其の道府県内に於ける前条の患者を收容する為必要なる療養所の命ずることを得」と定め、同年七月に内務省令第二〇号「道府県癩療養所設置区域」が公布された。そこでは、全国の五箇所に療養所（全生病院（東京府）、北部療養院（青森県）、外島療養院（大阪府）、大島療養所（香川県）、九州療養所（熊本県）を建設し、それぞれが担当区域の「癩者」を收容することとした（山本俊一『日本らしい史』東京大学出版会、一九九三年、七三―七八頁参照）。

⑮前掲藤野『日本ファシズムと医療』一六二頁。

⑯『本教社会活動の歩み』金光教本部教庁、一九五七年、一一頁。

⑰『観金光大神言行録』浅野喜十郎一一四五。

⑱青木茂「笠岡金光大神」(一九五五年、玉島教会・出口わか「癩者」を教会に引き取って世話をしていたというエピソードが記されている『金光教本郷教会開教八十年』(一九八四年、金光教川之江教会同生会編)『川之江教会初代高橋常造師』(一九八六年)等。

⑲「救らいに関する協議会配布資料」七、求信会員との懇談―昭和四〇年三月二十四日、二八頁、『救らいに関する綴』

『救らいに関する綴』は、本部教庁社会課が、「救らい活動」に関する稟議、回覧を綴ったものであり、本稿ではその名称を用いた。期間としては、昭和三〇年から同五二年までを確認している。その内容の大部分は、大祭、慰問の実施計画と報告、そして月次祭の実施報告であり、その他は会合及び会談記録等である。

⑳「太田垣益一発高橋正雄宛書簡集」(以下、「太田垣書簡」)大正一三年五月六日。「太田垣書簡」とは、高橋正雄に届いた書簡(高橋正雄関係資料)の中から、太田垣益一発信分を抽出したものである。総数一五三通。形態は封書と葉書で、期間は、大正一三年四月三日の書簡を最初に、昭和三十六年七月二三日の書簡までである。また、太田垣が認めた書簡は、高橋正雄宛以外(本部教庁社会課、四国教務所等)にも現存するが、これらは「太田垣書簡」の総数には含んでいない。

㉑太田垣益一「教友通信」『金光教青年会雑誌』第七七号、一九二六年。

㉒これは高橋が聞き受けた、太田垣が発症に至る経緯である。昭和四〇年三月に本部主催で開催された「救らいに関する協議会」(これについては本論第三章参照)において、高橋が太田垣と出会った時のこととして述べている(「救らいに関する協議会」『金光教報』昭和四〇年五月号、二五頁。なお、この出合いの時のことは、高橋正雄「私の教祖(三〇)―大阪求信会にて―」『生』第三卷二二頁、篠山書房、一九三二年、「救らいに関する協議会配布資料」一六、大島に生きる人たち―昭和四〇年三月二十四日、一三三―二五頁、『救らいに関する綴』)にも見ることが出来る。

また、ここでは、太田垣の認識の内容として、湯灌と発症を関連させているが、注②にあるように、実際には、湯灌によって罹患することはない。

㉓高橋は太田垣の弔辞で次のように述べている。

○(太田垣)さんのうちあけ話を聞かされ、深い感銘を受けまして、それがその後ずうっと今日まで私のところで生き生きとその働きをしつづけてきており、私はそれでどれほど助けられてきておりますことか。まことにありがたいことである(『金光教徒』第五六号、一九六五年)。

㉔前掲高橋「私の教祖(三〇)―大阪求信会にて―」。

㉕佐藤光俊「高橋正雄における信仰的自覚の確立と展開―信念の確立と立教神伝解釈の教団論への展開について―」『紀要「金光教学」』第二五号、一九八五年。

②⑤このことは「神様の教祖をとおしての御教えを先生の体得なされた力強き御体験によつてはげまされ力付けられ」(「太田垣書簡」昭和三年二月三日)と述べていることに示されている。このような言葉は、他日の書簡(「太田垣書簡」昭和三年二月九日)にも見ることが出来る。

②⑦「救らひに関する協議会配布資料―五、太田垣益一氏のこと―」

昭和四〇年三月二十四日、一七〇二〇頁、『救らひに関する綴』。

②⑧大正一四年の全国の患者数は、一五三五一一人(内、在療養所患者数

二二七六)である(前掲牧野「ハンセン病について―医療従事者のために―」

二二頁)。また、同年の大島療養所では、在籍者数二六五人、新

入所患者数五六人、退所者数一七人、死亡者数一七人と記録さ

れている(閉ざされた島の昭和史十国立療養所大島青松園入園者自治会五十年史

―大島青松園入園者自治会、一九八一年、二二六頁参照)。

②⑨前掲高橋「私の教祖(三〇)―大阪求信会にて―」。

③⑩塚本孝次郎(一九〇二―一九四三、大島療養所金光教求信会員)が高橋正雄

に宛てた書簡(「塚本孝次郎發高橋正雄宛書簡集」、以下「塚本書簡」)の中で、

療養所から食事、衣類等が支給されていても、「実際人間一人

生活して行こうと思えば、食う事、着る事、寝る事丈では満足

出来ない。どうしても月一円乃至三円の金は入り用です」と記

している(「塚本書簡」昭和八年一月三日)。「塚本書簡」は、先の「太

田垣書簡」と同じく、高橋正雄に届いた書簡(高橋正雄師関係資料)の中から、塚本孝次郎発信分を抽出したものである。総数は五

一通(この数には、所内で発行されていた機関誌「報知大島」のみが送られたものも含まれている)。期間は、大正一四年一月一七日の書簡から昭和一三年二月二六日の書簡までである。

③⑪大島青松園で職員看護制がしかれたのは昭和三五年からである。

それまでは、軽症者が、重症者を看護する「患者看護」が行われていた。ただし「患者看護」は、終日病室に詰めるため、看護する者の負担が大きく、その要員確保は困難であつた(前掲閉

ざされた島の昭和史、二八二―二九一頁参照)。

割り当て作業としての「患者看護」は、昭和三五年で終わる

が、寒川幸造(一九一五、現大島青松園金光教求信会長)の日記(「寒川幸

造日記」、以下「寒川日記」)の昭和三八年二月一六日の条に、病状が悪

化した求信会員の付添を、太田垣と寒川がしていたことが記さ

れており、作業ではないが、同信者間での互助は残っていたこと

とを窺わせる。なお、「寒川日記」は、一九九七年六月に大島

青松園金光教求信会に関する調査を実施した際、本人から提供

されたものである。記述期間は昭和三〇年から同六三年までの

三四年間である(ただし、昭和三三、六〇、六一年は欠本)。

③⑫「太田垣書簡」昭和五年六月一四日。

③⑬北条民雄「続癩院記録」『定本北条民雄全集 下』東京創元社、

一九九六年、四五―四七頁参照。

③⑭病気が伝染病であることや、菌自体の感染力は非常に微弱であ

ることが明らかにされながらも、病気に對する因習的觀念は払

拭されていなかった(前掲山本「日本らい史」二六六―二七一頁、参照)。

㉔ 「邑久光明園における園側及び求信会との懇談要旨」昭和三年五月二三日『救らいに関する綴』。

㉕ これは昭和二八年が教祖七〇年にあたり「本部の働きと地方の働きとが、同じ方向にひびき合せて、全教一体の働きとなるように」(教学部長大淵千仞「新年度の布教方針、方途」金光教報 昭和二八年四月号、二頁)との布教方針が立てられている。求信会における大祭の執行にはこのような背景があった。

㉖ 「青松園、光明園 大祭奉仕並びに慰問」『金光教報』昭和二八年七月号、五五頁。

㉗ 教監(佐藤博敏)理事者説明『第一回臨時議会議事録』(昭和二九年九月)。この実現に向けて「御取次成就信心生活運動の精神が、全教信奉者一人一人にまで、その生活態度として具現する」ことを目指し、布教部長(多河常樹)説明では「地方布教活動をますます活発に自主的に進めていく」ことが方針として打ち出されている。この方針に添って、所長会議並びに教区布教懇談会が開催され、教団方針の周知徹底、地方における自主的活動の展開が求められた。大島青松園での月次祭奉仕を担当していたのは、香川県下の教師であった。なお、年二回の大祭については、春は教区主催で、主に香川県下の教師が奉仕にあたり、秋は本部主催で、四国四県が輪番で奉仕した。なお、邑久光明園に対しても、岡山県下の教師が昭和三〇年から月次祭奉仕を開始し

ており、菊池恵楓園、駿河療養所においても、求信会結成以降、それぞれ熊本、静岡県下の教師が月次祭を奉仕している。

㉘ 「四国教区救らい活動に関する件」昭和三十一年二月一八日『救らいに関する綴』。

㉙ 同右。

㉚ 本報告は、昭和三五年より本部が月次祭奉仕の経費を支出するに伴って、提出されるようになった復命書である。表題並びに書式は教区ごとに定められているが、本稿では四国教務所が表題としていた名称を採用した。内容は、日時、奉仕者氏名、経費、参拝者数、教話要旨、所感が記されている。

㉛ 「寒川日記」昭和四〇年一月二七日。

㉜ 開催趣旨文では次のように述べられている。「この御用が単なる行事に終わらず医薬の治療のみでは満たされない患者の心奥にふれての御取次ができ、療養生活の中に助かる道が求められもし、与えられもすることになって、患者も、この御用に当たるものも、ともにおかげとなるような救らい活動の在り方、更にそこから本教の社会活動がいかにあつたらよいかを求めて参りたい」(裏議「救らい活動関係者協議会開催の件」昭和三十一年五月二日『救らいに関する綴』)

㉝ 「救らい活動関係資料 その一―杉本光夫発千島染太郎宛書簡(昭和三十一年五月四日)―」昭和三十一年一〇月『救らいに関する綴』。

㉞ こうした杉本の姿勢は、千島への書簡によく現われている。そ

の書簡で杉本は、「人間の生き方の問題」に根差した活動でなければ、「宗教団体の一つのアクセサリーに終わる」とし、金光教が掲げている「救らい活動」の方針(五項目)を示し、以下のように協力を求めている。

…あけすけに無遠慮にこんなことを書きました私の願いは、このような私どもの考えについて貴方としてどのように感じられるか、率直な御意見を聞かして頂き、私どもの御用を少しでもお役に立つものとしたためです。繰り返して申しあげますが、よりよき手段だけをみつつけようとするのではなく、徹々たるものながら、この面の御用が本教としてとられて以上、この御用に当たるものが、一つの方向をもち、その方向に進むことよって助かりたいからに外なりません。それに以上の如き考えにしても、行いにしても、なまぬいものでありましようが、そこは本教の現状としてお許し頂き度く、この願いを成就するために貴方の御協力を得たいと思うのであります(前掲「救らい活動関係資料 その一」杉本光夫発千島染太郎宛書簡一)。

杉本は、活動を契機として、「人間の生き方の問題」に向かうとする思いを、千島に述べている。これに対して千島からは、杉本が示した要点について逐次現状からのコメントと、「H氏病問題は、啓蒙宣伝活動の一端に触れましても複雑多岐に亘ります問題が派生的に生じ直にお話し申し上げる万分の一もそ

の用を果たし得ない気持がいたします。前述致しました諸案件につきまして一々、具体的な方法と手段の見出し得ました際には極めて迅速に且つ合理的に御協力致したく存じております」という返信(「救らい活動関係資料 その一」千島発杉本宛書簡(昭和三十一年五月二十九日)。「救らいに関する綴」が送られている。両者の往復書簡からは、救済者―被救済者の関係ではなく、共に「癩」という人間の問題に向かおうとしていることが読み取れる。

④⑥ 「救癩活動の件―四国教務所長発社会課長宛」昭和三十一年八月九日「救らいに関する綴」。

④⑦ 菊池恵楓園求信会は、金光教の信者であったA氏(故人)等、数人よって始められた。そのメンバーの一人であるT氏(現求信会長)は、入園に際し教師から受けた「園では人が嫌がることも、御用と思つてさせていただきなさい」という教えを実践し、また教師も、毎月一度園のT氏を訪問していたという。そうしたT氏の実践のあり方に関心を示す人がいたという(T氏、恵楓園日より限りなくつきぬおかげの道―「南九州」南九州教務所発行、一九五九年。「はてしなき難儀に神の願いを実現―御取次によつて絶望から光明を―」金光教徒―第四二二号、一九六二年、参照。現在、求信会には五名が集つている(求信会員はT氏を含め、二名。他の人は、他宗教に所属している。彼らは、入園以前に金光教の教会に参つた経験がある。

④⑧ 駿河療養所では、稲葉定七(二八八二―一九六七)による所内の金光教縁者に対する呼び掛けに一四名が集まり、昭和三十三年に求

信会が結成される。

稲葉は、金光教教徒であり、「大阪生の会」の会員でもあった。はじめは外島保養院の職員で、昭和九年、同院が室戸台風によって崩壊したために、患者と共に大島療養所に移る。そこで、太田垣等が営む求信会と接点を持った。その後、外島保養院の代替施設として建設された邑久光明園に赴任し、そこで求信会を結成（昭和十四年）する。昭和三十年に退任し、子息・俊雄が勤務する多摩全生園（東京都東村山市）に移る。定七は、同園で金光教縁者への呼び掛けを行ったが、応じる者が現われなかったため、求信会結成には至らなかった。昭和三二年、俊雄が駿河療養所長に就任し、定七も駿河に移った（稲葉定七「水に流されて」藤のつる「第六巻第二号、藤陰同志会、一九三五年。稲葉俊雄「大島だより」〈未発表〉稲葉俊雄原稿類」一九三六年〈高松宮記念ハンセン病資料館より収集〉社会課作成「救らいに関する綴」自昭和三〇年一月、至昭和三〇年二月、同前「自昭和三年一月、至昭和三四年三月、参照」。

なお、駿河療養所求信会は、会員の減少、高齢化により昭和五九年十一月の大祭をもって解散した（駿河療養所金光教求信会記録帳）。

④⑨「このことにつきましては、常々お手厚きお祈りを頂き、毎年多額の経費を御支弁賜り厚くお礼申しあげます。この『救らい活動』のことは、過去数十年の歴史的経緯からみて、縁にまかせての慰問奉仕であり、系統だつてどのように奉仕していくこ

とがいいのか、個々の奉仕者の認識の段階の相違より、この活動の願いとするとところが十分にあらわれておらないところがあのように思われます。したがって、今後の慰問奉仕については教団、教区、地元として根本的にその具体的な内容にまで検討を加えてまいらねば、今日のすすめ方だけでは、会員個々の持っている難儀を助けていくことが困難ではないかと思われま

す」（昭和三三年度大島青松園慰問奉仕について「四國教務所発布教部宛」昭和三六年三月二〇日「救らいに関する綴」）。

⑤⑩当日配布された「救らいに関する協議会配付資料」では、「四、救らい活動のあり方」として、（一）啓蒙の働きをすること、（二）信心を生活の支えとすること、（三）こちらのおかけにしていくこと、（四）慰問をさせていただくこと、（五）求信会員を教導すること、の五項目が挙げられている。

⑪布教部長趣旨説明「救らいに関する協議会」『金光教報』昭和四〇年五月号、二四頁。

⑫同右。

⑬「救らいに関する協議会」『金光教報』昭和四〇年五月号、二二六頁。

## 第二回 教学に関する懇談会講話記録

## 近年の学問動向と物語論

— 共同体の回復のために —

宮 本 要太郎

これは、「現代社会と教学」をテーマに平成十一年二月二三日に開催された第二回教学に関する懇談会での講話記録である(後掲彙報参照)。

講師は、筑波大学哲学・思想学系助手、本所嘱託。講話では、専攻の宗教学での近年の動向を踏まえた上で、講師自身の研究課題である「聖なる伝記」の物語論的解釈の可能性について触れるとともに、複雑・多様化していく現代社会の状況を視野に収めた教学研究の領域設定のあり方について提言がなされた。

はじめに

私が携わっている宗教学をめぐる最近の動向と、それが、現代社会とどのように切り結んでいくのかということ、教学の方面のご参考にして頂ければと思います、お話しさせていただきます。話の内容としては、かなり拡散したものになるかと思いますが、宗教学に関わりつつ、できるだけ概略的に、またパースペクティブに関わった話になるかと思っております。

## 近年の宗教学の学問的動向

宗教学は、この三、四十年の間に、大きな展開を見せています。例えば、ヨアヒム・ワツハやミルチア・エリアーデ、それからジョセフ・キタガワ、チャールズ・ロングといったかつてのシカゴ大学の研究者に代表されていた、いわゆるシカゴ・スタイルというものがあります。これは、今でも宗教学に大きな影響を与えています。この立場の基本的なスタンスは、人間を根本的にホモ・レリギオース、つまり宗教的存在・宗教的人間として捉えるところにあります。その上で、人間のあり方がいかに宗教的であり得るかということを構造的に問題にしたのです。多様で特殊な宗教現象の解釈を通じてそれらの意味を理解し、同時に、それらに通底している普遍的な構造を明らかにする、そういう学問的な営み、方法論として宗教学が考えられていたわけです。

それに対して、シカゴ・スタイル以前からあった、もう一つの宗教研究のスタイルがあります。言ってみればハーバード・スタイルとも申しましょうか。こちらは、相対主義(relativist)的な捉え方です。このスタイルの特徴は、比較を通して宗教現象を理解しようとする点にあります。さまざまな文化・民族・社会の中で、宗教が多様なあり方をしている。その多様性に着目し、違いを明らかにし、同時に共通点も明らかにしていく。そういう作業の積み重ねを通じて、どのあたりが特殊なものであるか、そして、どの部分がより普遍的であるかを見ていくというものです。

こうした研究に対して、最近のシカゴでは、両方のスタイルに

対して非常に批判的なスタンスを取る傾向が強くなってきています。ある意味で、反普遍主義(anti-universalism)、反相対主義(anti-relativism)的な傾向です。それは、エリアーデやワツハが言っていたような普遍的な構造というものは問わないし、そもそも問題にし得ない、という立場に立ちます。少なくとも学問的なレベルでは、普遍的構造といったものは問いの対象にすべきではないという意見が非常に強くなってきております。相対主義に対しても、どのレベルで比較するかということが非常に恣意的であるという指摘がなされます。結局は、ある結論を出すために、比較の対象が選択され、また、ある結論を導き出すために比較する部分を意図的に操作する、その可能性が非常に強いという批判です。また、AとBを比較する場合に、その比較する主体の視点の政治性やイデオロギー性も問題としています。このように、最近の学問全体の動向の中で、比較だとか、普遍的な構造だとかを安易に語るべきではないという風潮が強くなり、代わってデイスコース(言説)やコンテクスト(文脈)が主要な問題関心となりつつあります。

#### キリスト教神学に見る宗教的多元主義の登場とその批判

この傾向は、キリスト教神学の動向と深く関連しているように思われます。ご存じのように、キリスト教神学の中でも、いわゆる宗教的多元主義ということが、だいたい二十年くらい前からさかんに言われるようになってきました。ここでは、宗教的排他主義、あるいは宗教的包括主義と言われるものを神学の中から払拭

することが目指されました。

排他主義というのは、極端に言いますと、キリスト教でしか救われない、あるいはイエス・キリストの教えだけが唯一絶対であって、他の宗教は宗教ではないという考え方です。それが近代になって、他の宗教もそれなりに認めていこうという動きになってきます。文化的な多元性を認めていかざるを得ない状況の中で出てきた解釈であり、言ってみれば一種の方便なのですが、そこから新しい考え方が生まれてきます。すなわち、文化的あるいは社会的な進歩・進化の状態に合わせて、人間はいろいろなタイプの宗教を持ち得る、しかし、最も進化した宗教の状態がキリスト教なのだという説明です。このような、進化論的な宗教観に基づいて宗教的包括主義という見方が生まれてきます。つまり、最高の宗教たるキリスト教の教えによって、人類のさまざまな宗教全体を包括的に説明できるといふ主張です。

宗教的多元主義は、それらを批判する形で生まれてきます。それは基本的に、キリスト教が一番優れているとは言えないのではないかと自己反省に基づいています。すべての宗教は同じ目的・目標というものを共有している、という考え方も出てきました。大きな山があって、どの宗教もその頂上を目指しているといった比喻で語られるような考え方です。山の頂上に至る道にはいろいろなルートがあって、どのルートを取るかは個人個人の問題であるけれども、最終的には同じ目標である頂上に至ることになる。だから、他のルートにいる人を批判しても意味がないんだ、

というものです。どの宗教も結局は同じところを目指しているんだという観点から、安易に他の宗教を批判したり、あるいは評価したりすることはできない。宗教にはそれぞれの独自性があり、文化的・歴史的必然性があり、それを理解した上で、さらに共通の部分をつまらかにするために比較も必要である、という考え方が出てきました。

この宗教的多元主義は、二十年くらいの間、キリスト教神学の間で非常に強い勢力となりましたが、最近になって、また新しく批判が出てきます。たとえば、どの宗教も共通の目標を目指しているとなぜ言えるのか、という問いかけです。宗教的多元主義は、詰まるところ、どの宗教も究極的に一つの神を求めており、ただし、その神がいろいろな多様なあり方をしているのだという言い方になります。この立場には、キリスト教の神を理解することによって、すべての宗教の目指しているところも明らかになるという包括主義的確信が反映されています。しかし、どの宗教も目指すところは同じだと、果たして言えるのかということが、特に他の宗教の人たちから指摘されています。この宗教的多元主義というのは、もともと宗教哲学の中で、キリスト教神学との対話をしながらか成されてきたという経緯があります。キリスト教神学にも大きな影響を与え、同時に、キリスト教神学からも大きな影響を受けた、そういう宗教哲学者の間から、必然的に生まれてきたものです。それが、安易な多元主義、相対主義として批判されるようになってきたわけです。

#### 学問の信憑性に対する批判の展開

宗教研究をめぐる最近の一連の動向を見ていて感じられるのは、それらに、学問自体の信憑性・正当性を極力排除しようという動きが見取れることです。どのレベルで正当(authentic)と言うかは別にして、いずれにせよ、学問を通して正当性(本来性と根源性とも換言できます)を主張するということが敬遠される。これは、人文系の学問全体にわたって言えることではないかと思いますが、何が本来的か(あるいは本質的か)という問いを立て、その問いを追究することが非常に難しい状態になりました。

例えば、人類学にその大きな試練を見ることがあります。南米、東南アジア、あるいはネイティヴ・アメリカンといった人々を対象にして、何らかの学問成果を発表すると、研究対象とされた人々が、以前は批判する声を持たなかったけれども、今はそれを読んで批判する。自分たちのことを理解していない、誤解している、という反論を大きな声で言うようになりました。つまり、他者をこれまで「正当」と思われていた立場から研究すると、発言した時点ですぐに批判されるという状況になっていきます。そして、これまで研究の対象とされてきた人々の中から、自己理解の一環として人類学や宗教学を研究する人たちが生まれてきています。逆に、これまでそういう人々を研究対象としていた欧米の人類学者たちは、結局自分たちの社会を対象とせざるを得なくなってくる。ところが、自分たちの社会を対象にフィールド・ワークを行うにしても、どこかの地域なり共同体に入っていって研究し、

成果を発表するとすぐに批判されるわけです。あなたは外から私たちのところにやってきて、いろんなことを聞いて帰り、研究として発表するけれども、それは我々を誤解している、理解していない、という批判が出されます。

これは、ある意味では、アカデミックな営みにとつて、非常に危機的な状況であるわけです。言うなれば、以前はアカデミックなエリート主義というものがあり、研究者はエリートで、そうでない人々を研究して発表する。したがって、その研究者が書いたものは、それだけで信憑性・正当性が認められたわけです。しかし、今は、そのような特権的な状況というのが極力否定されます。そして、研究者の間でも自己批判が進み、その先に行き着く研究方法としては、時期やトピックも特定されて、非常に細かな、地道な研究となつて、ごく僅かなことしか言えないことになつてきます。そのことによつて、学問的・創造的な営みというものもが非常に狭められ、限定されるということも生じてきます。

また、研究者の発言が、どのように政治的、イデオロギー的なものを内包しているかということがすぐに問題にされます。書く方も、それを意識せざるを得ないような状況が非常に進んでいます。学者が自分の発言に責任を持つのは当然ですが、あくまでもそれは、主張がどの程度一貫しているかということでの責任の持ち方でした。今は、その発言が、言われた人、社会、民族に対してどれだけ責任を持ち得るかということが問題になつてきます。そうなつてくると非常に研究しにくい。特にここ二十年くらいの間

にそういう傾向が強くなつてきているようです。

もちろん、それは歓迎すべき傾向でもありません。これまで〈声を〉持たなかつた（あるいはせいぜい「代弁」されていた）第三世界の人々や最下層の人々が学問分野に参入し、これまであなたたちが我々について言つたことは正しくないのだ、と主張することは、学問全体にとつて大きな刺激となつていきます。概して、（少なくとも人文・社会系の）学問全体を包み込むこれらの大きな流れの中で、他者について記述することに、ますます批判的関心が向けられるようになっていくこと自体は、決して悪いことではないと思います。問題は、それが果たして「他者」理解（同時に「自己」理解）につながってくるような、生産的な批判になり得るかかどうかということでしょう。

#### 従来の学問領域をこえる取り組みの要請

同様に学問動向に窺われるのは、学問領域の拡大という点に關わつて、トランス・ディシプリンへの志向性、つまり領域に縛られない超学問性の獲得に向けた動きです。これまでの、たとえば心理学、社会学、宗教学という既存の領域が段々崩れつつあることも影響しています。これまでも、ある学問領域と別の学問領域の重なる部分は、インター・ディシプリンという呼ばれ方で表現されてはいました。けれど今や、領域に縛られず、あるテーマに關して色々なアプローチが求められています。一人の心理学者が、あることについて心理学的な立場から何らかの発言をして、それ

で終わりというわけにはまいりません。何かトピックを研究する時に、さまざまな分野や研究のバックボーン、方法論を持った人たちが集まって、一つの事象なり研究対象なりをプロジェクトを組んで総合的に明らかにするというような方向性が非常に強くなってきたいます。そこで生み出される研究は、何か特定分野の研究からある事象を捉えたのとは明らかに違ってきています。そこに携わる研究者たちも、自分は宗教学だから宗教学的な、あるいは社会学だから社会的なアプローチをすればよいということだけではなくて、お互いの中でいろいろと方法論を議論したり、さまざまなフィールドバックを繰り返しながら明らかにしていこうとします。そうしないと理解したことにならないという考え方が次第に生まれつつあります。このような考え方は、それ以前の学問の枠組みに囚われると、結局は一面的な見方しかできないのではないかと、という批判から出てきた考えです。それがどこまで可能かという問題はありますが、近年、それが意識されてきているように思われます。

今述べたような、学際的なプロジェクトを組んで研究される領域の代表的トピックが、例えば、人権、環境、生命といった問題です。人権ということで言えば、国際紛争、民族差別、人種差別、男女差別の問題など、幅広い問題を総合的に問わねばならないわけで、政治学、法学、心理学、人類学、社会学、宗教学といったある学問分野の専門家が一人で研究するには、あまりにも大きな研究対象です。ですから、そういう問題に取り組みにあたって、

どうしてもこれまでの単一の学問の枠組みではアプローチできない。このように、対象そのものが、これまでの学問的枠組みを相対化し、再編を迫るといった状況が、確認できると思います。学問動向として、そういう形で、トランス・ディシプリナリな研究が、今後ますます要請されていくだろうと思われれます。

これまでの学問の成果というものは、まず研究対象があつて、そこから学問が要請されてきたというよりは、まず学問があつて取り組まれるものでした。つまり、この世界をどのように捉えるかという知的な営みの中から学問が生まれ、その学問の枠組みによつて、研究・学問の対象・領域というものが分化され、それに応じて研究がなされてきました。それが近代的な学問の枠組みでした。ということは、近代の学問の領域では捉えられないような問題が起こってきた時に、それを対象や領域とする分野というのは、近代の学問の中にはないわけです。ですから、グローバルなレベルでの環境の問題とか、あるいは、遺伝子工学が非常に進んだ時点での生命の問題などは、これまでの学問領域では最早捉えられない問題と言えます。今述べた、人権、環境、ポスト・コロニアリズムといった問題は、学問の分野というよりは、実は別の分野、すなわちNGOに関わって意識化され、先鋭化されてきた問題群です。いわゆる近代的学問の枠組みで捉えられない新しい領域は、まず、NGOの活動の領域として立ち現れ、それに對して学問的なコミットメントをどのようにしていくか、ということから、近代の学問の枠組みが批判的に再考されるようになる状

況があるように思われます。

### 言葉に対する軽信と不信

もう一つ申し上げたいのは、信憑性・正当性ということも関わるかと思えますし、またそれは同時に現代社会全体の問題でもあると思うのですが、言葉の問題です。一言で言うると、言葉に対する軽信と不信、この二つの状況が同時進行しているように思われます。アカデミックな所産は、伝統的には書物であり、そこに書かれた言葉がいかに信憑性・正当性を持っているかが重要だったのですが、最近では、アカデミックなレベルに限らず、幅広い領域で、言葉が持つ信憑性・正当性が、非常に軽くなっているのではないのでしょうか。

私は、研究対象として、この二年くらい聖なる伝記と取り組んできておりますが、その中でも物語に非常に関心を持っています。ご存じのように、伝記というものは、ある人物の言行を記すものですが、聖なる伝記といった場合には、特に物語性、ストーリー性が、非常に強く求められます。物語ということで強調したいのは、解釈の枠組みの問題です。解釈の枠組みを作ることが、物語を書くということでもあると言えます。現在、教団として、教祖伝を新しく書き直そうという動きがあると聞いていますが、いろいろな事蹟一つ一つのエピソードが、一つの全体として大きな物語を形成するという場合、事蹟一つ一つを意味あるものとならしめる解釈の枠組みが必要になります。その解釈の枠組みを作

ることが、伝記を書くということでもあります。そういう物語論的な見方は、最近の歴史あるいは政治の分野でも、見かけられるようになってきています。

物語というと、フィクション、つまり空想されたもの、思いつきで作られたもの、というようなイメージもありますが、物語をフィクションとして見る見方は科学的です。科学的見方では、二つの出来事があるとすると、その二つの出来事間の因果関係に普遍性・法則性が見出されるかどうかを、問題にします。両者の間に法則性が見られないとすれば、それら二つの出来事は、単なる偶然でそのような順番で起こったのだということでしょうか。りません。けれども、教祖伝として、いろいろなエピソードを並べて、それが全体で一つの物語になるということは、科学とは異なつて、いわば特殊な必然性といった視点、ここでいう物語の視点を要求します。実は、歴史記述というものがそうです。いろいろな事件なり出来事があつて、それらに何らかの因果関係があるということが、必ずしも明瞭ではない。しかし、歴史家は、それら一つの大きな解釈の枠組みにあてはめ、一つ一つの事件を意味付け、歴史を構成する。それは物語を生み出す作業と共通しています。

けれども、最近の学問全体の動きとしては、このような物語が持つ特性を、イデオロギーとして批判する雰囲気があります。何らかの物語を構築することがイデオロギーであり、他者に対する暴力である、というようなことを言う状況があります。そのため

に、自分自身の解釈の枠組みを持つということが、非常に難しくなってきた、いろいろなエピソードを全体としてまとめるような解釈の枠組みというものを持つことが困難になってきています。

研究対象を、一つ一つのエピソードというか、事象、出来事、伝承の一つに絞って、さらにそれを細かく分析していく、その上で明らかにしたことだけしか言えない。そういう状況があります。しかしながら、それこそ、非常に科学的な見方なのではないか、という気がします。それは、今の学問の大きな流れに対する私なりの批判的な見方ですが、翻って、なぜそういう状況が起きているかということを考えてみますと、全体的に言葉に対する不信と軽信というものがある、と思われるのです。

一方では、一つ一つの言葉、言説が話題になる時に、一つ一つの言説が持つイデオロギー性だとか暴力性ということが問題になります。発話行為を持つダイナミックな力ないし権力が一方で問題になるわけです。もう一方で、その言葉が何か正当なものとして受け取られるのではなく、自分がこの言葉を通して言おうとしたことと、相手がその言葉を受け取って理解したこととの間には、どうしようもないギャップがあるのだということが、しきりに言われるようになってきています。つまり、本来、言葉というものは、人と人とを繋ぐものとして、コミュニケーションを生み出す働きを持ったものですが、むしろ、語る側の、つまり言葉を生み出した側と、その言葉を受け取る側の間に大きな落差を産み出すものになっています。そしてそのギャップが、かなり広く、雰囲気

気として認識されるようになってきています。

その結果、言葉の本来の意味が換骨奪胎され、空虚なものとなりつつあります。最近、若い人々の使う言葉が、断定的な言い方を避ける傾向にあると言われますが、そのことも関係していると思います。以前は非常に重い言葉として、あるいは非常に根源的な概念として見られていたような、例えば「愛」だとか、「正義」だとか、「良心」だとか、そういった言葉が、今は非常に空疎なものとして聞こえる、少なくともそのような傾向が強まっているわけです。

しかし他方で、その反動かもしれません、ある特定の言葉に対して、あるいは特定の状況において発せられた言葉に対しては、ほぼ全面的に、もしくは自分なりに受け取ってしまう傾向があり、言葉をあまりにも軽く取り込んでしまいます。例えば、「おたく」と言われる人々がいます。彼らは、自分なりの特定の世界を作ります。それは、コミュニケーションというものが最初から遮断されたような、あるいは非常に限られた狭い範囲でしかコミュニケーションできないような世界です。そしてそこでは、ある特定の文脈の言葉だけが、限られた人々にとって非常に重要な意味を持つこととなります。

今、述べました二つの状況は相互に関連しています。つまり、他者が何か言った時に、そこに込められた意味を果たして自分が相手と共有できていないのだろうか、という意味で、言葉に対する全般的な不信があります。それは同時に、コミュニケーションの

限定という方向を促進させます。すなわち、ある限られた状況の中で発せられた言葉に関しては容易に受け入れてしまい、しかも、自分なりに意味を充満させたり、自分の中で増殖させて、その言葉が本来発せられた状況が忘れられてしまうということさえあります。それは、言葉の軽信であり、さらに盲信であるとさえ言えますでしょう。

### 物語の回復の必要性

言葉が全体的にその重みを失い、相互理解よりもむしろ誤解と不信を増殖させるような状況が一方にあるとすれば、もう一方で、特定の言葉が限定された人々の間だけで特別な意味を持つという状況があります。しかもその範囲はますます狭くなっています。しかし、それは一般的なコミュニケーションの手段としての言葉に、信憑性・本来性というものが欠けているという状況の裏返しなのです。

では、なぜ欠けているのかと言うと、一つには、やはりコミュニケーションの問題があると思うのです。先ほど物語ということを行いました。物語というのは、解釈の枠組みですが、その解釈の枠組みは、共有されてはじめて意味があるわけです。例をあげますと、キリスト教にはキリスト教の大きな物語があります。それは聖書の物語ですけれども、その解釈の枠組みとしての大きな物語があつて、それを通して世界のこと、人間のこと、あるいは社会のことを理解するわけです。そういう意味で、私は神話も物語であると考え、

聖なる伝記をそういう物語として捉えようとしているのですが、そういう物語が共有されることによって共同体というものが生み出されるし、アイデンティティというものも保障されるわけです。ところで、今の大きな流れとして、共同体そのものが崩壊しつつあります。学校崩壊とか学級崩壊、あるいは家庭崩壊などと言われますけれども、いろいろところで共同体が崩壊しています。そこで問題になっているのは、コミュニケーションが形成されないということですが、それはコミュニケーションが欠けているからなのです。そしてそこに、物語が崩壊している状況があると言えます。例えば、家庭について言えば、父親とはこういうものだ、母親とはこういうものだという物語が共有されて、はじめて家庭というコミュニケーションが成立しますが、最近はそのような物語をイデオロギーと呼ぶわけです。イデオロギーと呼ぶことによって何が行われるかと言うと、その物語の持つ信憑性・本来性が剥奪され、相対化されてしまうわけです。そのようにして、これまでのコミュニケーションを支えてきた物語が、次から次に相対化されてしまう。その影響は、学問の領域にも、また宗教の領域にも及んでいます。私は、伝統的な物語、例えば戦前の国体や、家長中心の家族といった物語が良かったというつもりはありませんが、少なくとも何らかの形で物語が回復される必要があると考えています。その物語によって支えられる共同体は、これまでのそれとは大きく異なるとしても。

## まとめ

今日、イデオロギーと呼ばれて相対化されてきたものの正当性・本来性をどのように回復するかということが、大きな課題ではないかと思います。いわゆる反普遍主義とか、反相対主義というものが入っている問題（あるいはもつと広げてポスト・モダニズム全体の問題と呼んでも良いかもしれません）は、そこにあると思われず。相対主義や普遍主義が持っているイデオロギー性を明らかにすることは、それはそれで必要性を認めますが、それによって失われたものをどのようにして回復すれば良いのか、ということです。

以上、ここまでの話を振り返って三点にまとめてみますと、一つは、学問が、相対主義をこえてどこに向かうかということですが、それが、トランス・ディシプリナな状況であり、近代的な学問の枠組みに再考を促す状況として立ち現れているということです。二つ目には、言葉の持つ力というものが、非常に問題視されるような状況になってきているということ。それは、言葉に対する不信と軽信ないし盲信として捉えることができるということです。そして三つ目に、そのような状況にどのように対していけば良いのか、という問題です。すなわち、イデオロギーとして捉えられることで失われる信憑性・正当性をどのように回復するかということです。私はそのことを、物語論から考え直そうとしていることを申し上げました。言葉が足りなかつたところ、不明瞭なところは、質問を受けながら、整理し、はっきりさせたいと思います

ので、よろしくお願い申し上げます。

## 質疑応答

Q 物語論として、解釈の枠組みの共有という点から、言葉の意味を指摘して頂いたと思います。その言葉の意味に関わってですが、信仰の世界にとつては、物語の共有という面ではなく、言葉が「生まれる」という側面もあり、またそれは、物語の共有されがたさによる信憑性・正当性の欠如とどう関係していると考えられるでしょうか。

A 今の問題は、例えば「おかげ話」にも窺えることと言えます。「おかげ話」とは、「おかげ」という体験が言葉として「生まれる」ということであり、そしてそれは、新しい「おかげ」体験につながっていきますが、その前提として、その体験を「おかげ」として受けとめる解釈の枠組み、ここで言う物語の共有ということがあると思います。そこに一定の世界観、価値観が反映されているという点では、信憑性・正当性の問題にもつながっています。「おかげ」の体験を表現することによって、「おかげ」という言葉が、実質を伴って生まれていると言えます。

Q お話の中で、物語の持つ信憑性・正当性が相対化される問題として、家族やコミュニティの崩壊の指摘がありました。しかし、その点については、家族像の回復という向きで、物語の回復の必要性が提示されているようにも見え、それは、崩壊以前

の状況への単なる回帰として見受けられますが。

A ここで物語の回復は、物語が共有されることで共同体が生み出されることとして見えています。ですから、現代社会のコミュニティの崩壊は、同時に従来とは異なるコミュニティを模索している状況とも言えるでしょう。そこに共同体を成り立たしめ、維持していくための解釈の枠組みとしての物語の必然性があると云えます。本教で言えば、教祖の信仰を伝えるべきものとして語っていくことがコミュニティとして不可欠でしょう。もつとも、物語の回復は、既存のコミュニティに大きな影響を及ぼすでしょうし、また物語によっては新たなコミュニティの形成にもつながると考えます。

Q 現在の状況に対して、教学としては、どういう対象として信仰があるのか問題とならざるをえません。具体的には、今、教祖伝の刊行が願われていますが、そこには、現代的意味よりも、まずもって教祖が信仰にとつてどういう存在として確認されるのかが必要だと思えます。信仰を伝えるという時の問題として、言葉の軽信、不信の指摘がありました。その確認があれば、言葉は発せられるのではないのでしょうか。

A 勿論、私も伝えなければならぬ必然性が確認される要があると思えます。現代の言葉をめぐる状況は、言葉自体が軽くなっているという問題やコミュニティの崩壊という、言葉をとりにくく環境も関係しているでしょうが、信仰を伝えるという場合、

何よりも、自分の信仰を語る時の自分と相手双方にとつての意味が実際の語りの場面ではもつとも重要だと思えます。例えば、教祖の物語を語る際には、単に現代の生きる意味に重点をおくのではなく、その解釈の枠組みとして、自分が相手に何を伝えるべきものとしているのかが明確にされなければならないでしょう。

## 平成一一年度研究論文概要

一 一年度に提出された研究報告のうち、本号に論文として掲載されたもの以外の、各所員、助手の研究論文の概要等を、ここに掲げる。

### 第一部

#### 「神話」の形成と「体験」の間

— 伝承史料の信憑性を考えるために —

金光和道(所員)

かつての「体験」を語る場合、記憶違いもあり得る。本稿では、後になって語られる伝承を「神話」と規定し、かつての「体験」に基づく「神話」を金光大神の「広前歳書帳(以下、歳書帳)」と比較し検証した。

#### 一、佐藤範雄の初参拝の「神話」

佐藤の初参拝は、従来、土肥弥吉との参拝として語られているが、「歳書帳」によれば、佐藤は兄の「かん立ち」の願いのために参拝し、土肥と連れだつて参拝したのは三度目であることがわかる。従つて、当初の目的であつた兄の願いが抜け、数度の参拝

の経験が「神話」にまとまったものと考えられる。

#### 二、公認のため南宮神社分霊勧請の「神話」

大阪神道分局員二名が大谷村に来訪した事件は、後に佐藤が「一 大宗教として立つか立たぬかの危機」という「神話」として語っている。しかし、「歳書帳」には事前に二代白神、近藤が参拝した記述はあるが、その旨を願つたことに関わる記述が見られないこと、また、金光大神が「神が違う」と一貫して拒否していることから、佐藤が「神話」として語るほどの意識を金光大神は持つていなかったと思われる。

#### 三、片岡次郎四郎の初参拝の「神話」

初孫植衛の死を契機に片岡が初参拝したという「神話」からは、「歳書帳」に示される片岡の父が、弟の分家を願つた後、初孫が死亡したという事実が欠落している。分家、初孫の死という事実関係が主題から抜け落ち、「神話」では金神の祟りを尋ねることに関連して初参拝の「神話」が再構成されている。

#### 四、藤守の名の「神話」

拘留を経て大本社に礼参拝した際、「藤守」名を受けた近藤の「神話」は、「歳書帳」と時期等が多少異なるが、ほぼ正確な「体験」として構成されていると捉えられる。しかし、「歳書帳」の「金光藤森守<sup>かじもりかみ</sup>二も……」という記述に照らしてみると、「金光」という神号の授与、「神にもなる」という内容が捨象され、「藤守」を受けた事だけが抽出されて「神話」化に至つたことが窺えた。

以上の事から、「体験」が主題に添う強調捨象の再認識の中で創造的に「神話」として形成される場合がある事が窺われた。また、ここに取り上げた「神話」は、全て年や月日が「歳書帳」とは一致しない。伝承を史料として活用する場合、この様に「神話」化する場合がある事を押さえる必要があると思われる。

### 「覚書」「覚帳」における金光大神の呼称について

—お知らせ文の送受関係・人称・言述形式の

分析をとおして—

小坂 真弓（所員）

「覚書」「覚帳」のお知らせ文を見ると、金光大神が神から様々な名で呼ばれている。本稿では、呼称が「呼ぶ者」「呼ばれる者」の自他相互の自己規定、役割確認、状況認識が反映して選ばれるという性格に着目し、金光大神の呼称が記されたお知らせ文から、神と金光大神の關係の相を究明しようと試みた。

具体的には、金光大神の呼称が記されたお知らせ文を構造的に分析する為には、お知らせの送受関係、呼称の人称と用法、言述形式の分類を行った。分析対象に「戌の年」「其方」「此方」「金子大明神」「金光大権現」「金光大神」「生神金光大神」の七つの呼称を選んだ。

分析の結果、各呼称ごとに、神と役割存在としての金光大神との關係の相を捉えられることが窺えた。また、「金光大神」と「生神金光大神」の用例分析の傾向の差異から、「金光大神」の場合は、金光大神その人を指すが、「生神金光大神」は、金光大神自身を指すケースもあるが、多くが神の教えを取次理解する「働き」として考えられることを指摘した。

### 棟梁川崎元右衛門の問題について

児山 陽子（助手）

元治元年正月朔日のお知らせによって始まる「金神の宮社」建築において、棟梁である川崎元右衛門は、再三にわたりその行いが神から問題とされていることが「覚書」「覚帳」から窺われる。その要因については、川崎に「金銭の着服」といった問題があったという指摘にとどめられてきているが、本稿では、元治元年から明治五年までの宮建築の状況を浮かび上がらせることによって、そこで神から問われた内容を明らかにすることにとめた。

一章では、川崎が大工の棟梁のみならず、神主職取得に関わって白川家との折衝などの重要な役割を担わされていたこと、また「広前歳書帳」に再三その名が記されていることを示し、世話方のような役割を期待された存在であったことを指摘した。二章では、元治元年から慶応三年までの間、金光大神広前では、建築費

用や養母の葬儀など多額の出費があつたにも拘らず、社会変動や厳しい経済状況の中で翻弄されている参拝者に対して援助をしていたことを、伝承から示した。このことから、金光大神が、金銭に関わる問題を意識させられる契機がその時期にあつたことを指摘した。

三章では、「広前歳書帳」「覚帳」から、明治三年に最も多く寄進があり、布教者達も積極的に宮建築に関わるなど、建築の機運が高まつていたことを明らかにした。しかし、「うちうち、雨降り漏り、畳くさりても大事なし」という、状況と齟齬する厳しいお知らせがなされていることから、川崎という個人の所業にとどまらない、宮建築そのものが引き起こしている問題が、神から金光大神に突きつけられていたのではないかと、問いを提示した。そして、そこでの問題とは、金銭をめぐる信仰者が変わらされることや、建築の為に寄進を募るという慣習的な行為についてではないかと推論した。

おわりに、実質的に宮建築が中止になる明治五年の段階で「今時節のことお上変わり、何事も義理がとうにはいかん。神も変革にいたす」というお知らせを、これまで当たり前とされてきた社会的規範が相対化されていく状況下のあるべき信仰姿勢を示すものであることを指摘した。そして、それをもたらす契機となつた「金銭」の問題の信仰的意味をどのように追求し得るのかが今後の課題としてあることを示した。

金光大神の信仰世界に於ける金神・天地金乃神と  
天照皇大神との位相をめぐつて

鈴木 一彦(助手)

本稿では、安政五年に天照皇大神から金神へと金光大神が貰い受けられたにも拘らず、明治十年以降、再び天照皇大神が現れ、天地金乃神と同様の神性を表明したり、祭り日が定められるなど、天照皇大神が登場する一連の出来事が、金光大神の信仰世界に於いてどのような意味があつたのかを論究しようと試みた。

一章では、「覚書」の安政五年の貰い受けの事蹟と、天照皇大神が天地金乃神と同様に「忌み、服、不浄、汚れ申さず」という禁忌の否定を氏子に伝えるよう金光大神に依頼した、「覚帳」の明治十年旧七月二十九日のお知らせを解釈した先行論文の解題を行った。そして、貰い受けの事蹟に於ける天照皇大神を、村落共同体の結末のための論理である慣習や伝承世界の象徴としてみる立場や、明治十年のお知らせに於ける天照皇大神を、明治政府の宗教政策を象徴するものとしてみる立場に対して、両視角を再検討する必要があることを指摘した。

二章では、両視角の再検討を行うことを目的に、「覚書」「覚帳」に天照皇大神が記されている箇所と、天照皇大神に関連すると思われる「三社託宣」や「六根清浄戒」などの記述について考察を行った。その結果、明治九年の「大神宮まつる」ことへの神

の不興が表明された「覚帳」のお知らせに出てくる「大神宮」は、明治政府が庶民に共有させようとした近代の天照皇大神であったが、「覚書」の貰い受けの事蹟や、「覚帳」の明治十年以降のお知らせに出てくる天照皇大神は、近世を通じて庶民の信仰として共有されていた天照皇大神として、信仰上位置付けられていたことが確認出来る、と考察した。

## 第二部

### 金光大神における「差し向け」の意味

—「神の意志」に関わる問いについてのノート—

竹 部 弘(所員)

「差し向け」とは、この世の事物や出来事が神から仕向けられたものであるという意味であるが、とりわけ金光大神が神から人の世に救済者として遣わされたという意味で重視されている。本稿では、このような「差し向け」を中核とした教祖像が、今日の信仰において持つ意義について考察した。

一章では、これまでの「差し向け」に関する解釈について辿り、明治六年の神伝中の「天地乃神より生神金光大神差し向け」

(「覚書」21—21—6)について、神による救済の意志が発動した出来事—金光教祖の出現という意義を強調する解釈から、金光

大神が自らを「差し向け」られた存在として把握した、その自覚内容が強調されるというように、解釈の流れがあったことを述べた。

二章では、「差し向け」ということに関して、神から人間に向けて遣わされるものであるという面と、人間自身が遣わされた者として働きをなすべきであるという面との二側面について、教典中の用例から検証した。特に、起こってくる出来事を「差し向け」と受容する面では、神から「差し向け」られた出来事であることは語られながら、「差し向け」の意図は必ずしも分明ではない場合もあることを述べた。

三章では、先の教祖像が提起されてから、「差し向け」られた者としての使命が、信奉者像にも適用されるというように、「差し向け」の意義への着目は、社会へ積極的に向かう信仰者の姿勢転換を促したことを指摘した。一方、「何事も神の差し向け」と言われる場合には、偶然とも見える事柄も、「神の意志」によって遣わされたものであると受けとめるという姿勢が見られる。

「差し向け」の意味には、偶然性を受け容れることと使命を担うこととの両面が含まれているが、使命の必然性に偏る時には、一方で金光大神の像は使命を担う孤高の姿となり、他方で使命を与える「神の意志」の自明化ということにおいて正に、「神の意志」が隠されることになるのではないか、という問題を指摘した。

## 金光大神の「家」意識について

—「先祖の祭り」と「金光大神祭り」の関係を視点に—

山本美紀(助手)

本年度は、「家」をモデルとした集団の信仰的意味追究を意図し、金光大神の信仰における「先祖の祭り」について、「金光大神祭り」との関係から考察を試みた。

一章では、先行成果から、金光大神の先祖観に関わる「家」意識について概要をまとめた。「先祖の祭り」は、金光大神の信仰内実において希求された結合原理であり、過去の金神無礼を払拭し、神の加護を得た「金光家」の先祖の祭りは、身内、親類が信者氏子と共に同信的信仰集団の共同性を担い、信仰共同体形成の起点と解されていることを確認した。

二章では、右の解釈を検討する為に、「覚書」「覚帳」で、明治二年以降の九月九日十日に、身内、親類を集めた「先祖の祭り」と、信者氏子を集め営まれた「金光大神祭り」との関係考察した。第一に、「覚書」明治七年の「金光大神祭り」と、「覚帳」の、明治十四年九月十四日の「先祖の祭り」の記述から、明治十四年に至るまで「先祖の祭り」が、「金光大神祭り」と同日に、別の祭りとして営まれていたことが窺え、信者氏子と身内、親類を包括する信仰共同体形成を意図する祭りという解釈に留保が必要なことを指摘した。第二に、「広前歳書帳(以下、歳書

帳)」から考察を試みる為に、明治七・八年九月二十二日の「天地金乃神祭り」の記述も併せ、九月九日十日の記述について、身内、親類と信者氏子の割合を抽出した。「歳書帳」によると、明治七・八年時点では、祭り日に、身内、親類の記述される割合の増加は特に見られなかった。第三に、「覚帳」明治十五年九月十日には、金光大神の敷地に、先祖と信者氏子を別々の宮で祭ることが意図される記述が見られるが、以上の考察をふまえ、祭りに集う身内親類と信者氏子の関係から、「家」の持つ信仰的意味を考察する可能性を考えた。

## 明治十六年五月三十一日の神伝の一考察

—明治十年代に興された宮建築運動の再考察を目指して—

佐田智治(助手)

明治十年代に、世話方ら金光大神の周辺から宮建築運動が興される。金光大神は、社地選定場所について、周囲が進める場所とは異なる「此方地内」に固執する態度を取ってきた。だが、明治十六年五月三十一日の神伝「一つ、改めあげどおり、せがれ願いどおり、氏子の思いどおりにいたさせ、四柱まつり、広前せがれに任せ。金光大陣」に注目すると、神が世話方らに宮建築を任せの姿勢が促されており、一見妥協とも言える態度へ変化したかの様に思われる。また、同神伝は、「覚帳」の記述上、宮建築に関

わる最後の神伝であることから、この神伝を解釈することによって、宮建築運動が、金光大神の信仰上どのような意味をもつかが窺えるのではないかと考えた。

そこで今回は、研究の可能性を探り、関心を明確にするため、先行成果である早川公明「『金之神社』考」(紀要二十二号)を解題し、「覚帳」の記述や伝承資料などを用い、同神伝が持つ意味を浮かび上がらせようと試みた。

その結果、同神伝は、明治十三年の第一回社号改称願から一貫して、社号「素盞鳴神社」を「金之神社」と改めようとする菘雄らの動きを受け、最終的には「金之神社」建築を容認する神伝である、と考えた。だが、先行論文において同神伝は、これまで菘雄への金光大神広前継承を促し、世話方らの進める宮建築の構想を容認するものとされてきたが、「金光大陣」と戸籍名が記されていることなどから、家督相続者として、菘雄に金光大神広前とは別の「大谷村の金神社」と言われる宮の広前を任せることを指示した神伝ではないかと推察した。そのことから、金光大神にとって妥協することの出来ない「此方地内」へ宮が建てられることが望まれていた、との見解を示して、金光大神が見据えていた宮構想とは何であったのかを問い直す手がかりを探った。

### 第三部

#### 転換期の中の昭和九・十年事件

##### ―「教団」認識の生成と高橋正雄の視座―

大林 浩 治(所員)

昭和戦前期は、その後の総力戦体制を通じて、戦後民主化の動向や社会制度のあり方を決定付けた転換期といわれる。今年度は、その転換期が、現代の教団状況と信仰のあり方に振り向けて、どのような影響を及ぼしているかを、九・十年事件に注目し「教団」の認識がどう登場しているか、からつかむことに努めた。

「教団」認識を研究意図に置いた理由は、この時期、団体主義と呼ばれる傾向が現れることと関係している。団体主義は、団体の構成員や共同体を基盤とし、そこから組織制度のあり方や理念が求められる傾向をもっている。あるいは、その理念に賛同する者によって組織制度を形成しようというものである。こうした傾向が、総動員体制へ向かう中で顕著になる。特に国家体制の中で団体として宗教を位置付ける当時の宗教団体制定過程は、宗教をめぐる認識と信仰の自己理解のあり方の転換をともなっている。事件を、こうした背景から論じることが、現在の教団認識の性格を明確にすることにはないかと考える。

そこで、事件の中で教団的自覚、教団を対象とする教義認識

を窺った。まず、盟約側の運動に、取次の神聖不可侵との主張が認められ、特徴的なのは、自らの運動に即しての教義的正当性の主張であった。一方、「超盟約」といわれていた高橋正雄が主張していたことは、神前奉仕に結果した立教を絶対的な事実であるとし、それゆえに教団が在ることを述べていた。

高橋の教義的視座は、いかなる勢力の介入に際しても、揺るがないものとは何かから捉えたものであり、そこに由来する教団であることを主張したものであった。それは、当時の社会動向と拮抗し、団体主義的傾向を本教信仰から貫く可能性を有した信仰把持の様相であったと考えられる。

### 「教団史基本資料集成」の編纂

三矢田 光（所員）

今年度は、教祖の取次専従から竹部内局時期までの約一〇年間を対象とした教団史研究の基本資料集を編纂した。その意図としては、研究の現状において、繰り返し使用される資料があり、それについてのデータの共用が目指されると考えるためである。また、研究成果で公表されてきた資料の読み直しによって、従来の課題意識を見直す試みを促すことにつながるとも考えられるからである。

今回は、掲載されるべき資料の候補を挙げることに主眼を置き、

資料抽出の基準については、時期区分や項目を立てずに、教政動向や各地の布教の様相を窺えるものを年次順に編んだ。

今後の課題として、資料集の性格に関わって、宗教界全般の動向に関わる教外資料の扱いなど、抽出基準、項目立ての明確化が望まれる。また、資料集の利用のされ方に関わって、今後、検討の要がある。

### 明治末から大正における生活意識と「信仰」

—「新光」を事例として—

高橋 晴 江（所員）

本稿では、金光教青年会機関誌「新光」紙上の諸言説を事例として明治末から大正における教義形成の特徴を考察した。その際ジェンダー論的視座を導入し、生活意識の変容と、教義や教祖像の相関性の抽出を試みた。その意図は、当時の教団から本教信仰の社会的意義との関わりで闡明されていた公的な教義とは異なる教祖像の究明の諸相が把握できるのではないか、という点にある。そこで、まず先行成果との関係から、課題の明確化に努めてみた。「信忠孝一本」教義という教団教義と、家族国家観との関係は、当時の伝統的な家観念により容易に受容されるものとする分析がなされてきた。しかし、本稿では、日常性と繋がる教義の追究を目指し、解釈の実像のあり様を明らかにするという視点から

当時の家觀念の変容、たとえば、日露戦争以後の「家庭」の実体化による変容の影響に注目した。近年のジェンダー論においては、当時の家が単に儒教道徳ではなく、近代的な影響のもとで、「ホーム・家庭」といったあり方が基盤になっていくとの指摘があり、そしてこうした問題への言及が日常と信仰が切り結ばれる現実により即した教義世界のあり方として踏まえられるとした。人々の信仰への導きが、日常的な生活の問題や苦悩に照らしでもたらされたものである以上、教団から打ち出される教義としての意味合いの發揮以上に、その前提である信仰の意味の獲得が、当時の社会背景をもとにして求められており、その代表的な舞台が、『新光』ではなかったかと推察した。

考察を通じて、具体的な内容にまで踏み込めなかったが、『新光』という当時の言説空間において、対国家社会という公的な側面に言及するに際しても、彼らの信仰の自覚的な求めを、よりその前提的な教義究明のあり方から掘り起こす必要があることを確認した。

### コンピューターによる本所資料の

### 総合的管理・運用に向けての現状把握と課題

佐藤 武志(所員)

本所開所から四五五年、収集されてきた資料は今日、概算で二〇

万点を数える。殊に、ここ一〇年前後の資料増加は著しく、所蔵資料の大半がこの期間に収集され、また、収集経緯も多様化してきている。本稿では、今後、膨大化していく所蔵資料の総合的管理・運用の方途を講じるにあたり、コンピューターの活用が欠かせない条件であるという立場から、これまでの資料管理・運用のあり方を顧みると共に、今後のコンピューターを利用した総合的管理・運用に向けての課題を確認することに努めた。

具体的には、「資料の登録先一覧」「資料の管理・運用態勢の現状」「資料番号等表記一覧」「各資料分類項目一覧」「コンピューター目録書式一覧」等の資料を作成し、それに基づいて現状の確認を主に行った。

現在の本所資料は、小野家資料、教祖伝記奉修所資料、金光大神関係資料、教義資料、教団史資料(明治期、大正期、昭和戦前期、昭和戦後期、追加分1〜4)、管長家資料、布教史資料、神徳書院資料、教統者資料、信心生活記録資料、図書各資料に分類され、各資料毎の管理・運用体制になっており、目録上でも資料の保管上においても、全体像が把握しにくいことから、まず、各資料の整理・保管・目録の形態、整理・コンピューターへの目録入力進捗状況等の現状確認を行い、今後目指される各目録統合の方向性を模索した。そこから、各資料の目録が、各資料毎の性格によって書式が異なり、直ちに全資料の目録を統合することは難しく、忽ちは、教団史関係(教団史各期、管長家、布教史、神徳書院)資料の、コンピューター目録上でのタイトル・

発宛著編述・年月日による統一検索を可能にすることが望ましいという見解から、その書式案を作成した。また、資料の収集量に對して資料整理が追いつかず、手つかずの資料の管理・把握が問題としてあり、受け入れ体制の見直しの必要性を確認した。

本報告を通して、今後、本所資料の総合的管理・運用を目指すにあたっては、全資料を体系付ける研究的視点の明確化が必要であると気付かされた。

○

○河合 信一（第二部所員）

教典用語解説辞典（仮称）編集のため次の作業に従事した。

一、教祖事蹟、歴史、民俗などに関する用語について、昨年度に続けて、草稿原案を作成し、部会の検討を受け、適宜、改稿した。

二、右の作業終了後に、全体を通しての見直しを行い、関連語相互の記述の調整、表記の統一と、遺漏分の追加作成を行った。

## 紀要掲載論文検討会記録要旨

本所では、その研究成果について、所外からの批判・検討を受け、研究の意図・対象・方法の吟味に資することを願ひ、紀要掲載論文検討会を開催してきている。今年度は、平成一一年一月二六日に、第三一回の検討会を開催した。

検討の対象となつたのは、紀要第三九号に掲載された、金光和道「神前奉仕開始後の広前の周辺―東長屋・「宮」建築など諸経費支出の背景―」、金光清治「日系金光教信奉者の抑留とその諸相―一世信奉者の体験を中心にして―」、高橋晴江「『家』『稼業』の変容と信仰―長谷川まつに見る明治期東京布教の「側面」―」、佐藤武志「普通選挙実施前夜の社会運動家達と金光教―『社交核心会』から問われる本教信仰の意義―」の四論文である。また、この検討会では、昨夏開催された日韓宗教研究者交流シンポジウム運営委員会での発表記録「国家体制と『宗教』―金光教における『近代』の経験―(佐藤光俊)の内容や、紀要全般、さらに近年の研究動向をめぐつての意見交換もなされた。以下に検討会の概要を掲げる。

なお、出席者は、所外からは、坂本忠次(嘱託・岡山大学名誉教授)、土居浩(国際日本文化研究センター講師)、松本光明(浦和教会)、沢井澄一(和歌山教会)、橋高真宏(学院講師・浜田教会)の各氏、所内からは、各論文執筆者と佐藤光俊、竹部弘、大林浩

治、小坂真弓(司会)、山本美紀(記録)であった。

### 〈金光和論文〉

○ 庄屋文書から、安政六年神勲専念後の赤沢文治の田畑売買を主とする経済活動の分析を行い、特に、文久元年からの東長屋建築と、元治元年からの「宮」建築との関連を探ることによつて、それらの事蹟の意味と、この時期の勤勉・実意を大切にするとといった従来の教祖像への問題提起を試みた点は評価できる。

○ しかしながら論文全体が、庄屋文書を使つて「覚書」に記された赤沢文治を捉えるというスタイルになつており、赤沢文治像を求めることが「覚書」を解釈することと一連のものかどうかは疑問が生じる。さらに、そこで明らかにされた事柄は、従来の教祖像との関係で導き出された信仰内実はどう有効なものとしてあるのか、明確な提示が求められる。

○ 「二間四面の宮」の様式や戒名を変えることについて、「金神狸」の不評を払拭すべく、権威を象徴するため、宮の立派さや大きさ、家格の向上が求められた、との解釈など、あるいはそれらの数量化されたものの評価などは、大谷村内に限らず、広く、近世の村落共同体意識や、農民の家観念、社会経済史的背景を鑑みながら、より客観的に裏づけられる必要がある。

### 〈金光清論文〉

○ 日米戦時下、米本土やハワイに居住していた日系一世信奉者

達の抑留生活とそこで営まれた信仰や、当時の布教実態を、概観的に明らかにしたことは大きな意味をもつといえる。さらに、強制収容所抑留前後の状況から、収容所生活の実際、そして収容所出所後に至るまでの各期間ごとに、一世信奉者達の諸動向と心情の変化を時間を追いながら克明に描写している点が興味深い。

○ 戦時下の北米布教の様相を「金光教の経験」という視点から問おうとするとき、当時の日本での教団動向や一般諸学でのナシヨナリズム、エスニシテイ等の問題領域を視野に収め、より立体的に考察する必要がある。そのことによつて、北米における信仰体験という固有な事例から浮上する、より普遍的な「金光教の経験」としての信仰課題が明らかになるのではないか。

○ その意味では、論文の中で具体的様相として示された一世信奉者達のアイデンティティの葛藤もより焦点化され、一世の経験が今日信仰を続けている二、三世信奉者にとつても意義のある信仰の問題となつたのではなからうか。

#### 〈高橋論文〉

○ 東京での布教事例の究明を通じて、教団成立期の教団課題と布教現場の救済の様相を捉えようとした点が評価できる。また、「家族」の在り方が問われる現代にあつて、近代化に伴う「家」「稼業」といった観念の変化と信仰の関連を描こうとした視点は、今後の研究の可能性を示すものとなっている。

○ 近代国家形成の中で生じてくる「家」観念の変容を捉えようという問題設定においては、近世とのいかなる連続性のもとの変容であつたか、より明確に示される必要がある。また、そこで「家」の変容を捉える際の問題関心も一様ではなく、「家」観念、「信仰」のいずれから踏まえようとしているのかが不明瞭になっている。

○ 「家」観念の変容や生活意識からの信仰のあり方を、長谷川の「信仰のもと」を「助かり」の起点にして問うという問題設定ではあつたが、論述が、長谷川個人の「家」観念や限定された生活状況に終始した感があり、課題と論述が適合していない点で、改めて信仰全体の問題として方法的に吟味される必要がある。

#### 〈佐藤論文〉

○ 断片的に残された資料を構成し直し、従来よく知られていなかった「社交核心会」の性格や全体像、主催者佐藤範雄と社会運動家たちの交わりの様相を浮かび上げらせ、両者にとつての同会の意義を提示したことは評価できる。

○ しかし、論文の設定として、本教の「教え」や「道」の信仰的意義を明らかにするのならば、この活動に限定するのではなく、当時の社会状況や教団動向、さらには教団史全体の流れとの関わりで見る視角が求められる。

○ また、社会労働運動史などの諸学からこの会合を見れば、国

家の施策的課題を担う宗教家佐藤と組織や思想を背負う運動家という対置になるが、本論ではそうした枠組みからはみ出した、思想や立場を越えての人間的な切り結ばれ方、そこに信心や宗教の意味を捉えることの現実的な意味を示したものと見ることが出来る。とすれば、これまでの労働運動史や社会活動史の認識を、本教史からどう批判的に接受するのか、筆者のさらに明確な視点が必要である。

〈紀要全般、近年の研究動向について〉

○ 日韓宗教研究者交流シンポジウム運営委員会発表記録での、宗教そのものが近代をどう経験したのかという問題提起は、教学による関連諸学への学問的応答と信仰の自己吟味という両面を考える上で大変興味深い。

○ 「覚帳」の出現によって、晩年の教祖の信仰が窺えることから、より新たな教祖像が求められている。そのような中で、教学において教祖に問いかけ、教祖を描くことの意義を再確認しつつ、救済者・布教者としての教祖、人間としての苦しみを抱える教祖の全体に関わって、教祖論としての視点がより一層磨かれていくことを期待したい。

## 彙報

## —平成一一・四・一—平成一二・三・三二—

平成一一年度の業務概要	164
研究題目の認定	165
研究講座	165
研究発表会	166
教典に関する基礎資料の編纂	166
資料の収集・管理	167
教学研究会	169
教学に関する懇談会	170
教団史に関する懇談会	170
日韓宗教研究者交流シンポジウム	171
各種会合への出席	172
囑託・研究員	172
評議員	173
研究生	173
通信の発行	175
人事異動	175
学院との関係・その他	176

## 平成一一年度の業務概要

本所は、本教における教学研究機関としての役割を果たす上で、諸般の業務が円滑に運営されるよう、適宜その体制に検討を加えつつ、今日までの歩みを進めてきている。具体的には、平成七年度の教祖・教義研究の領域を統合する試みに続き、八年度より研究者育成において所員・助手の個別的指導関係を見直していき、個々の主体的取り組みを促すために、研究発表などを通じて、全所的な啓発を進めてきている。また、平成七年度から、教学研究会において個々の研究内容を発表すると共に、公募による所外参加者の発表も求め、広く全教との対話の中での課題の明確化に努めてきた。加えて、平成五年度以来の日韓宗教研究者交流シンポジウムをはじめ、紀要掲載論文検討会にも教外の学術研究者を招くなど宗教に関係する研究者との交流を行っており、研究方法上の問題意識や視点に関わる討議・討論からは、宗教研究の共通基盤とその差異が確認され、教学の領域・課題を問い直す試みとなっている。さらには、「金光教教典用語解説辞典(仮称)」の編纂作業は、過去の研究史の捉え直しや、教祖・教義研究を包括する形での新たな方法についての議論を促すものとなるなど、研究活動の充実・展開を求めている。

平成一一年度は、これまでの取り組みを踏まえ、引き続き(1)本教における教義的課題の明確化及び研究の促進、(2)『金光教教典』に関する基礎資料の編纂、(3)本所諸資料の全体的確認・整理

などを中心にして諸般の営みを進めた。

(1)については、教学研究会を開催し、研究の発表・討議を通じて、今日の教団状況の推移との関連等から個々の研究の意味を、

また、日韓宗教研究者シンポジウムへの参画、教団史に関する懇談会等を通じ、教学としての意義・課題の追求に努めた。(2)については、「金光教典用語解説辞典(仮称)」の草稿の執筆、検討を進め、編集をほぼ終了させた。(3)については、既存・新収資料の複写、目録作成作業を行う等、本所の全資料の総合的な把握に努め、教団史資料目録、本教人名索引など、データバンクの内容充実と活用の為に作業を進めた。また、研究事務分野の効率を高めるため、事務局・資料室の連携を図った。

研究題目の認定

四月二二日、一〇名の所員による本年度(平成二年)の研究題目が、以下の通りそれぞれ認定された。

〈第一部〉

○「広前歳書帳」を素材とした教祖研究

○「金光大神」と「生神金光大神」の意味的差異

―「覚書」「覚帳」における

金光大神の呼称表現の分析を通じて―

〈第二部〉

○金光大神における「差し向け」の意味

○明治十一年五月朔日の神伝についての一考察 加藤 実

○教典用語解説辞典(仮称) 民俗用語の草稿原案作成 河合 信一

〈第三部〉

○戦時体制移行過程における「教団」認識とその生成

―昭和九・十年事件の教団展望と「戦時変革」― 大林 浩治

○教団史基本資料集成の編纂 三矢田 光

○教団草創期における天地金乃神像表明の諸問題 北林 秀生

○明治末から大正における生活意識と「信仰」

―教内紙誌にみる教義化の諸問題― 高橋 晴江

○本所資料の総合的把握と管理運用について 佐藤 武志

研究講座

五月六日、本年度(平成二年)の研究講座を發足せしめ、以下の通り実施した。

一、原典ゼミ―担当者、金光和

「お知らせ事覚帳」の影印本をテキストにしたゼミを、七回、

金光大神直筆資料の解説を一回、教祖関係の史跡調査を目的

とした野外ゼミを、一回実施した。

二、教義ゼミ―担当者、竹部

現教典の編纂過程に関する資料の講読・討議を、二回実施した。

た。

三、教団史資料ゼミ―担当者、大林

「教団史に関する懇談会」の準備作業として、資料講読、討議を、一回実施した。

四、文献・資料講読会―担当者、児山真

桂島宣弘著『思想史の十九世紀』等をテキストとした講読会を、四回実施した。

## 研究発表会

研究活動の過程で、さまざまな研究の立場から示唆・批判を受け、研究相互の関係確認を行いつつ、各自の研究が充実し促進されることを願って、以下の通り実施した。

○金光大神の信仰理念における信仰集団意識について

―「家」意識を軸にした信仰集団把握を試みる前に―

山本 美紀(11・6・21)

○「金光大神」と「生神金光大神」の意味的差異

小坂 真弓(11・6・26)

○「天地」について

―任し難く、任さざるを得ぬものとして―

水野 照雄(11・10・9)

○金光大神の先祖観について

―問題意識の考察―

山本 美紀(11・10・27)

○「金光大神」と「生神金光大神」の意味的差異

―「覚書」「覚帳」における

金光大神の呼称表現の用法分析を通して―

小坂 真弓(11・10・29)

○『覚帳』明治五年九月四日の記述を考える

―金光大神が孕んだ問題性を捉える視点から―

児山 陽子(11・11・18)

○「癩者」の生と信仰

―「病」と「生死」の問題に注目して―

児山 真生(11・11・18)

○明治14年12月2日のお知らせについて

―金光大神晩年の信仰を究明すべく―

水野 照雄(11・11・29)

## 教典に関する基礎資料の編纂

本年度は以下の通り実施した。

一、「金光教教典用語解説辞典(仮称)」草稿検討会

(1)教義用語

①昨年度に引き続き、所内検討会を一回実施し、改稿を進めた。また、検討の効率化を図るべく、教義用語部会を適宜実施した。

②所内で検討、改稿の終了した用語について、教内有識者の意見を聴取すべく、編集会議(11・10・13、14)を開催した。

③ 昨年度編集会議での検討及び所内での再改稿を経た用語について、最終的な草稿を得るべく、囑託一名を招き、草稿作成会議(11・12・6)を行った。

(2) 教祖事蹟・民俗用語等

昨年度に引き続き、草稿第三稿を踏まえ、採用語を見直し、検討、改稿を進めた。なお、これらの検討会は四二回実施した。

草稿作成作業は、本年度をもって終了した。

二、御理解関係資料検討会

収集資料「御遺訓収集の達示に対する回答(明治二七年)に教典への追加が考えられる「御理解」が含まれていることから、当該資料の解説、及び教内誌から教典に未掲載の「御理解」収集に努めた。

資料の収集・管理

資料室を中心として、左の業務を行った。

一、資料調査・収集

- (1) 芸備教会神徳書院資料の整理収集(11・5・25) 出張者五名
- (2) 若松教会所蔵資料の借用(11・6・13) / 若松教会より
- (3) 芸備教会神徳書院資料の整理収集(11・6・17) 出張者七名
- (4) 芸備教会神徳書院資料の整理収集(11・7・28) 出張者六名
- (5) 教団史に関する調査(高松宮記念ハンセン病資料館並びに駿河療養所金光

教求信会に関する聴取調査(11・8・27・28) 出張者二名 資料二点  
用/服部常一氏より

(6) 芸備教会神徳書院資料の整理収集(11・9・2) 出張者六名

(7) 図書(教内図書、金光教学等)の收受(11・9・22) / 大粒来十太郎氏より

(8) 布教史に関する資料(ポートランド教会初代教会長平山文治郎師に関する資料二点)の收受(11・9・24・25) / 蜂谷美智子氏より

(9) 写真資料(金光出神)の收受(11・9・27) / 金光祺正氏より

(10) 教祖周辺者と、その家族構成、続柄の体系的把握を目的とした旧大谷村地域に所在する墓地の調査(11・9・29) 出張者九名

(11) 芸備教会神徳書院資料の返却並びに収集(11・9・29) 出張者二名

(12) 御祈念帳(九点)の收受(11・10・18) / 大仁教会より

(13) 写真資料(アメリカ布教並びに蜂谷静子師に関する写真四点)の收受(11・9) / 蜂谷美智子氏より

(14) 小野家資料の調査収集(11・12・14)

(15) 電子データ(金光大神事蹟集並びに金光四神言行資料集の索引)の收受(11・12・14) / 堤光昭氏より

(16) 教団会議事録(二点)の借用(11・12・15、17) / 教団会事務局より

(17) 教団会議事録(二点)の借用(12・1・17) / 教団会事務局より

(18) 金光大神に関する資料(金神社お札等一点)の收受(12・2・1)

／岡山在住小野氏より

(19) 図書(神誠二点)の收受(12・2・1)／畑愷氏より

(20) 電子データ(小田在一手記「吾生涯の一端」)の收受(12・2・8)／佐藤弥寿雄氏より

藤弥寿雄氏より

(21) 掛け軸、小軸(二点)の收受(金光図書館へ移管(12・2・23)／奥野節子氏より

節子氏より

(22) ビデオテープ(第5回町史講演会記録一点)の收受(12・3・1)／金光町役場振興課より

光町役場振興課より

(23) 小野家資料(一点)の移管(12・3・15)／金光図書館より

(24) 金光大神に関する資料(金神社お守り一点)の收受(12・3・24)／

広前部より

## 二、資料管理・運用

### (1) 資料の登録

教団史資料目録追加分(三二七点、神徳書院資料(二四二四点)、新収図書(二九六点)、教団書庫目録紀要(八二点)、布教史資料目録(三二点)をコンピュータへ登録した。

### (2) 資料の複写

(イ) 神徳書院資料	一七四八二枚	二二二点
(ロ) 教団史資料(追加分)	一一九〇四枚	六四点
(ハ) 教内図書	九〇〇九枚	二二点
(ニ) 金光大神関係資料	二七四枚	九点
(ホ) 管長家資料	一四〇枚	二点
(ヘ) 布教史資料	一二六枚	一三点

(ト) 小野家資料

一〇二枚

一点

### (3) 資料の整理

(イ) 神徳書院資料

○六六四点を整理し目録を作成した。

(ロ) 教団史資料

○追加分

・ 祭場保管資料三四点の紙折り・照合作業を行った。

・ 求信会に関する資料一四点を整理し目録を作成した。

・ 大阪教会資料二九〇〇点の受け入れ目録を作成した。

○昭和期(戦前・戦後)

・ 四八〇点の未整理分を年次別に分類した。

(ハ) 布教史資料

○資料一三点を整理し目録を作成した。

(ニ) 金光大神関係資料

○資料一二点を整理し目録を作成した。

(ホ) 教義資料

○資料三点を整理し目録を作成した。

### (4) 図書の整理・保管

新収図書二九六点の受人、破損図書の補修、所在不明図書の確認・補充及び整理を行った。

### (5) 雑誌の整理

「雑誌保存基準」に基づき、雑誌処分目録を作成の上、平成一一年のものについて廃棄処分した。

## 三、資料編纂

- (1) 「本教人名索引」について、中国教区教会出版物の人名抽出作業を行い、コンピュータ入力を終了した。
- (2) 「歴代教会長一覽」の編修作業を行った。

## 教 学 研 究 会

## 第三八回教学研究会（11・7・7）

## 一、日程

## 第一日

## (1) 課題発表、全体討議

(イ) 統一テーマ「本教を取り巻く状況と教学の視座

—現在の研究的取り組みから—

「金光大神」と『生神金光大神』の意味的差異

小坂 真弓

兎山 真生

「ハンセン病者の生と信仰」

(ロ) 全体討議

山崎達彦、古瀬真一（以上、コメント）、

## 第二日

## (2) 研究発表・討議

〈A会場〉

- ① 「家意識」「先祖観」から考察する金光大神の信仰集団意識の把握を目的として

—金光教学の先行成果の見直しから—

② 明治維新期における「神の変革」と「神の指図」について

—社会規範と信仰の価値を視点として—

③ 神前奉仕開始後の広前の周辺

—文治の財にかかわる事蹟を中心に—

④ 明治14年12月2日のお知らせについて

—人為と必然をめぐって—

⑤ 信仰と考証と

⑥ 金光大神は何を「理解」しようとしたのか

—「三つこと理解」をめぐって

⑦ 韓国天理教の成長の背景

—教義講習所を中心として—

⑧ 「生命」をめぐる学問的状况

—「共生」の視点から—

⑨ 金光大神における「差し向け」の意味

〈B会場〉

① 「社交核心会」開催の意味

② 本教主祭神を問う視角

③ ある教務人の問い

④ 昭和九・十年事件と教団論の射程

⑤ 「教団」概念の位相をめぐって

—教団史資料と研究史から—

⑥ キム・ジハの生命思想と「民衆宗教」教学

山本 美紀

兎山 陽子

兎山 陽子

金光 和道

水野 照雄

土居 浩

加藤 実

呉 大原

早川 公明

竹部 弘

佐藤 武志

北林 秀生

岩崎 道与

大林 浩治

三矢田 光

—「ポストモダン教学」の創出へ向けて—

渡辺 順一

⑦「家庭」の創出と「信仰」

—明治期東京布教をめぐる—

高橋 晴江

⑧学院教育から観た教団史の視角

滝口 祥雄

二、出席者

オハラシ、イオンズ

呉大原、李承宰、黄奉喆、李仁守

以上、大韓天理教、塚本憲正（今  
道、長屋敏夫（大曾根）、近藤和明（小阪）、岩崎道与（静岡）、森定光治  
（玉蓮）、土居浩（前橋）、安井寛之（寝屋川）、松本早古（広町）、高橋斉、  
古川義人（以上、布教部）、熊田信道、藤井喜代秀、保坂道照、滝  
口祥雄（以上、学院）、松田敬一（総務部）

坂本忠次、荒木美智雄、姫野教善、山崎達彦、前田祝一、藤尾  
節昭、早川公明、渡辺順一（以上、囑託）

山根正威、松本光明、岡成敏正、野中修、古瀬真一（以上、研究  
員）

本所職員、研究生

本所では、機関としての基本的性格の確認をはじめとして、今  
日の教団状況との関わりで、教学研究が抱え持つ諸問題を検討す  
べく、教学に関する懇談会を随時開催してきている。第二一回会  
合は、左記のテーマに基づき、講話、発題、懇談を行った。今回

本所では、機関としての基本的性格の確認をはじめとして、今  
日の教団状況との関わりで、教学研究が抱え持つ諸問題を検討す  
べく、教学に関する懇談会を随時開催してきている。第二一回会  
合は、左記のテーマに基づき、講話、発題、懇談を行った。今回

### 教学に関する懇談会

本所では、機関としての基本的性格の確認をはじめとして、今  
日の教団状況との関わりで、教学研究が抱え持つ諸問題を検討す  
べく、教学に関する懇談会を随時開催してきている。第二一回会  
合は、左記のテーマに基づき、講話、発題、懇談を行った。今回

の懇談会は、研究員各位の参加を求め、例年一二月に開催してき  
ている研究員集会を含んで開催した。

一、テーマ 「現代社会と教学」

二、日時 一二月一三日

三、日程

講話「教学における領域拡大の可能性について」（別掲）

発題1「教学研究に期待するもの」 宮本要太郎

発題2「研究課題と方法」 古瀬 真一

討議 北林 秀生

四、出席者 宮本要太郎（囑託）、松本光明、岡成敏正、古瀬真一、  
松井太基郎（以上、研究員）

本所職員

本所職員

### 教団史に関する懇談会

本所では、教団史資料収集の一環として、教団史に関する懇談  
会を随時開催し、聴取内容を資料化してきている。

第一一回教団史に関する懇談会では、昭和五年の教規改正か  
ら第四次安田内局（昭和五年）までを聴取の対象とし、教規改正  
以降の具体的な諸施策の取り組みについて、また、第一～四次安  
田内局の戦後教政史上における意義について、当時、教政の立場  
にあった人々を招き、以下の通り開催した。

- 一、テーマ 「戦後教団の動向について」
- 二、日時 九月二十七日～二十八日
- 三、会場 本所会議室
- 四、出席者 大徳道人、橋本真雄、三矢田守秋  
本所職員六名

### 日韓宗教研究者交流シンポジウム

日韓宗教研究者交流シンポジウム合同運営委員会

韓国・済州大学校（11・8・18）

本所では、これまで日本と韓国における諸学問（宗教学・歴史学の研究者、および各宗教の教学・宗学の研究者との交流・相互理解を通じて、両国における宗教研究の比較、検討と、問題意識の交流を図ると共に、教学研究上の研究視点の深化と拡大に培うべくシンポジウムへの参加、並びに運営委員会に参画してきた。

今回は、これまで六回に亘って開催してきたシンポジウムを総括すると共に、今後の研究交流の方針・展望を協議することを目的として、日韓両国の運営委員会による委員会が開催された。

会議では、まず、これまでのシンポジウムを踏まえた研究発表が、日韓両国から二名ずつ、計四名によつてなされた後、全体で討議を行った。その後、次年度以降の計画について話し合わせ、平成一三年からシンポジウムを再開することと、これまでの研究

交流の意義を明らかにする目的で、シンポジウムでの研究発表を論集として編纂し、日韓両国で同時刊行することが確認された。

なお、平成二二年は、交流再開、論集刊行の具体化について協議を重ねるべく、合同運営委員会を富山で開催することになった。

#### 一、研究会

##### (1) 研究発表

① 桂島宣弘（立命館大学教授）

「近代という経験と他者イメージ」

② 梁銀容（ヤンウンヨク 円光大学校教授）

「新宗教研究の現状」

③ 佐藤光俊（金光教教学研究所長）

「国家体制と『宗教』—金光教における『近代』の経験—」

（本発表記録は、紀要『金光教教学』第三九号に掲載）

④ 姜敦求（カンジュン 韓国精神文化研究院教授）

「宗教研究の現在」

##### (2) 全体討議

二、調査見学旅行（11・8・19）

以下の施設を訪問した。

民間信仰祠堂、済州島民俗博物館、三法修道教化院不北布教堂

#### 三、参加者

##### (1) 日本側参加者

天谷忠央（中央学術研究所長、梅澤ふみ子（ヒメ 恵泉女学園大学教授）、長志珠絵（神戸市外国語大学助教授）、川瀬貴也（東京大学

大学院、桂島宣弘（立命館大学教授）、神田秀雄（天理大学教授）、小沢浩（富山大学教授）、島蘭進（東京大学教授）、福島栄寿（光華女子大学・短期大学真宗文化研究所職員）、安丸良夫（二橋大学名誉教授）

## (2) 韓国側参加者

柳炳徳（韓国宗教史学会会長、ユビョンドク）、鄭鎮弘（ソウル大学教授）、盧吉明（高麗大学教授）、梁銀容（尚光大学教授）、尹承容（韓国宗教研究会会長）、朴承吉（暁星カトリック大学教授）、趙誠倫（済州大学教授）、柳聖旻（韓神大学教授）、姜敦求（韓國精神文化研究院教授）、李元範（東西大学教授）、朴奎泰（甌山思想研究院研究員）

なお、本所からは、佐藤光俊（所長）、児山真生（助手）が参加した。

## 各種会合への出席

## 一、学会

岡山民俗学会（11・4・25）二名  
 歴史学研究会（11・5・22）二名  
 日本民族学会（11・5・29）二名  
 「宗教と社会」学会（11・6・12）二名  
 日本宗教学会（11・9・17）三名  
 日本民俗学会（11・10・2）二名

日本社会学会（11・10・10）二名  
 日本史研究会（11・11・20）二名

## 二、教内会合

金光教平和フォーラム・イン・ヒロシマ（11・7・26）一名  
 布教史研究連絡協議会（11・8・24）三名  
 布教史研究連絡協議会準備会（12・2・5）一名  
 三、その他

岡山部落解放研究所第二〇回総会（11・5・29）一名  
 歴史科学協議会（11・9・25）二名  
 日本思想史学会（11・10・30）一名  
 金光町史講演会（11・11・27）二名  
 民衆思想研究会（11・12・18）二名  
 現代における宗教の役割研究会（11・12・26）一名

## 嘱託・研究員

嘱託・研究員は、「金光教教典用語解説辞典（仮称）」草稿検討会並びに編集会議、第三八回教学研究会、第三一回紀要掲載論文検討会への出席・参加、及び教学論総論への出講を通じて、本所の業務に参画した。

本年度は、第二三回研究員集會を、第二二回教学に関する懇談会に併せて開催した（教学に関する懇談会）の項並びに講話記録参照。

## 評議員

本年度は、評議員会を二回、以下の通り開催した。

一、第六八回(11・9・13、14)

議題 (1)平成二年度の方針並びに計画案及び

経費予定案について

(2)その他

二、第六九回(12・3・14)

議題 (1)平成一一年度研究報告について

(2)その他

第六八回の審議の主な点は、(1)現在の研究動向について、(2)教務と信仰の関わり方について、(3)明治期の金光大神の信心について、(4)ご伝記『金光大神』の改訂版編纂と教学との関係について、(5)研究生の採用並びに育成について、(6)資料から見た教学研究の取り組みについて、(7)資料の収集、管理運用について、(8)教典用語解説辞典編纂の進捗状況、(9)本部研修生の受け入れについて、(10)日韓宗教研究者交流シンポジウムの論集刊行について、(11)教団独立百年のお年柄における教学研究会の持ち方について、等であった。

これらの諸点に併せ、経費についても質疑応答がなされ、平成二年度の方針並びに計画案及び経費予定案について了承を得た。

なお、出席者は中川八良、沢田重信、早川公明、熊田信道、松

村真治、道願正道の各評議員と所長以下六名の職員であった。

第六九回では、平成一一年度研究報告並びに業務報告の概要について報告ののち、以下の諸点について審議を行った。(1)教内の信仰状況と研究者の意識について、(2)現在の研究動向について、(3)「覚書」「覚帳」の性格の相関性・相違性と研究の視点・方法について、(4)研究論文の学院授業での活用方法について、(5)これらの教学の方向性について、(6)教団史基本資料集成の編纂について、であった。

なお、出席者は中川八良、沢田重信、早川公明、熊田信道、松村真治、道願正道の各評議員と所長以下六名の職員であった。

## 研究生

本年度は、左の四名に、五月六日から六ヶ月間研究生を委嘱し、実習を行った。

佐田智治(合衆教会)、斎藤創(天洲教会)、鈴木一彦(築地教会)、

磯部晋(常滑教会)

実習内容は以下の通りである。

一、レポート

(1)文献解題・資料解題

研究生の研究関心に応じて、文献・資料を選択し、解題レポートを三回提出した。

## (2) 実習報告

実習期間を総括して、以下の内容の実習報告を一〇月に提出した。

## ○佐田智治

「お知らせ事覚帳」の金光大神の、三人の子息に関する記述内容の分析を通じて、信心継承への願いについて考察した。

## ○齋藤創

「湯川安太郎 信話」での語りの分析を通して、本教信仰における「おかげ」について考察した。

## ○鈴木一彦

「お知らせ事覚帳」における金光大神と浅吉（金吉）の親子関係の分析を通じて、「あいよかけよ」の意味を考察した。

## ○磯部晋

木村敏「生命のかたち／かたちの生命」の解題を通じて、信仰における主体性確立の必要性について考察した。

## 二、講座実習

教学研究の基礎的素養を培うために、「教学論総論」「教学論各論」の各講座を受講した。

## (1) 教学論総論―担当者、所長・部長・幹事・嘱託・中近畿教務センター所長

教学の基本理念・歴史、金光大神研究・教義研究・教団史研究の各方法論、及び本所の活動内容についての講義を実施

した。

また、現在において求められる教学の意義・役割、及び問題意識についての講義を、嘱託福嶋義次（11・5・27）、同荒木美智雄（11・7・6）により、教会布教、教団動向についての講義を、中近畿教務センター所長阪井澄雄（11・9・16）により、それぞれ実施した。

## (2) 教学論各論

(イ) 原典講読―担当者、金光和、加藤、小坂、水野

「金光大神御覚書」お知らせ事覚帳」の影印本をテキストとして、通読、討議を四回実施した。

(ロ) 原典講読―担当者、高橋

「新光」をテキストとして、通読、討議を、三回実施した。(イ) 紀要論文講読―担当者、河合（一・二部 三部各三回ずつ）

沢田重信「信心・布教・政治―金光大神御覚書、明治六年「神前撤去」の解釈―」、瀬戸美喜雄「神の怒りと負け手―明治六年十月十日の神伝をめぐって―」、竹部弘「金光大神晩年の『世界』像と『天地』観」、藤尾節昭「布教と教義化の問題―『信条』をめぐって―」、藤井記念雄「戦後教団の動向と諸問題」、渡辺順一「日本植民地統治下での東アジア布教―台湾・朝鮮・満州での布教の軌跡とその問題―」の各論文をテキストとして、講読会を六回実施した。

## (3) 資料実習―担当者、河合

## 人事異動

資料の意味を把握し、本所における資料の収集整理・保管の技術および取り扱い方法について理解を深めるべく、資料室ガイダンスを一回、資料解読を三回、資料整理を二回、調査実習を一回行つた。また、図書整理、資料庫保管資料の所在確認をそれぞれ一回ずつ行つた。

## (4) 教学論ゼミ担当者、河合

研究課題発掘への主体的な追究を目指すべく、研究生相互に、また研究者と共に教学とは何かということについての討議を計二回実施した。

## (5) その他

所内各種会合に出席、傍聴した。また、儀式事務御用奉仕に従事した。

## 通信の発行

通信「聖ヶ丘」第一九号を以下の通り発行した。

一、期日 平成一二年六月一〇日

二、内容 巻頭言、所内の動き、投稿、研究報告検討会座談会、他

三、部数 三三二〇部(A4判、八頁)

## 一、職員(教団職員)

○助手高橋晴江、同河合信一、同佐藤武志、四月一日付で所員に任命。○教徒中西教幸、五月六日付で教団職員に任命され、書記に就任、同日付で資料室員に指名。○所員渡辺順一、主事落合真人、六月三〇日付で辞任。○所員金光清治、七月一日付で本部教庁教会部へ異動。○事務長佐藤和貴、七月一日付で資料室長に兼ねて指名。○教師佐田智治、同鈴木一彦、十一月一日付で教団職員に任命され、助手に就任。○所員三矢田光、同高橋晴江、三月二五日付で辞任。

## 二、嘱託

○教師渡辺順一、七月一日付で嘱託を委嘱。

## 三、研究生

○教徒佐田智治、同斎藤創、同鈴木一彦、同磯部晋、五月六日付で研究生を委嘱。一〇月三〇日付で委嘱期間満了。

## 四、研究員

○研究員岡成敏正、四月二四日付で任期満了。翌日付で再任。  
○研究員山根正威、九月三〇日付で任期満了。

○教師松井太基郎、一〇月一日付で研究員を委嘱。

## 五、本所関係者(12・3・31現在)

職員二〇名(所長1 部長3 幹事1 所員6 助手4 事務長1 主事4)  
嘱託一二名、研究員五名、評議員六名

学院との関係・その他

- 一、学院前期基礎課程の講義に、以下の職員が出講した。
  - (1) 教祖特別講義（所員金光和道、同小坂真弓）（11・10・28）
  - (2) 教義特別講義（所員竹部弘、助手水野照雄）（11・9・28、10・13、29）
  - (3) 教団史特別講義（所員大林浩治、同高橋晴江、同佐藤武志）（11・7・21、10・13）
- 二、学院後期研修・実習課程の講義に、以下の職員が出講した。
  - 「教学論」〔所長佐藤光俊〕（12・2・28）
- 三、学院の助手教育の一環として、「教学論総論1」〔所長佐藤光俊〕に、以下の学院助手が聴講した。
  - 十亀美樹、上野正常
- 四、学院と教学研究所との懇談を実施した。（12・3・22）
  - 金光図書館と教学研究所との懇談を実施した。（12・3・15）
  - 本年度中に本所を訪れた学界関係者等は、以下の通りである。
    - 森葉月（宗教情報センター研究員）（11・4・17、18）
    - 桂島宣弘（立命館大学教授）他、立命館大学日本思想史研究会一四名（11・8・26）
    - 柴田一（就実女子大学教授）（11・11・5）
    - マイケル・バスケイト（デュポール大学非常勤講師）（11・12・12、13）
    - 野村文字（川村短期大学助教授）（12・1・27）

○小沢浩（富山大学教授）（12・2・14）  
 紀要『金光教学』三十九号正誤表

頁	行	誤	正
134	△ 8	大正二（一九三二）	大正一一（一九二二）
142	下段△ 9	みず	みず
173	△ 6	いわば、	□いわば、
176	△ 7	あつてはならぬ。」	あつてはならぬ。
177	5	あります。」	あります。
202	下段△ 1	○教徒山	○教師山
203	下段 7	後任には道願	後任には教師道願
204	三十八号	初出	福嶋義次「維新时期における金光大神の視座」紀要『金光教学』第十二号、一九七二年、二五、二六頁
204	正誤表	（10・3・1）	（10・3・11）

紀要『金光教学』三十三号正誤表

頁	行	誤	正
88	3	書付下がり。氏は	書付下がり。同じく十二日、氏は

紀要『金光教学』三十五号正誤表

頁	行	誤	正
84	資料 3	伊藤忠通	伊藤忠道

## 講演・講話・発表記録

教政の課題と信仰の課題(第29回教学研究会講演)	前田 祝一	31	99	5626
信仰と神学	大島 末男	32	149	5848
—聖典の現代化をめぐる—(第30回教学研究会講演)				
現代社会と宗教	大峯 顯	33	195	6140
—大きな生命へ—(第31回教学研究会講演)				
韓国の宗教事情について	李 <sup>イ</sup> 元 <sup>ウォン</sup> 範 <sup>ベン</sup>	33	263	6208
—宗教の土着化と関連して—(第16回教学に関する懇談会講演)				
社会認識の前提としての「社会」観の問題	山崎 達彦	34	171	6407
—いわゆる「本教」と社会との関連にもふれて—(第32回教学研究会講演)				
「設立四〇周年を迎えて」	佐藤 光俊	35	276	6775
—教学の現状と課題—(第33回教学研究会講演要旨)				
ポスト・モダンティエーと宗教的思考をめぐる(第36回教学研究会講演)	深澤 英隆	38	83	7271
国家体制と「宗教」	佐藤 光俊	39	158	7489
—金光教における「近代」の経験—				
(21C日韓宗教フォーラム<日韓宗教研究者交流シンポジウム運営委員会>発表)				
近年の学問動向と物語論	宮本要太郎	40	142	7677
—共同体の回復のために(第21回教学に関する懇談会講話)				

## 会合記録

第30回教学研究会記録要旨		32	224	5923
テーマ「現代社会と金光大神の教えをつなぐもの」				
第2回日韓宗教研究者交流シンポジウム—金光セッション—記録		35	102	6601
テーマ「日韓の新宗教と伝統文化—近現代における宗教運動とその成立基盤—」				
第19回教学に関する懇談会記録		36	146	6946
テーマ「教学研究の意義・役割をめぐる」				
第35回教学研究会記録要旨		37	186	7162
テーマ「教祖研究の回顧と展望」				

## 資 料

## 資 料 名

金光大神事蹟集(八)—八木栄太郎—伝承者不明、補遺		31	128	5655
金光四神言行資料集(一)—岡本駒之助		32	180	5879
同 上 (二)—岡本駒之助		33	219	6164
同 上 (三)—沢井光雄		34	202	6438
同 上 (四)—杉田政次郎		35	208	6707
同 上 (五)—桂松平、増田誠元、有田(齋藤)俊三郎、 その他の資料類		36	86	6886

<b>第36号</b>				
天地と心の構造	竹部 弘	1	6801	
神道金光教会における講社結収の展開とその特質	北林 秀生	31	6831	
<b>第37号</b>				
大谷村と赤沢文治	金光 和道	1	6977	
一教独立とその課題	大林 浩治	47	7023	
一佐藤範雄の宗教法制度化要求一				
北米日本人移民の信仰と生活世界	金光 清治	85	7061	
大患経験の意味と「神の助かり」	小坂 真弓	143	7119	
<b>第38号</b>				
諸人救済の視座	渡辺 順一	1	7189	
一差別・暴力を視点とした「生神の宮」試論一				
近世農民の世界観と金光大神の信仰	竹部 弘	50	7238	
<b>第39号</b>				
神前奉仕開始後の広前の周辺	金光 和道	1	7332	
一東長屋・「宮」建築など諸経費支出の背景一				
日系金光教信奉者の抑留とその諸相	金光 清治	36	7367	
一一世信奉者の体験を中心にして一				
「家」「稼業」の変容と信仰	高橋 晴江	73	7404	
一長谷川まつに見る明治期東京布教の側面一				
普通選挙実施前夜の社会運動家達と金光教	佐藤 武志	110	7441	
一「社交桜心会」から問われる本教信仰の意義一				
<b>第40号</b>				
金光大神の社会へのまなざしと「理解」	加藤 実	1	7536	
一明治十一年五月一日のお知らせをめぐって一				
教団草創期における教義表明の諸相	北林 秀生	33	7568	
一佐藤範雄の主祭神表明の態度に注目して一				
金光大神の晩年における天地書附の意義と取次の姿勢	水野 照雄	80	7615	
「癩者」の金光教	児山 真生	111	7646	
一教団の成り立ちへの問いかけとして一				
<b>研究ノート</b>				
題 目	氏 名	号	頁	通頁
教祖広前周辺について	金光 和道	32	94	5793
一小野家資料から窺える事跡を中心に一				
「六条院広前祈念帳」について	眞田 幹夫	32	118	5817
<b>資料論攷</b>				
岡山県上道地方からの参拝者	金光 和道	33	161	6106
一金光大神の「広前歳書帳」からみた一				

# 金光教教学研究所紀要第31～40号

## 掲載論文・資料等一覧表

### 論 文

題 目	氏 名	頁	通頁
<b>第31号</b>			
日本植民地統治下での東アジア布教 —台湾・朝鮮・満州での布教の軌跡とその問題—	渡辺 順一	1	5528
明治期の金光大神と神・歴史・時間 —「神代」の歴史意識をめぐって—	竹部 弘	57	5584
<b>第32号</b>			
「昭和二十九年教規」の制定及び運用過程の諸問題 —議会制度と教監責任制の意義確認をめぐって—	佐藤 光俊	1	5700
「覚帳」に見られる親子関係についての一考察 —金光大神とその長男浅吉の生活史を中心として—	岡成 敏正	51	5750
<b>第33号</b>			
天地の規範と生神の道伝え —「覚帳」の向明神、白神についての記述内容をめぐって—	渡辺 順一	1	5946
金光大神晩年の「世界」像と「天地」観	竹部 弘	50	5995
金光大神晩年の信仰と天照皇大神 —明治十年七月二十九日の神伝をめぐって—	坂口 光正	86	6031
明治末から大正にかけての本教社会実践 —佐藤重助・片島幸吉の活動を中心—	大林 浩治	119	6064
<b>第34号</b>			
「覚書」における金光大神前半生と天地金乃神 神性開示について	竹部 弘	1	6237
	姫野 教善	37	6273
金光大神における代替りの問題に関する一考察 —「覚帳」に綴られた次男菰雄の祠掌職に関わる記述内容をめぐって—	岡成 敏正	57	6293
戦後教団とその教義的課題 —「御書付奉体弘通」をめぐって—	三矢田 光	100	6336
「迷信打破」教義の成立と展開 —近代化と信仰のはざまで—	加藤 実	136	6372
<b>第35号</b>			
「大東亜」戦時下の教団態勢	渡辺 順一	1	6500
日中戦時下における本教の対支文化事業	大林 浩治	43	6542

---

平成12年9月20日印刷  
平成12年9月25日発行

金光教学第40号

編集・金光教教学研究所  
印刷・株式会社正文社印刷所  
発行・金光教教学研究所

岡山県浅口郡金光町

---

落丁・乱丁本はお取替致しますので、金光教教学研究所  
までお送り下さい。

## 発 刊 に 当 っ て

このたび、当研究所紀要「金光教学」を刊行して、毎年一回、当所における研究の内容及び行事の概要を発表、報告することとなった。その趣意とするところは、すなわち、これによって広く教内外の批判と指教を仰ぎ、一つにはまた、当所年間のごきを整理して、みずからの反省検討に資せんとするにある。

去る昭和二十九年四月、本教の制度、機構の全面的改革により、総合的な教学研究機関設置のことが決定せられ、その十一月、従前の教祖伝記奉修所、金光教学院研究部など、教学関係諸機関の使命と業績をも継承、摂取して、当研究所が新設せられた。紀要刊行のことは、当時すでに考慮されていたのであるが、開設早々のこととて、いま少しく陣容もとのい、内容も充実するをまって実施するを可として、こんにちに至った。現在においても、当所の仕事は、研究の基礎確立、資料の収集、研究者の養成等、総じてなお準備的段階にあるのであって、いまだ本格的研究の段階に達しているとはいいい難いが、こんにちにはこんにちとして現況を報告することも、決して意義なしとしない。否、むしろこの段階においてこそ、一人肝要であると考えられる。それは当所が、つねに全教との緊密なつながりを持ち、絶えず当所のごきに対する批判を受けつつ、生きた本教信心の真髄を組織的体系的に把握しゆくことを、念願するが故である。

由来、一般に宗教にあつては、教学研究と信仰の實踐とが、とかく対立の立場において思議せられ、相反目して互いに他を否定せんとする傾向さえ見られがちであるが、本教においても、近時ややその感なしとしないのではあるまいか。もし然りとすれば、それは、教学的研究に、目前の現実的効用を求むることあまりに急なるが故であろうか、或は、教学的研究が、現実の信仰体験から浮き上つて、いたずらに抽象的論議に走っているからであろうか、それとも、信仰の實踐が、現代の切実困難な問題に取組む勇気を失つて、単なる気分的神秘の世界に逃避せんとする傾向にあるがためであろうか、或はまた、ただ一般に諸宗教の教学的研究所が陥り易い弊を見て、直ちに本教教学もまたしかりときめつけているがためであろうか。この点、研究の面からも実践の面からも、深く反省しなければならないところである。

教学は、本来信心の自己吟味であり、信仰生活の拡充展開を本務とする。この故に、その基盤は、あくまで本教の信心に置かれねばならない。もし、教学研究が現実の信仰体験から遊離し、教祖のそれを逸脱するならば、たとえ如何に精緻な教学体系を樹立し得たとしても、それはもはや本教教学たるの意義を失えるものである。他面また、なんらの教学的反省、整理をとまなわぬ信仰は、如何ほど熱烈であろうとも単に偏狭な独善的信念であるにとどまり、その信心生活の進展は望み得べくもない。教祖の信心は、決してさようなものではなかつた。御伝記「金光大神」を味読するとき、われわれはそこに、烈烈たる信仰の力を感銘せしめられるとともにつねにそれが反省吟味せられつつ、不斷に展開しているすがたを見出すのである。

われわれは、かかる教学を追求し、もつて道理に合うた信心の展開に資するところあらんことを願ひとする。この紀要が、今後号を重ねて、必ずやこの念願実現の上に役立つであろうことを、期待するものである。

幸いに、広く全教の支持、協力を賜らんことを切望してやまない。

なお、この紀要に「金光教学」の名を冠するゆえんは、かつて、金光教学院研究部の編集にかかる教学雑誌「金光教学」が、年二回宛発行せられて十五集に及び、本教教学の振興に貢献するところ、多大であつたことを思うてのこともあることを、付記しておく。(昭和33年3月1日・金光教教学研究所長 大 淵 千 仞)

# JOURNAL OF THE KONKOKYO RESEARCH INSTITUTE

Edited and published by  
Konkokyo Research Institute  
Konko, Okayama, Japan  
2 0 0 0  
No.40

---

## CONTENTS

KATO, JITSU	
Konko Daijin's Thoughts Related to the National Policy Prohibiting Traditional Taboo .....	1
KITABAYASHI, HIDEO	
Manifestation of the Tenet of Konkokyo Organization in its Formative Years—A Review of Norio Sato's Attitude Choosing a Devine Name to be Authorized .....	33
MIZUNO, TERUO	
Clarified Meanings of the Divine Reminder in Konko Daijin's Later Years and His Way of the Toritsugi Mediation .....	80
KOYAMA, MASAKI	
On Lepers' Sufferings and their Faith in Konkokyo —In Quest for Principles of Konkokyo Organization .....	111
<hr/>	
MIYAMOTO, YOTARO	
A Recent Trend of the Science of Religion Related to Narratives —For a Way of Recovering Communities .....	142
<hr/>	
A Brief Outline of Research Papers Submitted by the Staff of Konkokyo Research Institute for the Year 1999 .....	152
The Summary of the Records for the Meeting about the Critique of Papers Contributed to the Previous Edition .....	161
A List of Activities of Konkokyo Research Institute in the Year 1999 .....	164
A List of Paper and Material in the Journal(Vol.31—Vol.40)	